

平成30年第1回定例会

市 議 会 会 議 録

平成30年2月16日（開会）

平成30年3月16日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成三十年第一回定例会会議録

(平成三十年三月)

垂水市議会

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月16日) (金曜日)

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	6
1. 報告第 1 号 上程	1 1
報告	
1. 議案第 1 号・議案第 2 号 一括上程	1 1
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第 3 号～議案第 1 4 号 一括上程	1 6
説明、質疑	
議案第 3 号～議案第 1 1 号・議案第 1 4 号 総務文教委員会付託	
議案第 1 2 号・議案第 1 3 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 1 5 号 上程	2 5
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 1 6 号～議案第 2 1 号 一括上程	3 1
説明、質疑	
議案第 1 6 号・議案第 1 7 号 総務文教委員会付託	
議案第 1 8 号～議案第 2 1 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 2 2 号～議案第 3 2 号 一括上程	3 3
説明、質疑	
1. 散 会	4 3

第 2 号 (2月27日) (火曜日)

1. 開 議	4 6
1. 議案第 3 3 号・議案第 3 4 号 一括上程	4 6
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 陳情第 8 号 上程	4 7
総務文教委員会付託	
1. 議案第 1 5 号～議案第 2 1 号 一括上程	4 7
委員長報告、質疑、討論、表決	

1. 平成30年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問	51
堀内貴志議員	51
1 ふるさと応援基金について	
(1) 平成29年度のふるさと納税の見込額とその寄付金の取扱いについて	
(2) 平成29年度に活用した主な事業内容及び平成30年度の予算ではどのように反映されるのか	
(3) 更なるふるさと納税額アップのための取組について	
2 行政におけるタブレットとICT活用について	
(1) タブレットとICT活用に伴う利便性と問題点について	
(2) 他自治体のICT化の取組の情勢について	
(3) 議会と行政にタブレット導入はできないか	
3 垂水市ポイ捨て等防止条例について	
(1) この条例の目的と考えられる効果について	
(2) 市民への周知徹底の方策について	
(3) 「環境美化重点地区」モデル地区の設置について	
川越信男議員	64
1 青少年派遣事業「夢の翼」について	
(1) 実施の意図について	
(2) 内容（国・生徒の選考方法）について	
(3) 事業の期待・継続について	
2 経済への挑戦・企業誘致について	
(1) 過去の誘致企業の実績について	
(2) これまでの取組状況と課題について	
(3) 今後の企業誘致の推進について	
3 たるみず元気プロジェクトについて	
(1) 事業の成果と課題について	
(2) 参加者の反応は	
(3) 平成30年度取組等について	
4 南の拠点整備事業について	
(1) 工事の進捗状況の確認について	
(2) 民間エリアの開発状況について	
5 市長の政治姿勢について	
(1) これまでの振り返りと今後について	

森 正勝議員	73
1 新庁舎建設について	
(1) パブリックコメントで3つの候補地以外の新たな場所が提起された場合、どのように対処するのか	
2 商工業の振興について	
(1) 水産物を含んだ特産品の販路拡大事業においては、これまで得られたデータの分析検証を行い販路拡大に努めたいとある。これまで行った市長のトップセールスの成果と課題について聞く	
3 浮津集落の集落水道について	
(1) 一昨年の台風後の復旧の状況と水源地の確保について聞く	
梅木 勇議員	79
1 6次産業化について	
(1) 市長の思いを聞く	
(2) これまでの推進・取組について	
(3) 支援を受けた事業者の状況は	
2 ごみ対策について	
(1) 収集について	
ア 収集状況は	
イ リサイクルの状況は	
ウ リサイクル率の対策は	
(2) 補助金制度について	
ア これまでの実績は	
イ 交付団体の登録者数・回収業者は	
ウ 補助の見直しは考えられないか	
川畑三郎議員	86
1 農業振興について	
(1) 就農給付金、設備等導入補助について	
(2) I P M導入支援事業について	
(3) 防災営農対策事業について	
2 水産業振興について	
(1) 今年度の事業計画について	
(2) 種子島周辺漁業対策事業について	
(3) カンパチ・ブリの人工種苗について	
3 農道整備について	

(1) 新年度における整備予定について	
4 教育費について	
(1) 青少年海外派遣事業について	
5 定住促進事業について	
(1) 新年度における事業整備予定について（ソフト事業）	
堀添國尚議員	9 5
1 牛根地区の医療体制について	
(1) 牛根地区の高齢者はいざというときの医療に不安を持っている。なんとかできないだろうか。市長の考えや計画を聞く	
2 バス停の改善について	
(1) ドラッグイレブン前のバス停は、バスに乗り降りが長びくと渋滞する。この改善を考える必要があるが	
3 錦江湾横断道路について	
(1) 気運を高めるための看板の設置について	
(2) 大隅地域の車のナンバープレートへの取組について	
(3) 時間短縮のための方策として、また、桜島島民のための緊急避難道路として、海橋は考えられないか	
4 国道整備について	
(1) 霧島市、牛根間の国道の整備について	
池之上誠議員	1 0 1
施政方針について	
1 公約について	
(1) 経済への挑戦について	
ア 水産業・農業の6次産業化について、具体策と将来展望は	
イ 地域包括ケアシステムの推進について、具体策と将来展望は	
(2) 未来への挑戦について	
ア 定住人口対策について各施策の実績と将来展望は	
2 重点施策について	
(1) 地方創生関連について	
ア 南の拠点整備事業について具体的運営内容は	
(2) 新庁舎建設関連事業について	
ア パブリックコメント・市井の声などへの対応について	
(3) 農林業振興について	
ア 就農支援の実績及び高齢就農者への対応と将来展望は	

(4) 医療体制の充実について	
ア 垂水中央病院の将来展望は	
(5) 生活環境について	
ア 資源化率の向上と水質保全への具体策と将来展望は	
(6) 土木行政について	
ア 住宅関連支援策の実績と将来展望及び道路行政について	
(7) 行政改革と人材育成について	
ア 人事評価制度の果たす役割について	
イ 各公民館主事のおかれている現状と今後の在り方について	
1. 散 会	1 1 4

第3号（2月28日）（水曜日）

1. 開 議	1 1 6
1. 平成30年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問	1 1 6
持留良一議員	1 1 6
総括質疑 施政方針・予算案	
1 市民が幸せを感じられる政策と持続可能なまちづくりを	
(1) 予算案の規模と今後の財政運営について	
ア 平成28年度決算では、経常収支比率が対前年度と比較して「悪化した」とみる中、今後、人件費や扶助費の増、公債費（公共事業等）や債務負担支払いなどで、財政運営（財政の硬直化等の懸念）は、健全に保たれるか。懸念材料はあるのか。対策は	
イ 今後の住民サービス等への影響・懸念はないか（市民からは「箱もの行政」「税金をもっと市民生活へ」の声もある）	
(2) 高齢者の施策はどのように検討されたのか	
ア 生活実態をどのようにとらえているか	
年金受給額は 平均一国民年金 厚生年金	
イ 高齢者の貧困率はどのくらいか	
ウ 生活保護の捕捉率の調査はあるのか。生活と生活保護の必要性との乖離（スティグマ等や自分が利用できることを知らないや周知不足等）は何か、生活保護を利用しやすくするための手立てをどのように考え、具体化しているか。まだ検討する必要があると考えるか	
エ 高齢者福祉政策で検討すべき課題をどのように考えているか（負	

担の軽減や補助等生活の支援)

特別会計

1 介護保険事業特別会計

～高齢者のみなさんが安心して介護が利用でき、生きがいをもって暮らしていけるために問われる行政の役割と責任（福祉の心を）

(1) 介護保険料の値上げの提案について

ア 「基金」を活用して、保険料の値上げを抑制されたのは評価するが、高齢者の生活への影響は大きい。どのような影響を与えると考えるか

(2) 保険料値上げへの対策の検討はどうだったのか

ア 一般会計からの繰入れの検討はなかったのか。全国に事例はあるか

(3) 保険料負担へ市独自の減免施策（負担の軽減）の検討は

ア 全国の事例数はどのくらいか。都城市や沖縄市等の事例をどうみるか。参考に検討すべきではないか

一般質問

1 農業問題について～農業の振興策の保障を

(1) 就農支援策対策について

ア 農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金制度）について

(ア) 制度の変更での問題はないか（準備型・経営開始型）

(イ) 自治体の支援義務（経営・技術、資金、農地）に問題ないか（国は自治体に過大な支援は求めないと回答。JAや農業委員会、普及センターとの連携を強調）。市独自の支援金の引上げの必要性はないか

(ウ) 給付金の返還については「極端なケースが対象で、普通に努力してもらえれば返還対象にはならない」と示しているが、問題はないのか

イ 農村への移住・就農対策の検討は（ワーキングホリディー等の検討は～水産関係では体験が移住・就職へ）

2 性的マイノリティ（LGBT）について～少数者の権利保障のため

(1) 性的マイノリティの人たちの人権と生活向上のために

ア 行政の理解と取組状況と必要な対策の検討はあるのか

イ 学校での取組は

文科省「性同一障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を受けての取組は

3 滞納処分問題について～生活困窮者の救済対策

- (1) 生活困窮に陥り、国保税が払えない場合、国税徴収法（徴収法）の要件に合致すれば「執行停止」できるとなっているが、見解と必要な対策があるのではないか（2014年総務省通達を踏まえ）
- (2) 預金等の一方的な差押えを防ぐための徴収行政の見直し（徴収の手順の作成）が必要ではないか
 - ア 個々の納税者の状況の把握と対応が必要
 - イ 鳥取・児童手当差押え違法判決の重要性（預金となった後も、差押え禁止債権としての性質を引き継いでいる）
 - ウ 高岡市「滞納マニュアル」について～差押えの留意事項
 - (ア) 差押え禁止財産を含む場合は、その金額を控除して、差し押さえる
 - (イ) 差し押さえ金額は、滞納者の生活維持・事業の継続の影響を考慮して決定

村山芳秀議員 130

平成30年度施政方針並びに各会計予算案について

1 新庁舎建設計画について

- (1) 100年の計であり、将来人口や規模設定の見直し、中心市街地活性化策、地域公共交通等も念頭に議論を深めて、進めるべきではないか

2 今後の財政見通しについて

- (1) 市税、地方交付税の減額が続く中、一般会計からの他特別会計等への繰出金を含め、財源不足が続いており、唯一、ふるさと応援寄付金に頼っている実情がかい間見える。今後、5年間の財政見通しは

3 ふるさと納税コールセンターについて

- (1) 設立間もない（株）垂水未来創造商社と随意契約で行っているが、関連が深い商工会あるいは観光協会に任すべきではないか

4 南の拠点整備事業について

- (1) 未購入土地が全体計画に及ぼす影響について
- (2) 雇用計画は80人程度と答弁されていたが見通しは
- (3) エリア開発に取り組むとあるが、市民に全容が明らかになるのはいつか

5 空き家等対策協議会について

- (1) 活動状況と対策計画について

6	新水道ビジョンの基本的な考え方について	
7	敬老パス事業について（買物、通院弱者対策）	
	（1）敬老パス事業の検討結果は	
	（2）公共交通計画の策定について	
	川尻達志議員	141
1	繰越明許について	
	（1）今年度、例年と比較し、件数が非常に多いがなぜか	
	（2）チェック機能と関係各課の調整は	
2	平成30年度施政方針について	
3	垂水中央病院・コスモス苑について	
	（1）10年間の指定管理を結んだが、垂水市の10年後の人口問題等の 将来起きうることへの対応について	
	北方貞明議員	152
1	施政方針について	
	（1）市制60周年記念事業、瀬戸口藤吉翁生誕150周年について	
	（2）新庁舎について	
	ア 執行部で3案が示されているが、執行部の考えは	
	（3）南の拠点について	
	ア 一部を残して、秋オープンとなっているが、一部とは	
	イ 正式名称は	
2	水道事業について	
	（1）城山団地の水道管布設工事、年次毎の計画はどうなったのか	
	予算特別委員会 設置 付託	
1.	散 会	160

第4号（3月16日）（金曜日）

1.	開 議	162
1.	諸般の報告	162
1.	議案第1号～議案第14号・議案第22号～議案第34号・陳情第 8号 一括上程	162
	委員長報告、質疑、討論、表決	
1.	議案第35号～議案第44号 一括上程	169
	説明、休憩、全協、質疑、表決	

1. 閉 会 1 7 3

平成30年第1回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
2・16	金	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
2・17	土	休 会	
2・18	日	〃	
2・19	月	〃	
2・20	火	〃	(質問通告期限：正午)
2・21	水	〃 委員会	産業厚生委員会 (平成29年度補正予算審査)
2・22	木	〃 委員会	総務文教委員会 (平成29年度補正予算審査)
2・23	金	〃	
2・24	土	〃	
2・25	日	〃	
2・26	月	〃	
2・27	火	本会議	議案上程、説明、質疑、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、表決、 平成30年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
2・28	水	本会議	平成30年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問、予算特別委員会付託
3・1	木	休 会	
3・2	金	〃 委員会	産業厚生委員会 (条例・その他議案等審査)
3・3	土	〃	
3・4	日	〃	
3・5	月	〃 委員会	総務文教委員会 (条例・その他議案等審査)
3・6	火	〃	
3・7	水	〃 委員会	予算特別委員会 (30年度各会計予算案審査)
3・8	木	〃 委員会	予算特別委員会 (30年度各会計予算案審査)
3・9	金	〃	【予備日】
3・10	土	〃	
3・11	日	〃	
3・12	月	〃 委員会	予算特別委員会 (30年度各会計予算案総括質疑)
3・13	火	〃	
3・14	水	〃	

月 日	曜	種 別	内 容
3・15	木	休 会 委員会	議会運営委員会
3・16	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

- 報告第 1 号 定住促進住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起についての専決処分の報告について
- 議案第 1 号 垂水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案
- 議案第 2 号 垂水市ポイ捨て等防止条例 案
- 議案第 3 号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 4 号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 5 号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 6 号 垂水市企業等立地促進条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 7 号 災害被害者に対する市税減免条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 8 号 垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 9 号 垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 10 号 垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 11 号 垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 12 号 垂水市介護保険条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 13 号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 14 号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 15 号 平成 29 年度垂水市一般会計補正予算（第 6 号）案
- 議案第 16 号 平成 29 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 議案第 17 号 平成 29 年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 18 号 平成 29 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 議案第 19 号 平成 29 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 20 号 平成 29 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 21 号 平成 29 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 2 号）案
- 議案第 22 号 平成 30 年度垂水市一般会計予算 案

- 議案第 23 号 平成 30 年度垂水市国民健康保険特別会計予算 案
議案第 24 号 平成 30 年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算 案
議案第 25 号 平成 30 年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案
議案第 26 号 平成 30 年度垂水市介護保険特別会計予算 案
議案第 27 号 平成 30 年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案
議案第 28 号 平成 30 年度垂水市病院事業会計予算 案
議案第 29 号 平成 30 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算 案
議案第 30 号 平成 30 年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 案
議案第 31 号 平成 30 年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 案
議案第 32 号 平成 30 年度垂水市水道事業会計予算 案
議案第 33 号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案
議案第 34 号 垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 案
議案第 35 号 垂水市農業委員会委員の任命について
議案第 36 号 垂水市農業委員会委員の任命について
議案第 37 号 垂水市農業委員会委員の任命について
議案第 38 号 垂水市農業委員会委員の任命について
議案第 39 号 垂水市農業委員会委員の任命について
議案第 40 号 垂水市農業委員会委員の任命について
議案第 41 号 垂水市農業委員会委員の任命について
議案第 42 号 垂水市農業委員会委員の任命について
議案第 43 号 垂水市農業委員会委員の任命について
議案第 44 号 垂水市農業委員会委員の任命について

陳 情

- 陳情第 8 号 垂水地区グランドゴルフ専用練習場の設置について

平成 3 0 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 3 0 年 2 月 1 6 日

本会議第1号(2月16日)(金曜)

出席議員 13名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	14番	川畑三郎
7番	池之上誠		

欠席議員 1名

13番 篠原静則

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	二川隆志
総務課長	中谷大潤	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	森山博之
財政課長	野妻正美	観光課長	
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長	和泉洋一	水道課長	萩原竹和
併任		会計課長	川畑千歳
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成30年2月16日午前10時開会

△開 会

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成30年第1回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（池山節夫） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（池山節夫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において梅木勇議員、森正勝議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（池山節夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月9日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から3月16日までの29日間とすることに意見の一致を見ております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月16日までの29日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（池山節夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成29年11月、12月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、議会報告会についてであります。

平成29年度の議会報告会は、市内の各種団体との意見交換会という形で実施いたしました。去る1月30日には垂水市商工会の理事の方々と、2月13日には垂水市漁協の理事の方々と意見交換を行いました。意見交換会の主なテーマについては、商工会が「南の拠点整備事業について」と「市庁舎建設計画について」、漁協が「漁協が抱えている問題点について」でありました。

今回が初めての取り組みでありましたが、どちらも活発な意見が交換され、有意義な会とすることができました。今回いただきました議会への貴重なご意見、ご提言は、しっかりと検討を行い、取りまとめて議会だより等で報告いたしますとともに、今後の議会活動に生かしてまいりたいと思います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。

12月定例議会後の議会に報告すべき主な事項についてご報告いたします。

初めに、防災関係についてご報告いたします。

桜島の昭和火口は、最盛期と比べると活動が停滞して、しばらくは現状維持が見込まれ、桜島火山活動の中心は昭和火口から南岳山頂火口に移行しつつありますが、始良カルデラの地下深部へのマグマ供給は依然として続いており、引き続き関係機関との連携を図って警戒体制を継続してまいります。

さて、大正3年の桜島大噴火が発生した1月12日、旧協和中学校跡地において、桜島の大規模噴火及び地震発生を想定した桜島火山爆発総合防災訓練を実施いたしました。

当日は、雨の影響でグラウンド状態が悪く、また低温注意報が発表されるなど、厳しい状況下での訓練となりましたが、海潟小浜・脇登、

牛根麓自主防災組織、協和小・松ヶ崎小児童、和光保育園・江ノ島幼稚園児を中心に、防災関係機関協力のもと、約350名の参加者が防災体制の実効性について確認・検証を行いました。

また、桜島火山爆発総合防災訓練では、初めてとなる炊き出し訓練も実施され、中俣地区自主防災組織女性部から訓練参加者へ、温かい豚汁と白米が提供されました。

次に、企画政策課所管事項についてご報告いたします。

南の拠点整備事業でございますが、マリン施設の整備運営について、企業版ふるさと納税を活用した就地拡大プロジェクト事業の一環として、鹿屋体育大学と連携して協議してまいりましたが、1月16日に開催されました協議会で、マリン施設の運営に関する提言をまとめていただきました。

今後、マリン施設の運営環境を整備するに当たり、参考にしてまいりたいと思います。

また、現在、企画政策課所管の垂水市新庁舎基本計画案及び第5次垂水市総合計画基本計画案に対するパブリックコメントを実施しております。両計画とも、市民の皆様の意見を十分に確認しながら計画策定につなげてまいります。

次に、地域振興でございますが、国の「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」の採択を受けた垂水地区につきまして実施計画が着実に進められており、「住みよい環境づくり事業」につきましては、11月初旬に地区内43振興会、84カ所へLED防犯灯を設置いたしました。

また、「ふれあいの交流促進事業」として、旧田中邸別邸の空き家を活用し整備を行っていた「ふれあい館たるみず」も完成し、2月25日に完成式典が開催されると伺っております。完成後は、交流活動の拠点として、地域振興の具現化が期待されているところでございます。

今後、3月に計画されている「たるみず歴史散歩」につきましても、垂水地区と連携し、事

業完了に取り組んでまいります。

また、本年度、牛根地区と新城地区の地域振興計画の見直し計画について策定作業が行われておりましたが、牛根地区は11月30日に、新城地区は12月21日に地区の委員会において承認決定をされました。

両地区については、計画の実現のため、総務省事業に応募する予定となっており、今後、よりよい牛根、よりよい新城づくりに向け、計画が実行されることとなります。

次に、ふるさと応援寄附金でございますが、本年度は、1月末現在、約3万6,800件、約8億1,100万円のご寄附をいただいております。

本年度は、本市ふるさと納税のPRや、返礼品の充実を進めていることから、昨年と同時期と比較し、件数が1.41倍増の約1万700件、金額が1.46倍増の約2億5,400万円と伸びております。

今後も、特産品の掘り起こしや開発、全国へ向けたPRを行い、地場産業の振興や、さらなるふるさと納税実績アップにつなげる方策を検討してまいります。

次に、水産商工観光課関係について報告いたします。

11月25日から12月10日にかけて、「たるみず千本イチョウ祭り」が開催されました。

期間中は、温泉キャンペーンの実施やメディアを活用した広報活動の成果もあり、県内外から約5万3,000人の皆様に垂水市を訪れていただきました。

また、昨年から取り組んでおります温泉割引キャンペーンは、278名の方に利用していただきました。

12月3日には、旧大野小中学校体育館におきまして「大野原いきいき祭り」が開催され、1,700名の来場者がありました。

会場には、特産品の「つらさげ芋」、地元でとれた野菜や手打ちそばなどに加え、新鮮な魚

なども販売をされました。

また、来場者には無料で豚汁が振る舞われ、大変喜ばれておりました。

1月7日から8日には、商工会青年部の主催により「第24回U-10サッカー大会」が開催されました。

大会は、鹿児島実業高等学校サッカー部の協力をいただきながら、64チームが参加し、リニューアルされた「たるみずスポーツランド」をメイン会場として、各会場で熱戦が繰り広げられ、子供たちの元気なプレーに保護者の皆様も熱い声援を送り、大変にぎわったところがございます。

スポーツ合宿につきましては、12月から2月の期間におきまして、鹿児島実業高等学校に加え、新たに奄美高等学校及び九州女子トレセンアンダー14ほかサッカー4団体が計21日間、また、京都産業大学並びに大阪教育大学の準硬式野球部が計12日間の合宿を行っているところでございます。

今後も引き続き交流人口の増加を目的として、地域活性化に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

次に、農林課所管についてでございます。

1月28日には、第二次垂水市食育・地産地消推進計画に基づく取り組みとして、「みそづくり教室」を三和センター加工室で開催し、市内小学生の親子23名が参加されました。

ほとんどの食材を市内産で賄い、主原料である大豆は水之上三和営農組合で栽培されたものを使用し、身近な自然の恵みに感謝しながら「みそづくり」の工程を学び、あわせて食文化伝承の視点で郷土料理「がね」を味わうなど、大変好評でございました。

参加者からは、「家庭で体験できないことを親子で取り組むことができよき経験になった」との声が寄せられたところでございます。

今後も、親子で食育を学んでいただく機会を

創出するなど、食育・地産地消への取り組みを推進してまいります。

次に、学校教育関係について報告いたします。

12月2日、3日、第12回全国給食甲子園が東京で開催され、本市学校給食センターが出場いたしました。

この大会は、学校給食で提供されている郷土の料理を競う大会で、食育の啓発と地産地消の奨励を目的としております。

本年度は、全国2,025の応募の中から12の給食センターの一つに選ばれ、決勝大会に出場いたしました。メニューは、垂水産のブリ、カブや豆類などの農産物をふんだんに使ったもので、決勝大会では「入選」の賞をいただきました。

また、1月26日は、全小中学校の給食で、全国給食甲子園メニューとして提供し、子供たちに垂水の食のすばらしさを味わってもらいました。

12月16日、土曜日にキララドーム及び市体育館におきまして、第17回青少年のための科学の祭典を開催いたしました。

今回も市内各小・中・高等学校や関係機関のご協力のもと、22のブースが出展され、参加した約550人の子供たちは、実験や観察などの体験を通じて科学への興味・関心を高めるよい機会となりました。

1月10日、全国和牛能力共進会で日本一に輝いた鹿児島黒牛を本市の子供たちにも味わってほしいということで、3学期最初の給食でサイコロステーキを提供いたしました。

当日は、JAきもつきや本市の生産者の方にも子供たちと一緒に試食をしていただき、子供たちからは「やわらかくておいしい肉だった」「日本一の牛肉が食べられてうれしい」など、大変喜ばれておりました。

次に、社会教育関係について報告をいたします。

1月5日に、文化会館におきまして新春恒例

の成人式が行われ、ことしは、145名の対象者のうち約73%に該当いたします105名の出席のもと、厳粛かつ盛会のうちに終了をいたしました。

また、第4回和田英作・和田香苗記念絵画コンクールの一般部門とジュニア部門の展示が、1月21日から28日までの期間、市民館と文化会館で行われました。

今回の一般部門は、県内はもとより遠くは神奈川県や福井県から97点、未就学児、小学校、中学生からなるジュニア部門は合わせて444点の応募があり、審査員の先生方からも「レベルがすごく向上してきている」との評価をいただきました。

なお、今回は特別に、第2回の本コンクールにおいて最優秀賞である和田英作賞を受賞し、このたび南日本美術展において海老原賞を受賞された濱田悠介氏の作品を記念展示いたしました。このことは、本コンクールの趣旨の一つでもある「未来に羽ばたく芸術家の育成」がかなうことができたものでありまして、後進の励みになるものでございます。

今後も、和田英作・香苗両氏のお名前を冠したこのコンクールがますます充実しますことを期待したいと思うところでございます。

次に、交通死亡事故の発生状況についてご報告いたします。

12月27日午後0時半ごろ、国道220号小浜トンネルの保守点検のため、臨時の片側交互通行の信号待ちをしていた軽乗用車が中型トラックに追突され、はずみで対向車線の大型トレーラーと衝突し、軽乗用車の運転手、鹿屋市の72歳男性が胸などを強く打って死亡、後部座席の妻71歳が骨盤骨折の重傷を負う交通死亡事故が発生いたしました。

平成29年中の交通事故発生件数は71件、死亡者数3名、負傷者数91名となり、前年と比較いたしますと、発生件数で12件、死亡者数2名、

負傷者数18名、いずれも増加しております。

亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、次の犠牲者を出さないために、鹿屋警察署、交通安全協会などの関係機関並びに振興会のご協力を賜りながら、交通安全対策を強化してまいります。

次に、火災発生状況について報告をいたします。

建物火災1件、車両火災1件の火災が発生しております。

建物火災は、12月9日、牛根地区において、住宅の一部を焼損する火災が発生しております。

車両火災は、12月18日、中俣地区において、ごみ収集車の荷台を焼損する火災が発生しております。

次に、主な出張用務についてでございます。

県外出張でございますが、12月25日は、東京で開催されました「福祉自治体ユニット臨時総会・首長連絡会」に出席をし、厚生労働省や関係機関の方々と、さまざまな行政課題に対しましての意見交換を行ってまいりました。

1月18日から、関西地区のスポーツ合宿に関連するエージェントに、たるみずスポーツランドへの合宿誘致のトップセールスを行ってまいりました。

1月31日は、平成28年台風16号の災害復旧状況及び特別交付税の要望のため上京し、総務省を初め、地元選出国會議員へ要望活動を行ってまいりました。

その後、明治維新150周年記念「かごしま食の大交流会 in TOKYO」に出席し、県知事ほか関係機関の代表者と交流を深めてまいりました。

2月15日は、理事を務めます全国過疎地域自立促進連盟理事会へ出席し、議案審査及び意見交換を行ってまいりました。

次に、県内の主な出張用務ですが、1月4日は、大隅の商工関係者が一堂に集う新年賀詞交

飲会に出席をし、意見交換を行ってまいりました。

1月13日は、第31回鹿児島県地区対抗女子駅伝競技大会及び第65回鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会肝属チーム結団式に出席をいたしました。

1月16日は、平成29年度第2回肝属保健医療圏地域医療構想調整会議に出席し、関係機関の方々との意見交換を行ってまいりました。

1月29日は、国・県・市・関係機関で構成されております桜島以南4火山合同火山防災協議会に出席をいたしました。

2月8日は、鹿児島県市長会定例会に出席をし、予算案等の議案審議及び意見交換を行ってまいりました。

そのほか、委員を務めます鹿児島県後期高齢者医療広域連合運営委員会や、理事を務めます県治山林道協会に出席し、議案等の審査を行ってまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（池山節夫） 次に、総務文教常任委員会委員長から所管事項調査の報告の申し出がありますので、これを許可します。

[総務文教委員長持留良一議員登壇]

○総務文教委員長（持留良一） おはようございます。

総務文教委員会は、出水市の新庁舎に関する視察を行ってきましたので、その報告をさせていただきますと思います。

総務文教委員会は、2月8日、新庁舎建設に関する調査のため、出水市を視察してまいりました。視察には、委員6名と事務局員、担当部局の職員2名も参加いたしました。

この視察の目的は、新庁舎建設に向けて計画が進む中、議会としてどのように対応していくのか、その視点はどのように構築していけばいいのか等々、これらの先進事例を視察をして意見交換することで、その内容等については一定

の目的を達成し、そしてまた今後、何を検討していくのか、そのことも明らかになったというふうに思います。

視察研修の内容は、一つは、新庁舎の考え方の視点はどのようなものだったのか、経緯と必要性など。また、2点目は、求められる機能はどのようなものだったのか。特に、市民の参加と意見、それらの活用と位置づけの問題。そして、イニシャルコスト等である効率的で経済的な庁舎の検討はどうだったのか。施設管理、ランニングコスト等の点での効率化での経費削減と、そして環境対策等への取り組み、自然エネルギーの問題。3点目に、新庁舎規模の考え方の視点はどこだったのか。この中では特に、議会庁舎の考え方と議会の考えについてもお聞きをいたしました。4点目に、新庁舎の事業費と財源。特に、財源の資産及びその確保と対策。視点としては、財政負担を最小限度にしていくために、どのような対策がされたのか。5点目に、新庁舎建設の事業手法。6点目に、新庁舎の建設の推進体制、市民の参加の問題。そして最後に、現段階で発生した課題、今後新たに検討しなければならない課題とは何だったのか。こういうことを中心としながら意見交換し、その後、庁舎を見学をいたしました。

そこで、新庁舎の考え方のポイントとして、今日の庁舎建設の共通のコンセプトになっている点ですが、住民サービスの向上を目指し、機能性と効率性が高いものを目指す、住民に開かれた、また利用しやすく親しまれるもの、防災拠点機能を備えているもの、環境に優しい、ふさわしいもの等が挙げられています。

本市の基本方針は、「市民に親しまれる、やさしい庁舎」、「市民生活を守る防災拠点としての庁舎」、「効率的・経済的な庁舎」、「市民に開かれた議会機能を備えた庁舎」、「地球環境に配慮し、周辺環境と調和した庁舎」となっています。

出水市の課題は、施設設備の老朽化、庁舎の狭隘化、バリアフリー化への対応、高度情報化への限界となっている。こういうことを挙げて、出水市は、新たな庁舎建設という視点を持ちながら取り組んできたということでありました。

これらをポイントとしながら、先ほど言いましたとおり説明を受け、意見交換を行ったところであります。

主な質疑の内容は、地元経済の振興を図る取り組み、木材等の地元活用の地元支援の活用、免震工事等の防災対策、新庁舎の選定方法、住民参加の徹底、規模と人口問題及び財源問題、機能と災害対応、事業手法選定方法などについて、やりとりが行われました。

さらに、建設へ向けて推進体制については、専属体制の必要性和技術的な職員の配置の必要性などの助言がありました。

議会との関係では、数回にわたり説明と意見交換を行うという形で意見集約がされてきました。

そこで、まとめになりますけれども、議会としてもさまざまな検討をする課題があり、これらを議会としてどのように議論し、方針に反映させていくか検討していく必要があると考えました。そのためには、議論する場の確保、さらなる研修視察も必要と考えます。

以上が、所管調査の内容及び結果、そして議論した中身等の報告であります。

以上で、報告を終わります。

△報告第1号上程

○議長（池山節夫） 日程第4、報告第1号定住促進住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起についての専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

○土木課長（宮迫章二） おはようございます。

報告第1号定住促進住宅に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起について、

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分事項の規定によりまして専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

専決処分の内容でございますが、平成29年8月15日午後2時に、当該者の居住地へ訪問し、当該者と面接して、滞納分の使用料等を平成29年8月から毎月末日までに1万円ずつお支払いいただくように催促しており、分割納付されなかった場合及び当月分の使用料を納付しなかった場合は、支払期日を含む月の末日をもって賃貸借契約を解除する旨の条件つき契約解除の意思表示を説明したところでございます。

しかしながら、当該者は、支払期日の平成29年8月末日までに1万円を支払わなかったため、条件つき契約解除の意思表示にのっとり、平成29年8月末日の経過により、本件、賃貸借契約は解除されることになりました。

ただし、当該者から別紙2下表のとおり支払いを受けたため、明け渡しの請求を猶予してきましたが、平成29年12月には一切の支払いがなかったため、もはや明け渡しの請求を猶予する信頼関係すら破棄されたと判断し、本訴を提起することとしました。

よって、賃貸借契約終了による目的物返還請求権としての建物明け渡しと、賃料相当損害請求権に基づいて滞納分の使用料を請求するものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（池山節夫） 以上で、報告第1号の報告を終わります。

△議案第1号～議案第2号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第5、議案第1号及び日程第6、議案第2号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市指定居宅介護支援等の事業

の人員及び運営に関する基準等を定める
条例 案

議案第2号 垂水市ポイ捨て等防止条例 案

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

○保健課長（鹿屋 勉） 議案第1号垂水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案について、ご説明申し上げます。

平成26年の介護保険法改正により、平成30年4月1日をもって、居宅介護支援事業所の指定権限を都道府県から市町村に移譲することが決定されております。

この措置に伴い、居宅介護支援の運営基準について新たに条例を制定しようとするものでございます。

事業の人員及び運営に関する基準につきましては、第3条第1項にありますように、原則として、介護保険法及び厚生労働省令で定める基準どおりとするものでございますが、記録の保存年限につきましては、第3条第2項において、国の基準によらない5年間と定めております。

また、第4条において、資格要件を「法人」と定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、条例の施行日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○生活環境課長（高田 総） おはようございます。

議案第2号垂水市ポイ捨て等防止条例について、ご説明いたします。

昨年、6月議会の堀内議員からの「本市の環境問題対策について」の一般質問において、ポイ捨て等防止条例の制定については、肝属地区の広域的な取り組みとして、廃棄物不法投棄対策会議の中で継続協議としていることから、構成市町の意向を確認し、本市の今後の方向性に

ついて協議を進める旨を答弁したところでございます。

その後、昨年の同会議において、「広域での取り組みとしない」と構成市町の意志確認を行ったことから、今回、本市単独で条例を制定しようとするものであり、その目的といたしましては、市、事業者、市民が一体となり、空き缶や吸い殻等のポイ捨てや動物のふんの放置等、市民の身近な行為に絞った形で禁止行為を定め、市民のマナーの向上を図り、本市の環境美化を推進し、快適な生活環境を確保しようとするものでございます。

それでは、条例案の内容をご説明いたします。

第1条は、条例の目的について、第2条は、条例に掲げる用語の定義について、第3条から5条は、市や市民等並びに事業者の責務について、第6条は、禁止行為として、空き缶、吸い殻等の放棄、動物のふんの放置等を、第7条から第10条は、違反者に対して指導、改善勧告、改善命令、公表ができる旨を、第11条は、委任、第12条は、改善命令に従わない者に対して過料を処することを規定したところでございます。

また、附則といたしまして、この条例につきましては、制度の周知期間を設け、平成30年7月から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀添國尚議員 議案番号2、垂水市ポイ捨て等防止条例案について、ちょっとお尋ねします。

この条例案を審議する中で、今から先、課長は同席のもとでできるわけですが、市長とは、この本会議が最後のような気がしますので、このポイ捨て条例について、どう、どこの政策とつながっていくのか、市長の思いを語ってほしいと思うんですけど、その前に、背景があり

ますので、背景をちょっとお話をしてみます。

礮脇橋が流されて、仮橋がかかりましたよね。あのとき、あの仮橋はでこぼこだらけだったんです。そして、あの時期はジャガイモの取り入れ、ビワの収穫で、大変、農家は忙しい時期でした。あそこの周辺の100メートルの範囲に入っている人たちは、今、松ヶ崎の農業を引っ張っている高齢者です。

そこで、そのことは、これじゃいけないと思って、誰がそのことを改善に結びつけるかということ考えたときに、やはり、地域のこの中で、公民館が一番適当であろうということで、公民館長にお話をしまして、そして、そのことで高山の国交省にお話に行きました。

そこまでは、市長さんは知ってらっしゃらないと思います。その後の、高山の別な件で陳情に行ったときに、私の、その「いつ、されるのか」というようなお願いをしたことは、もう知ってらっしゃると思うんですね。

そしてその後、何とかしてお盆前に、アスファルト化していただきました。

その後、国交省が今、牛根地区を道路整備していく中で、あの礮脇橋から公民館のほうへ100メートルは、「もう工事をしない」と。「中断する」と——中断じゃないけど、工事は……

○議長（池山節夫） 堀添議員、この条例と関係ありますか。

○堀添國尚議員 あります。

○議長（池山節夫） はい。

○堀添國尚議員 「中断する」ということで、これは、松ヶ崎にとっては校区民も非常にそのことに疑念と不満を持っていたし、公民館を、長に話をし、そのことは、改善に向けて森山先生も1月の6日、視察に来られて、いい結果が出そうな気がしております。

その中で、私たちは要求することだけを要求して何もなくていいんだらうかというふうに、

私は考えて、このポイ捨て条例ができた中で、よし、これを、松ヶ崎が先頭に立って、垂水市の9地区公民館の先頭に立とうということで、今、館長とも話をしながら、まだ地域住民に公表はしてないけど、これに取り組もうということで、今やっております。私自身も、もうやっております。

だから、このポイ捨て条例が——これは当たり前前のことであって、そのこと、どことつなげて——この南の拠点の来客が多くなるということは予想されるわけですが、垂水全体を美化ということ、市長はどことつなげていかれるのか。そののところをば、ちょっとお話しただけたらと思います。よろしくお願いします。

○市長（尾脇雅弥） ちょっと質問のとりの答えになるかわかりませんが……。

今お話を伺う中で、礮脇橋の話が出ました。堀添議員あるいは地元の公民館長さんが、嘆願書というような形で私のほうにも持ってこられて、国交省あるいは地元の代議士の先生におつなぎをさせていただいて、前向きなことが進んでいくだろうというふうに思います。

垂水市は縦長37キロの国道を有しておりますので、今、私自身、まちづくりの中で、元気な垂水ということで、経済安心というようなことを推奨しているわけですが、その一つに、6次産業化と観光振興、交流人口200万人を目指してというような話もしておりますので、多くの皆様に垂水にお越しいただく。

その際に、先ほどお話がありましたけれども、ポイ捨てをしないというのはごくごく当たり前のことでありますけれども、そのことをしっかりと、こうやって条例化することによって、垂水の、これから目指す交流人口増、あるいは健康長寿や、いろんな場面場面の環境整備——垂水市全体が、県外、県内、市内の方々もそうですけれども、訪れていただくときにきれいな状態を保つために、そういうようなことも推進し

ていかなきゃいけないというふうに思っております。

直接質問と離れているかもしれませんが、ごくごく当たり前のことでありますけれども、そういったものを条例化することによって、しっかりと、今申し上げたようなことを具現化していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（池山節夫） ほかに質疑はありませんか。

○村山芳秀議員 議案第1号の基本的なことを説明を受けたいんですが、垂水のほうの、市町村のほうに県から委譲があったということなんですけど、事務量自体というか、そういう部分というのは、変化はないのか。

あと、垂水も、その対象事業所という形で、今どれほど、何カ所ぐらい考えられているのか。それだけお聞きします。

○保健課長（鹿屋 勉） 委譲に伴う事務量の変化ということでございますが、事務を委譲されるわけですから、それなりの負担は増えるものと思っておりますのでございます。

あと、市内にある介護支援の事業所ですけれども、5カ所ございます。垂水市社会福祉協議会居宅介護支援事業所、居宅介護支援事業所コスモス苑、池田温泉クリニック居宅介護支援事業所、ほほえみ居宅介護支援事業所、最後に、介護相談観麗。市内にございますのは、以上の5事業所でございます。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

○村山芳秀議員 今後、事業所等が新たに展開するとなれば、そこが増えていくという捉え方でよろしいでしょうか。

○保健課長（鹿屋 勉） 垂水市の指定になるわけですので、そういった申請があった場合には、それなりの審査を経たうえでということになるかと考えております。

○議長（池山節夫） ほかに。

○持留良一議員 議案第2号、確認の意味も含めて質疑をしたいんですけども、今いろいろ議論がされたとおりに、なかなか、これを運用していくという段階において、果たしてこれがどう実効性を持つのかというのは、非常にさまざまな問題点があるかと思うんですね。

というのは、単純に、つくっただけで、じゃあそれでいいのかということじゃないだろうと思うんですけども、前も確認したと思っているんですが、他市町村もやっていると。そういう中で、そういうさまざまな経験、教訓等踏まえて、これを推進していくという立場に今後なっていくわけですが、市内の美化に努めていくということになるわけですが、そうすると、やっぱり市民の自律的な、ある意味での道徳心を含めて公示を図らなければならない点があるかと思うんですが、その中で、県下の実施している市町村等の参考ともしながら、どういう、じゃあ、これを推進していく上での教訓課題として、これを図っていくのかという点が重要になってくると思うんです。

この点について、どのような対策持ってもらえるのか。

○生活環境課長（高田 総） 制定できましたら、この条例を柱として、環境保全に向けた施策を展開していきたいと思っております。

例えば、周知期間等に、わかりやすいパンフレット等を作成して広報・啓発活動を行う。それで、抑止効果とあわせて、市民の皆様の意識の向上を図りたいと考えております。

また、美化推進委員を設置をいたしまして、パトロールをしていただくなど、環境の美化に努めてまいりたいと考えております。

一番の目的は、市民の皆様の美化意識の向上、マナーの向上だと考えております。

以上でございます。

○議長（池山節夫） ほかに質疑はありませんか。

○川尻達志議員 非常にいい条例だと思いますけれども、ただ1点だけ。

「過料」のところ。6条の規定に違反し第9条の改善命令を受けて、これに従わないときは、5万円以下の過料に処するということがあるんだけれども、これの、その5万円以下、1万円も1,000円もあるわけだけれども、ここいらの判定の仕方というのはどうやってやるのか。ここは、具体的に示されないと、何かこう意味がわからないちゅうのかな。ここが一番のポイントなんです。

それと市長、ちょっと気になったんだけど、堀添さんの質問にちょっと噛み合わないかもという発言をされたんだけど、反問権を使って下さい。きっちりとできるように……。ここいらが、ちょっと不安かな。

せっかくの時間も、きっちり使って下さい。余計なこと言いましたけれども、以上です。

○生活環境課長(高田 総) 現在、国の法律でもそういう罰則の規定があるんですが、なかなか、その行為を犯罪として立件して処分をした、そういう場としたケースは少ないということでもあります。

この罰則を定めるに当たりまして、罰金——「過料」として、今、うちでは定めております。「過ち料」ですね。

それで、どのようにするかということで議論をしたんですが、罰金と科料は刑事罰ということで、自治体の行政の処分ができるということで「過ち料」としたところでございます。

議員が言われました金額につきましては、今後、ちょっと——規則等で決めて、協議をしていきたいと考えております。

○川尻達志議員 やはりですね、こういう、条例としてきっちりと議会に提出する以上は、する以上は、完全なやつをつくらないと、もう一回これを出さなきゃいけない。肝心のところを。

考え方としては、僕も賛成なんです。ところが、皆さん方が、議会に出す材料としては非常に問題が多過ぎるかなというふうに思います。

また委員会でも、これは、やりますけれども、市長、出すときには、そういったことも踏まえてあなたがしっかり判断をされないで、また委員会にお出ましをいただくことになるかもしれない。

条例ですから、これは。垂水市の基本なんです、ここは。みんながこれに従わなきゃいけない。しかも「過料」というのがある。非常に重いだろうと思うんです。

では、市長、一言。

○市長(尾脇雅弥) 発言のとおりだと思いますので、そのようにしっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長(池山節夫) ほかに質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 この条例なんですけども、人として当たり前のことですね、道徳として。でも、それを条例化するということによって、市民の皆さん、また市外から来られる方も含めて、道徳心の向上を図るという部分には、私は、それは了とするんですよ。

ただ、現実問題として、産業廃棄物ですね——私、山間部に住んでおりますので、ひどい場合は焼酎の廃液、こういうやつも捨てられました。ビニールも捨てられた。それで、家を壊した分も捨てられたんです。それでまた、ちゅうど暮れあたりになると、ありとあらゆるもの、洗濯機であるとか、何やかんや捨てられるんですよ。特に、家電3品ですね。お金かかるものについては、もうあちこち捨ててあります。

だから、結局、抑止力になり得るのかということですよ。そういう産業廃棄物について、そういう品物の大きいものについては、生活環境課に相談しても、「それは地権者の部分で片づけるようになっています」で終わってしまっ

ているんですよ、はっきり言って。それは法、要綱の部分ではそうなっているでしょうけども、抑止力になり得るのかという部分と、実際そういう大きいものを捨てられたとき行政としてどういうような役割を果たすのかという部分が、全く今まで手つかずなんです。それで、いきなりこういう、「小さい」と言ったら失礼ですけども、たばこの投げ捨てとか、そういう何か、ポイ捨てとか……。

もっと大きい問題があるんですけども、その点について、担当課長としてどう考えておられるのか。その点だけ、1点だけ教えてください。
○生活環境課長（高田 総） 大きなごみ、廃棄物につきましては、廃棄物の処理、適正処理、減量化、資源化に関する条例はあります。

その対策といたしましては、看板を立てたり、県や警察と連携しまして、対策は行っているところでございます。

今後も引き続き、関係機関と連携して、協力して対応はしていきたいと考えております。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件については、いずれも所管の産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び第2号の議案2件については、産業厚生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第3号～議案第14号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第7、議案第3号から日程第18、議案第14号までの議案12件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第3号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第4号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市企業等立地促進条例の一部を改正する条例 案

議案第7号 災害被害者に対する市税減免条例の一部を改正する条例 案

議案第8号 垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例の一部を改正する条例 案

議案第9号 垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例 案

議案第10号 垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第11号 垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第12号 垂水市介護保険条例の一部を改正する条例 案

議案第13号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第14号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

○総務課長（中谷大潤） 議案第3号垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

本議案は、国の特別職の給与に関する法律の一部改正により、期末手当の支給月数が改定されたことに伴い、本市議員の期末手当の支給月数を現在の3.25月から3.30月へ、0.05月分引き上げようとするものでございます。

改正の方法としまして、施行日及び適用日が異なりますので、同じ条例ですが、平成29年4月1日適用分を第1条として、平成30年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものです。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表でご説明いたします。

まず、第1条は、12月分の期末手当の支給月数の改定について定めたものです。

改定内容につきましては、期末手当の支給月数の引き上げとなり、年間0.05月の増加分を12月支給分で引き上げようとするもので、条例第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改正しようとするものでございます。

次に、第2条ですが、平成30年度以降の期末手当の支給月数の改定について定めたものでございます。

内容は、第1条において、年間0.05月分を平成29年12月分で引き上げたものを6月分と12月分に振り分けようとするもので、条例第5条第2項中、「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改正しようとするものでございます。

なお、附則としまして、附則1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、附則第2項は、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成29年4月1日に遡及して適用することを規定したものでございます。

附則第3項は、期末手当の内払いについて規定したもので、第1条による改正後の規定を適用する場合において、改正前に支給された期末

手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとすることを規定したものです。

続きまして、議案第4号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

本議案は、議案第3号と同様、国の特別職の給与に関する法律の一部改正に伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を現在の3.25月から3.30月へ、0.05月分引き上げようとするものでございます。

改正の方法としましては、議案第3号と同様、平成29年4月1日適用分を第1条として、平成30年4月1日施行分を第2条として、2段階の改正を行おうとするものです。

改正の内容につきましては、議案第3号と同様となりますので、説明は割愛させていただきます。

第2条附則第41項は、歳出削減方策の一環として、前年度に引き続き、市長、副市長及び教育長の給料月額を削減しようとするために条例を改正しようとするもので、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間、給料月額を市長は5%、副市長及び教育長は3%カットし、この給料の減額は、期末手当の算定には適用しない旨を規定するものでございます。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第5号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

今年の給与勧告は、民間の賃金状況を反映し、一昨年、昨年に続き、給与、ボーナスともに引き上げるもので、民間給与が国家公務員給与を上回っていたことから、民間給与との均衡を図るため、初任給に重点を置いた給料表の引き上げ改定を行うとともに、ボーナスについても、民間事業所における好調な支給状況を反映し、勤勉手当が0.1月分引き上げられております。

本議案は、この人事院勧告に基づくもののほか、平成26年4月1日において、国家公務員基準に合わせて適正化した給与の改定に伴う経過措置及び平成28年4月1日において、市長部局職員と消防職員との均衡を図る改定に伴う経過措置について、本年度末をもって終了するために、垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正並びに歳出削減策の一環として、前年度に引き続き、管理職手当の額を削減しようとするため、条例を改正しようとするものです。

なお、改正の方法につきましては、垂水市職員の給与に関する条例のうち、平成29年4月1日適用分を第1条として、平成30年4月1日施行分を第2条として改正を行おうとするものです。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表でご説明いたします。

まず、第1条は、垂水市職員の給与に関する条例において、平成29年4月1日に適用するものとして改正するものでございます。

条例第12条の2は、文言の整理を行ったところでございます。

条例第17条は、勤勉手当の支給について定めておりますが、人事院勧告に基づき、勤勉手当の支給月を引き上げようとするものでございます。

支給月数の引き上げは、再任用以外の職員については、平成29年12月支給分を0.1月分引き上げることから、第17条第2項第1号中において、6月に支給する場合においては「100分の85」、12月に支給する場合においては「100分の95」と改めようとするものです。

また、再任用職員については、0.05月分引き上げとなることから、第17条第2項第2号中において、6月に支給する場合については「100分の40」、12月に支給する場合においては「100分の45」に改めようとするものでございます。

附則第29項は、55歳を超える職員のうち、6級相当以上の職員の勤勉手当の算定に係る1.5%減額支給措置について定めたものでございますが、勤勉手当の支給月数の引き上げに伴い、12月に支給する分の減額率も改めようとするものです。

附則第36項は、平成26年4月1日において、国家公務員基準に合わせて適正化した給与の改定に伴う経過措置を、平成30年3月31日をもって終了しようとするものでございます。

附則第42項は、平成28年4月1日において、市長部局職員と消防職員との均衡を図る改定に伴う経過措置を、平成30年3月31日をもって終了しようとするものでございます。

次に、別表第1は、給料表の改正でございます。

次に、新旧対照表の9ページからですが、第2条は、垂水市職員の給与に関する条例において、平成30年4月1日に適用するものとして改正するものでございます。

第16条第1項は、期末手当の基準日等について定めたものでございますが、支給日を明確に改めようとするものでございます。

第16条第2項は、文言を整理するものでございます。

第17条第2項第1号は、勤勉手当について定めたものでございますが、さきの第1条の改正において、12月支給分の支給月数の引き上げを行った分を平成30年以降の6月と12月支給分で平準化しようとするものでございます。

第1号は、再任用以外の職員を規定するもので、「6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95」としたものを「100分の90」に改めようとするものでございます。

第2号は、再任用職員を規定するものですが、同様に「6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の

45」としたものを「100分の42.5」に改めようとするものです。

次に、附則第46項は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間、管理職手当の額5万1,100円に100分の70を乗じた額、つまり30%を昨年同様に減額して、支給額3万5,770円にしようとするものでございます。

なお、附則としまして、附則第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、附則第2項は、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成29年4月1日に遡及して適用することを定めたものでございます。

附則第3項は、給与の内払いについて規定したもので、第1条による改正後の規定を適用する場合において、改正前に支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとすることを定めたものでございます。

附則第4項は、規則への委任について定めたものであり、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定めようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○企画政策課長（角野 毅） おはようございます。

議案第6号垂水市企業等立地促進条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

垂水市企業等立地促進条例は、本市に一定数以上の地元雇用を伴う事業所を設置し創業を開始したものに対し、補助金を交付し、本市経済の振興及び雇用の増大を図ることを目的として制定した条例でございます。

本条例の一部改正につきましては、平成26年12月に条例改正を実施し、事業所設置に対する補助につきましては、限度額について、2,000

万を5,000万円に引き上げ、補助金については、5年分割で交付していたものを3年分割に緩和し、企業が立地しやすい環境整備を進めているところでございますが、今回の本条例の一部改正は、事業所の雇用に対する補助の増額を行うことにより、市外企業の誘致を促進し、あわせて増設と地元企業の活性化を図り、本市経済の振興及び雇用の増大につなげようとするものでございます。

条例の改正内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。

まず、第4条につきましては、アンダーラインが付してある補助金の額及び交付欄、限度額欄が、改正になります。

雇用に対する補助につきましては、これまで、増加する新規地元雇用者数に5万円を乗じたものを、20万円に増額するものでございます。

また、雇用に対する補助の増額に伴い、限度額について、300万円より1,000万円に増額するものでございます。

さらに、第2項について、通常3年分割で交付する補助金について、事業者に全額を一括で交付することのできる限度額を、400万円より800万円に増額するものでございます。

なお、附則として、この条例の交付の日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○税務課長（楠木雅己） 議案第7号災害被害者に対する市税減免条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

この議案は、農業災害補償法の一部を改正する法律が平成29年6月23日に公布され、法律名が「農業災害補償法」から「農業保険法」に改められ、平成30年4月1日から施行されることに伴い、災害被害者に対する市税減免条例の一部を改正しようとするものでございます。

引用する法律名が「農業災害補償法」から

「農業保険法」に改められましたことから、新旧対照表にありますように、各条文について「農業災害補償法」を「農業保険法」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第8号垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例は、垂水市内における集合住宅の建設を促進し、民間活力を活用した住宅の供給と定住促進による地域の活性化を図るために、自己が所有する土地に集合住宅を建設するものに対しまして、一定期間、土地、家屋の固定資産税を減免し、支援を行おうとするもので、平成27年度課税分から実施いたしているところでございます。

実施後3年が経過し、よりよい住環境が民間資金によって整えられて、一定の成果を上げているところでございます。

垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランの中で、積極的な移住定住対策の推進の具体的事業として民間資金による集合住宅建設促進が盛り込まれ、平成29年度が制度の見直し、検討の時期になっておりましたことから、これまでの実績を検証いたしましたところ、現在減免対象となっている物件がほとんど垂水小学校区内に集中していることから、垂水小学校区以外の校区への建設促進を図る観点から、支援の優遇を行い、さらなる移住定住対策の推進を図ろうとするものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。

第7条第1項第3号の次に、4号として、垂水小学校区以外の校区へ建設された対象物件の全額減免の期間を10年間とすることを追加する

ものでございます。

次に、附則第2項でございますが、条例の効力の終期を改めて明確にするために、附則第2項中の括弧書きの部分を削るとともに、第3項の規定を新たに追加するものでございます。

次に、改正附則でございますが、条例の附則をご覧ください。

第1項に施行期日を規定しております。

第2項には経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○市民課長（和泉洋一） おはようございます。

議案第9号垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月29日に公布され、平成30年4月1日に施行されることに伴い、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の保険者になることから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

第2章の章名を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、第2条中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めようとするものでございます。あわせまして、文言整理も行っております。

なお、附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○選挙管理委員会事務局長（和泉洋一） 続きまして、議案第10号、議案第11号についてご説明いたします。

なお、議案第10号と議案第11号は、関連がご

ございますので、一括してご説明いたします。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月8日に施行されたことに伴い、選挙運動用自動車等の使用の公営に関する限度額が引き上げられたため、本市もこれに準じて当該限度額について条例の改正をするとともに、文言整理を行おうとするものでございます。

まず、議案第10号の垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

第4条で、選挙運動用自動車の借入契約の1日当たりの借入金額の限度額を1万5,300円から1万5,800円に、1日当たりの燃料代の限度額を7,350円から7,560円に引き上げようとするものでございます。

次に、議案第11号垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

第4条で、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の限度額を7円30銭から7円51銭に、第8条で、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を510円48銭から525円6銭に引き上げようとするものでございます。

なお、あわせまして文言整理もいたしております。

附則としまして、議案第10号及び議案第11号は、いずれも交付の日から施行しようとするものですが、改正後の条例が適用される選挙につきましては、平成31年1月26日に任期満了を迎える垂水市長選挙からを想定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（鹿屋 勉） 議案第12号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案について、

ご説明申し上げます。

改正の主な理由でございますが、老人福祉法及び介護保険法により、3年ごとに高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を定めることになっており、これにあわせて平成30年度から平成32年度の介護保険料を設定しましたことから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容についてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

第2条でございますが、保険料の額を年額で表示しております。

第1項第5号が、第7期介護保険事業計画期間の基準となる保険料でございまして、現行年額6万1,200円を年額6万8,400円へ改正することとしております。月額に直しますと、5,100円から5,700円への改正となり、この基準月額をもとに各所得階層ごとの保険料額を算定しているところでございます。

第1号に規定する所得の少ない第1段階の第1号被保険者については、平成27年度から別枠で公費の投入が行われ、保険料が軽減されておりますが、平成30年度から32年度においてもこの措置が継続されますことから、同条第2項において、本来3万4,200円になるところの保険料を3万780円とするものでございます。

次に、第11条は、刑事施設へ収容されているものに対する介護保険料の減免について国から文書が発出されましたことから、減免措置の条項を追加するものでございます。

2ページに移りまして、第15条は、介護保険法の改正により市町村の質問検査権の範囲が拡大されたことから、条項を整理するものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項は、条例の施行日を平成30年4月1日とするものでございます。

第2項は、施行日以前の介護保険料について

経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○福祉課長（保久上光昭） 議案第13号垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

本議案は、平成30年4月1日付で施行される「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「第7次地方分権一括法」により、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の増進に関する法律」、いわゆる「認定こども園法」の一部改正が行われたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表でご説明いたします。

条例第15条は、特定教育・保育施設、つまり保育所、認定こども園等における特定教育・保育の提供に係る取扱方針を定めたものでございますが、第1項第2号で引用しております「同条第9項」を「同条第11項」に改めるものでございます。

これは、認定こども園法に、指定都市への権限委譲として、新たに幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定や、認定こども園の変更の届け出に係る事務及び権限が加えられたことに伴い、2項条文が追加され、項ずれが生じたため改めるものでございまして、本市の業務におきましては、特段の影響はございません。

なお、附則といたしまして、この条例は、法改正とあわせ、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○消防長（後迫浩一郎） 議案第14号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案につきまし

て、ご説明いたします。

今回の改正は、平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災及び平成25年2月に発生した長崎市認知症グループホーム火災などを踏まえ、総務省消防庁からの通知により、管内人口20万人未満の消防本部は、重大な消防法令違反のある防火対象物に係る公表制度について、管内の防火対象物の状況等を踏まえつつ、具体的な検討を進められたいとの求めに加え、鹿児島県危機管理局消防保安課からの通知により、管内人口20万人未満の消防本部は、条例改正を行い、公布後に十分な周知期間を確保した上で、遅くとも平成30年7月1日から実施するものとされ、これに伴い、垂水市火災予防条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、消防法令に重大な違反のある防火対象物について、その対象物の名称や法令違反の内容等を利用者へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による適正な防火管理業務と消防設備等の設置促進を目的とし、消防法施行令別表第1で定める防火対象物のうち、物販店や飲食店、ホテルなどの不特定多数の人が利用する対象物や、病院、社会福祉施設など、火災が発生した場合に、避難等が困難であり、人命に多大な被害を出すおそれがある対象物において重大な消防法令違反があるものが、対象となります。

また、これらの防火対象物で、消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って設置義務がある消防設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の全てまたはいずれかが、設置義務があるにもかかわらず、これらの設備が一切設置されていないものが、公表の対象となるものでございます。

公表までの流れといたしましては、消防機関が立入検査の結果を通知した日から14日を経過

した日において、いまだ当該立入検査の結果と同じ違反の内容が認められる場合に公表いたします。

なお、公表のおおむね1週間前までに、公表する旨を建物関係者に通知することとなっております。

公表方法及び公表の内容は、施行規則で定めることとなっておりますが、垂水市ホームページに掲載し、違反が認められた対象物の名称、所在地、違反の内容等について公表いたします。

なお、違反が改善されたことを消防機関が確認した場合は、ホームページから該当内容を削除することとしております。

新旧対照表をご覧ください。

改正内容の詳細を説明いたしますと、第47条の次に第47条の2を加え、防火対象物を利用しようとするものの防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防設備等の状況が、またはこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができることと規定し、以下、第2項は、公表を行う際に関係者へ通知すること、第3項は、公表の対象となる防火対象物、そして違反の内容並びに公表の手続は規則で定める旨を規定しているものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、平成30年7月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第14号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案につきまして説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（池山節夫） ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時30分から再開いたします。

午前11時19分休憩

午前11時30分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議

を開きます。

さきほどの議案第3号から議案第14号についての説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 値上げの問題で、議案第12号について質しておきたい。

これは、総括質疑での、また予算で詳しくやりたいと思うんですが、一つは、この出された提案の中身というのは、この前12月議会でもいろいろ議論したと思っているんですけども、値上げを幅を抑えるということの中でいろいろと議論された結果がこういう形になったのか、その原資的なのはどんな活用をされたのか、もしそういうことになっていればということと、あと、今回、保険料の減免ということで、第5条、前各号に定めるほか、特別の事情が——と、ある意味、遅きに失した感じもしないではないんですが、この中身というのは、具体的に何か、その場合のケース・バイ・ケースで検討していくものなのか、それとも何か、そういう要項等で、そのあたりが具体的なものとして出てくるのかどうなのか。

この2点について伺います。

○保健課長（鹿屋 勉） 値上げということで大変心苦しく思っておりますが、値上げの幅を少しでも縮めるという意味で、議員がご指摘されるように、基金の導入を図っておるところでございます。

介護保険準備基金の活用につきましては、今年度末、約1億2,000万円の見込みとなりますが、残額がですね。そのうちの9,150万円を取り崩して、この抑制策といたしているところでございます。

最終的に、基準額5,700円と申し上げましたが、この基金を活用しない場合、6,196円という金額が、最初出ておりました。そこを、この基金の投入によりまして、496円、抑制を図っているというところでございます。

それと、第5条、これにつきましては、「国から文書が発出された」と申し上げました。その内容につきましては、刑事施設に入っておられる方についての保険料の減免、それについての条項を追加するというところでございます。

以上でございます。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

○村山芳秀議員 議案3号、4号、5号に関連してなんですが、今回、議員それから市長等の特別職、それから職員の給与等に関する形で加算という部分が増えているわけなんですけど、臨時職員、公営施設管理公社、それから月額報酬の臨時職員等もいらっしゃるわけなんです。ここは、報酬審議会等々の中で決定されていくわけなんですけど、ここがどうなっているかという点と、あと、今回、ボーナスの支給の部分が上がっているわけなんですけど、国家公務員の、その臨時職員のボーナス規定とか、そこへんは、新聞等を見、情報によれば、まだみたいなんですけど、ここいらの見通しについて、ちょっと教えていただければと思います。

○総務課長（中谷大潤） それでは、お答えいたします。

臨時職員に関する賃金枠が「賃金」という費目でございますので、報酬審議会等とはまた別個で、市のいわゆる予算上の内規の問題でございます。

それで、今質問でありました引き上げの件につきましては、昨年の10月に最低賃金の見直しがありましたことを受けて、本年度30年4月から一律100円賃上げということで予算要求を今しているところでございます。

それから、ボーナス等につきましては、平成32年4月から、臨時職員の身分につきましては、会計年度の任用職員制度というものに移行しつつ作業を進めているところでございますので、他市の状況を見ながらもございましょうが、その際に、改正の方向で今、協議、勉強している

ところでございます。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

○池之上誠議員 議案第8号について少し聞かせてください。

垂水小学校区外というところで、新たにこの条項を入れたわけですが、その前の条例はどういう感じ——まあ、それは、垂水市内一円の条例だったと思うんですけども、手元にあるんですけど、課長の言葉でもう一回そこを説明してください。一回目。

○税務課長（楠木雅己） これまでの条例の自身でございますけれども、新たに課税される年度から3年間を全額免除。次の4年目から6年目までの3年間を半額、5割免除。あとの7年目から10年目までの4年間については3割免除という形で、トータル10年間の減免期間でございます。

以上でございます。

○池之上誠議員 よくわかりました。ありがとうございました。

ということで、垂小校区以外は全額、10年間全額免除ということで、差別化を図ったということなんでしょうけれども、実際、この条例がスタートしまして、垂水市内は、集合住宅、木造の2階建てぐらいですね、建設ラッシュなんです。

そういうところで、この恩恵があるからこそ、そのアパート経営をされようという方も一生懸命取り組んでいらっしゃるんだろうと思いますけども、その後の人口増加につながったのかどうか、そのような市場調査とか、後を追ってリサーチをされているのか。そのへんについては、税務課さんは、固定資産税を徴収しないというか、住民税は徴収するわけですから、そのへんでわかるだろうと思いますけど、これまでの流れとしてどうだったのか。

そしてまた、この政策をつくったうえで、明るい展望が見えるのかどうか。そのへんについ

て、ちょっと、わかっている範囲でよろしいんですけれども、お聞かせください。

○税務課長（楠木雅己） 議員からも指摘がありましたように、既存物件への影響ということにつきましては、いろいろご意見もあるようでございますけれども、今29年度の段階で、8事業所9カ所、10棟の減免の実績がございます。

成果といいますか、把握できた部分での集合住宅の調査では、減免物件への入居率及び市外からの転入世帯というものが、全体の物件の入居率及び市外からの転入世帯に対してはいずれも高くなっているということは事実でございますので、この条例の成果は、賃貸住宅環境の向上や転入者の方々や隣接市町に通勤される方々の居住先の選択肢の増加と、重要課題である本市人口減少対策には一定の効果があるというふうに考えております。

○池之上誠議員 ありがとうございます。

効果があるということで、条例をつくられて、またさらに郊外へもそういうことを増やそうという取り組みでしようけれども、まず、その前に、そこでそういう営みをされていた方々もいたと。この条例に恩恵を得ていない人たちもいたと。じゃあ、その人たちはどうなんだろうかというところも、やっぱりこの垂水市の市役所側としては、そういう人たちにもやっぱり思いを少しぐらいは馳せながら、この条例をやっていただきたいと。これは、人口増につながれば、万々歳の政策でしょうから、それはそれでいいだろうと思いますけど、この後はもう総務文教委員会ですから、そちらのほうで活発な質問をしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号から議案第14号までの議案12件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第14号までの議案12件については、いずれも所管の各常任委員会へそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第15号上程

○議長（池山節夫） 日程第19、議案第15号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（野妻正美） 議案第15号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案をご説明申し上げます。

今回の補正の主な理由でございますが、事業費の確定に伴う歳入歳出予算の整理や特別会計への繰出金にかかわる予算措置等に係るものでございます。

また、年度内に事業完了できないため、やむを得ず繰り越す事業について、平成30年度への繰越明許費を設定しようとするものでございます。

今回の補正は、歳入歳出とも5億2,096万円を減額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は127億402万5,000円となります。

補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方自治法により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、6ページの第2表繰越明許費にお示ししております。

繰越事業の内容でございますが、総務費の3項住民基本台帳費は、個人番号カード交付事業

費補助金を平成30年度に繰り越すものであり、農林水産業費の1項農業費の畜産クラスター事業補助金は、年度内に事業完了が見込めないため、繰り越すものと、国の補正予算に伴う事業量増により、平成30年度へ繰り越すものでございます。

土木費の2項道路橋梁費の5事業については、年度内に事業完了が見込めないため、平成30年度へ繰り越すものでございます。

3項公園費の南の拠点整備事業は、公園整備工事の年度内工事完了が見込めないために、平成30年度へ繰り越すものでございます。

6項住宅費は、国の補正予算による社会資本整備総合交付金を活用し、市住中之平団地建替事業を実施しようとするものでございます。

災害復旧費の1項農林水産施設災害復旧費のうち、林業用施設現年発生補助災害復旧事業は、平成29年の台風18号による林道災害復旧事業が年度内事業完了を見込めないため繰り越すものであり、林業用施設過年発生補助災害復旧事業は、平成28年の台風16号による災害復旧事業として、本年度発注を行った工事のうち、年度内事業完了を見込めないものについて繰り越すものでございます。

繰越明許費全体としては、11事業の総額9億208万3,000円でございますが、繰越に要する財源は、国県支出金、地方債、一般財源等でございます。

債務負担行為にも補正がありましたので、7ページの、第3表債務負担行為の追加をご覧ください。

空き家バンク移住促進事業補助金は、本年度交付決定したものについて、平成32年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

民間賃貸住宅家賃助成事業補助金も、本年度交付決定したものにつきまして、平成32年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

農業近代化利子補給金は、本年度交付決定し

たものにつきまして、平成36年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

肉用牛繁殖用素牛導入預託事業は、利子補給金として、平成34年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

地方債にも補正がありましたので、8ページ及び9ページの、第4表地方債の補正をご覧ください。

まず追加でございますが、市営住宅整備事業は、先ほどの繰越明許費のところでご説明いたしました。国の補正予算による社会資本整備総合交付金を活用し、市住中之平団地建替事業を実施しようとするものであり、その補助裏に公営住宅建設事業債を充当しようとするものでございます。

9ページの変更でございますが、各事業費の決算見込みに伴う補正でございます。

それぞれの事業に伴う起債額を、右の欄に示す限度額に変更し、本年度の起債限度額を、合計13億8,227万5,000円にしようとするものでございます。

続いて、歳出の事項別明細で主なものをご説明申し上げますが、事務事業の決算見込みに伴う予算整理及び人件費に係るものは省略させていただきます。

18ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、8目財産管理費の積立金は、市有施設整備基金への積立を行うおとすものでございます。

21ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、6目老人福祉費の負担金、補助及び交付金は、訪問看護ステーション補助金に不足が見込まれるため、増額補正しようとするものでございます。

22ページをお開きください。

11目国民健康保険事業費の繰出金は、国民健康保険特別会計への保険基盤安定制度及び財政安定化支援事業に基づく繰出金の減額と、本年

度の当該特別会計決算見込みに財源不足が見込まれるため、財源補てんのために繰り出す、法定外繰出金でございます。

続いて、13目介護老人保健施設費の繰出金は、老人保健施設特別会計への繰出金でございますが、今年度の当該特別会計決算見込みに財源不足が見込まれることから、財源補てんのために繰り出すものでございます。

次に、民生費の2項児童福祉費、2目児童措置費の扶助費は、保育単価の改定に伴う児童措置費の増額補正でございます。

次に、6目特別保育事業費の負担金、補助及び交付金は、特別保育対策事業補助金の支出に不足が生じる見込みであるため、増額補正しようとするものでございます。

24ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費の負担金、補助及び交付金のうち、機構集積協力金は、農地中間管理事業による農地の貸借面積及び新規集積面積が、当初見込みより増加したことに伴い、機構集積協力金を増額補正しようとするものでございます。

次に、9目畜産業費の負担金、補助及び交付金のうち、畜産クラスター事業補助金は、先ほどの繰越明許費においてご説明いたしましたが、国の補正予算に伴う事業量増による増額補正でございます。

25ページをご覧ください。

2項林業費、6目治山費の負担金、補助及び交付金は、県単治山事業市町村負担金を県へ支払う必要があるため、増額補正しようとするものでございます。

ページが飛びますが、28ページをお開きください。

8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費の委託料及び工事請負費は、国の補正予算による社会資本整備総合交付金を活用し、市住中之平団地建替事業を行うための増額補正でござい

す。

29ページの一番下になりますが、10款教育費、2項小学校費、2目小学校教育振興費の需用費は、平成30年4月から小学校教育において道徳授業が教科として実施されるため、教師用指導書等を準備するための増額補正でございます。

31ページをお開きください。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費及び2項公共土木施設災害復旧費については、災害復旧費の決算見込みによります事業費の整理となります。

以上が、歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、10ページの事項別明細書の総括表及び12ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国県支出金、市債などの特定財源と、市税、地方交付税を補正し、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○川尻達志議員 繰越明許のところ公園費なんですけれども、南の拠点整備の。これがなぜ繰越明許しなきゃいけなかったのかということです。非常に疑問に思うんです。

多分、これは企画政策課がそういう全体像の中で、配置とかそういうの決めていくと思うんですけども、そのときにしっかりとした、打ち合せ、議論ができたのかどうか。当初の目的、要するに我々は皆さん方から出してきた、各議案、案件についてしっかりと審議をしてゴーサインを出すわけです。

理由のわかるころはあるんだけども、これはやっぱり工事とか、こういうのは期間内に終わるといことが基本原則じゃないのか、入札をするときに。と思うんだが、ちょっと私は素人でよくわからないんだけども、素直な疑

間ですので、まずそこいら、なぜこれ、工期の遅延というのは普通ありえない。

○土木課長（宮迫章二） 繰越明許費につきまして、まず南の拠点に伴います、浜平地区排水路整備事業並びに南の拠点整備事業に伴う公園設置工事の、この2つの事業につきましての繰越でございますが、現在、事業は推進しているところでございまして、途中にあります赤迫川の北側のほうの、今、開発許可の申請を出しまして、事業を発注しているところでございますが、南側につきましての開発許可の許可がまだおいていない状況でございまして、工事発注ができない状況でございまして、今回繰越をする予定としております。

○川尻達志議員 許可がおりていないのに予算化をしたという理解でいいのかな。

○議長（池山節夫） 土木課長ですか。

○川尻達志議員 土木課長、許可がおりてないのに。

○議長（池山節夫） 企画政策課長でいいですか。土木課長でいいですか。

○川尻達志議員 だから、そういう書類がしっかり整備をされたかということ、企画政策課からもらったわけでしょ。そこは企画政策課がするはずなんです。それを土木課がもらって工事発注とか、図面とか、よくわからないんだけど、するはず。

一番のおおもとなんです、私が言っていることは。許可がおりていないのに、じゃあ我々は認めたということになるのかな、議会は。ちょっとそこいらへんわからないのよ。

課長ちょっと待つて。そこを土木課長がわかっていらっしゃったかということ。

○土木課長（宮迫章二） 今現在、赤迫川から上流のほう、開発許可の一地区ということで申請を出して工事を発注しております、マリン施設につきましては、制限解除という手続きのもとに、工事は発注しているところでございま

す。

○川尻達志議員 皆さん方は、業者がもし工期内に終わらなかったらペナルティーを科すはずですよ。これは明らかに皆さん方がどうしてもということ、まず業者もいい仕事はできないんです。期間内に、急げ急げということになる。そこを心配するんだよ。あなたたちは工期内にある、とりあえず進むのよ。ところが業者はどうなるの。今、業者はね、災害の工事やら、人がいない、いろんなことを考えて皆さん方発注しなきゃいけないと思う。

そういった観点から私は言っているんだよ。あなたたちだけの都合でやるのは横暴だって言ってるの。今、業者は人がいないとか、仕事をいっぱい抱えている中で、ここが基本なはず。本当に私が心配しているのは、ここいらが業者と一緒に仕事をしているんだという観点が全然ないと思う。

土木課長、企画政策課長に質問してもあれだから、市長、今の僕が言ったことは基本だと思う。お互いの信頼関係をひっくり返す。事故が起きないとか、工期内に終わらすとか。ここができない公共工事なんてしちゃいけないと思うんだけど、どうですか。

○市長（尾脇雅弥） 今、お話があったとおり、業者ともしっかり話をして対応できるようにしておりますので、ご指摘のことはそのとおりだと思いますけども、そのような形でしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○議長（池山節夫） ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 2点お聞きしたいんですけども、1点目は、介護保険の22ページの、毎年この繰出が出てきていて、そのときそのときの課題というのがいろいろ説明をされて、我々も納得、返済の問題がありましたですね、返済の問題と、事業収入の関係等が、確か2つの大きな柱があったというふうにお聞きしているんで

すけども、この問題についての繰出の要因、再度お聞きをしたいというふうに思います。基本的な返済するそのものはわかるんですけども、まだ残り期間があるということ。

あと、利用料の減だとか含めて、その中の要因として占められているのか、大体それはどれぐらいの中身なのかお聞きしたいと思います。

それとあと、畜産クラスターの問題についてお聞きをしたいと思うんですが、国庫支出金、農業振興、畜産振興を図るという大きなのがあって、畜産クラスターを構築をしていこうということ、これ全国でも展開され、特に北海道等が非常に力を入れてやっていて、その政策的な位置づけというのは、非常に重要な私自身も中身があるのかなと思うんですが、なかなか私たちはその政策的な支援における評価はどうなっているんだろうとか、一方では課題はどうなっているんだろうとか、いろいろ考えちゃうんです。

というのは、一方で懸念される課題があって、ハード面に非常に中身が偏っていて、結果として過剰な設備投資をせざるを得ないという問題も出てくる懸念もいろいろ言われているわけなんですよね。

そういう中で、この問題の、私たちは政策的な評価、一方での課題とは何なのかということを見ないとなかなか導入していく、国庫が100%の国庫支出金となっているんですけども、その中において、そういう問題点をどう捉えていけばいいのか。

そのために、じゃあそれは大事ですねという形で、今まで何人かいらっしゃいますよ、何農家がいらっしゃると思うんですが、そのところでの政策的な中身と課題は何なのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○保健課長（鹿屋 勉） 議員のご質問はコスモス苑へのということですね。本年度の補正額5,700万円補正をさせていただくということに、

申し訳ありませんがなっていました。やはりこの原因といたしましては、介護報酬の基準改定のたびに引き上げられる、仮に引き上げの改定がされた場合も人件費に関する部分の上昇ということで、なかなか収益が上がらない、こういった制度が背景になっているところでございます。

それともう1点、施設建設に伴う起債の元利償還金、毎年7,200万円程度、これが平成38年度は最終2,600万円程度でございますが、あと10年間、この元利償還金が続くということが、今回、補正として上がっております5,700万円。この補正を要する、繰入を要するといった要因になっているところでございます。

以上です。

○農林課長（二川隆志） 畜産クラスターについてのご質問でございますけども、現在、取組が始まったばかりということで、ハード整備、まだ道半ばでございます。そういった中でも、今回ハード整備をすることによりまして、それぞれ用途につきましても、牛舎につきましても、この整備によって増頭を図っていった、経営の安定を図りたいというところでも取り組んでいただいたところでございまして、これによります結果が、今後ソフト面において成果を問われるところではございますけれども、こちらにつきましては、より安定的な経営、そして、やはり雇用の拡大につながっていけばというふうに考えておりまして、評価につきましては、まだ今後そういったところも生産業者の方々とも含めて、しっかり意見を詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（池山節夫） ほかに質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 今、出ましたクラスター事業ですけども、この事業につきましては、別段、農業者だけが恩恵を受けるわけじゃないと。土

木業者、建設業者、リース屋さん、機械屋さんですね、やっぱり地域経済、雇用に与える影響というものは大きいと、農業者の部分で言えば、余り儲かったような気がしない事業なんですけども、これはこれでよしとします。

ただ2点だけ聞きたい部分が繰越明許費の部分ですね。畜産クラスター事業の分で1億9,850万5,000円出ていますね。それでまた、財政課長の説明でありましたとおり、24ページですね、畜産クラスター事業の補助金ということで、増額補正ということなんですけども、普通であれば単年度の分で消化するという中身だと思うんですね。この繰越明許しなきやいけなかった理由は何なのか。

それでまた、自分の経験でいけば、増額の補正、畜産クラスターでは余り聞いたことがないんですけども。この経緯についてですね。

個別の名前、個人の、やっぱり会社の名前とか出さなくていいですから、その2点だけちょっと教えてください。後学のためにね。

○農林課長（二川隆志） まずは繰越明許のほうでございますけれども、こちらにつきましては、28年度補正予算でいただいた分について、さらに繰越を行うものでございます。

そして今回、補正で上げております分につきましては、29年度の補正予算の追加でいただいた分でございます。

以上でございます。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

○川畑三郎議員 同じくクラスター事業について、ちょっとお尋ねしますけれども、今回も1,589万円の補正ということで、今、課長のほうで追加の補正ということなんですけれども、繰越明許費にも多額が残っているんですけども、今の事業が昨年からはまったのかな、僕のあれでは2カ所と思うんですけども、その状況を今どれだけ進んでいるかという状況をお聞きしたいんですけど、どうかな。

○農林課長（二川隆志） 2カ所におきましても、それぞれ施設整備というところで取り組んでいただいております。

1カ所につきましては、垂桜のほうでやっていらっしゃるほうにつきましては、まだハード整備、畜舎のほうの建設を、まず随時進めているところでございまして、また、今回の補正予算であります、29年度の追加予算でいただいた分で、さらに整備を進める予定としております。

また、もう1件につきましては、中俣地区で行っていただいております、こちらのほうにつきましても、畜舎のハード整備、そちらのほうをやっていただいているところでございます。

○川畑三郎議員 この事業については、国が進めている大きな事業だということで、進めているんですけども、私が鹿屋のある会議に行った中で、鹿屋市がこの事業を1つも取り組んでいないと、なんごち鹿屋はこんないい事業をしないのかという話があったんですよ、だから垂水市2カ所も取り組んでいる、僕は金額も大きいと思うんですけども、垂水市はそういうことで進んでいるので、負けないようにしっかりと利用するように、まだ業者がいっぱいいるので、持ち出しも多いと思うんですけども、そこらへんをよく指導しながら、この事業は取り入れていったほうがいろいろあると思うからいいと思いますので、そういうことで進めてください。

終わります。

○議長（池山節夫） 答弁がいらいますか。

○川畑三郎議員 いない。

○議長（池山節夫） いない。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は所管の各常任委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって議案第15号は所管の各常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

次は1時15分から再開いたします。

午後0時5分休憩

午後1時15分再開

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△議案第16号～議案第21号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第20、議案第16号から、日程第25、議案第21号までの議案6件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第16号 平成29年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第17号 平成29年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第18号 平成29年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第19号 平成29年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案

議案第20号 平成29年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第21号 平成29年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

○市民課長（和泉洋一） 議案第16号平成29年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案についてご説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は歳入歳出とも1億3,639万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億1,874万9,000円

とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、今後の医療費の見込みによる保険給付費の補正、平成28年度療養給付費等負担金等の確定に伴う、国庫支出金返還金の補正などがございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細によりご説明いたします。

歳出からご説明いたします。8ページをお開きください。

2款1項療養諸費及び2項高額療養費は、11月までの医療費の実績から今後の所要額を勘案し補正するものでございます。

3款後期高齢者支援金等と、次のページの6款介護納付金は、額の確定に伴う補正でございます。

7款1項共同事業拠出金は、拠出金の額の確定に伴う補正でございます。

8款2項特定健康診査等事業費は、国庫支出金確定に伴う財源組み替えでございます。

11款1項償還金及び還付加算金は、平成28年度療養給付費等負担等の確定に伴う国庫支出金返還金等の補正でございます。

これに対する歳入であります。6ページからありますとおり、国庫支出金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金などを充てておりますが、多額の財源不足が生じることが予想されるため、その赤字分を補填するために、一般会計からの法定外繰入を計上しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号平成29年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案についてご説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は歳入歳出とも58万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億2,357万7,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、後期高齢者

医療広域連合納付金の年間納付額を見込んだ補正などがございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細によりご説明いたします。

歳出からご説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料及び保険基盤安定分担金の年間の所要額を見込んで補正するものでございます。

これに対する歳入であります。6ページをお開きください。

1款1項の後期高齢者医療保険料は、今後の収入見込みによる補正でございます。

3款1項一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う補正でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（鹿屋 勉） 議案第18号平成29年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案について、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ150万円を増額し、予算の総額を21億8,282万7,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、本年度の地域支援事業費に不足が見込まれるため、増額が必要となったものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたします。7ページをお開きください。

3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・日常生活支援サービス事業費は、利用者数が当初の積算人数を上回る見込みとなったため、増額補正しようとするものです。

次に、2目介護予防ケアマネジメント事業費は、社会保険料の改定により地域包括支援センター職員の社会保険料に不足が生じるため、増額補正しようとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6ページをご覧ください。

1款保険料から7款繰入金までは、地域支援事業費の歳出に対する算出基準に基づきまして、それぞれ増額補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号平成29年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,600万円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億1,503万4,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、不足が見込まれる交付金の増額と、事業収益の見込みに伴う財源措置が必要となったものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

7ページをお開きください。

1款事業費、1項老人保健施設事業費、1目老人保健施設事業費は、交付金を増額補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

1款療養費収入、2款使用料及び手数料は、事業収益の確定見込みに伴い減額補正するものでございます。

6款繰入金、2項一般会計繰入金は、事業収益の減収に伴う不足財源の補填のため、一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（萩原竹和） 議案第20号平成29年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な理由は、年度末の決算を見込み不要額の整理を行うものでございます。

1 ページに記載してありますように、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ69万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,956万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出から主な補正予算のみ説明をいたします。

事項別明細書になります。7 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項、1 目一般管理費の3 節職員手当等は、不要額を減額するものです。

15 節工事請負費は、配水支管切替工事を行う必要がなかったため、減額補正するものです。

次に、歳入でございますが、6 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、1 項1 目使用料の節簡易水道使用料は、年度中の使用料実績に基づく収入見積により、減額補正するものでございます。

2 款繰入金、1 項、1 目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を歳出の減額に伴い減額補正しまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第21号平成29年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な理由は、年度末の決算を見込み、予算の整理を行うものでございます。

それでは詳細につきまして、参考資料によりご説明いたします。

6 ページをお開きください。

まず、収益的支出からご説明いたします。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費の節の給料から、3 目総係費の法定福利費引当金繰入額までは、人事異動に伴う人件費を整理するものでございます。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費の節借入金利息は、災害等による一時借

入金がなかったことに伴い減額するものでございます。

次に、7 ページの資本的収入をご説明いたします。

1 款資本的収入、1 項、1 目工事負担金の節の工事負担金は、予定していた市道改良工事による水道管布設工事が実施されなかったことや、布設工事を行った箇所への補償額が当初予定していた額より少なかったことに伴い減額するものでございます。

1 ページにお戻りください。

第2 条の収益的支出は、水道事業費用を140 万円減額し2 億4,927万1,000円とするものでございます。

第3 条の資本的収入は、578万6,000円減額し4,301万4,000円とするものでございます。

2 ページをお開きください。

第4 条の議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費は、119万8,000円減額し4,640万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議案6 件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと求めます。よって議案第16号から議案第21号までの議案6 件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第22号～議案第32号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第26、議案第22号から日程第36、議案第32号までの議案11件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第22号 平成30年度垂水市一般会計予算案

議案第23号 平成30年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第24号 平成30年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第25号 平成30年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第26号 平成30年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第27号 平成30年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第28号 平成30年度垂水市病院事業会計予算案

議案第29号 平成30年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第30号 平成30年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第31号 平成30年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案

議案第32号 平成30年度垂水市水道事業会計予算案

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 本日、平成30年第1回垂水市議会定例会の開会に当たり、議員各位の皆様方のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、市政の推進にご尽力をいただいておりますことに対し、衷心より感謝申し上げます。

ここに平成30年度当初予算案を初め、重要案件のご審議をお願いするに当たり、私の市政運営に臨む所信の一端を申し述べ、議員各位を初

め市民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

私が市長に就任し2期目3年が経過いたしました。この3年間を振り返りますと、台風や豪雨災害により、橋梁を初めとする社会基盤に大きな被害がありました。幸いにも人的被害はなく、これまでの関係機関等との徹底した防災対策に加え、日ごろの市民の皆様の防災の心構えによるものと考えているところでございます。

また、市民の皆様の健康を守る取り組みについても、健康長寿のまちへの取り組みをスタートさせました。少子高齢化の典型的なまちである本市の課題は、近い将来全国的な課題となります。このため、鹿児島大学病院の大石副院長を垂水市スーパーバイザーにお迎えし、たるみず元気プロジェクトを立ち上げたところでございます。さらに、医療、介護、予防の連携のための拠点施設、地域包括支援センターや健康長寿に大切な運動のための施設、たるみずスポーツランドを整備いたしました。

元気な垂水づくりでは、豊かな地域資源を用いて、稼ぐ力の向上や交流人口の拡大のために、北の拠点、道の駅たるみず、中央の拠点、森の駅たるみずに続く、市内3つ目の拠点となる南の拠点の整備や、販路の拡大について取り組みを進めました。

このように私は、市長就任以来、垂水市の発展と市民の皆様の幸福の実現を政治理念に掲げ、本市の将来にわたる発展を願い、垂水市民の皆様が望む幸せを少しでも具現化したいという思いで取り組んでまいりました。この思いをひとときも忘れることなく、安心安全で住んでよかったと思えるまちづくりと、元気な垂水づくりを市民の皆様にも実感していただけるよう努めてまいります。

市政運営に当たっては、これまで同様、第一に多くの皆様との対話を重視した、現場を大事にしていく姿勢、第二にさまざまな情報の積極

的な発信と説明責任を果たしていく姿勢、第三にあらゆる場面で私自身が率先して実行し、さまざまな改革に勇気を持って取り組む姿勢を示しながら、これまで培った国や県とのパイプを生かし、市政運営に努めていきたいと考えております。

私の2期目の公約は、元気な垂水づくり、経済・安心・未来からなる3つの挑戦でございます。

初めに経済への挑戦でございますが、この経済への挑戦については、3つの大きな柱がございます。

1つ目は、水産業、農業の6次産業化を図り雇用を生み出し所得向上を図ります。

2つ目は、観光振興に取り組み、交流人口の増加による雇用を生み出し所得向上を図ります。

3つ目は、地域包括ケアシステムの推進により、医療、介護、福祉の雇用を確保し、所得向上を図ることを掲げております。

これまでの具体的な取り組みとしては、水産業による6次産業化の商品開発への支援や、平成27年7月からの東京での初の垂水観光物産展の開催、また観光振興においては、近畿、関西地方の修学旅行やインドネシア教育旅行の受け入れ、道の駅の機能を有した南の拠点施設による観光拠点の整備計画等がございます。

次に安心への挑戦でございますが、この安心への挑戦についても、3つの大きな柱がございます。

1つ目は、防災対策に取り組み、安心安全で災害に強いまちを目指します。

2つ目は、地域包括ケアシステムの推進により、いつまでも住み続けられるまちを目指します。

3つ目は、錦江湾横断道路から大隅横断道路ネットワーク構想の推進により、基盤の強化を目指すことを掲げております。

これまでの具体的な取り組みといたしまして

は、防災ラジオ放送局のアンテナ更新、緊急割り込み試験放送の実施による難聴地域の解消への取り組みや、地域包括ケアセンターの開設、健康長寿プロジェクトをスタートさせたこと等がございます。

最後に未来への挑戦でございますが、この未来への挑戦についても3つの柱がございます。

1つ目は、情報発信に積極的に取り組み県内外に本市をPRしてまいります。

2つ目は、子供を育てやすい環境をつくり育て世代を応援をしてまいります。

3つ目は、定住人口対策を進め、にぎわいや元気のあるまちづくりに努力してまいることを掲げております。

これまでの具体的な取り組みとしましては、中学校修了前までの児童に対する医療費の自己負担分の全額助成の継続実施や、市内の子育て世帯向け住宅購入の助成金制度の実施、新婚世帯向けの結婚新生活支援事業等の、定住人口対策に向けた支援メニューの充実への取り組み等がございます。

この3つの公約を実現させるための取組や、成果や課題を踏まえ、2期目の総括となる本年におきましては、これまで以上に成果を意識して取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、平成30年度における重点施策や公約に基づく行政分野ごとの主な取り組みや、その考え方についてご説明をいたします。

初めに、垂水市市政施行60周年記念事業でございます。

本年10月1日に市政施行60周年を迎え、この記念すべき年が市民の皆様にとって元気な年となるよう記念式典での功労者表彰を初め、テレビの全国放送収録の誘致など、多くの市民の皆様が参加できるよう内容の充実に努め、市政施行60周年という節目の年を盛り上げてまいりたいと考えております。

次に、地方創生関連でございます。

国が進める地方創生は、少子高齢化に歯どめをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しておりますが、この課題解決には、行政だけではなく市民の皆様を初め民間の力を十分に取り入れながら進めていく必要がございます。

このため、本市では平成27年度に、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、施策の確実な実施に努めておりますが、特に経済対策であります、南の拠点整備事業を中心に取り組みを進めているところでございます。

南の拠点整備事業は、本市独自の地方創生の実現を目指し、交流人口200万人の達成と、新たな雇用、創業の創出を掲げております。

この目標達成のため、地元民間企業を初め、国や県、大学との協力をいただきながら、これまでの行政運営にはなかった民間経営のコスト意識や、大学の見識などを取り入れながら事業を推進しているところでございます。

次に、新庁舎建設関連事業費でございます。

現庁舎は昭和33年に建設されて以来、約60年という長きにわたり市民生活における中心的な役割を果たしてまいりました。そうした中で、平成28年4月に熊本地震が発生し、庁舎における防災機能の重要性が注目されたことをきっかけに、新庁舎建設に向けて準備を急がなければならぬと判断をして、昨年から本格的に新庁舎建設に向けた協議を進めております。

現在、本年3月をめどに庁舎規模や整備地等を盛り込んだ、垂水市新庁舎建設基本計画の策定を進めているところでございます。

新庁舎の建替は、将来にわたるまちづくりを考える上で大変重要な役割を果たすもので、市民の皆様や各種団体の皆様のご意見をいただきながら、市民の皆様の利便性、事業期間、コストなどを評価、検討していき、市民の皆様にとって親しみやすく誇りを持ってもらえる庁舎建設に取り組んでまいりたいと考えております。

地域振興でございますが、第4次垂水市総合計画基本構想に基づく地域振興計画の策定は、平成28年度までに市内9地区全てで策定されております。

また今月、垂水地区において、国の総務省事業を活用し、地区住民のふれあいの拠点となる、ふれあい館たるみずが旧田中邸敷地内に完成しております。

なお、平成30年度におきましては、当初計画から5年目を迎える、柘原地区、松ヶ崎地区の計画の見直しが予定されておりますので、引き続き、地域づくりを自分たちの手で行うという考えのもと、それぞれの地区のありたい姿の実現に向け支援をしてまいりたいと考えております。

また少子高齢化に伴い、地域の担い手が不足している状況にあるため、地区の現状や課題の把握に努め、地域間や世代間の交流活動を通じた地域活性化を図っていくと、持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

移住定住の促進及び転出の抑制につきましては、既存事業に加えまして、市外から転入する子育て世代の住宅の新築、購入に対する助成金の上乗せ、また新婚世帯への結婚新生活支援の拡充を図り、さらなる移住定住の促進に取り組んでまいります。

加えて、平成27年度から開始された民間集合住宅への固定資産税の減免制度についても、中央地区以外の減免内容を優遇し、中央地区以外の地域での新規集合住宅の建設促進につなげてまいりたいと考えております。

ふるさと納税につきましては、返礼品提供事業者のご協力をいただき、返礼品ラインナップの充実を行ったところ、平成29年度の1月末までの実績は、寄附件数が約3万6,800件、寄附金額が約8億1,100万円でございます。

平成28年度の同時期と比較すると、件数は1.41倍、寄附金額は1.46倍の増加となりました。

引き続き、返礼品提供事業者との連携を図り、魅力ある返礼品の充実に取り組み、昨年以上の実績が残せるよう努めてまいります。

防災対策につきましては、活火山桜島と隣接し地形的にも急傾斜地など、多くの危険箇所を抱える本市においては、市民の皆様の防災意識が高まる中、市民の皆様の生命、身体及び財産を守るため、桜島の大爆発や、記録的豪雨、台風による被害などに備え、防災訓練や防災点検を実施して、防災体制の強化を図るとともに、検証結果を防災計画に反映させた見直しを行ってまいります。

なお災害時におきましては、迅速かつ的確な情報の収集、発信を行い、早めに避難していただくことが重要でありますので、放送設備の保守点検や緊急割り込み試験放送の実施により、難聴地域の解消を図るとともに、全国瞬時警報システムを更新し防災情報の確実な伝達に努めてまいります。

食料品等の備蓄につきましては、桜島火山大規模噴火に備え、垂水市内中央運動公園内の備蓄倉庫を拠点にして、計画的な備蓄に備えてまいります。

また、避難所の停電時通信手段として、特設公衆電話の利活用を進め、避難所の環境を整えてまいります。

農林業の振興につきましては、急務でありました平成28年の台風16号で被害のあった農地、農業用施設の災害復旧につきましては、職員の頑張りや、関係機関のご支援により完了のめどがたったことから、今後は経営安定に向けて取り組む農家の方々に対して積極的な支援を行ってまいります。

また、年々深刻化する農業従事者の高齢化や後継者不足に対応するため、新規就農を目指す若い世代の確保のための支援が重要であることから、就農給付金や設備等導入補助など、ソフト、ハード両面から引き続き支援をしてまいり

ます。

また、農家所得の向上を図るために、新規作物推進事業や、昨年、全国和牛共進会で日本一となりました、和牛の商品性を向上させるための生産基盤の維持、拡大を図る事業に引き続き取り組んでまいります。

農業における6次産業化については、加工販売用機械、施設整備等のハード事業を初め、試作品製造やパッケージの刷新などのソフト事業に関わる補助金を継続してまいります。

また農地保全につきましては、農業、農村の多面的機能支払交付金や、中山間地域等直接支払交付金事業に取り組んでまいります。加えて森林整備につきましては、大隅森林組合との連携により、間伐作業を行い森林保全を推進してまいります。

水産業の振興につきましては、6次産業化の推進に向けた施設整備や消費者の動向や国内外の市場ニーズに対応した商品づくりに加え、マーケティング活動に対する支援を行ってまいります。

また、カンパチの人工種苗の技術向上への支援や、漁港整備、海面環境保全等の支援についても引き続き実施してまいります。

商工業の振興につきましては、商工会と連携して、商店街の活性化に向けたイベント等を引き続き行ってまいります。

また、本市の特産品の販路拡大支援事業においては、これまで実施したことで得られたデータの分析、検証を行い、効果的な販路拡大に努めてまいります。

加えて、本市が有する豊かな自然や魅力ある食材をリアルな感動としてPRするとともに、首都圏の富裕層へ直接アプローチすることで、新たな顧客の獲得や特産品の販路拡大による収益の増加を目指し、年間を通じて事業の充実に努めてまいります。

観光振興につきましては、垂水市総合戦略の

平成31年度目標値であります、交流人口200万人を達成するため、昨年10月完成のたるみずスポーツランドによる戦略的な事業を展開することで、スポーツ合宿や国内外の体験型教育旅行の誘致活動を積極的に推進してまいります。

また、明治維新150周年に関連した新たな旅行商品づくりを行い、本市の魅力ある観光資源のPRに努めてまいります。

さらには広域観光の推進を図るために、大隅広域観光開発会議や錦江湾奥会議、鹿児島県観光連盟等の関係機関との連携を深めてまいります。

また、今後もウェブ媒体等でのPRを積極的に行いながら、テレビ、新聞、ラジオ等の報道機関との連携を強化し、さらなる情報発信の充実に努めてまいります。

福祉関係でございますが、子育て支援については子育て世代の子育てに対する思いは強く、住民アンケート等においてもさまざまなご意見をいただいております。

このことから、住民の皆様のニーズを的確に捉え、引き続き、子育て支援センターやファミリーサポート事業の機能充実を図るとともに、仕事と子育ての両立支援や負担軽減策の充実の観点から、協和校区、新城・柊原校区への放課後児童クラブの新規開設や、乳児用品等の購入助成事業を新たに実施をし、また保育料の見直し等を行い、引き続き子育てしやすいまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

保健介護及び医療関係でございますが、本市では高齢化が進展する中、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、昨年4月1日には、医療、介護、予防の連携のための拠点施設として、垂水市地域包括ケアセンターがオープンをいたしました。

今後は高齢者に限定されず、障害者や子供を含む地域の全ての世代を考慮した、発展的な地域包括ケアシステムの確立を目指してまいりま

す。

また昨年4月30日には、鹿児島大学病院の大石副病院長に垂水市スーパーバイザーにご就任をいただき、健康長寿子育て支援への新たな取り組みをスタートさせ、たるみず元気プロジェクトの第1弾といたしまして、中央地区、柊原、牛根の3会場で5日間にわたり健康チェックを実施し、参加された方々から高い評価をいただきました。

なお、本市が抱える課題は近い将来における全国的な課題となります。そこで今回のプロジェクトを先進事例として、全国に発信していくよう取り組んでまいります。

引き続き、鹿児島大学、肝属郡医師会との連携を図りながら、実施内容をさらに充実させ、市民の皆様が生涯を通じた健康づくりに取り組めるよう事業を推進してまいります。

また市民の皆様健康を守るためには、一人一人が健康意識を高め、健康的な生活習慣を継続することが大切です。

そこで、たるみず元気プロジェクト健康チェックや特定検診等に、市民の皆様が積極的に参加するための動機づけを目的に、垂水市健康ポイント事業を新たにに取り組んでまいります。

医療体制の充実でございますが、昨年3月に垂水市立医療センター垂水中央病院が創立30周年を迎えました。市民の皆様の高い医療体制の充実を図っていくためにも、垂水中央病院が担う役割はますます重要になっておりますので、地域密着医療及び地域中核機能の充実を図ってまいります。

生活環境関係につきましては、引き続き、本市の恵まれた自然環境と社会活動との調和を図り環境保全を推進してまいります。特に、資源化率の向上並びに河川や海の水質保全を目的とした施策を推進するとともに、関連公共施設の適正な管理運営に努めてまいります。

土木行政でございますが、まずは防災対策に

取り組み、安心安全で災害に強いまちづくりを図るため、平成28年台風16号による災害箇所の完全復旧に努めてまいります。

また、一般世帯及び子育て世帯向けの住宅リフォーム事業、空き家解体撤去助成事業等を継続するとともに、新たに市営住宅中之平団地の建替工事に着手し、市民の安心安全と良好な景観確保、そして快適な住環境整備の促進も図ってまいります。

教育環境の充実につきましては、子供たちの夢を育む総合プラン、安心安全の教室プランとしまして、防災機能の強化を図るため、垂水小学校の外壁改修工事並びに新城小学校ほか、3小学校の自動火災報知器及び屋内消火栓等の設置工事、その他、環境整備に伴う備品などの購入及び校庭の降灰除去など、児童生徒の安心安全を確保できる教育環境の整備を図ってまいります。

垂水高校振興対策につきましては、垂水高校生の将来の目標達成のため、引き続き、通学費用や東進ハイスクール通信講座受講費用の助成を行い、垂水高校の振興に努めてまいります。

学校教育につきましては、本市の宝であります子供たちの夢を育む総合プランをさらに推進してまいります。

具体的には、子供たちに夢を持たせチャレンジする意欲を育む視点から開催しております、「わくわくどきどき！夢教室」や、夏季休業中に小学生を対象に実施しております、「あつまれわんぱく！夏の勉強会」、中学生を対象に土曜日の午後に実施しております、「夢の実現！学びの教室」を充実させ、子供たちが目標と意欲を持って学習に取り組み、確かな学力の定着を図ってまいります。

また、小学校の英語教育につきましては、外国語活動指導講師を増員し、外国語指導助手ALTとともに指導体制を充実することにより、グローバル化する社会を主体的に生き抜いてい

くための学力の定着を図ってまいります。

なお、市政施行60周年の取り組みの一環といたしまして、ふるさと応援基金等を活用し、新規事業として中学生の海外派遣事業～夢の翼～を実施し、垂水の将来を担う人材育成のための取り組みをスタートしてまいりたいと考えております。

さらに、奨学金制度につきましては、経済的理由により高校や大学への進学が困難な者に対する修学支援、並びに卒業後の本市への定住促進のために、昨年度からたるたる奨学金と銘打って、貸与金額の増額とともに返還免除制度を導入したことで、貸与者がこれまで以上に増加しておりますので、引き続きたるたる奨学金制度の利用促進に取り組んでまいります。

社会教育につきましては、乳児を持つ保護者への絵本を配付するブックスタート事業を拡充し、県内初の取り組みとなる、小中学校の入学時の児童生徒へ本をプレゼントすることで、学校や家族でやわらかな会話のきっかけづくりや、本に親しみ豊かな心を育みながら読書への興味や関心を高め、理解が深まるよう取り組んでまいります。

文化振興につきましては、平成30年度が瀬戸口藤吉生誕150周年であり、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールと、瀬戸口藤吉翁ふるさとコンサートが20回目の節目の年となりますので、海上自衛隊東京音楽隊の招聘など、開催内容の充実を図ってまいります。

スポーツ振興につきましては、昨年にとりみずスポーツランドがオープンしましたことから、市民の皆様や利用者に生涯にわたってスポーツに親しみ、安全で安心して楽しくご利用いただけるよう努めるとともに、市民の皆様の健康長寿に貢献してまいります。加えて、スポーツ合宿誘致による交流人口の増加が図れるよう、利用促進に取り組んでまいります。

また、2020年の第75回国民体育大会に向け、

市体育館の改修に引き続き取り組んでまいります。あわせて、国民体育大会の開催に向けた準備を本格化させ、広く市民の皆様や関係団体等へのPRを行い、市民総参加による温かくおもてなしの心に満ちた大会運営ができるよう体制を整えてまいります。

消防関係でございますが、市民の皆様の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守るために、牛根分遣所高規格救急車の購入等による消防力の整備を初め、市民の皆様の防火、防災意識の高揚に努めてまいります。

消防職員、団員の資質の向上につきましては、病院研修及び県消防学校における教養訓練を実施いたします。

また救急関係の取り組みでございますが、救命処置が少しでも早く行われることで救命率が向上することはもちろんのこと、社会復帰率の向上につながることから、市民の皆様向けの普通救命講習や応急処置指導等の充実に努めてまいります。

行政改革及び職員の人材育成につきましては、多様化、高度化する市民の皆様のニーズに柔軟かつ的確に対応するため、市民の皆様によりわかりやすい利便性の高い組織機構を構築して、市民の皆様のサービスの低下を招くことのないよう取り組んでまいりました。

限られた職員数で最大限の行政効果が発揮できるよう、本市の実情に適した職員数を検証しつつ人事評価制度を充実させ、引き続き人材育成の観点に立った人事評価制度の運用を徹底し、職員個々の能力及び業績の向上を図り、組織全体の職務遂行能力の向上に努めてまいります。

財政運営につきましては、ふるさと応援寄附金による、歳入確保、定員適正化計画等による人件費の抑制、起債残高の縮減など改善を進め、財務諸表等の数値はおおむね改善されてきました。

平成28年度決算における主な財務指標は、財

政構造の弾力性を測定する比率とされる経常収支比率が91.5%と、平成27年度と比較して3.8%悪化したものの、自治体の収入に対する負債返済の割合を表す、実質公債費比率は9.8%、財政の健全度を示す将来負担費比率は13.7%の良好な数値を保っております。

また市の貯金であります積立基金現残高は、財政調整基金など35億2,100万6,000円で、台風16号の災害復旧等に伴い、平成27年度末より661万1,000円減額になっているものの、借金である市債の現残高は91億5,014万3,000円で、平成27年度末より1億6,823万2,000円の減額となっております。

本市の財政運営は、健全な状態を保っていると考えております。しかしながら、本市の財政状況は、地方交付税が歳入総額の37%を占めるなど依存財源の割合が大きく、国の状況で財政運営が左右される脆弱な財政構造から脱していないため、今後も弾力的で足腰の強い財政構造を構築し、将来にわたって持続可能な財政基盤の確率を図ってまいります。

以上、私の平成30年度市政に対する所信と重点施策について申し述べましたが、これからも全力で市政運営に邁進してまいります。

議員各位はじめ、市民の皆様のご支援とご協力を心からお願いを申し上げます。

引き続きまして、平成30年度一般会計及び特別会計予算の提案に当たりまして、予算の編成と、その概要についてご説明を申し上げます。

平成30年度の国の予算は、経済財政再生計画の最終年度の予算として、経済再生と財政健全化を両立する予算とされております。

その中で、これまでの歳出改革の取り組みを強化しつつ、人生100年時代を見据え、社会保障制度を全世代型社会保障へ転換し、人への投資を拡充する人づくり革命、持続的な賃金上昇とデフレからの脱却につなげるため、生産向上のための施策を推進する、生産性革命等をはじめ

めとする重要課題を重点施策とされております。

次に、平成30年度の地方財政対策の概要ですが、地方の必要経費として、子供子育て支援等の社会保障関係費や、まち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上することにより、地方の一般財源総額は、平成29年度を上回る62.1兆円が確保されたものの、本市の主要財源である地方交付税総額については、国の景気対策による地方税収が増加する見込みとして、平成29年度より3,000億円減の16兆円に抑制され、地方への配分額は減少する見込みでございます。

以上のような国の予算の状況を踏まえ、各事業の成果に重点を置いて予算の質を高めていくことで、財政運営の健全化を図りつつ、インフラ整備、6次産業化支援事業等の生産性向上に関連する事業を優先して、本市の平成30年度予算編成を行ったところであります。

それでは、一般会計からご説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、市税は固定資産税、市たばこ税等の税収減が見込まれることから、対前年度比3%減の13億3,109万円を計上しております。

一方、本市歳入の柱である地方交付税は、国の地方財政計画を参考に、2%減の37億440万円を計上しております。

また借金である市債については、起債事業に中之平住宅建替事業や、垂水小学校外壁改修事業などの大型事業が追加されたものの、南の拠点整備事業、垂水中央運動公園整備事業の事業費減や、災害復旧事業費の減などから、前年度比11%減の12億1,200万円を借り入れる予定でございます。

なお多くの皆様のご寄附によります、ふるさと応援寄附金につきましては、地域の活性化社会基盤整備、教育環境整備等に有効に活用させていただき、ふるさと応援基金繰入金として3億190万6,000円を予算化しております。

その他、財源につきましては十分検討いたしました。また、それでもなお不足が生じたことから、財政調整基金から繰入金を1億8,000万円計上することで、歳入歳出の均衡を図っております。

続きまして歳出でございますが、元気な垂水づくり3つの挑戦を重点施策として、それぞれ経済への挑戦、安心への挑戦、未来への挑戦に基づいた事業を中心に、新規事業として中之平住宅建替事業、垂水小学校外壁改修事業、市役所新庁舎建設事業、さらに平成30年度は市政施行60周年の記念すべき年度となりますので、記念事業等の予算も配分いたしております。

次に継続事業として、農畜水産物に関わる販路拡大及び6次産業化支援事業、子育て支援事業、自然環境を生かした環境振興事業、産業及び市民生活を支える社会基盤となる道路の新設、改良事業、子供たちが安心して学べる環境整備を初めとした、教育関連経費などを中心として予算配分いたしております。

その結果、平成30年度の一般会計当初予算の総額は、平成になって過去最高となる121億1,800万円で、前年度に比べ3.5%の増となっております。

次に、特別会計につきましてご説明をいたします。

はじめに国民健康保険特別会計でございます。

いよいよ平成30年度4月から、都道府県と市町村が共同で国保を運営する新たな国保制度がスタートいたします。新たな国保制度では、県が安定的な財政運営など中心的な役割を担い、被保険者の資格管理や国保税の賦課徴収など、市民に身近な業務は引き続き市町村が行うこととなります。

平成30年度は、新制度へ対応した円滑な事業運営に努めるとともに、今後も医療費水準が国保財政に影響する仕組みは変わらないため、データヘルズ計画に基づいた生活習慣病の早期発見、早期治療など、効果的な医療費適正化事

業の推進に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は22億2,361万3,000円を計上しております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢者の高齢化の進展に伴う医療費の増大が見込まれる中、引き続き円滑な運営に努めるため、歳入歳出予算の総額は2億1,963万9,000円を計上しております。

次に、交通災害共済特別会計でございます。

今後も関係機関や各種団体の協力を得て、市民の交通安全に対する意識の高揚に努めるとともに、事業の健全運営を図るため、引き続き加入促進に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は534万9,000円を計上しております。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

介護保険制度につきましては、当市といたしましても法改正を踏まえ、新たに作成します第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、平成30年度はその初年度に当たりますことから安定的な運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は21億2,898万円を計上しております。

次に、老人保健施設特別会計について申し上げます。

垂水市介護老人保健施設コスモス苑は、平成9年に開設し昨年4月には20周年を迎えることができました。しかしながら、近年の施設運営は厳しく、一般会計から繰り入れを実施しなければいけない状況に至っております。

今後も肝属医師会との協力のもと、健全な施設運営が行えるようできる限りの収入増を図るとともに、さらなる経費の節減に努め介護保険法の理念にのっとり、利用者の側に立ったサービス向上に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は6億1,176万3,000円を

計上しております。

次に、漁業集落排水処理施設特別会計について申し上げます。

今後も、牛根境地区の生活環境の改善と鹿児島湾奥の水質保全の向上を図るために、引き続き加入促進やコスト削減、円滑な施設の運営管理に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は3,073万円を計上しております。

次に、地方卸売市場特別会計について申し上げます。

今日、農業流通業等については消費人口の減少やTPP、日EU、EPAの対応など多くの課題が浮上しておりますが、今後も社会経済情勢の変化に対応し、利用者や消費者のニーズに応えられるよう機能の充実を図るとともに、本市の特徴を生かしながら健全な市場運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は537万2,000円を計上しております。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。

上水道と同様に安全で安心して飲める水道水を安定的に供給することを使命に、万全な体制で維持管理に努めますとともに、コストの縮減と事務事業の効率性の向上に努めます。

歳入歳出予算の総額は393万8,000円を計上しております。

次に、水道事業会計について申し上げます。

平成30年度も排水管、導水管などの老朽化した管の布設替工事、水圧、水量を確保した改良工事、流量計等の機器の更新を行い、断水が生じないよう安定した水道水の供給のため適正な維持管理に努めます。

今後も独立採算制をさらに意識し、公営企業としての経営努力を行い、水道事業の経営安定に努めてまいります。

平成30年度の収益的収支の事業費用につきま

しては、総額2億5,365万5,000円で、対前年比390万7,000円の増となっております。

次に、病院事業会計について申し上げます。

垂水中央病院は、昨年3月をもって30周年の節目を迎えました。地域の中核医療機関としての役割を果たしております垂水中央病院にあっては、昨年3月末日をもって閉鎖された垂水徳洲会病院の受け皿としての機能になっていたいております。

平成30年度から指定管理者制度の管理方法を利用料金制へ見直し、垂水中央病院が直接利用者の利用料金を収受する方法へ変わります。今後の事業収益、事業運営につきましては、肝属郡医師会との協力のもと経費削減を推進し、経営健全化に努めるとともに、市内開業医との連携、協力のもと、さらなる医療サービス提供に引き続き努めてまいります。

収益的収支につきましては、収入総額が2億3,299万3,000円、支出総額が1億7,038万8,000円を計上しております。

以上をもちまして予算案の説明を終わりますが、詳細につきましては審議の過程におきまして、私のほか、それぞれの担当課長からご説明を申し上げますので、どうぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいま、平成30年度の施政方針並びに各会計予算案について説明がありました。これに対する総括質疑及び一般質問のための本会議を、2月27日及び28日の午前9時30分から開きます。

質疑及び質問は通告制といたしますので、質疑者及び質問者は、会議規則第51条第1項の規定により、2月20日の正午までに質疑及び質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

なお、当日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。質問回数については無制限といたします。また、初回の発

言時間を20分以内に制限しますのでご協力をお願いいたします。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（池山節夫） 明17日から26日までは、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、2月27日及び28日に開きます。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日は、これもちまして散会いたします。

午後2時14分散会

平成 3 0 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 3 0 年 2 月 2 7 日

本会議第2号(2月27日)(火曜)

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	二川 隆志
総務課長	中谷大潤	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	森山 博之
財政課長	野妻正美	観光課長	
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫 章二
市民課長	和泉洋一	水道課長	萩原 竹和
併任		会計課長	川畑 千歳
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江 嘉誉
福祉課長	保久上 光昭	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村 宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成30年2月27日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第33号・議案第34号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第1、議案第33号及び日程第2、議案第34号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第33号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

議案第34号 垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 案

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

○市民課長（和泉洋一） 議案第33号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

なお、この条例の一部改正につきましては、国税条例の上位法である地方税法の施行規則の改正交付を待って条例改正をすべきとの国の方針に基づきまして、本日、追加議案としてご提案するものでございます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成27年5月29日に交付され、平成30年4月1日に施行されることに伴い、市町村は都道府県に新たに設置される特別会計に、国民健康保険事業費納付金を納付することになることから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

第2条第1項に第1号から第3号を加え、第1号から第3号に規定する国民健康保険税の課税額の合算額は、国民健康保険事業費納付金を県に納付する費用に充てられる旨を規定しております。

第1号は、国民健康保険の医療費に要する国民健康保険事業費納付金、第2号は、後期高齢者支援金に要する国民健康保険事業費納付金、第3号は国保の被保険者のうち、介護保険第2号被保険者に係る介護納付金に要する国民健康保険事業費納付金に関する規定でございます。

その他、第2条第1項の改正等に伴う文言整理でございます。

なお、附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第34号垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、後期高齢者医療の保険者である鹿児島県後期高齢者医療広域連合の条例改正議案が、平成30年2月21日開催の平成30年広域連合第1回定例会において可決されたことに基づき、追加議案として、本日ご提案するものでございます。

平成27年5月29日公布の、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正が、平成30年4月1日に施行されることに伴い、住所地特例に関する規定が見直されることから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

第3条に第5号を追加し、本市が保険料を徴収すべき被保険者の範囲を、国民健康保険法第116条の2の規定により、住所地特例の適応を

受けている被保険者が、75歳に到達した場合、国保の住所地特例の適応を引き継ぐ旨を規定するものでございます。

同条第2号から第4号については、法改正に伴う引用条文の追加及び文言整理を行うものでございます。

なお、附則としましてこの条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明をおわりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ただ今の説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件については、いずれも所管の総務文教委員会に付託の上、審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号及び第34号の議案2件については、総務文教委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△陳情第8号上程

○議長（池山節夫） 日程第3、陳情第8号垂水地区グラウンドゴルフ専用練習場の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情については、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号垂水地区グラウンドゴルフ専用練習場の設置については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

△議案第15号～議案第21号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第4、議案第15号から日程第10、議案第21号までの議案7件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第15号 平成29年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案

議案第16号 垂水市国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）案

議案第17号 垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）案

議案第18号 平成29年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第19号 平成29年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案

議案第20号 平成29年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第21号 平成29年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案

○議長（池山節夫） ここで各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、堀添國尚議員。

〔産業厚生委員長堀添國尚議員登壇〕

○産業厚生委員長（堀添國尚） おはようございます。産業厚生委員会の委員長報告をいたします。

去る2月16日の本会議において産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、2月21日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第15号平成29年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案中の福祉課の所管費目については、臨時福祉給付金の減額補正の理由について質問があり、当初、対象者を5,500人と見込んでいたが、実際の対象者は5,065人で、そのうち4,796人が支給決定となったため減額

するものであり、申請を促す案内文書を2回郵送するなどの対応を行ったとの答弁がありました。

保健課の所管費目については、訪問看護ステーションの増額補正についての質問があり、当初、正規職員2名、非常勤職員2名の体制でスタートしたが、市内在住である程度の経験がある看護師という要件により、正規職員3名体制に変更したことや、平成30年度からリハビリ職を追加するための準備経費も含んだ補正であるとの答弁がありました。

また、がん検診の増額補正についても質問があり、当初予算に不足が生じたための補正であるとの答弁があり、市民の健康を守るために、そのあたりは強気で予算獲得するようにとの要望がありました。

次に、生活環境課の所管費目について説明後、特段質問はありませんでしたが、し尿処理場の職員の資格を例に、組織として停滞することなく機能させていくためには、1人に頼るような状況を改善するようにとの意見がありました。

次に、農業委員会、農林課の所管費目について説明がありました。農林課の有害鳥獣捕獲事業費補助金の減額補正の理由について質問があり、捕獲隊の方々の人数が減ったわけではなく、捕獲頭数が減ったことに伴う減額であり、わなの仕掛け方を工夫するほか、近隣市町村の対策についての情報収集に努めたいとの答弁がありました。

また、繰越明許費が今年度も突出していることについての原因や前回の委員会でも質問が出た農地災害の単独債の部分についての進捗状況への質問、松食い虫関連事業に対する要望などもありました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、水産振興支援事業の増額補正に関連し、イベントに参加するフィッシュガールについて質問があり、平成28年度に垂水高校の女子生徒4名で

結成され、所属は垂水市漁協である、今回は大隅地域振興局が主催する大隅の魅力ある観光と食の発信事業として、3月17日に東京で行われるイベントに参加するとの答弁がありました。また、赤迫川の災害復旧は遅れている状況に触れ、栽培漁業センターの稚魚との絡みがあるようなので、連携をとって早目に復旧作業を進めてほしいとの要望もありました。

次に、土木課の所管費目について説明があり、道路橋梁費や公園費が繰越明許費になっていることについて、活発な質疑が交わされました。市道の2路線については、土地交渉は済んでいるが、工事が年度内に終わらない可能性があること、公園費については、開発許可が下りていないため、工事発注ができないことが原因である旨の答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成29年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案については、原案のとおり可決されました。

議案第19号平成29年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）案については、1,600万の増額補正となった要因について質問があり、収入が落ちているわけではなく、職員の人件費、介護職員の処遇改善加算にあたる部分の増額であるが、当初予算編成時においては財源の調整を行わざるを得ず、3月に収入の繰り替えをお願いしている状況であるとの答弁がありました。

その他で起債の償還金や施設の耐用年数、職員の人員確保等についても活発な質疑が交わされました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

議案第20号平成29年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案及び議案第21号平成29年度垂水市水道事業会計補正予算（第2

号)案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長(池山節夫) 次に、総務文教常任委員長、持留良一議員。

[総務文教委員長持留良一議員登壇]

○総務文教委員長(持留良一) おはようございます。総務文教委員会の審査結果報告を行っていききたいと思います。

去る2月16日の本会議において、総務文教常任委員会に付託となりました各案件について、2月22日に委員会を開き、付託案件の審査を行いましたので、その審査結果を報告いたします。

最初に、議案第15号垂水市一般会計補正予算案(第6号)中の所管費目及び歳入全款について審査いたしました。

まず、議会事務局では旅費の減額について、桜島火山対策特別委員会の中央要望活動の経緯が報告をされ、減額の説明もされましたが、委員から要望活動の必要性等が提起されました。さらに航空券等の購入に関して市内外の競争による検討も必要ではないかという提案があり、財政課と協議していききたいとの回答がされました。

企画政策課に関しては、新庁舎建設関連事業費に関連して、減額になったことについて質疑があり、回答として計画費の積算が難しく、他市の状況を調査して積算したとありました。評価としては、費用対効果もあり高い事業になっていると回答がありました。本市の入札結果でも大きなばらつきがあり、議会としても調査研究の必要があると、審査結果から認識もしたところであります。

教育委員会の教育総務課では、小学校管理費で電気代削減のためのLED化への質疑がありました。長寿命化計画の中で、国の補助金等の

運用がなされやすくなるという点があり、計画的に修繕を図っていききたいと回答が示されました。

歳入全款では、繰越明許について南の拠点事業に関しての部分が繰り越しの根拠がなくなったのではないかという妥当性についての質疑がありました。財政課の回答は、この事業の方針が決定し動いていると、財政課が考えているとの認識が示されました。さらに、副市長より場所が変わったが、1億円を投じてそこに最初の計画どおり整備はできるということを進めっていると説明されました。総括的に財政課としての役割である検証等についての説明を求め、精査する中で見直すべき点はないか、改める点やミスはなかったか、そういうの見直せるものです。そういう視点で、財政課としては十分に協議しているという回答がありました。

所管費目及び歳入全款について諮ったところ、異議が出され、挙手による採決となり、賛成多数で可決となりました。

次に、議案第16号垂水市国民健康保険特別会計補正予算案(第3号)については、法定外繰り入れについては、その根拠になる保険財政共同事業化安定化事業について、減額になった理由についての説明が求められました。本年度は医療費が下がったことで、根拠とすることとなり一般会計からの支援を受けることになったという説明がされました。

審査の結果、議案第16号垂水市国民健康保険特別会計補正予算案(第3号)は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算案(第3号)は、質疑もなく原案のとおり可決されました。

以上で、総務文教委員会所管の審査報告を終わります。

○議長(池山節夫) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○池之上誠議員 一般会計について、ちょっとお聞きしたいと思います。

2款1項総務管理費の中の企画費、その中で負担金の中でPFI事業整備負担金が3,000万の減額、そしてまた民間賃貸住宅家賃助成事業補助金が2,860万、3,000万近い減額と。これは多分、不要額だとは思いますが、その内容としてどういう当局から説明があったのか、そしてまた民間のこの賃貸住宅、これは定住促進のために非常に有効な施策であるというところで、29年度当初予算で認めたんですけども、結構あの不要額は大きいというところを考えると、どういう理由でこういう不要額になったのか、そのへんの質問が多分されたんじゃないかなと思いますけれども、委員長にはそういう質問があったのかどうか、あるいは当局からどういう説明があって納得されていったのか、そのへんを少しお話をいただけたらと思います。

○総務文教委員長（持留良一） それでは、私たちのところでこの案件が審査になりましたので、報告をしたいと思います。

最初に、それに対しての質問、指摘等はありませんでした。当局の説明としては、PFI事業費は南の拠点事業にかかわる前払金が、いわゆる確定したということで減額をするという旨の説明がありました。

民間賃貸住宅家賃助成事業補助金については、転入世帯及び新婚世帯について家賃助成を行うものであるということで、これもやっぱり同じように事業の確定がしたということで報告がされて、その点についてはみんなもいわゆる事業が確定した、そのことについて減額されたということで、その理由等がなぜであったのかということについては質疑はありませんでしたが、結局事業が確定したということに対して、皆さんが納得をされてそのことを承認されたという、委員会の状況です。

○議長（池山節夫） ほかに。

○池之上誠議員 委員会のほうでそういうところで納得されたというところであれば、これ以上、私も質問をするところは何もないんですけども、要はいい施策だと思うんです。ただし、この不要額は大きいというのは何らかの、やっぱり何らかの要因があって、こういう大きくなったというふうに思わざるを得ないものですから、そういうところを今後、また気をつけていただければいいのかなというふうには思いますので、これはもうとりあえず、委員長への質問ということじゃなくて、要望と言いますか、そういうところでとどめておきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（池山節夫） ほかに質疑はありませんか。ありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。討論がありますので、発言を許可いたします。

○北方貞明議員 皆さんおはようございます。

繰越明許の南の拠点公園整備事業子ども広場での1億円に対して、反対討論をいたします。

まず、当初の計画を執行部はされるわけです。計画をされるときは、年度内に事業が進むことを前提に計画、予算を立てられるとっております。今回、このようにして子ども広場の繰越しが発生したわけなんですけれども、以前、台風災害のとき、県事業で繰越明許をしたとき、県のほうからかなりの注意を受けました。これは、幸いに、幸いと言いますか、災害が発生したから繰越明許ができたわけですけど、今回の繰越は何ら支障もなかったとっております。それをなぜ、このような形で繰り越したのか、執行部は計画をするには自信を持って出してほしいです。拙速な無謀な計画ではなかったかと思っております。

ふるさと納税の財源は生かしておるわけですから、補正でも対応できたんじゃないかと僕は思っております。

この南の拠点公園整備子供事業の繰越には、反対いたします。

○議長（池山節夫） ほかに討論はありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。ご異議がありますので、議案第15号を除き、各議案を委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号を除き、各議案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号は起立により採決いたします。起立されない方は否と見なします。

委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（池山節夫） 起立多数です。

よって、議案第15号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

△平成30年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問

○議長（池山節夫） 日程第11、ただいまから平成30年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を行います。

1回目の質疑及び質問は登壇して行い、再質疑及び再質問は質問席からお願いをいたします。

なお、本日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。また、質問回数については制限なしといたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次質疑及び質問を許可いたします。

最初に、3番、堀内貴志議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔堀内貴志議員登壇〕

○堀内貴志議員 おはようございます。本日のトップバッターで登壇しました、垂水の稔りうむ風の堀内貴志でございます。きょうの質問は、私にとって2期7年目の28回目の一般質問になりますが、本日も関係各課の皆様におかれましては、積極的なご答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、平昌冬季オリンピックですが、雪と氷の上でアスリートたちが繰り広げた17日間の熱戦は、世界中の人々を感動させた末に一昨日25日に幕を下ろしました。今回の日本選手団の活躍は金4個、銀5個、銅4個と冬季オリンピックとしては、1998年の長野オリンピックの10個を超える13個のメダルを獲得し、史上最多を20年ぶりに更新するという見事なものでした。

その一方で、世界の頂点を目指して活躍するアスリートたちの裏では、精神的、肉体的に、体力やけが、限界との戦いで、その中には命を取られるほどの大けがを克服して出場した人、また4年前、8年前の選手に選ばれなかったという挫折を乗り越えて出場した人、さらには経済面や人間関係を克服して出場した人、それぞれの選手にそれぞれのドラマがあり、その苦難や逆境を乗り越えて勝ち取った栄誉であるということ強く感じとりました。

そして、メダルを獲った選手のインタビューでも、みんながいたから、このチームだったから、家族や応援する人たちがいたからなどと、多くの人たちとの絆を強調したコメントも印象的でした。

特に、私自身も日本勢がメダルを獲得するライブ中継を見て、毎回、目頭が熱くなり、涙がこぼれたこともたびたびでした。きっと皆さん

も一緒だったと思います。残念ながら、惜しくもメダルに届かなかった人も含めて、平昌オリンピックでもらった多くの感動に感謝し、そして2年後の2020年に開催される東京オリンピックでの、日本勢のさらなる活躍を強く祈願して、本題の質問に入っていきたいと思います。

まず1つ目は、ふるさと納税及びふるさと応援基金についてお尋ねいたします。

平成20年度2008年から始まったこの制度ですが、10年が経過し、初年度は121件、約1,620万円、2年目はやや増加したものの、3年目以降は減少を続け、7年目の平成26年にV字復活をして877件、約2,816万円と初年度を超える税収があり、平成27年度は年末に納税者に対する還元率のアップという、大きな施策を取り込んだ効果で一気に増加し、2万1,718件、約4億6,370万円、昨年度平成28年度は、さらに前年度を上回り、2万9,331件、約6億1,392万円の寄附額を得ました。

そして、今年度は1月末までの実績について、先日、今議会開会日の平成30年度施政方針及び予算説明の中で、市長から寄附件数約3万6,800件、寄附金額が約8億1,100万円、前年対比寄附件数が1.41倍、寄附額が1.46倍の増額との説明がありました。3年連続で前年を上回る納税額が集まったということは、垂水市にとりまして非常にありがたい制度であると思えますし、改めて垂水市に寄附をしていただいた多くの方々はこの場をお借りして、厚くお礼を申し上げたいと思います。

また、この実績は、ふるさと納税を担当する本市の職員や関係者の皆様において、年間を通じて事務に専念していただき、創意工夫をこらした積極的な広告や広報を打っていただいたことがあっての成果だと思っています。特にネット上のふるさとチョイスのホームページの中で、垂水市のページを見せてもらいましたが、タイムリーに大河ドラマ西郷どんのオープニングの

ラストカットに映るのは、垂水市海潟の江の島上空から見える桜島と錦江湾ですとの説明文と、この桜島と江ノ島が映っている海潟からの風景写真を掲載し、さらには垂水市のプロモーションビデオを取り込んで、垂水市をしっかりとPRしていることが、どこの自治体よりも工夫をこらしたページにつくり上げているというふうにも思いました。

また、年末にはかけ込み納税することを予想して、12月31日の年明けの直前まで休みを返上して業務に取り組んでいただいたということもあり、皆さんの努力と功労があつての大きな成果だと思っております。改めて、ふるさと納税に携わった関係者の皆様には、心から感謝申し上げます。

そこで、まずお聞きしたいのは、平成29年度のふるさと納税について、最終的にどの程度になる見込みなのか、わかる範囲で教えてください。そして、ふるさと納税としていただいた寄附金は、どのように取り扱われて、どのように使用されるのか、その流れについて教えてください。

大きな2つ目は、行政に対するタブレットとICT活用についてお尋ねいたします。

私は、平成28年第1回定例議会の一般質問において、学校教育によけるPC、タブレット等のICT機能、効果的な活用について質問したことがあります。その後市内の小中学校にタブレットが導入されて、学校教育におけるICTが進められています。

今では、垂水市内の学校で一斉にタブレットが導入されて、ICT化に取り組める環境は整い、児童生徒の中で広く活用され評価を得ていると聞いております。私は、子供たちに早い段階でICT化に取り組める環境が整ったということは、大変意義のある授業だと思っていますし、今後の生活の中で幅広く活用してほしいと思っています。

学校教育の中で、タブレットを導入したICT化が進む一方で、行政の中でもICT化を活用した業務の効率化が図られないものか検討する時期にきているのではないかと思います。ことしの1月29日に鹿児島市で議会行政に浸透するタブレットとICT活用という研修会がありましたので受けてまいりました。議員に対する研修会というのは有料が多い中で、この研修は無料ということで、政務活動費のない垂水市議会において大変ありがたい研修でもありましたので、積極的に受ける気にもなりました。

そこで、研修を受けて率直な感想は、この研修を受けて非常によかったということであります。だからこそ、今議会の質問のテーマにいたしました。行政だけでなく、議会も一緒に導入することで、ちょっとした作業を削減でき、国が進める働き方改革にもつながるものと大きな期待を持っております。タブレットを導入したICT化を進めることで、得られる効果ということで学んだことは、過去の議会資料を含めて調べた情報がすぐに検索してみることができる、日常の連絡業務が容易にできること、災害発生時に写真を中心とした情報が共有できることなど、非常に便利で市政に活用できる画期的なシステムだと思ったことです。

そこでまず、行政としてタブレットとICT活用について、その利便性と問題点についてどのように考えているのか、使うことのメリット、デメリットについてお尋ねいたします。

そして、全国の情勢を見ますと、この制度を導入する自治体も増えていると聞いていますが、県内や全国の各自治体の動きについてどのように把握しているのか、その情勢についてお尋ねいたします。

大きな3つ目は、今議会で議案として提出されている垂水市ポイ捨て等防止条例についてお尋ねいたします。

私は、昨年6月議会の一般質問で、潮彩町の

海岸沿いにおいてポイ捨てされるごみの量について訴えた上で、根本的にごみのポイ捨てをしない環境づくりをすることが必要になってくることを訴えた経緯があります。そのときに、行政側は垂水市全域で抱える重要な問題や課題であり、問題解決に向けた取り組みを継続的に進めていかなければならない。ごみ捨ての問題解決対策として看板設置や直接指導をしている。

大隅地区2市4町と関係機関で構成する廃棄物不法投棄対策会議において、ポイ捨て禁止条例の制定に向けた協議を行っている旨の答弁があり、このたび垂水市ポイ捨て等防止条例の議案が提出されました。スピード感を持って早い段階で成立に向けた取り組みをされたことに感謝いたします。

この条例について、他の市町村では早くから制定されて運用されているところがありますが、他の市町村の条例と比較してわかりにくい点が数点あったので確認の意味で質問をさせていただきます。

まずは、この条例の目的とこの条例制定で考えられる効果について、改めてお尋ねいたします。さらに、ポイ捨ての対象となるごみの定義であります。条例第2条、第5条では、空き缶、吸い殻等と記載があり、その内容について飲料、食料等の缶、ビン、ペットボトル、その他容器及び煙草の吸殻、チューインガムの噛みかす、紙くず、その他これに類するものと明記されており、缶、ビン、ペットボトルとたばこの吸い殻が強調された内容に聞こえます。

潮彩町の海岸沿いに捨ててあるごみの多くは、弁当の食べた後の容器、釣りをした後の関連ごみ、あるいは新聞や雑誌等がありますが、あらゆるごみが対象となるのか。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規制する産業廃棄物との比較、差異について教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（角野 毅） おはようござい

ます。堀内議員の平成29年度ふるさと納税の見込み額とその寄附金の取り扱いのご質問にお答えいたします。

先ほど、議員からもございましたけれども、平成29年4月から平成30年1月末現在、寄附件数が約3万6,800件、寄附金額が約8億1,100万円でございます。平成28年度同時期と比較をいたしますと、寄附件数が1.41倍、寄附金額が1.46倍と増加いたしております。

今後、2月3月の給付額を昨年と同額と見込み、平成29年度の寄附見込み額につきましては、約8億6,000万円と想定をいたしているところでございます。

平成29年度寄附見込み額8億6,000万円から、返礼品事務費等を差し引きました額が本年度基金積立見込み額となります。

なお、平成29年度よりふるさと応援基金の活用につきましては、所管課を財政課といたしているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） おはようございます。

タブレットとICTの活用について、お答えいたします。

大規模災害対策や地域経済の活性化と、我が国が抱えるさまざまな課題に対応するため、総務省では地域活性化、サイバーセキュリティ、医療健康介護、教育人材、防災など各分野でのICT利活用を積極的に促進しております。

そのような中での行政におけるタブレット端末導入に伴う利便性、問題点についてお尋ねですが、メリットとしましては会議の紙資料作成のために、多くの時間と手間をかけていた準備作業において、ペーパーレス化により会議準備に必要な時間及び紙、印刷経費の削減と業務の効率化が図られます。

また、窓口等での対住民への説明業務においてタブレットのきれいな画面での説明が可能になり、大量のデータを保存できるので、紙資料

も不要となります。そのほか、タブレットを活用し、会議等を積極的に開催することで、場所を問わずコミュニケーションが取れる、いつでもどこでも情報が取得できることなどが考えられます。災害発生時においてはタブレット端末で災害現場を撮影して、災害対策本部や担当課へ送信することで、被害状況の迅速な把握と情報共有、的確な対応が可能になります。

デメリットとしましては、操作する側の知識、スキルの向上が求められること、タブレット持ち出しによる紛失や盗難、不正プログラム、不正アクセス、なりすましなどのセキュリティ対策、職員同士のコミュニケーション不足が懸念されます。また、端末機のリース経費のほか、インターネットへ接続するために施設の無線LANシステムやWi-Fi環境など、ネットワーク環境の整備が必要となることから導入及び運用に要する費用が発生することが挙げられます。

県内や全国の自治体におけるICTの活用の取り組みについては、内閣府が実施している消費動向調査によりますと、2017年3月現在で世帯におけるタブレット端末の保有率は、約30%となっております。

自治体での導入状況でございますが、静岡県焼津市や佐賀県など、多くの導入事例はあるものの、全国の状況については該当する調査が実施されておらず、詳細は把握しておりません。

県内19市においては、ペーパーレス化を目的に指宿市と曾於市、霧島市の議会が導入しています。

行政においては、鹿屋市、日置市、霧島市の行政の一部業務でタブレットを導入しているようですが、まだ数台程度導入した試行的な運用段階中で、導入効果の検証にとりかかっている状況のようでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（高田 総） おはようござい

ます。

堀内議員の垂水市ポイ捨て等防止条例についての質問において、条例の目的と考えられるその効果についてお答えいたします。

廃棄物の処理については、国の法律である廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第16条において、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないとされており、その25条において罰則も規定されております。その中でポイ捨てされた空き缶等も廃棄物となるということから、ポイ捨て行為はその適応を受けることになっておりますが、実際には一般市民等のポイ捨て等の行為については処罰したケースは少ないというのが現状でございます。

また、本市におきましても垂水市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例が定められており、ごみの減量化や資源化、またその適正処理及び清潔の保持については規定があるものの、ごみのポイ捨て等については具体的に規制されておられません。

そこで今回、垂水市ポイ捨て等防止条例を設定し、空き缶や吸い殻等のポイ捨てや動物のフンの放置等、市民の身近な行為に絞った形で禁止行為を定め、本市の環境美化を推進しようとするもので、その一番の目的は条例を制定することで抑止効果を高め、市民等の美化意識やマナーの向上を図っていくことであると考えております。

次に、その効果でございますが、現在、市長が公約として進める元気な垂水づくりを目標とした、さまざまな施策を展開していく中で、その基盤の一つとして、環境美化に取り組み、環境保全を図り、美しい垂水市を創造していくことは重要であると考えております。

例えば、健康長寿、子育てなどの施策を進めていくに当たっては、市民が住みよい快適な環境のまちづくり。また、交流人口の拡大などの施策を進めていくにあたっては、市外の方々に

迎えるのにふさわしい環境のまちづくりなど、環境美化に取り組み、環境を整え、地域資源を守っていくことは施策を展開する上で必要な条件であり、大きな効果をもたらすものであると考えております。

今回、提案させていただいた垂水市ポイ捨て等防止条例は、本市のさまざまな施策を進める上で、その一翼を担うものであると考えております。また、2条にあります空き缶ポイ捨て等の定義につきましては、身近で代表的なもの考えたものでありまして、ほかに該当するものも多いと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 それでは、一問一答方式でお願いいたします。

まず、ふるさと納税及びふるさと応援基金について、2回目の質問いたします。

納税の見込み額はわかりました。8億6,000万円を見込んでおるということで、もちろん当然、昨年対比増額という、大変ありがたいことだと思います。それであと寄附金の金の流れ、先ほど平成29年から財政課のほうに変わったということ、ちょっとわかりにくい点がありましたので、その点、再度ちょっと詳しく説明してほしいんですが。これまであった使途選定委員会、これはこれからも機能するのか。その中には7つの事業がありましたけど、この7つの事業については、いわゆる財政課のほうで7つの事業に該当するやつについて、財政課独自で予算化できるのか、その点をもうちょっと詳しくお示しいただきたいと思います。

○企画政策課長（角野 毅） これまで、基金の活用につきましては、使途選定委員会で選定をした事業について、また寄附者のほうより出せられました7つの使途につきまして検討を行ってまいったわけでございますけれども、29年度からはこの7つの寄附者の移行に沿った形で、財政課で財源として配当するというところでござ

います。

○堀内貴志議員 そうすると、今まであった使途選定委員会というのは廃止ということによろしいわけですか。

○企画政策課長（角野 毅） 機能として残しておりますけれども、条例として廃止しているわけではございませんけれども、運用としては財政課のほうで運用を行うということにしております。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。財政課のほうでしっかり精査した上で、7つの項目に従って予算化するという事です。財政課長、よろしくその点は、7つの事業にマッチする、いいところにいい額の予算をつけていただくようによろしくお願いいたします。

それと、まず平成29年の予算、28年度のふるさと納税6億1,300万、1,400万ぐらいあります。これの約60%が基金の積み立てだとしても3億あるというふうな金額が出ておりますけど、その28年度基金から積み立てた29年度の予算、ほぼ確定していると思いますが、どのように活用されたのか、その点を主なものについて、主なもので結構です、主なものについて教えていただきたいということです。

それと、平成30年度で予算委員会のほうで、また出してもいいんですけど、見ると、基金から8億、ふるさと応援基金から8億4,798万9,000円の繰入金がされておるということは、平成30年度もこのふるさと納税の基金を利用して、活用して市政に生かすということでありませう。

昨年対比ですると5億2,722万の増額となっておりますけれども、平成30年度、大体どのような予算に反映されるのか、その目的、効果、金額について教えていただきたいと思ひます。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。

平成29年度に活用した主な事業内容及び平成30年度の予算ではどのように反映されるのかの

ご質問にお答えいたします。

まず初めに、ふるさと応援寄附金につきましては、企画政策課が所管として寄附金にかかわる事務を行っておりますが、企画政策課からも説明がありましたとおり、平成29年度より財政課がふるさと応援寄附金の一部を活用させていただくこととなりました。

これにより、新規事業を中心にふるさと応援基金使途選定委員会で選定されておりました、ふるさと応援基金充当事業を財政課所管として新規事業だけではなく、継続事業も含めて検討を行ってまいりました。

そこで、ご質問の平成29年度のふるさと応援基金充当事業の主な実績でございますが、それぞれの事業区分ごとにご説明いたしますと、1、自然環境や景観づくりに関する事業に塵芥車購入事業など1,300万程度を、2、地域の資源の活用に関する事業に垂水観光物産販路拡大支援事業330万円を、3、地域の活性化に関する事業にまちづくり交付金事業など1,000万円程度を、4、安全に配慮した社会基盤整備に関する事業に備蓄用倉庫整備事業など580万円程度、5、将来を担う子どもたちの教育環境整備に関する事業に学校環境整備事業など1億1,400万円程度を、6、生きがいを持てる健康な暮らしに関する事業に運動公園備品購入事業など1,200万円程度、7、その他目的達成に市長が必要と認める事業にプレミアム商品券発行補助事業など3,300万円程度を、以上合計1億9,400万円余りを平成29年度のふるさと応援基金充当事業費と考えております。

なお、詳しい事業内容につきましては、全ての事業の実績をもとに6月議会で報告させていただきます。

次に、平成30年度予算にどのように反映されたかについてのご質問でございますが、まず、ふるさと応援基金事業に使用する金額でございますが、いただきましたふるさと応援寄附金を

計画的に継続して使用するために、基本的な考えとして、前年度の寄附金の半分をふるさと応援基金事業費として考えております。

平成30年度につきましては、企画政策課で平成29年度の寄附額が8億6,000万円程度を見込まれており、その分の半分程度につきましては、寄附者への返礼品代や寄附金の確保に係る事務費として使用いたしますので、残りの半分程度の4億円をふるさと応援基金充当事業として考えており、当初予算においては3億193万6,000円を事業費として予定し、予算化しております。

次に、事業内容でございますが、一般財源として財政課で事業の選定をできるようになりましたが、選定の基準といたしましては、規定を踏まえ、寄附者の意向や理解が得られるものかの検討を行い、事業選定をしております。事業区分ごとに説明いたしますと、1、自然環境や景観づくりに関する事業に約6,000万円、2、地域の資源の活用に関する事業に約2,000万円、3、地域の活性化に関する事業に約2,500万円、4、安全に配慮した社会基盤整備に関する事業に約700万円、5、将来を担う子どもたちの教育環境整備に関する事業に約1億1,000万円、6、生きがいを持てる健康な暮らしに関する事業に約1,800万円、7、その他目的達成に市長が必要と認める事業に約5,500万円を、以上、事業費は合計3億円余りを見込んでおり、それぞれ事業ごとに予算額を査定し、今議会に上程しているところでございます。なお、具体的なふるさと応援基金充当事業につきましては、今後、年度内において優先する事業は出てくることも想定されるため、平成29年度事業と同様に年度終了後に事業実績をもとに報告をさせていただきたいと考えております。

今回は、このふるさと応援給付金を十分活用させていただき、おかげさまで当初予算においては多くの事業を計上することができ、予算額も121億円余りと、これまでにない大きさとな

りました。

今後も、いただきましたふるさと応援寄附金につきましても、大切な財源として本市の発展のために有効に活用させていただき所存でございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

ふるさと応援基金も期待されて、多くの垂水市の活性化のために生かされておると、これからも使われるということです。なくてはならない納税になってきとるのではないかなと思います。ということは、この額をできれば維持したい。維持したい。毎年、少なくとも昨年、前年に匹敵するような基金をふるさと納税をいただきたいということは、やはりちょっと危機感を持って対応していただきたいということが、これは要望であります。

なぜかという、このふるさと納税を上げようと必死になっている都市部、都市部と地方のあつれき、これは表面化しています。東京23区、16年度129億円、17年度の209億円の見込み、これは減収です。東京23区の税収、こんだけ減収しとるということは、その減収させないような取り組みを今やっているところであります。

特に世田谷区、17年度が減収が30億と見込んでいると、30億というと学校1校の改築費に使われるんだと、ということは行政サービスも減る。だから、都市部ではふるさと納税をさせない動きをしている。

片や一方では、地方では、ふるさと納税をどんどんしてほしいという、その戦いになってくるとのではないかなと思います。そうすると、今後、ふるさと納税を期待する、いや、もっと上げてほしいということにも、より一層の努力をしないと集まらないんではないかということです。

だから、垂水市においてもさらなる工夫、一生懸命職員がやっただいておる。それは十

分わかります。一生懸命広報をしていただいております。それも十分わかります。それでも、やはりかち取らなければいけない垂水市のために、そのためにさらなる工夫をしなければいけないと思いますけど、今後、このふるさと納税、充実させるためにどのような取り組みを考えているのかお聞きしたいと思います。

○企画政策課長（角野 毅） 堀内議員のご質問でございます。

さらなるふるさと納税アップのための取り組みにつきましてお答えをいたします。

平成29年度につきましては、返礼品事業者との連携を図り、魅力ある返礼品の充実を図るとともに、ふるさと納税のPRとして新聞雑誌における広告展開を行い、合わせて11月から12月の繁忙期につきましては、新たなPR展開として垂水市ふるさと納税プロモーション業務を株式会社電通九州へ委託をし、ウェブ広告に重点を置いたPRを展開いたしましたところでございます。

その結果、先ほどご質問でご説明を申し上げましたとおり、寄附金額は前年度の同時期と比較をいたしまして、約1.46倍の増加となっております。

平成30年度につきましては、本年度同様に返礼品事業者との連携を深め、魅力ある返礼品の充実を図ってまいります。

また、PRにつきましては、本市ふるさと納税のポータルサイトでございます「ふるさとチョイス」をより多くの方が閲覧していただくこと、いわゆる、ふるさとチョイスのPV数増加が重要なポイントになると考えております。

そうした中、本年度実施をいたしました垂水市ふるさと納税プロモーション業務においては、ふるさとチョイスのPV数が約1万6,000件増加したところでございます。

このことから、新年度におきましても、同事業を通じ、より効果的なPR展開を推進するこ

とでふるさとチョイスのPV数の増加や、地元特産品の認知・理解促進を図ることにより地元特産品の中期的なブランド育成に寄与できるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

担当課においては、努力しているということには理解できました。ただ、辛口で言わせてもらうと、昨年対比プラスだったからということで安心しとってはいけないよということです。

というのは、都市部が一生懸命やっとなんだと、ふるさと納税させないように、自分のところで納税させるようにしとるんだということだけは理解して、活動してほしいなと思います。

そして、今、PV数、ページビューの話がありました。確かにページビュー、私のほうも調べさせていただいた。そうすると、毎回、そのふるさとチョイスのホームページを見ますと、ページビューのベスト10が表示されます。それを見ますと、大隅半島、特に大隅半島でこのふるさと納税の額が高いところ、志布志だとか大崎だとか鹿屋だとか東串良、この4団体については、もうこのベスト10の常連さんです、常連さん。ということは、ページビューにアップするような取り組みを多分していると思うんです。

垂水市は一方どうなんだということを見たら、ちょっと私3カ月しか調べていませんけど、志布志はもう殿堂入りです。毎回、これ殿堂入りというのは、3回以上ベスト10に入ると殿堂入りになるのかな、志布志はもう殿堂入りになっています。ベスト10の中には、さっき言いましたけども、じゃあ、垂水市はどうなんだという、私の調べた10月にベスト10、ぎりぎり100位に入りました。7月に96位と、ぎりぎりかかるかかからないかと、だけど、このページビューのさらなるアップを図ることによって、必然的に正比例してふるさと納税の額のアップ

にもつながるのではないかなと思います。

そこで、お願いしたいというかちょっとお聞きしたいのが、ページビューを増やすための方法、いろいろな取り組みをされておられると思います。例えば、新商品の開発する、ときにはキャンペーンをする。キャンペーンでもつい最近見たのでは、ちょうどカンパチのキャンペーンをしていました、垂水市漁協が。垂水市漁協も納税額としては少なかつたんです。やっと立ち上がって、カンパチのキャンペーンをやって、納税に、ふるさと納税にも力を入れるようになってきた。それもどんどん取り組んでほしい。ウナギのキャンペーン、これもやったときありますよね。やったときはぐっと上がっておるということで、ということは、年間定期的にいろいろなキャンペーンをしなければいけないよということが言えると思うんです。だから、そういうキャンペーンをしていただきたいということ。

あと特集、いろんな特集があると思うんです。今ちょうど、私、冒頭で話しましたがけれども、NHKの大河ドラマ、もうこればっかいうと垂水市の「西郷どん」だという人も、嫌みを言う人もおるんですけど、一番いいチャンスなんです。全国、毎週1回垂水市の江ノ島と桜島が出るわけです。それをしっかりこのふるさと納税のページにも生かした、これは嬉しかったです、これのページ見たときには。だから、そういう特集も組むのも一つではないかなと思います。

その点についてどう思われるのか。あともう一つ、この大隅半島でそのPV数を上げておられるこの団体、どのようなことをしたらPV数が上がるのか、それを実際調査されたことがあるのかどうか、それについてちょっとお聞きしたいと思います。

○企画政策課長（角野 毅） PV数の取り組みということでございますけれども、確かに本市のPV数の数で申しますと101.5でございま

す。ただ、今回、11月から12月の繁忙期にかかまして約500万程度の事業費を投入しまして委託、プロモーションの委託業務を行ったわけでございます。

確かに数字を上げるためには、この委託のやり方、それからまたPVへのアクセスをしやすくするための負担金といったものが、多く払えば多く払うほど、いい局面でPV数を上げる事業として成立はしてまいりますので、今後、垂水市といたしましても費用対効果等十分考慮しながら、より効果的な事業展開、委託といったものについて検討してまいりたいと思います。

○堀内貴志議員 というと、これから一所懸命やっていたかということはわかりました。あと、そのPV数が上がると自治体、調査されたことはあるのかなのか、その点を。

○企画政策課長（角野 毅） たまたま大隅半島に非常にPV数の高いところがたくさんございますので、どのようなふるさと納税の取り組みをなされているかということについては、それぞれ職員間で交流をしながら調査をさせていただいております。

我々の市とは非常に違う額の人員及び金額といったものが導入されていることも事実でございますので、ただ、本市としましては、この費用対効果の中で、この数字を今現在維持できている、右肩上がりの状況を担保できている状況だということで、今後はさらなる増額を目指すためには、さらなる経費というものも必要になってくるのではないかとこのふうには考えております。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

もう、ふるさと納税の予算というのは、もう垂水市の活性化のためになくてはならない予算になっておりますので、ぜひとも拡大に、広げていただきたいと思います。

PV数イコール納税のアップというふうなことも観点に入れていただきたいということです。

あと、もう一つ、これ要望にしておきます。

事業所の拡大です。現在、事業所ありますけど、儲かるところはたくさん儲かっておるとしています。ただ、垂水市にはご利益をこうむっていない事業所もたくさんあります。ふるさと納税に参加することによって利益が上がるんだということをもっと広げていただいて、多くの事業所に、垂水市の多くの事業所に儲けていただきたいというふうにも思いますので、ぜひ、その点も拡大して広報してもらえればなと思います。

これは、もう要望にかえさせていただきます。

じゃあ、ふるさと納税終わりました、2問目のほうに入りたいと思います。

行政に対するタブレットICT活用について、2問目から質問をさせていただきます。

先ほど課長のほうから、そのペーパーのICT活用のメリット、デメリットお話がありました。まず、第一的にはペーパーレス化ということであります。私は、このペーパーレス化というのは、必然的にできるもの、段階でなし遂げられるものだと思います。ペーパーレス化があるからICT化に進むのではなくて、ペーパーレス化は当然やっていけば、最終的にはペーパーレス化になるんだというふうに考えております。

課長の答弁の中でもありました。まず、私が一番重要なのは、情報の検索が容易にできること、これがまず一番目に来るのではないかなと、私ども、いつも議案出します。議案出すときにいつも、あれは何月に出した議案だったのか、内容はどうだったのか、それで行政の答弁はどうだったのかといつも困って、自分でひもとくか、資料をひもとくか、あと議事録を見て調べますが、これが今度はこのICT化を駆使することによって、一発で検索ができると、いわゆるこれ時間の短縮になるんだということです。これが一番のメリットではないかなと思います。

例えば私どもで作成しておる議会だよりでも、

3年前の3月の議会だよりを見たいと検索したら一発で出るわけですよ。一回一回書棚を見て調べる必要はないんです。一発でできるんです。そういうことが最大のメリットではないかなと思います。

これは行政、例えば議員でわからないことは行政に尋ねます。行政も多分調べて、議員に対して答えるために、回答するために調べるとしています。その時間の短縮にもなるんだと。議員も行政も時間の短縮になるんだと、これが一番だと思っています。

また、2つ目、あと日常の連絡業務が容易にできること。これ課長の話でもありましたですよ。この、私、その研修会に行ったときに教えてもらったのは、タブレットを導入してチャットアプリに置きかえることで、必要なときに確認ができる。なおかつ、見たのか見ないのかがアプリ上で記載される。「未読」「既読」で一目でわかるんだということです。今までは、電話とファクスで送った。電話はもう、忙しいときにはとれない、ファクスも、今、データに残るもんですから打ち出さないもんだから、見たのか見ないのかもわからない。

だけど、このチャットアプリを活用することによって「未読」「既読」がわかるので、見た人、見ない人、一目でわかるんだと、それで、見ない人については、後で電話で連絡する。連絡がとれるまで連絡する。

この連絡体制も省略できるのではないかなと、業務の削減にもつながるのではないかなと思います。うまく機能していけば、これがどんどん機能していけば、データの一斉送信にも役立つということでもありますので、今まで配付しておったのをピッと、ボタンをぽっと押すだけで即座に配信されると、そして受理した側も必要な時に見ることができるということです。業務の容易になる、日常の連絡業務が容易になるということです。

それで、もう一つ重要なこと、これも課長の答弁の中にありました。要は災害発生時に情報の共有ができるということです。これはどこの自治体と比較するわけでもないですけれども、垂水市の場合、歴史をたどると豪雨災害だとか台風災害だとか、市内広い範囲で災害を受けた経緯がある。こうした中で、私の経験からすると、今まで一番困ったのは、どこでどういう被害が発生しておるんだということが一番気になりました。

そこで、例えば行政側が現場に行って写真を撮ったのをタブレットに配信する。例えば議員が写真を撮ったのを行政側に配信する、それを共有する、そうすると牛根のどの地区でどの崖が崩れとるとか、新城のどの部分でどの川が決壊しておるだとか、みんなが共有できるということなんです。

じゃあ、あそこはここよりも被害すごいから、とりあえずそっちを優先させて、自分のところは自分たちでやろうかなとか、そういうことに活かせるんだということなんです。

だから、そういうところにも役立つ。だから早い段階で、特に垂水市の場合は、早い段階でこれを立ち上げて情報の共有化を図れば、もっとスムーズな行政運営ができるのではないかなと思います。

それと、各人の所在、これも明確になるんだよということ。伝達と災害発生箇所の所在確認、安否確認、これもできるんだという。

これが、この3つが私は大きなメリットだと思うんです。その結果、要はペーパーレス化にもつながるんだということが言えるのではないかなと思います。

デメリットありました。不正アクセスだとか、紛失だとか、セキュリティーだとか、コミュニケーションの低下だとか話がありましたけれども、これは、防ごうと思えば防げる状況がつくれるのではないかなと、そうすると、メリット

とデメリットを比較した場合に、私はメリットのほうが多いような気がするんです。

だから、ぜひともこのICT化、タブレットを使ったICT化について導入することを強く要望しますが、その点についてどう思われているのかお聞きしたいと思います。

○総務課長（中谷大潤） タブレット導入につきましては、端末のリース費用対効果の検証など、まだまだ課題も多い現状ではありますが、市民が安心して暮らせるまちづくりの推進のためにもICTを積極的に活用したタブレット導入の会議、窓口等での説明業務、災害現場の情報共有など市民サービスの向上、時間の短縮につながり、議員仰せのとおり、今後の展開が期待されますことから、限られた財源の中での効率的な活用等について、今後、庁内で調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

先日、情報番組を見ていました。このICT、どんどん生活の中に浸透してきます。今度、コンビニも無人化の店員のいないコンビニが、もう都会では立ち上がるといっていいですね。スマホをかざすだけで商品が買えるよと、だんだん世の中そうなってくると、だから、早いうちにIT化に溶け込める環境を垂水市でもつくらなければいけないよと思います。

まず、そのためにも私が受けたこの研修、これ無料でタブレット体験会を開催してくれると、あと、自治体向けのICTセミナー、これも無料で取り組んでいただけるということがあります。

ぜひともこの垂水市、垂水市が主導で開催してほしいんですけども、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長（中谷大潤） 堀内議員提案のICTセミナー等の受講につきましても、市民のスキル向上が図られ、また、働き方改革にもつながることから、セミナー開催に向けては前向き

に検討してまいります。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。課長から積極的なご回答ありました。

市長、垂水市は災害の発生が多い。そういう中で、情報の共有化ができる。垂水市にはなくてはならない事業だと思うんです。その点について今後のことを考えまして、市長として、このタブレットを活用したICT活用ということは、どのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 堀内議員のご質問にお答えをいたします。

議会や行政でのタブレット端末の導入については、職員のスキル向上が図られて、働き方改革にもつながるものと私も認識をしております。

市民が安心して暮らせるまちづくりにおいても市民サービスの向上につながり、今後の展開が期待されますことから、職員に対しましてはセミナー等への参加を積極的に促し、議会及び行政向けのセミナー開催についても前向きに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

まずは、タブレットの体験会、自治体向けのICTセミナーこれを開催していただくということです。これからの仕事、ICT化は必要不可欠、このことは国が進める働き方改革にもつながるシステムだと思っております。

行政が率先してしなければならない取り組みであると思いますので、ぜひとも、できることから一つ一つ進めていくことが必要ではないかなと思います。

そして、これは要望にかえさせていただきませんが、新庁舎建設も検討されております。新庁舎建設にも生かしてほしいと、庁舎内外でICT化が取り込めるシステムを導入、ぜひとも検討していただきたいということで、これは要望にかえさせていただきたいと思います。

続いて、大きな項目、垂水市ポイ捨て条例について2問目から質問いたします。

この条例の目的、趣旨はわかりました。この4条、条例の4条において市民等の責務は、第5条において事業所の責務は、その中でごみの持ち帰りや散乱防止等についてしっかりと明記されている。

そのためには、市関係機関が実施する施策に協力しなければならないと、市民も事業所も、「市及び関係機関が実施する施策に協力しなければならない」と明記されております。

この条例の目的であります、垂水市の環境美化を推進し、快適な生活環境を達成するためには、当然、まずは市が、本市が主導してあらゆる施策を実施する必要があると思います。

そのために第3条1項のほうで、「この目的を達成するために必要な施策を総合的に推進しなければならない」と明記があります。どうも抽象的な書き方で、具体的な施策が見えてきません。具体的にはどのような必要な施策を考えておられるのか。

いわゆるこの施策が抑止力につながる大きなことになると思います。そして、市民と一緒に行動すること、これが最も大切なことであります。市民への周知の徹底のあり方、これも合わせて教えていただきたいと思います。

○生活環境課長（高田 総） 堀内議員の垂水市ポイ捨て等防止条例についての質問において、市民への周知徹底の方策についてお答えいたします。

垂水市ポイ捨て等防止条例につきましては、直接市民生活にかかわるものであることから、公布から施行まで約3カ月の周知期間を設け、平成30年7月1日から施行する予定でございます。

その周知方法といたしましては、市のホームページや広報誌への掲載、さらには制度の概要についてわかりやすいチラシを作成し配布する

など、市民の皆様に対して丁寧に広報・啓発活動を行っていかうと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

ポスター、のぼり旗、これはまだ予算化されていないですね、これからですね。（発言する者あり）はい、よろしくお願いします。

課長、一つお聞きしたいと思います。民間ボランティア団体で「まるごみ」という団体があります。課長、ご存じでしょうか。

○生活環境課長（高田 総） はい、認識しております。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

「まるごみ」これは「まるごみJAPAN」という全国組織です。この「まるごとゴミ拾い」の略だそうです。「まるごみ」、「まるごとゴミ拾い」、日本全国の人が一斉に家の近隣でゴミ拾いをすれば、一気に日本からごみはなくなるんだらうと、そういう発想から、「同じ日、同じ時間、同じ想い」で「楽しくゴミ拾い」をコンセプトに2008年千葉県浦安市で産声を上げた、毎月1回の「月一恒例のゴミ拾い」を基本として全国に広がりを見せたんだということです。

垂水において活動をしている、この「まるごみ」この組織の流れをくむんです。まるごみ薩摩本部実行委員会の垂水支部ということになりまして、代表は、名前を言ったほうがいいのか、長野さんという人です。女性の方です。毎月1回、第3日曜日、10時から11時、本城川沿い、大隅ミートのちょうどあの川沿いです。あそこを毎月1回、欠かさずにやっておるということです。

私も、ことしに入りまして1月と2月、連続で、多分この質問があるからじゃないんですよ。質問があるから参加したんじゃないで、たまたま、この2カ月連続で参加しました。2月は18日にありました。垂水市の活動が2010年2月に

第1回目の活動をしているということで、ちょうど、ことしの2月が丸々8年経過したそうです。ぜひとも皆さんも1回、年1回はこの活動に参加してゴミ拾いしていただければなというふうに思いますし、垂水市からポイ捨てがなくなるような運動をしていただければなと思います。

「まるごみ」以外にも、この前は、潮彩町振興会でごみ拾いを県の施設ですよ、潮彩町の西側の公園沿いをごみ拾いをして、たくさんのごみを拾いました。草刈りとですね、潮彩町もやりました。他の自治体もそれぞれやっておると思います。議会開会日、堀添議員のほうからぼい捨て条例のことに触れられて、牛根麓、公民館を中心として松ヶ崎地区の公民館を中心としてごみのないまちづくりを進めるんだと、力強い意見もいただきました。

いろんな地域でいろんな活動をするとということでもあります。ごみをなくすために、まずは垂水市でモデル地区をつくるのはどうかというふうなことで提案をさせていただきたいと思います。「環境美化推進モデル地区」設定する。1カ所、2カ所、意欲のある地域にお願いをして、その地域、月1回ごみ拾いをする。そして、もしくはのぼり旗を立てる、「環境美化推進モデル地区」という看板を立てる。そうして市民に広く進めていくということも必要になるかと思えます。

あと、前回、私が質問の中で話しましたが、課長からちょっとお話があるかなと思いましたが、なかったものですから聞きますけれども、環境美化推進員、要はボランティアの推進員です。モデル地区と並行するんですけれども、モデル地区の中に環境美化推進員をつけて、「ごみを持ち帰りましょう」という声かけ、だから一般の人なのか推進員なのかを区別するために、やっぱり帽子なのか腕章なのかベストなのか着て声をかける。それも一緒に進めた方がいいと

思いますけど、その点についてはどう思われますか。

○生活環境課長（高田 総） まず、環境美化重点地区・モデル地区の設置についてお答えいたします。

環境美化重点地区・モデル地区の設置につきましては、その地区の活動や生活環境が模範となり、その取り組みが将来的には市内全域に浸透していくことが設置の目的であると考えられ、本市の環境保全の推進に有効な手段であると思っております。

また、設置をお願いする場合には、先ほどありましたように、現状においてごみの適正な分別や清掃活動、環境美化活動に積極的に取り組んでおられ、その設置に前向きな姿勢を持つ地区をお願いしていくことになると考えております。

次に、環境美化推進員の設置でございますが、この取り組みにつきましては、本条例をより効果的なものにするための施策の一つとして、有効な手段であるとして認識しております。

モデル地区の設置、また、環境美化の設置につきましては、今後、要綱による法的な整備、また、推進員につきましては、活動内容や選任方法について検討していく必要があることから、他の自治体の取り組みについて調査研究を行い、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

また、モデル地区についても、他自治体を調査して検討してまいります。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

意欲のある地域に「環境美化推進重点モデル地区」看板を設置する、推進員を設置して声かけをする、ごみのない地域をつくる。その地域を成功させて、きれいなまちである地域を成功させて、それを市内全域に広げていくということ、これは一つの方法だと思います。ぜひとも

していただきたいというふうに思います。

来年、来年じゃない、もう、ことですね、市制60周年、そして明治150年の年、秋には南の拠点もできる。垂水市には、多くの方が訪れる機会がこれまで以上にあります。垂水市を訪れた方が、「垂水市はごみ一つ落ちていないまちだ」という印象づけるような取り組みをしてほしいということを強く、強く訴えて、本日の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩します。

次は、11時5分から再開いたします。

午前10時54分休憩

午前11時5分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、川越信男議員の質疑及び質問を許可いたします。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 お疲れさまでございます。私も平昌オリンピックを言おうと思いましたが、堀内議員が先に言われましたので、早速質問に入ります。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、順に質問いたします。

明快な回答をお願いいたします。

まず、最初に平成30年度の当初予算の事業を見て、真っ先に目についたのが教育委員会の事業であります。青少年海外派遣事業の夢の翼事業であります。教育委員会では、これまでも子供たちに夢を持たせる教育を進めておられます。事業名から、その一環であると想像はいたしますが、まず、この事業を実施しようと考えられた意図や思いについて学校教育課長に伺います。

2番目に、市長は施政方針において、「経済への挑戦」として6次産業化、観光振興、地域包括ケアシステムを柱に雇用の創出や所得向上

を図る挑戦を掲げておられますが、働く場の提供として、雇用の場の創出は非常に重要であると思っております。

そこで、これまでの立地企業の業種や補助件数、補助金額等の実績について企画政策課長に伺います。

3番目に、「たるみず元気プロジェクト」について伺います。

昨年4月に、鹿児島大学病院副院長の大石教授を垂水市スーパーバイザーに就任していただき、健康長寿子育て支援に関する取り組みが始まりました。その一環として、昨年11月と12月に市民館と柗原小学校及び牛根小学校で65歳以上を対象に健康チェックが実施されました。

私も議長と一緒に市民館での実況を見ましたが、鹿児島大学の教授、垂水中央病院の医師、看護師、さらに栄養士、鹿児島大学の学生など、実に多くのスタッフが携わり、健診がなされており、この事業の取り組みに大いに期待を持ったところであります。

そこで、平成29年度受診された市民の声や感想について、また、事業の成果と課題について保健課長に伺います。

次に、4番目の南の拠点整備事業について伺います。

市長は、施政方針で元気な垂水づくりを掲げ、稼ぐ力、工場や交流人口の拡大のために、南の拠点の整備を進められておられます。

昨年秋ごろから徐々に工事が行われ、造成が広がってくる様子は、一市民という立場においても、楽しみに思うところです。工事の進んでいく状況が見える現在においては、今後どのようになっていくのか気になるところです。

そこで、全体的な工事の進捗状況について企画政策課長に伺います。

以上で、1回目の質問を終わりますが、最後の、5番目の市長の施政方針については、最後に伺います。

○学校教育課長（下江嘉誉） 川越議員の青少年海外派遣事業の実施の意図や思いについてのご質問にお答えいたします。

現代社会が情報化や国際化、技術革新などにより、生活環境や生活様式が急激に変化していることは周知のとおりでございます。このような中、今回改訂されました学習指導要領におきましては、児童生徒一人一人が、これからの変わりゆく社会をたくましく生き抜くための力の育成が求められております。

具体的な変更点としましては、外国語活動、英語が小学校3、4年生から導入され、小学校5、6年生は外国語、英語が教科として格上げされます。中学校におきましては、日本語を使わず英語だけで授業を実施することなどが目標として上げられています。

本市における外国語学習につきましては、小学校に外国語指導講師を、中学校に外国語指導助手ALTを配置し、担任と協力して授業を行うなど英語学習に力を入れているところでございます。

また、子供たちに感動を体験させ、夢を持たせることを最重要目標に設定し、「わくわくどきどき！夢教室」、「夢の実現！学びの教室」など、さまざまな取り組みを実施してまいりました。

そこで、これまで以上に直接的な体験を通して感動を味わわせ、夢を持たせる授業として海外派遣事業を実施したいと考えております。中学生が海外で見聞きするさまざまな体験は国際感覚を養うこととなり、将来の夢に向かって積極的に活動する意欲を高め、学力、特に語学力を向上させる契機となります。

また、視野を広げ、幅広い知識を持つことで我が国はもとより、本市のよさを改めて理解することにつながり、郷土垂水を愛する生徒の育成に役立つと考えております。このような考えをもとに将来の垂水を担う優れた人材を育成す

るために、本事業をしたいと考えたところがございます。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 川越議員の過去の企業誘致の実績につきましてお答えをいたします。

過去30年間の企業誘致状況でございますが、昭和63年に企業等立地促進条例が施行され、以降、立地企業15件、補助金額総額1億7,159万5,803円を補助しております。

立地企業15件の業種の内訳につきましては、製造業11件、病院2件、小売業1件、ゴルフ場経営1件がございます。なお、現在の状況でございますが、15件のうち1件が倒産、1件が廃業、1件が実質廃業、1件が吸収合併され、平成30年2月現在11件が事業を継続している状況でございます。

以上でございます。

○保健課長（鹿屋 勉） 川越議員の3番目のご質問でございます。たるみず元気プロジェクトにつきましてお答えいたします。

川越議員には市民館での実施状況をご覧いただくなど、高い関心を示していただき、ありがとうございます。

議員ご承知のとおり、垂水市の高齢化は全国的に見ても高い水準にあり、健康長寿の新しい取り組みとしてスタートいたしました、たるみず元気プロジェクトは、ますますその重要性を増してくるものと思っております。

平成29年度におきましては、市内3カ所、5日間で延べ380人の市民の皆様にご参加いただき、運動機能検査、認知機能検査、心電図、歯科検診、栄養に関する問診など、さまざまな健康チェックを受けていただきました。

受診されたこの取り組みに対する市民の声や感想でございますが、受診の際に参加された皆様にアンケートを実施したところでございます。アンケートを提出いただいた方の94%が

「受けてよかった」。91%が「来年も受けたい」とお答えいただきました。ご参加いただいた方からご好評をいただいたところでございます。

また、本年2月2日は、垂水市文化会館で、受診者を対象とした結果報告会を開催いたしました。この報告会には大石教授を初め、運動機能、歯科、栄養など、各分野における鹿児島大学の責任者の先生方にも講師として参加をいただいたところでございます。

さらに、市内の専門職や各団体の方を対象として、受診者の健康チェック結果に関する全体的な傾向や、評価に関する学習会を本年度中に開催することとしております。

このように健康チェックを受けていただき、個人へそのデータをお返しし、専門職間で全体的な傾向を情報共有しながら業務に活用するという一連の流れが確立できたことが、事業初年度における一つの成果であると考えております。

次に、課題についてですが、今回の健康チェックは、保健師等の看護職、栄養士、歯科衛生士など、大学からの派遣以外にも多くの専門職スタッフが必要でございました。今後もそれらのスタッフの確保に苦慮することが課題として上げられます。

さらに、市民の皆様が少しでも快適に受診できるような開催時期や開催場所の配慮、健康チェックにかかる時間短縮化の必要性なども課題として上げられます。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 川越議員の南の拠点整備事業の全体的な工事進捗状況につきまして、お答えをいたします。

初めに、本市事業分として、造成工事、マリン施設工事、PFI施設工事についてご説明いたします。

造成工事は、工区分けを行い、赤迫の水路より北側を第1期、南側を第2期として取り扱っ

ており、現在は北側第1期の排水路布設工事を含めた造成工事が行われております。

マリン施設でございますが、建設工事が佳境に入っており、3月末の完成に向けて作業をいただいているところでございます。

PFI施設でございますが、SPCである株式会社鹿児島総合企業体グループが、建築確認申請を行い、3月中に工事着手ができるよう作業を進めているところでございます。

次に、国エリアでございますが、4月から交差点改良工事、駐車場整備工事、トイレ棟工事、情報提供施設工事等が発注できるように、現在、用地調査や協議、各種設計関係の事前準備を行っているとのことでございます。

次に、護岸整備でございますが、鹿児島県魅力ある観光地づくり事業において、3月中に遊歩道の一部をカラー舗装することとなっております。

なお、エリア内では複数の工事が動いておりますので、定期的に協議会を設け、工程管理でありますとか、現場調整等を行っているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

それでは、再度お聞きいたしますが、一問一答でお願いいたします。

青少年海外派遣事業、夢の翼事業への思いや意図について、よくわかりました。これからは、子供たちに簡単に海外に行って学べる環境整備は、今からのグローバル社会には必要であり、直接聞いて語学を学ぶことが私たち世代ではできなかったことであります。海外へ飛び立ち、ふるさと垂水を眺めて、ふるさと垂水のよさも感じられると思います。

そこで、この計画内容について具体的にお聞きいたします。訪問国はどこを予定しており、その国を選んだ理由について。また、派遣する対象学年は何年生で、何名ぐらいを予定してい

るのか。さらに、生徒の選考方法について、伺います。

○学校教育課長（下江嘉誉） 派遣先の国、生徒の選考方法等の内容についてお答えします。

派遣先は、安全であることを第一に考え、香港といたしました。香港は、中国の特別行政区であります。主言語として広東語のほか英語が使用されています。中学生の学力につきましても、世界的な学力検査の結果では、先進国の中で最上位であり、本市の生徒の国際感覚や語学力を高めるのに最も適した国であると考えております。

また、本市から香港へカンパチを輸出したり、昨年は香港の学生が民泊事業で本市を訪れたりしており、本市とのつながりがあり、今後の交流の拡充も期待できると考えております。

さらに、学習を深めるために、現地校での生徒間の交流も計画しており、将来的には相互訪問も可能であると考えております。

次に、派遣対象学年は中学校の2年生で、人数は10人程度を予定しております。

さらに、選考委員には学校長をはじめ、学校職員に教育委員会職員を加え、5人程度を予定しており、選考に当たっては、生徒会活動や部活動など、学校生活を意欲的に取り組んでいる者や、語学力や国際的な視野を高めたいと強く願って学習している者を考えております。

具体的な選考に当たっては、作文審査や面接審査などをもとに総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。訪問する国や対象学年、派遣する生徒の選考方法についてはわかりました。

特に、選考方法につきましては、学校の意見も十分に踏まえる必要があると思いますので、学校との連携は十分にとって進めていただきたいと思います。

最後の質問として、この事業を実施した場合の期待する効果と、来年度以降も継続して実施される考えがあるか、伺います。

○学校教育課長（下江嘉誉） 事業の期待、継続について、お答えいたします。

本事業を実施することにより期待される効果につきましては、外国の生徒や人々と交流をすることにより、英語力やコミュニケーションなどに対する意欲や、それに伴う学力、特に語学力の向上、また、幅広い視野を持ち、多様な考え方をもとに判断し、積極的に行動する姿勢などが育まれるものと考えております。

また、外国の歴史や文化に直接触れることにより、我が国や垂水のよさを再確認する機会にもなると考えております。

さらに、参加した生徒が垂水中央中学校で報告会を行うことにより、参加しなかった生徒も間接的ではあっても海外のことについて学ぶ機会となり、学習に対する意欲を高めることができるものと考えております。

いずれにいたしましても、垂水を愛し、垂水の将来を担う優秀な人材育成につながっていくものと期待しているところでございます。

なお、将来的に香港の中学校との相互訪問による交流が実現すれば、本市における文化や経済等の活性化にも大きく貢献できるのではないかと考えております。

今後の事業の継続につきまして、教育委員会としましては継続したいと考えておりますが、1回目の事業の状況等の検証を踏まえつつ、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 答弁にもありましたが、垂水の将来を担う子供たちが少しでも若いうちに世界を見ることはとても大切で、意義のあることだと思います。

教育は未来への投資であります。この事業が大いに成果が得られ、来年度以降も継続して実

施できるよう、成果が得られますことを期待いたしております。

次に、経済への挑戦、企業誘致についてですが、過去の立地企業の実績についてはわかりました。本市の企業誘致について、これまでの取り組み状況と課題について伺います。

○企画政策課長（角野 毅） 企業誘致におけるこれまでの取り組み状況と課題につきまして、お答えをいたします。

これまでの取り組み状況につきまして、企業への支援につきましては、企業等立地促進条例につきまして、平成26年3月に条例改正を行いまして、補助金交付要件でございます新規地元雇用者数について、最低10人以上から5人以上に緩和をいたしました。さらに、補助金額につきましても、同年12月に条例改正を行い、事業設置に対する補助金額につきまして、限度額を2,000万円から5,000万円に引き上げ、企業の雇用に対する補助金額につきましても、1人当たり3万円から5万円へ増額を行ったところでございます。

また、交付期間につきましても、5年分割で交付をいたしていたものを3年分割とし、新設・増設の初期段階における企業の負担軽減を図り、より立地しやすい環境整備を行ったところでございます。

しかしながら、本市につきましては、周辺自治体と比較して高速道路等の交通アクセス、降灰等の不利な立地条件等のため、市外からの誘致は厳しい状況でございます。

近年の企業立地につきましては、主なものとして、市内企業の水産業、6次産業化に伴います工場新設・増設により雇用の場が創設されているところでございます。

本市の企業立地につきましては、市内企業への支援がより効果的であると考えられますことから、6次産業化及び新規事業など、市内企業が事業展開しやすい環境づくりが重要な課題で

あると認識しているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。これまでの取り組み状況、課題について理解できました。

本市の企業誘致の推進については、市外からの新たな企業誘致はもとより、市内企業の6次産業化、新規事業など、企業が事業展開しやすい環境づくりが重要な課題であると認識しましたが、今後の企業誘致の推進について伺います。

○企画政策課長（角野 毅） 今後の企業誘致の推進につきましてお答えをいたします。

企業誘致の推進を図るため、本議会に企業等立地促進条例の改正の議案を上程いたしました。条例改正の内容につきましては、本市の制度で、他市と比較いたしまして低い雇用の対する補助につきまして、これまで、増加する新規地元雇用者数に対しまして、5万円を乗じていたものを、20万円に増額するものでございます。

また、増額に伴い、限度額につきまして、300万円より1,000万円への引き上げ、3年分割で交付する補助金につきまして、事業者に一括で交付することのできる限度額を400万円より800万円に増額するものでございます。

今回の条例改正により、雇用に対する補助額につきましては、周辺自治体との格差を是正、他市町と異なり対象事業所を問わない補助制度、加えて住環境につきましても家賃助成なども、移住・定住促進事業をあわせてアピールすることで、市内外からの企業誘致を推進いたします。

今後、企業立地について、より効果的であると考えられる市内企業へ向けまして、市内企業の企業ニーズを捉えた事業展開しやすい新たな支援策についても、関係課連携の上、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。企業を誘致し、働く場の確保は、人口流出対策に

もつながり、歴代の市長さんも取り組まれてこられましたが、なかなか大変であります。大きな柱を立てて挑戦するとの尾脇市長の施政方針です。ぜひとも難問にぶち当たってください。要望です。

先ほど質問しました働く場の確保の企業誘致とあわせまして、健康・元気は市民の皆様の願いであろうかと思えます。たるみず元気プロジェクトの取り組みは始まったばかりの1年目でありましたが、受診者の皆様からも好評であり、成果が得られたとのことで、大変喜ばしい限りです。

そこで、2月2日に文化会館において、大石教授も出席されて、健康チェックを受けられた皆様に対して事後報告会が開催されたとのことでありますが、この報告会の内容と健康チェックを受診された方のうち、どれぐらいの人が参加されたのか。また、参加された皆様の反応はどうであったか、伺います。

○保健課長（鹿屋 勉） 事後報告会には271人の皆様にお越しいただきました。これは健康チェックを受けられた380人の71.3%に当たる参加人数でございます。

事後報告会の内容でございますが、まず、健康チェックを受けられた皆様一人一人に各自の検査結果を1冊のファイルにまとめたものを準備しました。

初めに、大石教授から今回の事業のねらいや受診結果をご自身の生活に生かすためのご講演をいただいた後、生活習慣病予防、運動機能・認知機能、歯科・口腔、栄養の4つの分野別に、受診結果の見方やデータの活用方法、気をつけなければならない点などについてお話をいただきました。

報告会の後には、参加者ご自身が健康面で気になるところを大学の先生方に相談できる個人相談会も実施いたしました。参加された方からは、わかりやすかった、普段の生活を見直す機

会になったなどの声が多数聞かれました。

なお、当日来られなかった方につきましては、市役所の窓口にご相談に来ていただいたり、場合によっては保健師や栄養士が訪問して説明するなどの対応を始めております。

以上でございます。

○川越信男議員 健康チェックを受診された皆様のうち、事後報告会への参加者も多かったとのことで、このことは垂水市民の高齢者が健康に対する意識が高いということだと思えます。

次に、この事業は2年目となります来年度の取り組みがとても重要になると思えます。そこで、来年度の受診会場は何か所で、どれぐらいの受診者を予定しているのか、伺います。

○保健課長（鹿屋 勉） 現段階では、来年度の受診会場、受診日程ともに検討中ですが、今年度に比べて受診者数を大幅に増やし、1,500人程度の受診者数を見込んでおります。1,500人の健康チェックを実施するためには、23日間程度の日数が必要になるかと思われまます。健康チェックには一定の広さが必要となることから、各小学校区で実施するには、本年度のように体育館で行う方法が考えられますが、その場合、暑い時期や寒い時期は避けるというように、実施時期も考慮しなければなりません。

また、日曜日の垂水中央病院の1階部分をお借りして実施できないか、検討も始めているところでございます。

いずれにしましても、市民の皆様が足を運びやすく、できるだけ快適に受診していただけるよう、そのような実施時期、実施場所を設定したいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。私は2月3日の南日本放送の日本医師会の健康講座のテレビ番組において、このたるみず元気プロジェクトが取り上げられ、見ておりましたが、改めてこの事業の取り組みが健康予防につなが

り、その成果が期待されているかということを実感したところであります。どうか来年度も一人でも多くの市民がこの事業に参加し、健康チェックを受けていただくように、取り組んでいただきたいと思えます。

次に、南の拠点整備事業の工事の進捗状況の確認の2回目ですが、全体的な工事進捗状況についてはわかりましたが、工事を進めるための許認可などの手続は円滑に進んでいるのか、伺います。

○企画政策課長（角野 毅） 許認可の進捗状況につきましてお答えをいたします。

土地利用の観点から申しますと、大きく2つ手続がございます。1つ目は、3,000平米以上の土地の区画形質の変更がございますので、都市計画法に基づく開発行為の許可手続、2つ目は、農地を他の目的に利用することから、農地法に基づく農地転用の許可手続がございます。

このことにつきましては、北側の第1期につきましては、平成29年10月30日付にて鹿児島県知事より、都市計画法に基づく開発行為許可及び農地法に基づく農地転用許可をいただき、造成工事を実施している状況でございます。

南側の第2期でございますが、同様に都市計画法、農地法の許可をいただく必要がございます。しかしながら、交渉継続中の用地がございますので、全体の事業実施に遅滞が生じないように、交渉継続中の土地を除いた申請を行うよう準備をしているところでございます。

なお、用地交渉が成立した後は、改めて変更申請を行いたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 今後、許認可を得た後に、南側の整備も進むということによろしいですね。

建築物が見える様子や、造成工事でも更地となる様子を見ておられますと、期待感が膨らみ、地域の活性化にもつながるようにしていただきたいと思っております。造成工事の様子を見てみ

ますと、北側のみ先行していつているように見えますが、造成に関する状況についてももう少し詳しく教えてください。

○企画政策課長（角野 毅） 造成工事の進捗状況につきましてお答えをいたします。

北側の第1区でございますが、工事施工を持続かつ円滑に行うために、さらに2つの工区に分けて工事を行っております。工区分けでございますが、国交省エリアより北側を1工区、国交省エリアを含む南側を2工区といたしております。

1工区は現在までに排水路布設工事を5件、造成工事を2件発注いたしております。また、排水管布設工事につきましても1件発注をいたしております。いずれも3月までには工事が完了する見込みでございます。

今後は、さきに述べました南側の2期の許認可を得た後に、ほかの施設建設を始め、国の整備工事分との工程調整を図りながら、段階的に造成工事を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

次に、民間エリアの状況についてお聞きをいたします。

南の拠点整備予定地は、道の駅エリア、民間エリアの大きく2つのエリアで構成されており、基本構想の中で「老若男女、地域住民、観光客、みんなが楽しめる公園をつくる」との整備方針が示されておりますが、民間エリアの開発はどのような流れで行われるのか、伺います。

○企画政策課長（角野 毅） 民間エリアの開発の流れにつきましてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、南の拠点整備基本構想に示しておりますとおり、全ての人々が楽しめる公園をつくるための整備方針に基づき施設整備を行い、そこで生まれるヒト・モノといった経済が回るよう、経営的視点を持った事業展開が必要であると考えているところでございます。

ご質問の民間エリアの開発でございますが、これまでご説明してきておるとおり、地域商社機能を持ち、地域活性化協定を締結しております垂水未来創造商社との基本構想に基づいた開発計画づくりを行っており、2月15日に垂水市内、2月16日に鹿児島市内で、企業向けの説明会を開催し、3月中には開発計画案に対する協議が始まる見込みでございます。

開発計画案提出後の手続きでございますが、エリア内の土地は垂水市土地開発公社が所有しておりますことから、民間事業者から提案されました土地開発計画案を、土地開発公社におきまして審査をし、理事会に諮り、開発計画案の決定後、開発計画に関する協定を締結する予定でございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。民間開発エリアについては、垂水未来創造商社により開発計画の調査が行われているとのことですが、南の拠点整備事業における垂水未来創造商社の役割について伺います。

○企画政策課長（角野 毅） 垂水未来創造商社の役割につきましてお答えをいたします。

垂水未来創造商社は、市内企業及び本市ゆかりの企業の皆様により設立された地域商社でございます。地域商社は、国の地方創生の取り組みの中で積極的な活用が進められておりまして、地域産品の開発支援や市場開拓など、地域経済の司令塔としての役割を担う法人でございます。

今回の南の拠点整備事業におきましても、道の駅、地域交流施設であるPFI施設の収益サービス事業の実施を初め、地域特産品の市場力突破向上のための事業展開を行っていただいております。官民連携の中心的役割を期待しているところでございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

最後に、市長の政治姿勢について伺います。

早いもので2期目の市長の任期も3年が過ぎました。市長就任以来、垂水市の発展、市民の幸福の実現を政治理念に掲げ、市政を運営してこられました。

これまでの間、幾多の台風や豪雨災害に見舞われましたが、そのたびに被災された市民に寄り添い、先頭に立って復旧に全力で取り組んでこられました。

また、2期目の公約に、元気な垂水づくり、経済・安心・未来からなる3つの挑戦！を掲げて取り組んでこられました。これらの取り組みや、本市の課題であります高齢化社会を見据えた市民の健康を守り、健康長寿への取り組みとして、市民の間からも高く評価されているところであります。

さらに、交流人口を増やし、販路拡大を図り、経済を回すという考えのもと、南の拠点の整備にも着手されました。

このように、常に市の発展と市民の幸せを願い、具体化に向けて粉骨砕身、力の限り努力されておられる姿は、市民の皆様からも厚い信頼を得ているところであります。このような尾脇市長に今後も垂水市の市政を委ねたいという声を多く聞いております。

そこで、伺います。2期目の最終年度となりますが、これまでを振り返りどんなことを感じておられるのか。また、今後についてどのように考えておられるのか、伺います。

○市長（尾脇雅弥） 川越議員のご質問にお答えをいたします。

私は平成23年の1月の27日に市民の皆様への負託をいただきまして、第15代の垂水市長に、43歳のときに就任をさせていただきました。その直後の3月11日、あの東日本大震災が発生いたしました。私も現地にも赴きましたけれども、大変な状況でございました。

その後も、熊本震災あるいは本市におきましても深港川周辺の土砂崩れ、さらには、一昨年

9月の20日の台風16号災害等々、また、桜島の爆発等も含めて、まずは安心・安全なまちをつくっていくということが大事であると。ただし、自然の災害そのものを防ぐということではできませんので、そういうときに人災を出さないということを念頭において、災害復旧に関しても職員が大変頑張ってくれましたし、議員の皆様方や市民の皆さんのご理解をいただいて、ピンチをチャンスにしていくんだという思いでこれまで進めてきたところでございます。

また、経済政策におきましても、先ほどおっしゃったように、垂水が発展するように、市民の皆さんが幸せであるようにということを念頭に置きながら、本市に限ったことではなくて、鹿児島県あるいは日本全体が人口減少社会という中であって、しっかりとその中でまちづくりを進めていかなければいけないと。一つのキーワードとして6次産業化と観光振興という中で、定住人口が減っていくけれども、交流人口を増やして、先ほど来、話がありますふるさと応援基金等の財源を活用しながら、まちづくりを進めてまいったところでございます。

結局、そういったものをもって何をやりたいかということになりますと、医療や介護や福祉の充実、つまりは、今、鹿児島大学とも取り組みを進めております健康長寿あるいは子育て支援ということで、最終的には、住んでよかったと思えるまちづくりということ、私なりに一生懸命頑張ってきたつもりでございます。

昨年、1年間を振り返りましても、4月にその拠点となる地域包括ケアセンターがオープンをし、また、10月には、たるスポが皆様のご理解をいただいてオープンをし、そして、またことしも60周年という記念の年に、さまざまな事業が計画をされております。

これからも、市民の皆様としっかりとお話し合いをし、連携をしながら、1期目で築きました——1期目は種をまいたと思っておりますし、

2期目はその基礎が構築されつつあるというふう感じております。3期目に向かって、3期目はしっかりとそのことを成果を残すという意味で、3期目を目指して、垂水市発展のために頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。今、市長が心強い意思表示をされました。2期目残された任期をしっかりと全うしていただき、そして、応援していただきます多くの市民のためにも、来年1月の市長選挙に立候補し、3期目を目指して全力で頑張りたいと思います。ありがとうございます。

以上で、質問を終わります。

○議長（池山節夫） 次に、11番、森正勝議員の質疑及び質問を許可いたします。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 皆さん、お疲れさんです。

まず初めに、ことし3月に退職される6人の課長さん方と5人の一般職の皆さんに、長い間ご苦労さまでしたと、ねぎらいの言葉を贈ります。

さて、平昌オリンピックの日本選手の活躍に勇気と感動をいただきました。中身については、先ほど堀内議員が言われましたので割愛いたします。

それでは、早速総括質疑と一般質問に入ります。

1つ目は、新庁舎建設についてでございます。

パブリックコメントで3つの候補地以外の新たな場所が提起された場合、どのように対処されるか、お聞きいたします。

2つ目は、商工業の振興についてでございます。

市長は、元気な垂水づくり、経済・安心・未来からなる3つの挑戦！を公約に掲げ、これらの実現のためいろいろな事業展開を行っておら

れます。その中で、経済への挑戦、商工業の振興については、農林水産物等を初め、焼酎や温泉水などの特産品の販路拡大事業に取り組んでこられました。

特に水産振興については、本市の基幹産業であることから、漁港整備や施設整備を含め、ソフト・ハード面での支援をしております。また、魚離れなどから国内需要が低迷する中、いち早く海外の販路拡大のためトップセールスを行ってこられました。

そこで、これまでのトップセールスの成果と課題についてご答弁をいただきたいと思っております。

3つ目でございますけれども、浮津集落水道についてでございますが、一昨年台風後の復旧状況と、冬場に水源が枯渇する状況があると聞いておりますが、何か対策を行っているのか、お聞きいたします。

以上で、最初の質問を終わります。

○企画政策課長（角野 毅） 森議員のご質問でございます。新庁舎建設につきましてお答えをいたします。

整備候補地の選定方法につきましては、これまでご説明をまいりましたとおり、垂水市庁舎整備基本構想に、整備位置決定の考え方や3カ所の候補地をお示しいたしております。その後、内部評価や、学識経験者及び関係団体の代表で組織をされた新庁舎建設検討委員会による外部評価を行い、その評価結果を初め、庁舎の規模や機能につきましてパブリックコメント案として公表し、市民意見を募集しているところでございます。

このパブリックコメント制度は、市の基本的な政策の素案を事前公表し市民意見の提出を受け、市の考え方を公表する手続で、2月26日現在、意見提出者は11名、20件の意見が提出されております。

ご指摘されたような新たな場所の提起といったご意見はございませんが、提出されました全

での意見に対しまして、市としての考え方を示してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 森議員のご質問でございます。トップセールスの成果と課題につきましてお答えをいたします。

平成23年1月、先ほど申し上げましたように、市長に就任をさせていただきまして、公約として、垂水ブランドの販路拡大への挑戦を掲げており、私の政策の大きな柱でございます。国内需要におきましては、日本全体の人口減少や魚離れ等によりまして販売実績が低迷するのではないかと懸念がありましたことから、いち早く海外へ目を向け販路拡大に取り組む必要を感じておりました。

そのような状況の中、平成24年8月に、垂水市漁業協同組合からの要請を受け、ベトナム及び香港、9月上旬には中国及びマカオに加え、同じく9月下旬には、牛根漁協の要請を受け、アメリカを訪問いたしました。

垂水市漁業協同組合でのトップセールスでは、各国業界の要人との懇談会並びに政府主催の輸入食材展示会などに参加をし、カンパチのおいしさや日本の食文化をPRしてまいりました。さらには、日本人経営のすし店でカンパチフェアの開催や、シティースーパーでの販路拡大について意見交換などを行いました。

また、牛根漁業協同組合でのトップセールスについては、アメリカ・ロサンゼルス市内にあります輸入業者を訪問し、牛根漁協養殖ブリの技術や魚の質のよさなどをPRするとともに、これまで試食もしていただいているところでございます。

業者の方々の感想は、5段階評価で申しますと、味は5ということで、大変高い評価をいただいて、価格と安定供給については3、普通であると。平均して4ということで、すぐれているという高い評価をいただいたところでござい

ます。

しかしながら、課題もありまして、本国に近いハワイやメキシコ沖でハマチ類の養殖を行っております。これまで品質の点で差別化を図ってございましたけれども、今後、養殖技術が向上しているということも踏まえてこういう状況を考えますと、今後は、味や品質はもちろん、価格においても鋭意努力をしていかなければならないと強く感じたところでございました。

そのためには、業者の皆さんが連携をして、スケールメリットを生かす取り組みも必要であるというふう感じたところでございます。

また、当時、アメリカでは肥満が社会問題となっており、医療費抑制のためには肉食から魚食へという風潮があり、販売に対し強い関心を持っていただいたところでございます。

これまで5カ国を訪問し、国や県レベルの職員訪問はあるものの、市の首長が訪問することはまれであり、積極的な姿勢との評価がありましたことから、一定のセールス効果はあったというふうに考えております。

次に、垂水市漁業協同組合での実績につきましては、訪問以前の平成24年度の輸出量は2.6トン、350万円でしたが、ピーク時の平成26年度には22.6トン、3,760万円と実績が伸びております。しかし、その後は低迷をしております。平成28年度では7トン、1,000万円と減少をしております。新たな門戸を開く意味におきまして、トップセールスの果たす役割は大変重要で、一定の成果はあったと考えておりますが、その後の継続・発展のための創意工夫をどう具現化していくのかが、垂水市漁業協同組合の課題であるというふうに考えております。

一方、牛根漁協協同組合での実績につきましては、平成24年度の輸出量は4,922トン、約32億円でしたが、平成28年度実績では5,000トンで、約42億円と、さらに飛躍的に伸

びております。このことは市長就任以来、施政方針の中でも述べておりますが、6次産業化を目指した成果があらわれたものだと考えているところでございます。

また、国内での販路拡大支援事業でのトップセールスにつきましては、平成28年度及び平成29年度、東京で開催されました本市農畜水産物を使った食のイベントにおきまして、PR活動並びに参加者との意見交換を行い、垂水のすばらしさを理解していただき、情報の発信についてお願いをしたところでございます。

これらのトップセールスにより、イベント開催期間では認知度も上がり、販路は一時的に拡大をされましたが、継続的かつ安定的に販路が拡大していくことが今後の課題であると考えております。今後は一過性のものでなく継続的なトップセールスに加え、新たな事業メニューを構築し、また、企業側の経営努力も必要であるということから、対応策につきましては的確な指導並びに助言等を行うように、しっかりと連携をするように所管課に指示をしているところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（高田 総） 森議員の浮津集落の集落水道についての質問にお答えいたします。

まず、一昨年の台風16号による災害復旧の状況でございますが、浮津簡易水道組合において災害復旧工事が実施され、集落水道による水の供給については完全復旧したと認識しております。

また、復旧工事に当たって補助金の交付申請があったことから、垂水市集落水道施設改良事業等に対する補助金交付要綱に基づき、補助金を交付したところでございます。

続きまして、浮津集落の冬場の水不足に対する水源確保に向けた対策でございますが、浮津簡易水道の組合長から、井戸の掘削または以前

びわ組合が使用していたタンクの再利用により水源確保を図りたい旨の相談があったことから、今後、関係者で現場確認を行い、協議を行う予定としているところでございます。

以上でございます。

○議長（池山節夫） ここで、暫時休憩します。次は13時10分から再開いたします。

午前11時56分休憩

午後1時10分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、森正勝議員の質問を続行します。

○森 正勝議員 一問一答方式でお願いいたします。

新しい場所の提供は今のところはまだパブリックコメントでもないということで理解いたします。

出水市は、幅広い市民の声を反映させたいとの考え方で、アンケート調査を実施しております。7つの候補地の中から1つの場所を絞り込んで、アンケート調査で絞り込んでいるわけでございます。垂水市もアンケート調査を実施する考えはないのか、お聞きいたします。

○企画政策課長（角野 毅） アンケートを導入すべきではとのご質問にお答えをいたします。

出水市は平成18年、旧出水市、高尾野町、野田町の1市2町による合併により誕生をいたしました。合併に伴う新市の新たな新庁舎の位置は、合併協定書の中で出水市でより高尾野町に近いところとする方向性が示されております。

こういったことから、出水市では新庁舎建設位置は、外部委員会が選定した3カ所の候補地を基本構想案に盛り込み、議員ご指摘のとおりパブリックコメントと市民アンケートを実施されたとのことでございます。

このように、新たに市町村合併を行った自治体は、本庁舎をどこの区域、そして位置に置く

かが大きな課題であり、本市のように合併後一定の年月が経過しました自治体と違い、全市エリア内の意向を確認するための作業が必要であったと認識をいたしております。

本市としましては、基本構想に示されました市民に親しまれる優しい庁舎づくりを行うためにも、設計段階において市民ニーズを確認するために必要な取り組みを進めていきたいと考えております。

○森 正勝議員 市民ニーズを確認する必要な取り組みを進めるということですので、アンケート調査もやぶさかではないというふうに理解いたします。

出水のことばかり言いますが、出水市は木材の活用で地元の経済の振興につなげているようにございます。本市は、経済の振興とはどのように結びつけるのかをお願いいたします。

○企画政策課長（角野 毅） どのように地元経済の振興に新庁舎建設をつなげるかにつきまして、お答えをいたします。

新庁舎建設は多額の事業費を要し、また関連する事業や今後のまちづくりを進める上で議員ご指摘のとおり、地元経済の振興に結びつけていかなければならないと考えております。

このため、現在策定中の基本計画案におきましては、設計事業者選定方式をプロポーザル方式としており、事業者選定基準に庁舎本体の設計プランだけでなく、地元経済の振興に関する提案についても、審査対象にしたいと考えているところでございます。

また、今後のまちづくりを進める上では、庁舎整備位置が決まり次第、地元経済の振興に必要な庁舎周辺の環境整備等についても、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 正勝議員 庁舎周辺の環境整備もするというところですので、理解したいと思っております。

事業スケジュールが、平成34年供用開始というふうにあるんですけれども、市民の意見等も十分考慮して、時間をかけて庁舎の位置を検討すべきだと思いますけれども、これについてはどのようにお考えか、お聞きいたします。

○企画政策課長（角野 毅） 市民の意見等も考慮して、時間をかけて説明、検討すべきではないかというご質問についてお答えをいたします。

これまでご説明しているとおり、新庁舎建設は現庁舎の老朽化を踏まえ、一刻も早い対応を行い、市民サービスの提供と行政機能を維持できるように努めていく必要がございます。

また、一方で多額の事業費が必要でございますので、市財政の影響についても最小限にとどめなければならないと考えております。

こういったことから、まずは市として整備方針をとりまとめることを第一として、現在基本計画づくりを進めているところでございます。

この基本計画づくりでございますが、透明性や公平性の確保のため、学識経験者や関係団体の代表の皆様で組織されました新庁舎建設検討委員会を設置し、熱心にご審議いただいている状況でございます。

この基本計画がまとまり次第、市民の皆様十分に説明し、市民の皆様との合意形成に配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 正勝議員 市民の皆様との合意形成をしながら、十分な説明をして進めてまいりたいというところでございます。市民の皆様だけではなくて、我々議会にも十分な説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。これは要望です。

次に、市長のトップセールスについては、一定の効果があつたと評価をいたしますけれども、価格の問題等いろいろ課題もあるようです。大きな成果があるのであれば、今後もトップセールスというのは必要ではないだろうかというふ

うに私も考えております。

2回目の質問をいたします。

平成30年度の施政方針の中で、本市の特産品の販売販路拡大事業において、これまで実施して得られたデータの分析、検証を行い、効果的な販路拡大に努めるとあります。そこで、水産商工観光課長にお聞きいたします。これまで実施した3年間の分析検証について答弁をいただきたいと思っております。

○水産商工観光課長（森山博之） 森議員のご質問でございます。垂水特産品販路拡大支援事業における3年間の分析、検証につきましてお答えをいたします。

本事業は、平成27年度からサツマイモや豚肉、カンパチ、ブリなどの農畜産・水産物を初め、ドレッシングやツキアゲなどの加工品に加え、温泉水並びに焼酎などの本市特産品の販路拡大を目的に実施している事業でございます。

平成27年度には、首都圏東京におきまして、マスコミ関係者並びに食に精通しておりますブロガーを対象として、本市から従業者が参加し、食材のPRイベントを開催するとともに、一般飲食店及びバイヤー向けの商談会を開催いたしました。

また、平成28年度及び平成29年度は、同じく東京にありますイタリアレストラン並びにフレンチレストラン等におきまして、本市食材を使った料理の試食会を、都内飲食店経営者やホテルのシェフなどを対象に、商談会とともに開催いたしました。

こうした取り組みにより、本市の食材のよさを認識していただき、またブロガーの方々には、SNS等の活用をして情報の発信に努めていただいたところでございます。

これらのことを踏まえ分析いたしますと、これまで3年間で約20件の新規契約があり、現在におきましても取り引きが継続いたしております。

また、平成29年度に実施いたしましたイベント期間でのインスタグラムの投稿数は18件、またその投稿を見た方々は1万3,190人で、新規販路拡大件数、SNS等を活用した垂水市の認知度PRについては、一定の成果が得られたものと考えております。

しかし、検証の結果、全ての特産品、食材が継続的かつ安定的に販路が拡大をしている状況にはなっていないことや、SNS等での特産品PRにつきまして、イベント期間中のみ配信となっております。

今後は、売り上げ状況が一過性のものでなく、持続的かつ安定的なものにすることや、垂水市の認知度を高めるための情報発信について、年間を通して行っていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○森 正勝議員 これまで実施した事業についての分析、検証の答弁については、ご理解をいたします。

次に、首都圏の富裕層への直接アプローチをする新たな手法とありますが、平成30年度に計画している垂水販路拡大新事業の具体的な内容について、答弁をいただきたいと思っております。

○水産商工観光課長（森山博之） 平成30年度垂水特産品販路拡大支援事業についてお答えをいたします。

先ほど答弁をさせていただきましたとおり、過去3年間の分析、検証を踏まえ、売り上げ状況が一過性のものでございますことから、特産品PRの持続性に欠けていることから、手法の見直しを行い、メニューのリニューアルを図るものでございます。

さらに、内容を検証しましたところ、類似した取り組みを行っている自治体もありますことから、差別化を図り、新たなテーマで実施することも重要であると考えております。

事業は、これまで実施してまいりました本市

農産・水産物並びに焼酎や温泉水などの特産品を使った食のイベントに加え、新たな取り組みとして年間を通して垂水市を応援する首都圏の女性20名程度を募集し、1カ月に一度PRイベントを実施するものでございます。

また、実施した内容等につきましては、インスタグラムやフェイスブック等のSNSを活用して配信することにより、情報を拡散させ、多くの方々に興味と関心を持っていただき、垂水市の認知度を高めてまいりたいと考えております。

さらには、政策の一つであります健康長寿のまちづくりの観点から、市内の65歳以下の市民を対象に、本市基幹産業であります養殖ブリやカンパチに含まれておりますDHAなど、健康維持における効果について鹿児島大学病院副学長大石副院長も、有効であるとの見解を示されましたことから、食と健康、運動の3つをテーマにセミナーを開催し、漁食拡大を図るものでございます。

加えまして、本市特産品の販路拡大の観点から、本市の魅力が伝わる記事を全国的に講読されております雑誌へ掲載し、これまでとは違う新しい手法により、首都圏の富裕層並びに全国の経営者に直接郵送するなどのアプローチを行うこととしております。

このことにより、納税額を増やすことを目指すとともに、返品品における特産品の販路拡大を図るものでございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 商工業の振興については、これで終わりたいと思います。

3つ目の質問でございました浮津集落の集落水道についてでございますけれども、一昨年の災害復旧については理解いたしました。水源を確保し、水の安定的な供給は、地元の住民の皆さんが生活する上で大事なことでありと考えますが、浮津集落水道のほうから相談があったよ

うですので、できるだけ早く現場の確認や協議を行ってもらうようお願いしたいと思います。

この工事についても、補助金の対象になるのか、教えていただきたいと思っております。

○生活環境課長（高田 総） 森議員の集落の集落水道についての質問において、その対応並びに補助金についてお答えいたします。

浮津集落の水源を確保するための対応につきましては、議員が言われましたように、水の安定供給は住民の皆様が生活をする上で重要なことであると認識しておりますので、近日中に関係者と日程調整を行い、環境の改善に向けた協議を実施したいと考えております。

また、補助金につきましては、補助金申請において工事の内容や目的等を精査し、該当する場合には補助金交付要項に基づいて交付できると考えております。

以上でございます。

○森 正勝議員 集落水道のことですので、できるだけ早く協議を行って、水の確保が1年中うまくいくように、よろしく願いをいたしておきます。

浮津以外の集落水道についても、今後はやはり市のほうで管理していただけるようお願いをしたいんですが、市長、これについて少し市長のお考えをお聞きしたいんですが。

○市長（尾脇雅弥） 今の質問にお答えいたします。

垂水市の地形上、特に牛根地区にあっては独特の地形もあって、水の確保というのは災害等々あるたびに非常に対応に苦慮されておられるという現状は、よく理解をしております。

さまざまな状況等をかながみて、水資源の安定的な供給というのは必要なことでありますので、どういう方法があるのか、今後さまざまな関係課も交えて検討して、できるだけいい方向で答えが出るように頑張っていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○森 正勝議員 終わります。

○議長（池山節夫） 次に、2番、梅木勇議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔梅木 勇議員登壇〕

○梅木 勇議員 お疲れさまです。ことしの冬はことのほか強い寒さが続き、降雪地帯の山陰地方、北陸地方では記録的な降雪があり、交通が麻痺したり、日常生活に影響し、住民の皆さんは毎日の雪かき、除雪に疲れるという様子がテレビに映し出された。

また、屋根の落雪に埋もれたり、除雪の過労による死者が出たり、農業用ビニールハウスの損壊など、相次ぎ大きな被害が出ているようで、私たちの地域では考えられない事態に自然のすごさ、怖さを認識しているところでございます。

亡くなられた方々のご冥福と、被害者の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、災害のない年でありますように願います。

さきに質問された各議員の皆さんも触れられましたが、お隣の韓国では冬季オリンピックが開催され、17日間の熱戦が繰り広げられ、25日で閉幕、閉会しましたが、日本は冬季オリンピック史上最高の13個のメダルを獲得し、歴史的大会となり、テレビを見ながら選手たちの活躍に歓喜しました。

25日といえば、国内では東京マラソンが行われ、設楽悠太選手が16年ぶりに日本新記録を出し、1億円の報奨金が送られ、ほかに優勝賞金1,100万円、日本記録更新のボーナス500万円と合わせ、計1億1,600万円が贈呈される。冬季オリンピックでのスピードスケートでも、メダル獲得者について報奨金が日本オリンピック委員会と日本スケート連盟から金メダルに500万円ずつ、銀メダルに200万円ずつ、銅メダルに100万円ずつが贈られ、金メダル2個を獲得した高木菜那選手に2,000万円、金・銀・銅メダルの妹の高木美帆選手に1,600万円、姉妹合計で3,600万円と新聞記事にありましたが、ビッ

グな金額に驚きとなるほどと思うところでございます。

垂水では、午前10時から垂水校区まちづくり計画によりますふれあい拠点づくりとして、カトリック幼稚園東隣の旧田中邸の空き家を改修したふれあい館たるみずの完成記念式典が、関係者、市長を初め来賓の方々、地域の方々の出席のもと開催されましたが、下原田の八丁杵保存会の皆さんによる八丁杵の踊が披露された後、子供たちの昔遊び体験で花を添えましたが、多くの方々に憩いの場として語らい、交流の場として利用していただきたいものです。

本町の旧川畑邸では、第6回春を呼ぶ垂水人形展が始まり、関係者の着物姿が雰囲気を醸し出していましたが、ことしは薩摩ボタンの展示や垂水人形を霧島市隼人町で製作されている竹下様の作品展示販売もあり、毎年関係者の取り組みに工夫が凝らされてることを感じました。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、ご答弁よろしく願いいたします。

まず1問目、6次産業化について質問いたします。

6次産業とは、本市の基幹産業であります漁業、農業、いわゆる第1次産業であります農林水産業者の採取生産物の販売だけの形態に、それぞれの採取物や生産物を原材料とした加工食品の製造、販売、流通や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなどの第2次産業や、第3次産業までの取り組みを行い、農林水産物の付加価値を高めることで所得の向上や雇用創出につなげ、農林水産業を活性化させ、農山漁村の経営を豊かにしていこうとするものと認識しているところです。

これまで地域活性化の取り組みに、昭和54年に大分県知事が提唱された一村一品運動があり、この運動は当時大分県大山町の成功事例により

広がりを見せ、全国的に取り組みがなされたと記憶しているところです。

その後、1.5次産業なる言葉も生まれましたが、近年、農山漁村が衰退していく状況に、国は平成22年に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出と、及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、いわゆる6次産業化法を制定し、第1次産業の振興や地域活性化を図る方策として進められている。

このような背景のもと、先日の本会議における平成30年度の施政方針及び予算説明の中で、随所に6次産業化の推進、取り組みの言葉が出てまいりましたが、市長の6次産業化の推進、取り組みについて並々ならぬ気持ちを感じるところでございますが、市長の6次産業化についての思いをお聞かせください。

2点目に、ごみ対策について質問いたします。

本市では、ごみ収集を大きく可燃ごみ、不燃ごみ、生ごみ、資源ごみに分類し、資源ごみは23種類に分け、合計27品目に分けて収集地区を10地区に設定し、燃やせるごみを週1回、燃やせないごみを月1回、生ごみを週3回、資源ごみなどを月に2回、振興会ごとに設けられたごみステーションに搬入されたごみの回収が行われて、中俣の清掃センターでは土曜日以外毎日家庭のごみの搬入を受け入れて、ごみ回収が行われているが、資源ごみについては23種類に分けてリサイクル化の取り組みがなされ、リサイクル化の向上に努められていますが、これまでの種類ごとの収集状況とリサイクル率をお伺いします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 梅木議員のご質問にお答えをいたします。

私は市長就任以来、公約として6次産業化と観光振興を経済施策の大きな柱として、また2期目の公約としまして3つの挑戦のうち、経済への挑戦を掲げて、加えて3つの柱であります

水産業、農業の6次産業化を図り、雇用を生み出し所得向上を図るということに取り組み、これまで一貫してぶれることなく、さまざまな施策を進めているところでございます。

ご承知のとおり、本市は日本一のカンパチ、ブリの産地であり、また国内約20%の市場を有しております。生産高にいたしますと、約150億円と言われており、さらに6次産業化のマーケットは約500億円あると言われていたところでございます。

私は、常々この分野に少しでも参入をしていくことで、生産者の手取りを増やす仕組みをつくりたいと考えております。しかしながら、国内においては人口減少などにより、消費量は減少傾向にあります。

一方で、世界では70億を突破して、アジアを中心に将来90億人を超えていく可能性があることと予測されております。このことから、本市の水産業の宝でありますブリ、カンパチを加工し、付加価値をつけて儲かる仕組みをつくり、国内外への販路を広げていきたいと考えております。

また、農業の分野におきましては、本市農業の特産品でありますインゲンを使ったスープやドレッシングの商品化がなされておりますけれども、水産業とは異なり、個人経営でありますことから、大規模な展開での取り組みは難しいと思いますが、意欲ある生産者には積極的に取り組んでいただけるような環境を整えていきたいというふうに思っております。

今後は、さらに地域、国内、国際間競争の時代の中で、何より求められますことは、業界のまとまりと行政との連携であると考えておりますので、そのためにもこれまで以上に国、県の協力をいただきながら、新たに6次産業化に取り組んでいただける事業者が増えることを期待をして、努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○生活環境課長（高田 総） 梅木議員のごみ

対策についての質問にお答えいたします。

まず、収集についての質問でございますが、収集状況の数字につきましては、清掃センターで受け入れを行っている直接搬入や少年団等の団体による集団回収を含まないことから、市のごみ量は収集量でなく、排出量で数字を積み上げ諸報告を行っておりますので、排出状況の数字でお答えさせていただくことをご了承ください。

まず、ごみの排出量でございますが、平成27年度においては、可燃ごみが2,743トン、不燃ごみが85トン、資源ごみが2,457トン、粗大ごみが141トンで、合計5,426トン、平成28年度においては、可燃ごみが3,100トン、不燃ごみが76トン、資源ごみが2,527トン、粗大ごみが324トンで、合計6,028トン、平成29年度については、本年1月末現在の数字となりますが、可燃ごみが1,861トン、不燃ごみが63トン、資源ごみが1,973トン、粗大ごみが138トンで、合計4,035トンとなっております。

ごみの排出量につきましては、昨年度の台風16号災害の影響により、平成28年度は大幅に増加したものの、ここ数年においては、減少傾向となっているのが現状でございます。

次に、全体のごみ排出量に占める資源ごみの割合を示したリサイクル率でございますが、一般廃棄物処理実態調査における数字でお答えさせていただきます。

平成27年度が46.7%、平成28年度が51.1%、平成29年度が1月末現在で48.9%となっており、5年前の平成25年度の56.3%と比較すると、減少傾向となっているのが現状でございます。

リサイクル率が低下した理由といたしましては、堆肥センターの機械の故障により、生ごみが可燃ごみとして処理されたことも原因の一つとして考えられるところですが、市民の皆様のごみ分別に対する意識の低下が一番の原因となっているのではないかと考えられますので、こ

れまで以上に対策を強化していく必要があると思っております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 それでは、一問一答式でお願いいたします。

6次産業化についてでございますが、市長のこれまでの取り組み経過や事例等を挙げられ、収入を上げ生産の手取りを増やすよう農業、漁業者が生産した農林水産物を食品として加工、製造や販売、サービスまで行い、付加価値を高める所得向上や雇用の創出につなげる6次産業化に意欲のある方々を支援し、地域の活性化を目指したいとの強い思いを聞かせていただきました。

それでは、これまでの推進、取り組みについてお聞かせください。

○水産商工観光課長（森山博之） それでは、水産業におきます6次産業化のこれまでの推進と取り組みについてお答えをいたします。

ご承知のとおり、本市は食料基地、鹿児島の中でもカンパチやブリの養殖業が盛んで、日本有数の出荷量を誇る産地でございます。しかしながら、近年魚の価格低迷や燃料、餌代の高騰などにより、経営状態が良好とは言えない状況でございます。

さらには、国民の魚離れや価格の乱高下による消費減退傾向の中、国内のマーケット拡充は大変難しい状況でありますことから、漁業協同組合並びに水産会社による海外輸出に向けた市場の開拓が行われております。

これまで生産のみを行ってございました水産業者の中には、加工商品を自らつくり、販売する6次化に向けた取り組みをされている業者もあるようでございます。

こうした中、本市におきましても、両漁業協同組合を初めとして、8業者が6次化事業を進めており、カンパチやブリの市場動向調査や国外への輸出、さらには新商品開発への意欲もあ

り、これまでのつくり育てる漁業に依存するのではなく、将来を見据えた新たな事業に積極的に取り組んでおられます。

また、本市では6次産業化として、生産・加工・販売を一体化して進める取り組みにとらわれるのではなく、養殖魚を利用したのカンパチやブリ、タイ、ヒラメ、フグなどの真空パック加工に加え、ブリ、カンパチのビンタ煮や缶詰、ドレッシング、さらには新たにカンパチの昆布巻きや西京漬、ブリのたたきなど、垂水版6次産業化として商品化されたところでございます。

これまでの6次化事業の推進につきましては、ソフト事業を中心に平成26年度には、市単独の補助事業を活用して、垂水、牛根両漁業協同組合が水産物の国内外での販路拡大や、開拓を図る目的で垂水市水産業販路拡大支援事業を実施しております。

加えまして、平成28年度から垂水市漁業協同組合が専属人を活用し、マーケットニーズに的確に対応した付加価値の高い商品づくりを行い、国内外での販路開拓及び拡大を図るための事業であります垂水市水産業新商品開発専属人材雇用支援事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（二川隆志） 梅木議員からの6次産業化のこれまでの推進、取り組みについて、農林課所管分についてお答えさせていただきます。

農林課所管の市単独事業として、所得向上及び地産地消の推進を図る観点で、平成26年度に6次産業化推進整備事業を策定いたしまして、垂水市内の経営規模の小さな農家の方々に6次化に取り組むやすい環境を整えたところでございます。

平成29年度中に実施されました事業を含めまして、これまでに7件、約350万円の事業を実施していただいております。事業の内容としま

しては、特産品でございますビワをジャムに加工する際に使用するフードプロセッサの購入や、サツマイモを焼きイモにする際に必要な洗浄器やガスオーブンの購入など、機器の整備に活用いただいております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。水産係にしても、農林課にしても、これらの意欲ある方々に推進支援がなされております。

予算では、水産業振興費で今年度新規事業として、6次産業化施設整備補助金が計上されており、漁協等の6次産業化や漁業体験等に関する施設の整備の事業実施に対して補助金を交付するようになっており、平成30年度も計上されております。

農林課では、農業分野における6次産業化の先進地研修と6次産業化の初期投資費用に対して補助を行うとして、6次産業化及び企業、農業創出事業に数年前から予算が計上されております。支援を受けた事業者の商品製造、販売状況などをお聞かせください。

○水産商工観光課長（森山博之） 支援を受けた事業者の状況についてお答えをいたします。

水産関係での6次産業化の支援を受けた事業者は、両漁業協同組合を含め8業者でございます。そのうち、3事業者につきましては、国並びに県の補助事業を活用し販路拡大のためのソフト事業を導入し、シーフードイベントに参加をされ、大手寿司チェーンとの取り引きが開始されております。

また、機器購入等のハード事業により、冷蔵庫やフォークリフトなどの機器を導入され、作業効率の向上も図られたところでございます。

市は、これまで6次産業化にかかわりますソフト事業のみを支援してまいりましたが、平成29年度におきまして、ハード事業の整備に向けて垂水市6次産業化等にかかわる水産施設等整備支援補助事業を創設し、牛根漁業協同組合の

一本釣り組合がカキの養殖にかかります洗浄器を導入し、より良い商品の販売に取り組んでおります。

加えまして、最も重要な課題であります加工品及び開発しました新商品の販路確保につきましては、これまで九州、関西、関東方面において開催をされておりました物産販売等のイベントに積極的に参加しておりましたが、今後も引き続き販路拡大に努めてまいりたいと考えております。

さらに、6次化に意欲のある事業者に対しまして、各補助事業の周知や所管課としての指導、助言等を行い、国や県の情報を迅速に収集するとともに、より一層連携を深め、推進をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（二川隆志） それでは、6次産業化の支援を受けた事業者の状況はにつきまして、農林課所管につきましてお答えさせていただきます。

例えばサツマイモの洗浄器を導入しました事業者におかれましては、これまで全て手作業で行っていた洗浄作業を、大幅に効率化できるとともに、同時に商品の高位平準化が図られるようになったということでございます。また、品質の向上を図ることができているとのことでございます。

また、事業申請時には、事業実施後に焼きイモの販売量の増加に伴い、栽培作付面積の拡大や増産に伴う収益の拡大につながるように事業計画を作成してもらい、確認を行うこととしております。

これらの取り組みによりまして、これまで支援を受けた事業者の商品が道の駅で常時販売されており、本市ふるさと納税の返品品として取り扱っていただくなど、6次化の推進による農業振興に少なからずは貢献できているのではないかと考えております。

今後につきましては、巡回時等にあわせまして、事業を導入された事業者の活動状況等を確認し、意見交換などを行いながら消費者のニーズにあわせた商品の見直しや、新たな販路の確保など、事業者の意向や今後の構想などもお聞きしまして、その内容や規模に応じて県を初め、JA鹿兒島きもつき、市商工会など、関係機関との連携を図って支援してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁からしまして、漁協関係では漁業協同組合の取り組みに意欲が感じられ、組合を取り巻く漁業関係者も含めた加工促進、販売促進が図られているようです。

農業分野においては、初期投資、施設や設備等への支援が行われているようですが、2次産業の加工や商品開発、3次産業の販売までの成果、検証までに至っていないように受けとめられます。

農林水産生産物を加工、商品化し、販売、サービスまでを取り組み、所得向上につなげていくのが6次産業でありますから、これまでの答弁からしますと、漁協関係ではシーフードイベントや県外の物産販売などイベントに参加されたり、また販路拡大及び拡大を図るための垂水市水産業新商品開発専属人材雇用支援事業の取り組みもなされているようです。

物を生産し、加工、商品化し、販売する6次化の中で加工商品化、販売することが大きな課題であると思います。あれこれ試作しながらつくり上げた商品、それをいざ店の棚に並べて、消費者が手を出してレジに持って行ってくれたらよいです。

話を聞くと、思うように売れないとの声がかれたりします。これまでの取り組みを聞いてみますと、農業部門の第2次化、第3次化の支援、サポートの取り組みを進めていかなければならないのではないかと思います。

県では、鹿児島6次産業化サポートセンターが設置され、6次産業化、地産地消法に基づく総合化事業計画の作成支援や、事業化に必要な技術、情報、知識習得などの研修支援を無料で受けることができ、商品試作、試験販売等のプランナーも無料で派遣できるようになっているようです。

鹿屋市にある大隅加工技術センターでも、6次化につなげるセミナーが、種々年間を通して計画されています。また、企画政策課では、垂水ふるさと創業支援で、垂水市の魅力ある地域産品を創出するプラットホーム事業として、経営者、生産者に経営スキルを学んでいただく商品を取り扱う上でのリスク管理、商品力の磨き上げに重点を置いたスクール事業を行っているようです。

平成30年度は、南の拠点オープン予定であることから、他商業施設での出品事業者、農業マーケティング先駆者などの実務経験者を講師としたスクールも予定されているようです。これらの支援事業など案内し、推進、取り組みを行っている部署との連携を図り、支援、サポートしていくことが大切なこと、重要であり、結果として成果を出し、事業者の所得向上につなげ、地域の活性化を図らなければなりません。

ぜひ第2次化、第3次化支援サポートを強められ、6次化による地域の活性化に努めていただきたいと思います。

次に、ごみ対策についてでございますが、先ほどの答弁でごみの排出量は、平成28年度が台風16号での影響で大きく増加しているものの、ここ数年は減少傾向にあるというようなことでございますが、リサイクル率についても、5年前の平成25年度と比較すると、減少傾向にあるとのことです。

私の資料では、平成25年度で答弁でもありましたが56.3%、県内順位では大崎町、志布志市に次いで3番目でありました。それから減少し

ているとのことです。

限りある資源を有効に活用する、あるいは再利用を推進し、リサイクル率を高めることが求められ、また取り組まなければなりません、リサイクル率の向上に向けての現在の取り組みと、今後どのような対策をしていくのか、お聞かせください。

○生活環境課長（高田 総） 梅木議員のごみ対策についての質問において、リサイクル率を向上させるための対策についてお答えいたします。

リサイクル率を向上させるための対策につきましては、今年度の政策方針協議において、ごみの資源化率向上対策事業として掲げ、これまでさまざまな取り組みを行ってきたところでございます。

具体的には、昨年12月の広報紙に、分別の方法等についてを掲載、またチラシを作成し、振興会等へ回覧するなどの情報発信に加えて、ごみ分別に関する出前講座を開催し、ごみの出し方のルールやごみ分別の必要性について理解を深めていただけるよう取り組んできたところでございます。

今後は、このような取り組みを強化し、リサイクル率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、本議会で議案として上程しております垂水市ポイ捨て等防止条例を制定し、市民の皆様の美化意識やマナーの向上を図ることも資源化率の向上につながっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁からいたしまして、さまざまな角度から取り組んでいただき、リサイクル率の向上に努めていただくようお願いいたします。

次に、補助金制度についてでございますけれども、リサイクル品目の古紙類、空き瓶を市民

団体が回収し、廃品回収業者に売却した場合、補助金交付申請をすれば交付金を交付する。ごみ減量化対策補助金交付要綱があります。この事業のこれまでの実績と交付団体の登録数と回収業者をお聞きします。

○生活環境課長（高田 総） 梅木議員のごみ対策において、空き瓶や古紙回収における補助金の交付実績についてお答えいたします。

垂水市ごみ減量化対策事業において、補助金のこれまでの実績でございますが、平成27年度においては、登録団体が9団体で補助金額は5万6,210円、平成28年度においては、登録団体が10団体で補助金額は4万4,060円、平成29年度においては、2月13日現在で、登録団体が11団体で補助金額は4万730円となっております。その多くが空き瓶の回収によるものでございます。

次に、回収業者でございますが、本年度につきましてはリサイクル業者やアルコール類を取り扱う小売店など、合計4業者が引き取りを行っているようでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁から、登録団体が毎年10団体前後、そして補助金が5万から4万円というようなこと。それと、回収業者が4業者というようなことでしたけども、この4業者を具体的に名前を上げて教えていただきたいと思えます。

○生活環境課長（高田 総） 今年度の回収業者でございますが、鹿屋市の大村空瓶、始良市の鹿児島空瓶、市内のYショップ榊商店、鹿屋市のカナザワ鹿屋リサイクルセンターの4業者でございます。

○梅木 勇議員 今、4業者ということで名前をお聞きしました。これは回収業者が古紙も、あるいは空き瓶も、そういういろんな資源ごみを回収する、されるだろうと。今、私が聞いた範囲、この4業者では、垂水市にも、そのほかにもこの4業者以外にも、瓶だけですけれども、

販売店ですよ。こういう方、こういう店舗が、ああいう店舗以外あります。そうすると、まだ4業者、私が知っているこのことから判断する4業者以上に業者がおりますよというようなことでよろしいですね。ありがとうございます。

次に、補助の見直しは考えられないかについてでございます。

先ほど申しました垂水市ごみ減量化対策事業補助金交付要綱を見ますと、補助金の対象、補助単価が古紙類1キログラム当たり3円、空き瓶1本当たり2円となっております。現在、空き瓶を買い取る回収業者は垂水市内で私が知る限り、今、2カ所あり、古紙類については鹿屋まで持っていかなければ買い取る業者はいません。

それでは、買い取り価格は幾らなのかとなると、私が鹿屋の買い取り業者に持っていったところでの価格でございますけれども、一升瓶1本で1本10円で、ビール瓶は1本5円です。一升瓶100本回収してくると1,000円、500本で5,000円となります。古紙類は鹿屋の業者まで持っていき、新聞、チラシが1キロ当たり12円で買い取ります。軽トラック最大積載量の350キロを持っていけば4,200円になります。補助金は一升瓶500本で1,000円、古紙類は軽トラック1台分で1,050円です。補助金と合わせると一升瓶500本で6,000円となり、古紙類の新聞、チラシで5,250円となります。

平成30年度の予算は、鹿屋市串良町の肝属地区清掃センターへの負担金が1億1,532万2,000円となっております。塵芥処理費の行政事務委託費は6,455万2,000円となっております。古紙類の軽トラック1台分の補助は1,050円です。ごく微々たるものです。28年度の補助実績は、ただいまありました9団体の4万4,060円です。ごく微々たるものです。回収はボランティアで行われるにしても、保管、運搬、古紙類は鹿屋まで運搬しなければなりません。往復50キロ以上になります。このようなことを考慮すれば、現

在の補助単価が適切な額かと思うところです。

これまでの補助申請は瓶回収だけのようで、古紙類を鹿屋まで持っていても割に合わないと思もあるのではないのでしょうか。この補助金制度の目的、利用度を高めるためにも補助金単価を上げることはできないか伺います。

○生活環境課長（高田 総） 梅木議員のごみ対策の補助金制度に説明するにおいて、補助金の増額に向けた見直しは考えられないかについてお答えいたします。

まず、買い取りにつきましては、業者で額はさまざま異なるようでございます。また、買い取りにつきましては、瓶だけでなく、古紙についても補助金を交付している実績がございます。

垂水市ごみ減量化対策の補助金は、学校やスポーツ少年団等の各種団体が活動を展開していく中で、活動資金の一部として利用者に大変喜ばれていることは以上であると認識しております。

梅木議員が提案されました補助金の増額に向けての見直しにつきましては、他自治体の制度について調査研究を行い、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 現在の利用団体は、ただいまありました学校やスポーツ少年団のようでございますけれども、振興会ではひとり暮らしの高齢者が亡くなり、戸数が減少していく傾向にあります。振興会の運営費にも影響しつつあります。高齢者家庭はまだたくさんあり、おいそれと会費を上げられない状況もあります。補助単価が上がれば運営費にと振興会での取り組みも考えられ、この制度の活用度が高まるよう見直しをお願いしまして終わります。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩します。

次は、2時15分から再開します。

午後2時5分休憩

午後2時15分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、川畑三郎議員の質疑及び質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 1月末の低温で垂水特産のインゲン、キヌサヤを初めとする露地野菜の大きな被害があり、現在でも影響が続いております。この冬は例年になく、平均気温が低く、温かい春が待たれます。

冬季オリンピック平昌大会も25日閉会、日本は金4、銀5、銅4と史上最多13個のメダルを獲得。国民に大きな感動を与えました。

それでは、先日通告しておりました案件について質問いたしますので、明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

農業振興について、年々深刻化する農業従事者の高齢化や後継者不足に対するため、国は新規就農者の経営改修の経営安定を図るため、年間150万円、最長5年間にわたり給付する農業次世代人材投資資金を制度化して、新規営農者の支援を行っていますが、地域や国の実情によっては当制度の基準に合致せず、活用できない新規就農者を支援するため、市単独の制度で支援を行っております。国の制度を活用できないような新規就農者を救済しようとする制度なのか、内容をお知らせください。

これまでの具体的な活用実績と、今後活用が見込まれる方々からの相談などはあるのか教えてください。

設備等導入補助についても教えてください。

平成22年度から県の農政普及課等の指導により、農産物の害虫対策に天敵の昆虫を使って被

害を軽減し、害虫対策の農薬散布の量や回数を減らして、労力の負担軽減を図るなどの実証を行っていると思うが、垂水市もIPM、この導入の普及の予算化がされております。具体的にどのような取り組み内容か教えていただきたい。また、対象作物は何を設定しているのか教えていただけます。

防災営農対策事業について、これまで多くの農業団体や法人の方々々が活動火山周辺地域防災営農対策事業に取り組み、毎年度予算化されております。近年、垂水市より新たな事業項目を要望し、国の採択要件に組み込まれたが、実際、垂水市において導入実績が上がっておりません。新年度で予算化されたのか、また、新年度の事業についてお知らせください。

農道整備について、平成28年度の台風16号災害からの復旧も大分落ち着いて、新年度から既存の農道や水路などの整備や改修、維持管理に取り組み、被害から立ち直ろうとする農家の方々の支援を行わなければならないかと考えます。新年度の取り組み状況をお知らせください。

水産振興について、垂水市の基幹産業である水産業は、市政の大きな柱であります。垂水市漁協、牛根漁協についてさまざまな事業を実施しており、大変喜ばれていると考えます。新年度予算の主な事業について説明をお願いいたします。

教育費の青少年海外派遣事業については、午前、川越議員が質問されました、垂水の将来を担う人材育成のための取り組みとして大いに期待し、今回は、この件はカットいたしたいと思っております。

次に、市長公約とする未来への挑戦における柱の一つである定住人口対策の定住促進対策について質問いたします。

定住促進事業として幾つかの事業を展開されております。これまでの取り組みと実績をお伺いし、1回目の質問を終わります。

○農林課長（二川隆志） お疲れさまです。川畑議員のご質問でございます。就農給付金、設備等々に補助につきましてお答えさせていただきます。

平成28年度から市の単独事業で国の農業次世代人材投資資金の要件に合致しない認定新規就農者を対象としまして、生活支援を目的に月額3万円を最長3年間給付する事業や、機械、設備、施設等の導入、改良のための経費50万円の2分の1を上限とした助成を行なう事業、新規就農者が防災営農対策事業を導入する際に、国の補助率に10%を上乗せ助成する事業などの支援を行っております。

農業次世代人材投資資金経営開始型の要件につきましては、原則45歳未満で独立自営就農することを前提としており、単に親族等の経営を継承するだけでは対象とならず、このような場合には新規作物の導入や多角化経営の取り組みを実施するなど、新規参入と同等のリスクを負って経営を開始しなければならないとされており、厳しい要件が制度化されております。

市単独の支援事業につきましては、就農時の年齢を55歳未満とし、また、単に親族等の経営を継承する際においても、当支援事業を活用できるなど、幅広く多くの新規就農者を支援できるものであると考えております。

平成28年度は、生活支援の事業を1名の方に助成し、平成29年度におきましては3名の経営継承の新規就農者に対し、生活支援の助成を行い、4名の新規就農者に対し、管理機械や動力噴霧器などの導入経費の一部助成を行っております。

現在、平成30年度に就農を予定されております3名の方より相談を受けており、本人の就農計画がどの支援事業にふさわしいのか見極めながら、大隅地域振興局農政普及課の技術指導員やJA鹿兒島きもつき等関係機関とも連携いたしまして、新規就農を希望される方々が安心して

て営農できますように、技術指導を初め、経営計画の作成などの支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、I P M天敵利用技術導入支援事業につきましてお答えさせていただきます。

平成22年度より大隅地域振興局農政普及課が主体となり、I P Mの実証実験を継続しております。これまでの検証で一定の効果が得られたことから、本年度、鹿児島県園芸振興協議会と全国システム化協会の負担によりまして、垂水市内の農家5戸にモデル農家として導入しているところでございます。

この事業は、本市の重点品目であるサヤインゲンに多く発生する害虫の天敵であります虫、ダニでございますが、ハウス内に放し飼いで害虫の発生を抑制し、農薬の使用量並びに散布回数が削減されることで、農家の労力の負担軽減が図られることを目指すものでございます。

化学農薬の使用を軽減することで、高品質化及び安心安全な農作物を生産し、消費者にお届けしたいという農家の方々の思いも少なからず実現できるものではないかと思っております。

今回、モデル事業で導入している農家からも、I P Mに対する利用促進について一定の評価をいただいていることから、新年度予算に計上させていただき、本事業のさらなる普及推進を図ってまいりたいと考えています。

現在、農業者の高齢化及び担い手不足が進む中において、本事業の導入で農家の方々の労力の負担軽減が図られ、本市の特産品でありますサヤインゲンの高品質化及び安心安全な農作物の生産による農家所得の向上につなげていければと期待しているところでございます。

以上でございます。

続きまして、防災営農対策事業につきましてお答えさせていただきます。

この事業は、議員もご承知のとおり、桜島の火山活動に伴う降灰等による農作物被害を防止、軽減するとともに、農業者の経営安定と地域農業の健全な発展を図るため、酸性化した農地の矯正、改良、被覆施設の整備を行っていただいております。

新年度の要望につきましては、J A鹿児島もつき農協の土壌等矯正事業1件、ハウス設備の整備を行います果樹安定対策事業1件、キヌサヤのトンネルハウスを整備します野菜安定対策事業2件について予算計上させていただいております。

うち、野菜安定対策事業の1件は、議員が先ほど申されました本市より新たな採択要件として要望した事業であり、被覆資材更新に初めて取り組むことになりました。この張りかえ事業につきましては、採択要件においてさまざまな課題がまだ残っており、改善していただけないか、県を通じまして国にも要望等を行っているところでございます。引き続き関係機関並びに周辺自治体と連携して課題解決を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池山節夫） 川畑議員、読まれた順番とあれが違うんですけど、通告順の答弁でよろしいですか。（発言する者あり）

○水産商工観光課長（森山博之） 川畑議員のご質問でございます水産業振興の平成30年度事業計画についてお答えをいたします。

水産業振興におきましては、本市の基幹産業であり、政策の大きな柱でありますことから、これまでさまざまな事業を実施してまいりました。平成30年度予算案に係ります主な事業についてご説明をいたします。

まず、種子島周辺漁業対策事業でございますが、本事業は種子島から打ち上げられますロケット発射による漁業者の影響を緩和することを目的に、平成18年度から実施している事業でござ

ございます。

垂水市漁業協同組合におきましては、中俣、海潟沖の2次、3次沖出しの係留施設141台分の更新事業費1億8,807万4,000円を予定しております。

また、牛根漁業協同組合につきましては、平成31年度実施予定の牛根境沖、中磯の係留施設更新工事に伴います調査設計費用1,226万3,000円を計上しております。

なお、補助率につきましては、国が70%、県が5%、事業主体であります漁業協同組合が残りの25%を負担しております。

次に、垂水市人工種苗購入に係る補助事業でございますが、人工種苗を購入することにより、消費者へ安全で安心な養殖魚を安定的に供給し、また、付加価値の高い魚づくりを行うことにより6次産業化の推進と、国外輸出の拡大、さらには人工種苗の生産及び育成技術の向上を図るため、市の単独補助事業として実施しております。

補助額につきましては、1匹当たり25円とし、予算額100万円を計上しております。

次に、海面環境保全事業でございますが、梅雨や台風等の豪雨時に桜島から軽石が海面に流出し、漁船の航行障害や機関の故障、養殖漁業への悪影響を及ぼすなど深刻な問題となっております。

このことから、これまで継続的に事業を実施し、漁業環境の保全並びに漁船、漁業被害の軽減に努めているところでございます。

補助率につきましては、県が50%、市が50%の予算額54万9,000円を予算計上しております。

次に、6次産業化施設整備事業でございますが、先ほどの梅木議員のご質問でもお答えをいたしました。これまで6次産業化の振興策としまして販路拡大などソフト事業のみを実施してまいりましたが、平成29年度から6次産業化にかかわります水産施設のハード事業につきま

しても、市単独ではありますが、補助の対象として実施いたしております。

補助率につきましては30%とし、予算額21万円を計上いたしております。

平成30年度におきましては、牛根漁業協同組合一本釣り組合が行いますカキの養殖に係る滅菌機の購入を予定をしております。

以上でございます。

○農林課長（二川隆志） 川畑議員からのご質問でございます農道整備について、新年度における整備予定につきまして、お答えさせていただきます。

平成28年度台風16号災害の農地農業用施設及び林業用施設の復旧工事に関係機関並びに建設業組合、施工事業者の方々、復旧を心待ちにされておりました農家の皆様方にご協力いただき、職員一同全力で取り組んできたところでございます。

林道の災害復旧工事におきましては、平成30年度内完了に向けて、県並びに施工事業者の方々と連携して取り組んでいるところでございます。

川畑議員お尋ねの農道整備を初めとする農業用施設整備につきましては、長年振興連を初め、農家の皆様から多くのご要望をいただいております。危険度や緊急性を考慮し、地域のバランス等にも配慮して、年次的に整備を進めたいと考えております。

特に、路面が老朽化し、走行性の悪い農道の舗装や改修、修繕を急ぎたいと考えております。

また、農地の排水が悪く、営農に支障を来している水路の敷設がえなどにつきましても対応を急ぎたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 川畑議員の定住促進事業のこれまでの取り組みと実績につきましてお答えをいたします。

本市における定住促進事業につきましては7

事業でございます。

初めに、垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金についてお答えをいたします。

こちらは、垂水市空き家バンクに登録をされた物件について、家財道具の撤去費用の一部を補助する事業でございますが、事業を開始いたしました平成25年度から現在まで35件の実績がございます。本事業を活用された物件に、累計5世帯8名の方が本市へ転入されているところでございます。

垂水市空き家リフォーム促進事業補助金につきましては、垂水市の空き家バンクに登録された物件のリフォームに係る費用について、20万円以上の工事費の50%につきまして、最大50万円まで助成するものでございますが、事業を開始いたしました平成27年度から現在まで19件の実績がございます。本事業を活用された物件に累計3世帯5人の方が本市へ転入されているところでございます。

垂水市住宅取得費助成金交付事業につきましては、市への転入者につきまして、500万円以上の住宅を新築または購入した際に100万円及び引っ越し費用助成など16万円相当分のオプションメニューを助成するものでございますが、事業を開始いたしました平成26年度から計22件の実績がございます。本事業を活用され、累計22世帯50名の方が転入をされているところでございます。

垂水市子育て世帯住宅取得費助成金交付事業につきましては、市内の子育て世帯で、自ら居住するために500万円以上の住宅を新築、または購入された方に対して50万円を助成するものでございますが、事業を開始いたしました平成28年度から20件、29年度が2月末現在11件となっており、2件が申請予定で、累計31件の実績となっております。

垂水市空き家バンク移住促進事業補助金につきましては、市外から転入し、空き家バンクに

賃貸物件として登録された家賃3万円以上の入居者に対しまして、世帯の条件に応じ、5,000円、1万円、1万5,000円の3段階で、最大3年間助成するものでございますが、事業を開始いたしました28年度が3件、29年度が2月末現在で4件の計7件となっており、7世帯17名の方が転入をされているところでございます。

平成29年度より新規事業をいたしまして、垂水市結婚新生活支援事業、垂水市民間賃貸住宅家賃助成事業の2事業を実施しておりますが、垂水市民間賃貸住宅家賃助成事業につきましては、市外からの転入者及び市内在住の新婚世帯を対象とし、民間賃貸住宅物件の家賃から住宅手当を差し引いた家賃4万円以上の入居者、ただし単身世帯につきましては家賃3万円以上の入居者に対しまして、世帯の条件に応じまして5,000円、1万円、1万5,000円の3段階で最大3年間補助するものでございますが、2月末現在で13件の実績があり、13世帯24名の方が転入されているところでございます。

垂水市結婚新生活支援事業につきましては、婚姻して新居を構える若者夫婦世帯に対しまして、住宅費及び引っ越し費用の一部を最大24万円まで助成するものでございますが、2月末現在1件が申請予定となっております。

これまで、これら7事業の定住促進事業が活用され、トータル46世帯97名の方が市外より転入をされているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 では、2回目に入りたいと思います。一問一答方式でよろしく願いいたします。

まず最初に、今の農道整備について、一応質問事項を農業振興とあわせてやりましたが、後は答弁は順番どおりいきますので、2回目もそのとおりいきますので、よろしく願いいたします。

それでは、順を追っていききたいと思います。

就農給付金等については、早くから国のほうで取り組んでいる事業でありまして、もともとは青年協力金ということでスタートしたと思えますけれども、5年間を年間150万ずつ新規就農者に与えるということでやっておるわけで、結構それぞれ実績は上がっているようですので、そのほかに今説明がありました、それに該当しない人たちへの市の事業の支援を今説明もしていただきました。それなりにやっぱり市のほうとしても一生懸命、新規就農者に対して援助をしているという点では、私は大変農業をしている中で評価するところですので、今後もそういう人たちが、私は相談があるかと思えますので、丁寧にその人たちの話を聞いて、なるべく仕事が、この事業に取り組みができるように、やっぱり農林課としても指導していくということが大事ですので、そのように進めていただきたいと思います。これもそれでいいです。

それと、この2番目のIPM天敵仕様ということですが、これも取り入れるということで、金額的には小さいと思うんですけれども、ハウスの中でやっぱり長く農薬散布すると、ちょっと危険なところもありますので、これも試験の結果、よかったということですので、これも続けて、これを利用するというので、この指導のほうで頑張ってください。お願いします。

続いて、防災の対策事業ですけれども、この事業について、毎年やっているわけで、ことしもハウスの援助とかとあるようなんですけれども、今のビニールの張りかえの問題ですけれども、これは三、四年前だと思うんですけど、森山先生にもお願いしたりして、一応、国のほうで採択するという事になったんですけど、調査の結果、屋根かけの分でちょっと透明のほうがいいということで進まなかったところも、私も聞いていますけれども、今回はこれを取り入れるということで予算化をされております。大

変いいことですので、こういうのを進めていただきたいと思います。

ここで、この張りかえの場所です。どこらへんにそれを利用するのか。そして、面積的にはどうなるのか、ここをちょっと教えていただきたいと思います。

○農林課長（二川隆志） 平成30年度で被覆事業に取り組みます防災の対策事業ですけども、こちらのご質問についてお答えさせていただきます。

場所につきまして、新城、大都地区を中心とされる方々、4戸の方々でございますけども、こちらのほうで取り組んでいただくと。平成24年6月に既に防災営農対策事業に取り組みされたところにおきまして、ビニールの張りかえを行われるということでございます。

こちらにつきましては、面積につきまして、対象作物につきましてはインゲン、そして面積につきましては3,120平米、3反を予定されております。

そして、事業費につきましては、約200万円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。この事業は、金額的にはそう上がらんとは思いますが、桜島の灰が降れば、いろいろまだ透明度も違いますので、これはやっぱり毎年どっかにか取り入れるように、やっぱり農林課も努力せないかんと思うんです。もう一番被害に遭うのは垂水市ですので、これも積極的に取り入れていただきたいと思います。

一応、農業振興については終わりたいんですけども、私は垂水の基幹産業であるの農業を、農林課が、市長もなんですけど、市役所一体になって援助していく、そして進めていくというのがやっぱり大事かと思えますので、農林課長を筆頭に、農林行政には頑張ってください。

という要望をして、一応終わります。

次に、水産業の振興ですけれども、今年度の事業計画を教えてくださいました。主なものでしたけれど、まだいろいろあって、各漁協もこの事業を取り入れて、喜んでおります。先日も、議会との懇談会でも、やっぱりお世話になってありがたいという話も出たかと思えます。

そういった中で、ひとつこの2番目の種子島周辺漁業対策事業についてですけれども、29年度は垂水市が2カ所、2つの事業を取り入れて、牛根が1カ所取り入れたのかな。ことしは、新年度は垂水市が引き続き係留施設の事業を取り入れるということで、今年度で1億5,000万を取り入れてありまして、これ種子島のロケット基地のJAXAの関係で、その関係で補助が高いんですけれども、70%の補助で、あとは30%が漁協持ちと、県も持つんだっただけかな、県が5%ということなんだけれども、今の降灰対策においても、垂水市は市の分の補助はしていないということですが、漁業のほうも余りこの事業は取り入れないんですけれども、よく苦しい事情でもあると僕は思うんですけど。ここを垂水市としても一部やっばし、僕は補助をしたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、この前もここについて質問がありました。課長、ここを、2回目では答えがないかな、どうですか。すみませんが、お願いします。

○水産商工観光課長（森山博之） それでは、ご質問でございます種子島周辺漁業対策事業の負担についてお答えをいたします。

本事業は、先ほど議員からもございましたとおり、私も答弁をさせていただきましたが、国が70%、県が5%、そして残りの25%を事業主体であります漁協が負担する有利な事業ではございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、今現在、市の負担は行っておりません。

しかしながら、水産業振興に係る予算につき

ましては、多種多様な事業をこれまで実施をされており、県事業が4事業、それから市の単独事業が14事業、両漁業協同組合が主体となります事業が5事業で、総額約2億9,000万を計上させていただきますいております。

この種子島周辺漁業対策事業につきましては、鹿屋市及び南大隅町、それから肝属町の大隅半島を含みます県内12の自治体で実施をいたしております。負担状況につきましては、本市と指宿市を除き、5%から20%を負担をいたしております。

こうした状況から、本市においても漁業者の負担を軽減し、さらなる水産業振興の充実を図ることは必要であるというふうに認識はいたしております。

今後は、市の財政状況並びに他の自治体の動向を注視しながら、関係課と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 水産課もそれなりに努力はしていると思うんですけども、今後、ああいう場で漁協のほうからも議会との懇談会で話がありました。せつかくそういう事情もありますので、金額的にちょっと事業が大きいもんだから、やっぱり負担が大きくなるはなります。だけど、やっぱり漁協自体が25%も、やっぱり4,000万、5,000万近くになろうとするお金ですけども、これは29年度でやっぱり2億近いお金、今度も1億5,000万ということで大きな事業でしたけれども、今後もやっばしそういうことがあるとすれば、ここを幾分でもするという状況で、ここを持っていてもいいんじゃないかなと思うんですけど、今まで降灰対策、市が10%持っておって、財政の改革で合併が出来なかった状況から、そういうのも外されて、今は市のほうも援助をしていないという状況がありますけれども、さっき農業振興のこういった就農給付金の新規の就農者に対しては、一応、そういう人に

は防災のを利用したときには10%援助をすることが市長の方針でありましたが、ここもやっぱり今後考えて、やっぱり援助はするところはしていただきたいと、これはお願いしておきます。

話によりますと財政課長、財政課長が厳しいちゅうのは本当じゃないでしょう。僕は財政課長はやっぱりそれぐらいないといかんと思うけど、出すところはやっぱり出したほうがいいですよ。そういうことを一応お願いしておきますので、これについては、市長、ひとつ市長の答弁をちょっとお願いしたいんですけど。

○市長（尾脇雅弥） 今、担当課長がお答えしたのが基本であります。ただ、今、川畑議員がおっしゃったように、水産業というのはもう本当基幹産業中の基幹産業で、先ほどからさまざまな議員の方々に対して、いろんなご支援をしておりますので、確かに種子島周辺の関係は補助がないわけですけども、市単独としても14事業とか、いろんな形でやっておりますので、考え方として、悪くなったもの、あるいは足らざるものにお金をかけるということではなくて、仕組みの部分です。誰に何を売るかという視点の中で、先ほど言った海外販路の拡充とか、仕組みの部分に対して、今、力を入れているところでもありますけれども、ただ、垂水市漁協に関しては、今、その改善計画というような中で、やりたくてもやれないという状況もございますので、そのへんも踏まえて、さまざまな角度から検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○川畑三郎議員 そういうことで、今すぐやるということではできないと思うんですけども、これは前向きに検討していただきたいと思えます。これについては終わります。

それと、カンパチ、ブリの人工種苗について、カンパチがやっぱり中国のほうから輸入するということが、大変1匹当たり高かったもんだから、

県のほうが動いて、この稚魚を人工種苗をいち早く取り入れてくれて、垂水は前向きなんですけれど、なかなか成績がうまくいかないんです。前は業者がたくさんいたんですけど、今は1業者ということで、4万匹の稚魚がことしも用意されたと思うんですけど、4万匹かな。

それから、それに今度はブリの人工種苗の問題が出て、先日の漁業の大会が垂水漁協であったんですけども、そのときにこのブリの人工種苗については施設ができるというお話がありまして、施設をつくってもすぐできるちゅうことではないんですけども、稚魚からやっぱり親の魚を育成してということで、話を聞いてみますと三、四年かかるという話もあるんですけども、これも垂水市ができるあれじゃないんですけども、やっぱり後押しして、もう今後やっぱりこれも人工種苗になる可能性がありますので、カンパチ、ブリの人工種苗のほうには、水産課としても力を入れていただきたいと思えます。

カンパチは今、援助のほうもしていただいて、25円ですかね、1匹当たり、それも大変ありがたいことだと思いますので、引き続き援助のほうもお願いしながら、水産業に力を入れていただきたいと思えます。

以上で、水産振興については終わります。

農道整備についてですけども、16号台風で相当被害を受けましたが、徐々に立ち直っております。私たちの飛岡地区も圃場整備をした。まだ分配がないときに被害に遭いまして、この復旧には、垂水市のほうで援助をしながらやっていただいたということで、29年度はもう作付ができてよかったんですけども。

そういう中で、舗装が、やっぱり上り口が相当いかれておるところがあるので、そこを早くしてくれということで県のほうにもお願いしている中で、どうかというお話があるんですけども。ここら辺は、農林課長どうですか。何かその舗装をするというようなことがあると思

うんですけど、答弁をもらえますか。

○農林課長（二川隆志） それでは、川畑議員のご質問でございます、農道整備について、飛岡地区圃場整備区域における整備状況についてお答えさせていただきます。

現在、大隅地域振興局の農村整備課で事業実施していただいている事業であります中山間地域総合整備事業によりまして、飛岡地区圃場整備の補完工事によりまして、通行に支障がございます一部区間の舗装工事を実施する予定であるというふうに報告は受けているところでございます。

また、近々、圃場整備地域の役員並びに改良区の皆様方と現場で立ち会いを実施させていただきまして、これまで要望されておりました舗装工事、用水等施設工事等の場所や内容につきまして、お互いに再確認するとの話を聞いているところでございます。

その後、工事を実施することとなるようでございますが、実施時期及び期間につきましては、垂水市内で行っております全ての中山間地域総合整備事業の工事費用を調整してから着手するとのことでございますので、年度末で実施できるのか、新年度で実施できるのか、現在のところ未定であるというふうに報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 それでは、農道整備については了解いたします。ありがとうございました。

次に、定住促進事業についてですけれども、課長のほうで7つの事業を説明していただきまして、私も勉強不足なんですけど、こんなに事業があるのかなと、ちょっとわからない分があるんですけど、私も控えてメモしてみましたけれども、それなりにやっぱり市長のほうとしてもいろいろ援助をしているということで、ありがたい制度が多いんだなと思う中で、この事業について、やっぱりいろいろしているうちに、制

度上でちょっとやっぱり問題があるのかなという点も思うんですけれども、これについて何か問題があるとすりゃ、教えていただきたいんですけど。

○企画政策課長（角野 毅） 定住促進事業の制度上の課題ということにつきましてお答えをいたします。

定住促進事業につきましては一定の成果を上げておりますが、現状、2事業につきまして、評価、検証により急ぐべき課題があると考えているところでございます。

まず、垂水市住宅取得費等助成金交付事業につきましては、子育て世帯の転入割合が非常に少ないことが上がっております。

次に、垂水市結婚新生活支援事業につきましては、国の補助事業を活用し事業開始いたしましたけれども、国の実施要領に、所得や補助対象経費につきまして非常に厳しい制限がかかっており、ほとんどのケースが該当に至らないという現状がございます。これらが制度上の課題であると、現状のところ考えているところでございます。

○川畑三郎議員 わかりました。それでは、今のそれぞれの課題がわかったということであれば、今後、その課題を解決していくために、どのような事業を展開していくのか、その方向性をお知らせください。

○企画政策課長（角野 毅） 定住促進事業と今後の事業展開ということですが、平成30年度定住促進事業の実施に当たりましては、先ほど課題としてお答えをいたしました2事業につきまして、制度の拡充を行ってまいりたいと考えております。

転入者、転入世帯向けの垂水市住宅取得費等助成金交付事業につきましては、子育て世帯の転入が少ないことから、子育て世帯の転入に対しまして、従来の助成金100万円に50万円を上乗せし、150万円にオプションメニューの16万

円と合わせて166万円を交付し、子育て世帯に手厚い制度に改善をいたしたいと考えております。

また、垂水市結婚新生活支援事業につきましては、国庫補助とは別に、新たに国庫補助に該当しない世帯に家具・家電等の新生活費用をいたしまして、最大15万円を助成する独自の制度を実施したいと考えております。

国庫補助の基準では、夫婦ともに34歳以下、合計所得340万円未満が対象となりますが、非常に厳しい条件のために該当しないケースが非常に多くなっております。夫婦ともに50歳以下、所得制限なしとし、大幅に緩和、改善をしたいと考えております。

今後も制度の事業評価を実施し、課題の解決を行い、定住促進事業のさらなる充実を図り、利用者のニーズを捉えた新しい制度構築を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。丁寧に説明していただきました。それらの制度上の問題があったりするので着実に改善をしながら、それを利用できる人があったら十二分に利用するように、企画課としても頑張っていただきたいということをお願いいたしまして、終わります。

○議長（池山節夫） 次に、6番、堀添國尚議員の質疑及び質問を許可いたします。

[堀添國尚議員登壇]

○堀添國尚議員 お疲れさまです。ただいま議長の許可をいただきましたので、早速ですが、さきに通告していたことなどについて質問いたします。簡潔に答弁願います。

まず、第1点目、牛根地区の医療体制についてであります。平成29年第3回定例会で同じような質問をしております。

保健課長の答弁では、医療体制の充実につい

ては、垂水市民のニーズが高いこと、担当課として日夜努力していること、牛根地区の病弱な高齢者を守っていくことは、重要な課題として認識しているし、旧牛根中央クリニックの活用について、牛根地区の医療の充実のため、現在検討を進めているということだったが、あれからもう5カ月も経ち、目立った動きがないように思う。このことは急がなければならない問題であると思うが、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

2番目ですが、中央バス停はバスの乗り降りに時間がかかり、そのため、後続車がスムーズに通行できない。そのため渋滞している。スムーズに通行できるよう、本町バス停のように改善できないか。南の拠点のオープンで交流が増加することは予想されるので、早急に改善に向けて取り組むべきであると思うが、お考えをお聞かせください。

3番目。錦江湾横断道路の必要性は今さら言うまでもなく、垂水市にとっては将来に向けた大事な事業である。実現に向けて、大隅半島各市町を初め経済界、産業界など各種団体と連携し、官民一体となり運動に取り組んできましたが、最近、その盛り上がり気がなくなるところです。

そこで、その盛り上がりの機運を高めるための対策として、市内あるいは大隅地域の要所要所に看板の設置と大隅地域の全車両に大隅ナンバー取り付けの取り組みを考えたらどうか。

また、志布志港から鹿児島市まで1時間ぐらいで行ける構想をさらに一步進め、海橋を考えてみたらと考えます。時間短縮、観光道路、桜島に住んでいる方々のもしものときの道路として、ひいては、大隅半島に大きな利益をもたらすと考えます。

同時に、牛根・霧島間の国道220号を整備することにより、国道10号の渋滞が日常的事であることから、垂水方面に流れを変えることになり、

流入人口の増加につながります。高隅トンネル、海橋錦江湾横断道路、牛根地区・霧島市間の国道整備の国道220号の整備、周辺観光地の整備をひっくるめて取り組んで効果が出てくるものと考えます。困難も予想されますが、市長は、私のこの提案に対してどのように思われるでしょうか。お尋ねいたします。

これで第1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 堀添議員の旧牛根クリニック活用の取り組み等々、牛根の医療、介護の問題についてお答えをいたします。

医療資源の脆弱な本市にありまして、特に牛根地区における医療の充実を図っていくことは喫緊の課題であるということを私も以前から認識をして、そのように申し上げてまいりました。

旧牛根クリニックの活用につきましては、これまで、森議員、堀添議員から重ねてご質問いただいております、住民の皆様からも、幾度となく、ご意見をいただいております。

牛根地区におきましては、医療機関の閉院や診察日の縮小、介護施設の撤退等が続いております。このことに伴う住民の方々の不安はいかばかりかと大変心を痛めているところでございます。私といたしましては、何とかこの対策をいたしたいと考えております。

旧牛根中央クリニック跡地の活用については、医師の確保が最大の課題でございまして、垂水市スーパーバイザーである鹿児島大学副病院長の石充教授にも、事あるごとにご相談しておりますが、県内全体的に医師不足でありまして、医師の派遣が現状は厳しいという状況でございます。しかしながら、それでも何とか課題解決に向けた方策はないか、随時検討しているところでございます。

市直営、民間を問わず一番の問題でございしますが、医師の確保でございまして、市内診療所の運営は、ほぼ個人経営でありますことから、

先生方による支援等の対応もご相談をしながら、実質的に困難で、垂水中央病院への医師の派遣をしていただいている鹿児島大学医学部の協力ということが必要不可欠でございます。

今後、垂水市全体における医療について、肝属郡医師会垂水班の先生方や垂水中央病院と協議、検討を重ね、議員の皆様のご意見を頂戴しながら、市民が不安とならない医療の構築を図りたいと考えております。

まずは、今年度スタートした健康長寿に関連する健康チェックの取り組みを手がかりに解決の道を引き続いて探ってまいりたいと考えております。

なお、平成30年度予算におきましては、牛根分遣所の現在の救急車両の更新を図り、新たに高規格救急車を配備する計画となっておりますので、少しでも住民の方々の不安解消につながればと思っております。

○土木課長（宮迫章二） 2番目のバス停の改善について、土木課のほうでお答えいたします。

ご質問のバス停は、時間帯や乗降者の人数によりましては、若干の渋滞はあるようでございますが、この渋滞問題に関しましては、平成28年11月29日に垂水市中央商店街連絡協議会より、渋滞解消を目的とし、右折車線の整備要望が本市に対してございましたので、意見書を付し、大隅河川国道事務所長へ進達したところでございます。

バス停の整備につきましては、バス事業者や道路管理者など関係する団体とも協議しながら進めることが大事だと考えております。

○市長（尾脇雅弥） 堀添議員の錦江湾横断道路に関するご質問でございますけれども、機運を高めるための看板の設置ということにつきましてお答えをいたします。

大隅地域住民の長年の悲願であります錦江湾横断道路については、現在、整備建設促進の早期事業化に向けて、大隅4市5町での取り組み

といたしまして、大隅総合開発期成会から国あるいは県へ、大隅地域土木事業連絡会から県へ要望を行っております。

また、垂水市及び垂水市議会から、国道220号の道路整備促進にかかわる国への要望書のほか、県市長会の要望事項にも盛り込んでいただいているところでございます。

当事業は、垂水・鹿屋両経済同友クラブを初め、大隅地域の経済界、産業界など各種関係団体の皆様にも建設促進にかかわる機運の醸成を図り、官民一体で連携して取り組んでいく必要があると認識をしております。

錦江湾横断道路につきましては、大隅横断道路とあわせて事業化を要望しており、大隅横断道路と錦江湾横断道路がともに整備をされることで、多様な路線確保による利便性の向上、流通業の活性化、地域経済の振興、さらには新たな広域観光のルート構築による交流人口の増加が期待されるものであります。

その効果につきましては、本市のみならず、大隅地域、ひいては県全体の浮揚にも大きな影響があると考えられます。

看板につきましては、平成16年に垂水・鹿屋両経済同友クラブにより、国道220号線沿いへ4カ所設置されました。しかし、現在は、老朽化により2カ所しか残っていない現状でございます。このことから、今月二十日の垂水市経済同友クラブ役員会におきまして、再度、設置に向けた協議が行われたと伺っております。

議員ご指摘のとおり、看板を活用した機運の醸成を図る取り組みにつきましては、市民の皆様に対しましても、わかりやすく効果的であると考えますことから、看板の設置につきましては、各種関係団体へ働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○総務課長（中谷大潤） ご当地ナンバープレートへの取り組みにつきましてお答えいたします。

ご当地ナンバーとは、国土交通省の「新たな地域名表示ナンバープレート」制度の通称で、自動車検査登録事務所の所在地以外の地域でも、自動車のナンバープレートに独自の地域名を登録できる制度です。

地域活性化や観光振興、知名度向上を目指して、2006年から導入され、県内では、奄美市を初めとする12市町村において、奄美ナンバーが2014年に導入され、県外では、富士山ナンバーや伊豆ナンバーなど、全国で29の地域においてご当地ナンバーが登録されています。

ご当地ナンバーを導入するには、全国を走り回る車のナンバーを動く広告塔として捉える地元自治体が、都道府県を通じて国土交通省へ要望し、国土交通省は、地域特性や経済圏に関して、一定のまとまりのある地域で一般に広く認知されている、対象地域の登録自動車台数が5万台を超えている、対象地域において、地域住民の具体的なニーズがあること、地域活性化や観光振興の中で新たな地域名を表示するナンバープレートの位置づけ、活用・方策等が明確に示されている、既存の地名と混同せず、読みやすく覚えやすいなどの条件を満たした場合、有識者会議の審査を経て導入を認めることになっています。

議員仰せの大隅地域のナンバープレート導入につきましては、錦江湾横断道路の早期実現に向けて、大隅が一丸となって機運が盛り上がり、また地域活性化や観光振興の側面からも有効な取り組みの一つであるとの認識でおりますので、企画政策課を通じて、大隅総合開発期成会等の場でご当地ナンバープレートの導入を提言し、構成市町の合意が得られれば、各市町との連携並びに地域住民の合意形成への機運の醸成を図ってまいります。

○土木課長（宮迫章二） 3番目の時間短縮のための方策として、また、桜島島民のための緊急避難道路として、海橋は考えられないかとの

ご質問にお答えいたします。

桜島の噴火に伴う島民の避難につきましては、桜島火山活動対策協議会におきまして、鹿児島市より、昭和火口から3キロメートル以内の国道224号に噴石による被害が想定される箇所への洞門設置の要望がなされておりますが、錦江湾横断道路や大隅横断道が完成しますと、車両の流れは、桜島方面へ多くなることが予想されますので、避難道路を兼ねた橋につきましても、一つのご意見としまして、大隅地域全体の問題と捉え、大隅地域の経済面の発展や観光面からも関係団体と協議をしながら進めていくことが大事ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

続きまして、4番目の国道整備について、霧島市・牛根間の国道整備についてお答えいたします。

牛根地区の国道整備につきましては、国道整備促進特別委員会の皆様方のご尽力もございまして、順調に歩道整備工事が推進されていることに感謝申し上げます。

現在、牛根境地区の歩道整備につきましても、山側が事業化となり、家屋や土地の調査を実施されているようですので、整備工事も進んでいくのではないかと考えております。

しかしながら、浮津から市境までの約4キロメートル区間は、連続雨量200ミリでの通行規制は依然として続いている状況でございますので、牛根境地区の孤立を解消するためにも、早急な防災工事の完成を図っていただかなければならないと考えております。

この防災工事につきましては、国土交通省や土木課の職員も数回用地交渉を行っておりますが、現時点での承諾はいただけておりません。引き続き、交渉は行ってまいります。国道220号整備促進の要望事項にも、牛根境地区における通行規制の撤廃や規制緩和に向けた事業

導入等による取り組みを推進することと要望してありますので、まずは、その要望の中で、緊急性のある防災工事に着手していただきたいと考えておりますので、国道整備特別委員会の皆様方のお力添えもいただけたらと思います。

なお、海岸側の暖竹等の除去については、牛根地区振興会連絡協議会からも海岸側の雑草除去による景観の確保の要望書が、本市と国土交通省へも提出されておりますので、国土交通省で対応していただきました。今後も引き続き実施するとの回答ももらっておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

○堀添國尚議員 ありがとうございます。この3番と4番のことについて、やっぱり一体として考えたほうが、横断道路が実現した場合に効果が発揮できるということで、3番と4番は一体で、1回目の質問の中にも出てきました。

まず、1点目の牛根地区のこの医療体制のこと、今市長がお話をしてくださったんですけど、今までのお話とさほど変わりはないというふうに感じております。これはもう時間的に余り余裕がないと思うんです。なぜならば、高齢者がいっぱいいらっしゃいますから。そうすると、ここで暫定的に、何か中央地区の医療機関へ診療を受けられるようにする方法を考えてみたらどうかと思うんですが、そこはどうでしょうか。今この固定した病院に医師の問題もあってできないとなれば、牛根地区の高齢者のための、この中央地区の医療機関への便を便利にする方法を考えてみたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） ちょっと反問権。それはその牛根地区にそういうものをつくるのではなくて、人を運ぶ手段にというような意味合いですかね。

○議長（池山節夫） それでいいですか、質問としては。

○堀添國尚議員 医師の問題もあってそれができないのであれば、急ぐ必要があるから、その方々のために、病院とは切り離れた中央地区の医療機関へ、病院に来られるように対策を暫定的に考えてみたらどうかということです。

○議長（池山節夫） それは交通機関ということで、質問としてはよろしいですか。

○市長（尾脇雅弥） もう一回いいですか。今考えていますのは、垂水の地形的に牛根地区の医療をどうするかというところで、跡地を中心に今考えておりますと。そういう中で、医師の確保が課題ですというお話をさせていただいて、鋭意努力はしているわけですが。それはやめて、バスを運ばすということなのか。それはそれでやりながら、バスも運べということなのか、それはどうでしょう。

○堀添國尚議員 今、医者も見つからない、大変だということで、それ実現はできない状況であるということから、そうであれば、中央地区の医療機関へかかれるように、そういう便宜を図ったらどうかということなんです。その病院のことをやめるとかそういうんじゃなくて、それはそれで時期が来れば、その方向もまた開けていくかもしれないけど、現実的にそれができないのであれば、不安に思っている牛根地区の高齢者の方を中央地区の病院にかかれるように、暫定的に、できるまでの間にやったらどうだろうかということなんです。

○議長（池山節夫） 理解できましたか。

○市長（尾脇雅弥） そこは私の感覚、要するに便を増やすということが、一つ具体的な方法だろうと思いますけども、法令的なものも見ながら。

また、私が直接牛根の方々とお伺いする中では、特に高齢者の皆さんは、牛根にあってほしいという希望が強いように感じております。ただ、今申し上げたように、とはいうものの、医師の問題というのがございますので、現実的に

どなたかが決まっていればという話でありますけれども。2つあるクリニックの中で、今、2つ閉鎖をされて、跡地の部分でいろいろ検討をしております。厳しい状況であるということは申し上げましたけれども、絶対できないということではない状況でございますので、今、健康長寿の中でスタートしておりますので、一方で、現実的に今ある課題をどうするかというのはよく理解できるのでありますけれども、余りその場的な対応というよりは、ある程度見ながら、どういう方法がいいのか、今、一つのご意見として賜って。私自身の中では、地元にそういう施設をとという声が多かったように聞こえておりますので。ただ、堀添議員のご意見として、そういう方法もあるのではないかとご提案でありますので、十分検討はしていきたいというふうに思っております。

○堀添國尚議員 検討をしてくださるということです。それを了とします。

あとは、バス停の改善についてですが、やはりあそこは信号機があって、バスに乗り降りする人の時間が長くなると、後続車が続くんですよ。それをやっぱり南の拠点も、もうことしの秋はオープンするというので、車の量も多くなると思うんですよ。そういう意味でも、あそこをば、このバスが本町のバス停みたいなふうにはできないかということですが。今課長の答弁では、若干、前向きな答弁だったので、とにかく難しい問題もあるかもしれんけど、そういう問題が潜んでいるわけだから、頑張っしてほしいということです。

以上です。このバス停についてはですね。

横断道路のことについては、今看板の設置について、設置に向けて取り組むというようなことだったのですが。この垂水のほうには、どこらあたりにそのことは考えられるんでしょうか。場所がわかっておったら、そこらあたりも。

○企画政策課長（角野 毅） 看板の設置につきましては、経済同友クラブのほうで設置をされておりますので、経済同友クラブのほうで、どの場所が効果的かを検討されて設置されるものと考えております。

○堀添國尚議員 わかりました。ただ、私どもが思っているのは、幹部派出所の前の信号機の横ですね。あそこは廃屋で非常に見苦しいですから、垂水の入り口でもあるし、あそこらあたりにぼんとそういう看板が立てば、非常に効果的じゃないかと思っております。それも参考にさせていただいたらと思っております。そのことはこれで終わります。

この大隅ナンバーのことについても、今、総務課長のほうからだったかな、前向きな答弁が出ましたので頑張ってください。これができる、大変この大隅地域は、目から入ってくる大隅は一つという機運が生まれると思いますので、この錦江湾横断道路についても大きく前進するんじゃないかと、こういうふうに思います。よろしく願いいたします。

3番目の時間短縮のための対策として、海橋のことは考えられないかと。

これは私、きのうだったか、桜島口から有村展望所のほうへ行ってみました。ちょうど有村の集落のところに国道に橋がかかっているんですけど、あそこに神社がありますよね。大体あそこらあたりまで4キロです。そうすると、今の有村展望所の手前から海のほうへ採石のとり場所がありますよね。よくダンプが出入りしているんですけど。あそこあたりは、冬になると、火口からも若干遠くなるんです。遠くなって安全性も出てくるわけだから、あの海側を、今の国道じゃなくて海側を歩いていたら、時間短縮にも大分なるんじゃないかということで、そのように考えて今提案をしたわけです。

だから、こう考えてみると、この高隅トンネルから垂水まで来て、そしてまた桜島口へ行っ

て、それからまた鹿児島方面へ行くちゅうのは、素直に考えてみたら、非常に無駄なような気がするんですよ。それを考えた場合に、明石海峡のここに資料もあるんですけど、だいぶ工事的には無理じゃないと思うんですよ。そうすると、それが時間的に長い時間がかかるわけだから、今からある程度の修正はできると思うんですよ。そこを市長会とかいろんなその場でも、そのことを提案していったら、いつかそういうふうになるんじゃないか。それは垂水市が主体になってそのことを申し上げないと、ほかの人たちはこのことは人の家の様に思うんですよ。そういうふうに取り組んでいただきたいと思えます。これはもうこれで、答えは出ないわけだから。（発言する者あり）

この国道整備について、これは、土木課長、境の200ミリの雨が降ったときの遮断機とか、それはもうわかっておりますよね。あれはいつか解決しないといけないわけなんですけど。

私が思ったのは、この高隅トンネルから垂水を通って海橋から袴腰に横断道路ができた場合に、牛根側は何もほったらかせているじゃないかと。牛根のことは全然この中に入ってこないんですよ。

そうすると、この前の日曜日に国道から小浜を通って、加治木を通って、重富から磯庭園まで出て一周してきたわけですけど、非常に日常的に、あそこは重富あたりから加治木と小浜の間も渋滞します。あれは年中渋滞しています。そうすると、重富から磯庭園までも何キロあったか知らないけど、自転車も追い越して行くんですよ。それぐらい渋滞するんです。

だから、今のうちに、この霧島・牛根間の国道の整備、先ほど課長もおっしゃったように、そこを早咲大橋みたいな道路をつくれというのは、ちょっと無理な、早咲大橋をつくったときのように、災害が年中起ればそういうふうになるかもしれないけど。今のところは、時々は

岩田碎石周辺のあそこらあたりが崖崩れが起こるわけだけど、そう頻繁にちゅうことじゃないから、なかなか国交省も腰を上げるちゅうことは無理なような気がしますけど。

霧島とこの牛根の間の暖竹の除去とか、山からしなだれかかっている樹木の伐採とかして、そして非常に垂水のほうは、ちりの投げ捨てが少ないです。霧島市に入ってから福山の間が一番ひどいですよね。だからそういうことを整備することによって、この一つの垂水へ通る魅力が出てくると思うんです。だから、そこらあたりをば、湾奥の会議もあるし、市長は首長、3月だとよく交流もあると思いますから、そこらあたりをちょっと進めてみたらどうかと、こういうふうに思うんです。

だから、このことを今すぐということにはならないでしょうけど、やっぱりそういう一つの目標を持ちながら、この横断道路ができたときに、本当に効果が起こるようにするためには、我々も垂水市に、そんな東京あたりからも、わんさとお客さんが押しかけるような観光地はないじゃないですか。あるとすりゃ桜島ぐらいなもんですよ。

だから近辺の方々が、鹿児島市、近辺の方々が垂水に来てくださるようになるためには、小さな観光地を、自分たちはやっぱり大事にしていけないかんです。そうすると、この横断道路、垂水・霧島間の道路が整備されていると、物すごく効果をあらわすと思うんです。そういう意味で提案をしたわけでありませう。

もう一回、市長の感想をよろしくお願ひします。

○市長（尾脇雅弥） 道路に関しては、長期的な時間が必要というのはご承知のとおりだと思います。数年前に東九州自動車道が開通をいたしましたけれども、スタートしてから約40年が経過をしたということでございます。ただ、そんなにかけているわけにはいきませんので、鹿

児島県の特徴として、美しい錦江湾あるいは雄大な桜島があつて観光的な魅力でもあるんですけども、高速ネットワーク体系が整っていないというのが課題でありますので、そういった意味からも、あるいは安心安全、あるいは経済、利便性、いろんな角度から、錦江湾横断道路あるいは大隅横断道路の整備促進の要望を皆さん方と一体となって推進をしているところでございます。

また、その霧島のことにしましては、隣接市のことでもございますけれども、関連がございますので、ただいまご意見がありました錦江湾奥4市というところで、そういう会議をつくっております。錦江湾に関する観光あるいは環境、安心安全というものをどう議論していくかというテーマにも合致はすると思っておりますので、その辺のところでは協議を重ねて、小さいことからやってみようというふうに思っております。

○堀添國尚議員 私が言いたいことを市長がまとめてくださいました。ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩します。

次は、3時45分から再開します。

午後3時34分休憩

午後3時45分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、池之上誠議員の質疑及び質問を許可いたします。

[池之上誠議員登壇]

○池之上誠議員 皆さん、お疲れさまでございます。4時半に終われということですので、45分間みっちり行きたいと思ひます。

平昌オリンピックを言われました。私はその前にマイナーですけども、春を告げる県下一周駅伝ですね、肝属地区は惜しいところでBクラス優勝を逃したと。消防の龍崎君やったかな、

やら、あと水之上小学校と垂水中学校を卒業した森康平君も結構いい区間賞をとったり、いい活躍をされました。また、5位のBクラス優勝の川薩とは、何か26秒ぐらいだったという話も聞いておりますので、来年の活躍がまた期待されるなあというふうに思っております。

県下一周駅伝を聞きますと、いつも春間近だなというふうに思いますので、また明るい春を迎えるためにも、きょうの一般質問は明るく短く終わりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

施政方針についてというところで聞きたいと思います。

2期目の公約としては、市長が、「元気な垂水づくり、経済・安心・未来からなる3つの挑戦」を掲げておられます。このことは、市長の公約は、市役所全体の皆様が一致団結して、このことに当たらないと成果が上がらないわけでございますので、各課長さんを先頭に具体的な政策を練り、具体的に実施されていくだろうと思います。

私の答弁つきましても、市長とも打ち合わせをされているだろうと思いますので、市長の代弁者というところで聞きたいと思います。まして、方針を聞きましても、総括的な表現でございまして、それにつきまして、各課長さん方には、具体的にどういうことをやっていくのかと、そしてまた、それを、やっていけば垂水市民にとってどういう幸せが訪れてくるのかという将来的な展望も含めて、夢でもいいと思います、夢がなければ、努力もないというところですので、夢でもいいですので、そういうところを、きょうの総括質問の中では、答弁をいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをしておきます。

まず、1番目、公約について、その中の経済への挑戦というところで、水産業、農業の6次産業化について、具体策と将来展望はと書いて

あります。このことにつきましては、梅木議員が先ほどの質問で、いい質問をされました。残念ながら、昼一番というところで、私も、夢の翼にちょこっと乗ってしまいまして、ちょっと聞き漏らしたなというところがありますので、重複するとは思いますが、業績そしてまた今までの実績、そして、そういうことを続けていけば垂水市はこういうふうになっていくんだというところのお話を、水産商工観光課長、そして、農林課長、聞かせていただきたいというふうに思います。

続きまして、イと書いてあります。地域包括ケアシステムの推進について、具体策と将来展望はというところにあります。

この地域包括ケアシステムというのは、安心の挑戦というところにも書いてありまして、そのことについてだったら、私はちょっと、まあ、当たり前なことだなあということで、触れなかったんですけども、あえて、この経済の挑戦というところで医療介護福祉の雇用を確保して、所得向上を図るというふうに述べられておりますので、あえて、どういうことなんだろうかというふうに聞きたいと。

今、先ほどから、牛根の問題でもありましたけども、けさの新聞も垂水市は、高齢化率が40%を超えておりまして、阿久根市、伊佐市、3市が超えておりました。また、軒並みこの大隅半島の錦江湾沿いの市町は、生産年齢人口もワースト1、2、3という感じで新聞に載っておりますが、そういう中で、人がいないということが、現実としてございます。

元気プロジェクトとかそういうこと一緒に懸命やられておりまして、川越議員の答弁でも、効果があったというふうに聞いておりますが、そういうこともやがて日本も高齢化社会になるというところで、市長がいつも言われますピンチをチャンスに変えるというところの高齢化率40%が先進地になるというところで、そういう

事例を全国に発信していくんだというところで、頑張っておられるわけですが、先ほど言いましたように、経済への挑戦と。人がいない中で、どうやって雇用を確保してやっていくのか、具体的な方策、そしてまた、そういう充実していけば、垂水の市民も安心して、暮らしていけるだろうと思いますけれども、そのへんの将来展望を熱く語っていただきたいというふうに思っております。

続きまして、未来への挑戦ですけれども、定住人口対策につきましては、先ほどの川畑議員の質問の中で、いろんな数値を上げられました。よく数値的には、理解をしたところでございます。また、課題も述べられまして、あとは金額を上げて人を呼び込みたいというふうなことをおっしゃられましたけれども、この狙いは、やはり移住定住の促進が一番のこの施策の中心であって、そして、その次に転出をさせないようという抑制が、その中でも、一番小さいところの目的なのかなあというふうに思っております。

施策は、わかりましたけれども、もう少し具体的に企画政策課だけの政策では、このことはなっていないだろうというふうに思っております。

例えば、先ほどの商工会との議会報告会の中でも、高校の学生の問題もございました。子育て世代が増えてこないというような、学生にもやはり一つの問題があるかと、私はいつもそう思っておりますが、このことは、県の教育委員会の問題ですので、あえて垂水市議会議員が言うことでもないかもしれませんが。

そういうこと全般的な複合的なことを考えながら、やっていかなければ、この定住人口対策というのは、実りはないんじゃないかと思っておりますので、そのへんについて、答えられるところであれば、答えていただきたいなあというふうに思います。

そしてまた、その中で、税務課のほうも、垂水校区以外の集合住宅に対して10年間の減免をするということを、今回の条例で上げておりますが、その中でも、私も最初の質問の中でも、パイの取り合いにならないかというところで話をしました。既存のその住宅を持っている方は、何の恩恵もないと。逆に人がいなくなっていくということですね。結局、いい施策なんだけれども、前々からの人たちはどうしているんだということが、全ての政策においてもそういうことを感じております。

そういうことで減免をしていくというところで、どれだけの効果があって将来垂水市の将来的に皆さんが、垂水市民が、全員が潤っていくのかなあということを知りたいなあというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

重点政策につきまして、地方創生関連ですが、南の拠点事業について、具体的運営内容というところでございます。行政運営になかった民間経営のコスト意識や大学の見識を取り入れて運営をしていくというところでございまして、議会報告会の中でも、その運営はどうやっていくんですかという話が出ました。その中で同僚議員の中からも明確な回答ができなかったわけですが、けさの川越議員の中でしたか、垂水未来総合商社という話が出でまいりましたので、その点について、もう少し詳しくその運営というに当たって、垂水未来総合商社が果たす役割とか、どういう経緯でそうなったのか、もう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

新庁舎建設関連事業につきましても、パブリックコメントや市井の声などという対応がありますけれども、検討委員会で、十分に審議してあと答申を出すということではございますが、どのような対応をされていくのか、これはもう簡単で森議員の中でもありましたので、簡単でよろしいかと思っておりますが、答弁をいただきたいとい

うふうに思います。

3番目の農林業振興につきましては、若手の就農者には、いろんな補助がありますけども、支援がありますけども、高齢者の就農者への対応というところがいかなものかと。今後百年の人生を迎えるに当たりまして、70歳以上の就農者も結構多いわけです。そういった方々に、支援とかそうした手が差し伸べられないか、そのへんについて伺いいたします。

まだ、よく農林課のほうでは、今三和営農組合を引き合いに出されますけれども、なかなか機械化が進まない中で、お金もないというところで難儀をされておりますが、それについて何らかの補助と支援ということは、考えられないか、伺いいたします。

4番目につきましては、営農体制。先ほど言いましたように人材が不足しているという中で、じゃあ垂水の中央病院をどういうふうな機能を持たしてどういう立ち位置に考えるのか、そのへんについてお話をいただきたいというふうに思っております。

次の5番目の生活環境については、資源化率、梅木議員の質問の中にありましたけれども、私は産業厚生委員会の中で、袋の値段を差別化してはどうだというような意見も、具体的意見だったんですけども、出しました。それについて、どうなのか。

そしてまた、水質の保全ということもありました。もう10年ばかり前ですけど、資源リサイクル畜産環境何とかかんとかという雇用がありまして、畜産業者のほうの浄化槽も設置されて、だいぶ水質は改善されておりますけれども、今後、なお一層の水質の保全というのが求められますので、どのように考えておられるか。それについても生活環境課のほうにお願いをしたいというふうに思います。

土木行政につきましては、住宅関連支援策の実績と、そしてまた、道路行政につきましては、

社会資本整備交付金というところで、ゆっくりとしたペースですが、確実に進捗しておりますけれども、どういうふうに考えておられるか聞きます。

そしてまた、信号機の問題ですが、田畑後ろ側の交差点はいつも事故が起りまして、信号機設置というところで願っているんですけど、なかなか進まない。これは、地元の人は事故はしない。市外から訪れた方が事故をするというところがございますので、こうした条例の中でも、垂水市を通過する市外の人も市民だという定義がございましたので、そのへんを含めて、安心安全政策のところでも聞きたいというふうに思います。

7番目の行政改革と人材育成ですが、市民サービスの低下を招くことのない組織機構の構築というところで、人事評価制度の果たす役割について、聞きたいというふうに思っております。

そしてまた、各公民館の審査のことですが、男女共同参画という意味合いからも、女性の登用ということが望まれるんじゃないかというふうに思います。そういう中で、一番ネックは社会保障など福利厚生の問題が結構あるのじゃないかと思いますが、その点について、どのように社会教育課のほうでは考えておられるか、そしてまた、どういう対応をとられているかお聞きいたします。

質問も長くて、答弁も結構多いですので、よろしくお願ひします。時間が余れば、再質問という形をとりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○水産商工観光課長（森山博之） 池之上議員、ご質問でございます水産業の6次産業化についての具体策と将来展望についてお答えをいたします。なお、梅木議員への答弁と多少重複する部分もあるかと思いますが、ご了承いただければと思います。

水産関係での6次産業化に取り組んでおります業者は、現在、両漁業共同組合を含め8業者でございます。そのうち国並びに県の補助事業を活用して、加工場建設並びに冷蔵庫、フォークリフトなど機器の導入をされた業者が3業者、また、平成26年度には、垂水、牛根両漁業協同組合が市単独事業ではございますが、垂水市、水産業販路拡大支援事業を活用し、水産物の国内外での販路拡大と新規開拓に取り組んでおり、徐々にではありますが、販売実績も向上しているようでございます。

さらに、平成28年度からは、垂水市漁業協同組合におきまして、垂水市水産業新商品開発専属人材雇用支援事業を活用し、消費者の動向調査やマーケットニーズに対応した付加価値の高い商品づくりを行い、国内外での販路開拓並びに拡大を図るための事業を実施いたしております。

加えまして、これまで6次産業化にかかわるソフト事業のみを実施してまいりましたが、平成29年度に垂水市6次産業化等にかかわる水産施設等設備支援補助事業を新たに創設し、牛根漁業協同組合の一本釣り組合におきまして、カキ養殖にかかります洗浄機導入のハード整備事業にも着手いたしたところでございます。

また、将来展望につきまして、各業者が取り組んでおります商品はその多くが養殖業中心となっておりますが、伝統漁法でありますとんとこ漁で取れましたナミクダヒゲエビや姫甘エビを使つてのスープも昨年商品化されております。

今後は、この漁法で捕れたものの商品として利用されていない魚や、一本釣りでとれた魚、養殖魚での不用部位などを活用した新商品の開発についても、支援を行い、漁業者の所得向上を図ることを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（二川隆志） 引き続きまして、池之上議員の農業の6次産業化について、具体策と将来展望のご質問にお答えさせていただきます。先ほどからの答弁内容と一部重複しておりますところもございますが、ご了承ください。

農業の6次産業化につきましては、平成26年度に市単独事業として、所得向上及び地産地消の推進を図ることを目的として、6次産業化推進整備事業が策定され、平成29年度の事業を含めまして、これまでに7件、約350万円の事業が実施され、加工製造に取り組む場合に必要となる機器の整備に活用いただいております。

本事業につきましては、商品改良やパッケージ変更等についても取り組めるよう、今年度、現行制度の一部を改正し、6次化に取り組もうと考えておられる方への支援をもう一段広げたいと考えているところでございます。

また、平成30年度に予定している取り組みといたしまして、国の制度を活用し、6次産業化等に関する5カ年計画である市町村戦略を策定するため、協議会の設置や開催費用等を平成30年度当初予算に計上させていただいております。早期策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

当戦略の策定により、本市における6次産業化の取り組み方針や成果目標等を設定することとなります。また国の事業を事業者の方々が導入する場合の交付率が上乗せになるなどのメリットがございます。

もう一つ、平成30年度の取り組み予定としましては、無農薬の野菜やハーブ類の栽培の取り組まれている女性の新規就農者の方より、通常出荷の際に欠品扱いとなりますB、C品の野菜やハーブ類をフリーズドライに加工、真空パックにして商品化を図り、ネット販売等に進出したいので、加工製造に必要な乾燥機材とパッケージ用機材の購入について現在相談を受けて協議を行っているところでございます。

無農薬で栽培されているという付加価値に加えB、C品であることにこだわらず、その分少しでも安く購入できることを期待する健康志向の購買層の方々に向けた商品化に取り組みたいとのことでございます。

B、C品といえども、栽培して収穫するまでには、相応のコストもかかっていますので、無駄を省いて少しでも収益を上げることで、経営の安定化につなげていきたいと、強い意欲を持って取り組んでおられますことから、実現に向けて協力して取り組んでまいりたいと考えています。

これらの取り組みを通じまして、本市の農畜水産事業者の方々の6次産業化推進の支援につなげていきたいと考えております。

垂水市内の農林事業者の方々は中小規模経営の方が多くですが、意欲的な方も多く、今後農林業に限らず、広く産業振興を図るためには、農業生産者、原料と一部仕入れて加工販売を目指す事業者の方々など、垂水市内には優れた方が多くおられますので、それぞれの得意分野を生かして連携していただき、互いの生産量の増加や収益の拡大に取り組んでもらうための環境の構築を推進していく必要があるのではないかと考えております。

まずは、農畜林業の生産者の方々から、これからの取り組みについての意向なども確認し、消費者の方々のニーズも互いに研究して、よりよい商品の開発につなげられるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健課長（鹿屋 勉） 池之上議員のご質問でございます。

地域包括ケアシステムの推進について、具体策と将来展望につきまして、熱く語れということでしたが、現在、取り組んでいる事業内容を中心に回答させていただきます。

地域包括ケアシステムは、平成26年6月の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律におきまして、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が、包括的に確保される体制をいうと定義されておりまして、ここでいう住み慣れた地域とは、自宅だけではなく、介護事業所等も含み、例え介護が必要になっても障害や認知症を抱えても快適なケアを受けながら、高齢者が自立した生活を送れるような体制づくりが求められております。

そのために、5つの事業を柱として、具体的な事業を展開しております。

1点目は、地域の高齢者に関する情報収集、相談、対応です。情報の入り口としては、市役所窓口を初め、病院、介護事業所などさまざまですが、何らかの困りごとに対して、窓口の相談のみで対応することはほとんどありません。自宅に訪問し、民生委員や地域の支援者らと連携しながら、解決に導いていくこととなります。

2点目は介護予防の推進です。今年度から始まりました垂水元気プロジェクトとも関連がございますが、市民の皆様ご自身の健康づくり意識を醸成し、介護状態になることを遅らせるあるいは今の機能を維持することを目的として、地域での介護予防教室の開催や介護事業所職員の介護技術向上研修会を定期的に開催しております。

3点目は、在宅医療、介護連携の推進です。入院病床数が減少し続けている本市において、在宅医療の果たす役割は大きくなってまいりますが、その在宅医療に必要な訪問看護ステーションが持続可能な経営状態になることを目指して、補助事業を行っております。また、入退院の際、医療機関と介護事業所職員の間で情報連携がスムーズにいくように情報連携の仕

組みづくりにも取り組んでおります。

4点目は生活支援体制の整備であります。日常生活を送る上での、ちょっとした困りごとを解決できる社会資源の情報をまとめて、民生委員や介護事業所に配布するとともに、地域住民同士で解決できる体制づくりのお手伝いなどを行っております。

5点目は、認知症施策でございまして、今年度、本市では専門職による認知症初期集中支援チームを編成し、認知症が疑われる方への介入を始めております。また、認知症患者への適切な対応を周知するため、地域住民向けに認知症サポーター要請研修を実施し、介護事業所内で認知症カフェを開催するなど、認知症患者を地域で支える人材育成事業に取り組んでおります。

このような事業を、総合的に連携を図って実施することによって、1人でも多くの高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるような体制づくりに取り組んでおります。

将来展望についてでございますが、今後の本市の人口推計を見ますと、後期高齢者数はそれほど変わらないにもかかわらず、生産年齢人口が減少していく推計値となっております。

医療、介護施設の働き手を確保するために、医療機関、介護事業所、地域包括支援センターでは、積極的に研修学生を受け入れておりますが、今後も医療、介護の道を志す研修学生等の交流人口を拡大し、その中から垂水市の医療、介護事業所で働く、定住人口を一人でも多く確保し、ひいては経済の活性化に寄与したいというところでございます。

以上でございます。

○税務課長（楠木雅己） 池之上議員のご質問でございます定住人口対策について、各施策の実績と将来展望につきましてお答えいたします。

税務課で取り組んでおります定住人口対策につきましては、垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例に基づく、新規集合住宅への固定資

産税の減免措置でございます。

この条例は、垂水市内における集合住宅の建設を促進し、民間活力を活用した住宅の供給と定住促進による地域の活性化を図るために、自己が所有する土地に集合住宅を建設するものに対しまして、一定期間、土地家屋の固定資産税を減免し、支援を行うというもので、平成27年度課税分から実施いたしているところでございます。

減免内容につきましては、新たに課税される年度から3年間の固定資産税を全額次の3年間で半額、次の4年間は3割減免するというものでございます。

平成27年度からの減免対象物件の実績は、平成27年度が1事業者1カ所1棟6室、平成28年度が5事業者6カ所6棟89室、平成29年度が2事業者2カ所3棟20室の合計8事業者9カ所10棟115室となっております。把握しております範囲では、対象物件が入居率、市外からの近隣世帯の率が全体の賃貸物件の率より高くなっており、良質な住環境が整えられ、一定の成果を上げているものと認識いたしております。

また、現在、減免対象となっている物件がほとんど垂水小学校区に集中いたしておりますことから、垂水小学校区以外の校区への建設促進を図る観点から、この議会に垂水小学校区以外の校区への対象物件についての減免措置を新たに課税する年度から10年間、全額減免する条例改正案を上程いたしているところでございます。

議決いただけましたら、今後、広報誌等で周知を図り、この制度を利用し垂水小学校区以外の校区への新規集合住宅の建設がなされた場合には、企画政策課の民間賃貸住宅家賃助成事業等との相乗効果により、さらなる隣接市への転出抑制または隣接市からの転入促進につながるのではないかと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 池之上議員の重点施策につきまして、南の拠点整備事業の具体的な面につきましてお答えをいたします。

南の拠点エリアでございますが、大きく道の駅エリアと民間開発エリアに区分をされます。

初めに、民間開発エリアについてご説明をいたします。民間開発エリアの運営につきましては、川越議員のご質問にお答えしたとおり、民間開発エリアは、土地開発公社の用地でございますので、公社としての所定の手続を行いしっかりと運営していただける事業者と開発協定を締結したいと考えております。なお、事業者でございますが、地域商社機能を持ち、地域活性化協定を締結している垂水未来創造商社が南の拠点整備基本構想に基づき、開発計画づくりを行っておりますので、開発計画の提出を受け、内容を審査していきたいと考えております。

次に、道の駅エリアについてご説明をいたします。道の駅エリアは、施工管理区分として国交省エリアと市エリアがございます。国交省エリアは簡易パーキング事業として整備される駐車場とトイレ、情報提供施設がございます。市エリアはP F I 事業で整備する地域交流施設マリン施設駐車場がございます。

国交省エリアの施設管理につきましては、通常、道の駅設置者でございます市と維持管理協定を締結し、市が管理運営をしていくこととなりますが、既に、地域活性化施設の収益サービス事業者がございますので、今後、国や収益サービス事業者と効果的な道の駅エリアの管理運営に向けた協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく重点施策につきましての新庁舎建設におけるパブリックコメントの対応についてお答えをいたします。

森議員のご質問でもお答えいたしました、パブリックコメント制度は市の基本的な政策の素案を事前に公表し、市民意見の提出を受け、

市の考え方を公表する手続でございます。2月26日現在意見提出状況でございますが、意見提出者は11名20件の意見が提出されております。主な意見でございますが、パブリックコメント中でございますので、詳細は控えさせていただきますけれども、垂水市新庁舎建設基本計画案の全体に対して2件、新庁舎建設の必要性に対して5件、新庁舎の位置に対して11件、新庁舎の機能に対して1件、新庁舎の空間構成に対して1件でございます。

これら、提出されました全ての意見に対しまして、パブリックコメント手続要領に基づきまして、市としての考え方を示してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（二川隆志） 池之上議員からのご質問でございます。農林業振興、就農支援の実績及び高齢就農者の対応と将来展望につきまして、お答えさせていただきます。

これまでの新規就農者の方々の支援につきましては、平成24年度から始まりました国の制度であります農業次世代人材投資資金の活用を初め、平成28年度からは市単独事業として生活支援を目的とした給付金事業や機械等導入の経費を一部助成する事業などを策定して支援を行っているところでございます。

農業次世代人材投資資金につきましては、これまでに15名の新規就農者の方に交付し、交付対象者の中には、経営発展を目指し、農業法人を設立した方や認定農業者に認定され、経営規模拡大を実践された方などもおられます。

また、先日は、その中から垂水市内の農業者としては、本市第1号となります鹿児島県の農林水産物認証制度——K—G A Pでございますけれども——を女性就農者が取得されましたことから、今後の経営発展と他農業者の方々への波及など期待しているところでございます。

なお、近い将来にも法人化を見据え、認定農

業者の申請を行う予定の複数の方々からご相談をお寄せいただいているところでございます。

市単独事業につきましては、3名の新規就農者に対し生活支援給付金の助成を、4名に対し、機械導入経費の一部助成を行い、助成対象者のうちの1人は、昨年宮城県で開催されました全国和牛能力共進会におきまして、鹿児島県代表に選出され、総合優勝に貢献されております。

国の資金や市の支援事業の活用は、経営の不安定な初期段階の意欲喚起となり、就農の定着、さらには、その先の経営発展につながっていると考えており、継続して支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、高齢就農者への対応と将来展望についてお答えいたします。

国の制度では若手就農者の経営確立を支援することを目的としており、また、市の事業につきましても国に準じて要件を定めているところであります。そのため、高齢就農者の方々に対する助成等の支援はございませんことから、農地の確保などの際に農業委員会をおつなぎしたり、関係機関と連携して安心して就農に関するご相談をいただけるような環境をつくるなど、身近に感じていただけるように努めてまいりたいと考えております。

次に、三和営農組合に対する機械化を中心とした支援策につきましてお答えさせていただきます。議員ご指摘のとおり、機械化により、農業の生産力は向上し、大幅な効率化も図ることができる一方で、導入費用の資金の確保やその後の維持管理にかかる費用の捻出などを解決しておく必要などがございます。同様に国県等の農業分野での補助事業による機械導入につきましては、いずれの事業においても事業所負担が発生しておりますし、負担費用の捻出の解決が課題になると思われま。

このように機械化の必要性は、十分に認識しており、あわせまして、導入時のリスクの解消

について懸念しておりまして、早期の実現は厳しいと考えているところでございます。

そのような中、農林課といたしましては、平成30年度における地域農業振興方策の設定において、大隅地域振興局農政普及課と協議を行い、営農組合の経営改善を図るため、かねてからご指導いただいている技術面の助言に加え経営体力の分析等を行いながら、今後の見通しを立て、やりがいの持てる営農が継続できるよう連携し、支援する位置づけを行ったところでございます。

分析では、現在、生産している作物ごとに細かな収支計算を行うなどして、より有利な作型の構築を目指すとともに、先ほど申し上げました6次化等による付加価値の向上や時間のかかる一部の手作業につきましては、農福連携の考え方に基づく作業委託の可能性を探っていき、負担軽減ができないか意見交換を行いながら検討してまいりたいと考えております。

営農組合におかれましても、作業の効率化と個々の負担軽減を図る意味でも、地域の新たな担い手として、期待できる方の加入促進など、作業をともに行っていただける方々をふやす努力を継続していただき、高い技術や豊富な知識を地域の皆様方に継承していただきながら、これからの地域農業の維持発展のお手本として、貢献していただきたいと期待を持っているところであります。

以上でございます。

○保健課長（鹿屋 勉） 4番目の医療体制の充実について垂水中央病院の将来展望につきましてお答えさせていただきます。

将来展望の前に、現在の状況を把握する必要がありますのでご説明させていただきます。

垂水市立医療センター垂水中央病院は、当初から肝属郡医師会への管理運営委託を前提に全国初の公設民営型病院として、昭和62年3月に開設されまして、昨年3月で開設30周年を迎え

ております。

この間、平成18年4月には指定管理者制度へと管理運営形態を変えておりますが、実質的には開設当初からずっと広域社団法人肝属郡医師会がその運営を担っているところです。

病院を取り巻く環境としましては、将来の制度破綻を防ぐため、国が推進する社会保障費削減政策の影響で10対1の入院、看護体制を余儀なくされ、収入の面では診療報酬が低く抑えられるとともに、人材確保の面でも看護師の離職者が多数発生し、後任を募集してもなかなか集まらないという状況でございます。

医師の確保につきましては、鹿児島大学医学部の協力により、内科は何とか確保できておりますが、整形外科では、常勤医の不在が続いており、中央病院での手術対応がなかなかできない状況が続いております。

また、鹿児島県、地域医療構想により、医療圏ごと、病床機能ごとの病床数の適正化を図り、将来の医療提供体制の適正化を図っていかねばなりません。本市におきましては、平成29年3月末の垂水徳洲会病院の閉鎖に加え、平成29年8月には、相良整形外科が入院病床19床を休床するなど、垂水中央病院が市内唯一の入院機能を持つ医療機関となってしまいました。

本市の人口1万5,000人に対して、126床という病床数につきましては、在宅医療の推進の問題もあり、適正かどうかの評価ははっきりと出されておきませんが、桜島災害時の災害医療の拠点の役割等も考慮いたしますと、最低でも、現状維持を関係各所に訴えていかなければなりません。

このような厳しい状況の中、病院事業の指定管理者制度を見直し、期間を10年に延長するとともに利用料金制の導入により、健全経営を図ることとしております。

また、鹿児島大学医学部との連携、良好な関係性の維持の観点から、心臓血管、高血圧、内

科学教授の大石充教授との協力体制を維持強化し、垂水元気プロジェクトを実施し、市民一人一人の健康への意識や今後の行動意識変容を促し、健康な状態での長寿のまちづくりを目指しているところでございます。

このような状況を踏まえ、垂水中央病院の将来展望でございますが、広報たるみず平成29年8月号において、垂水中央病院の開設30周年を記念して、進化する垂水中央病院という特集記事を掲載しましたが、その中で、竹中俊宏院長が垂水中央病院の将来展望について、キーワードは地域完結と地域密着だと述べておられます。

地域医療は限られた医療資源で行って行かなければならず、目指す姿は人材支援と医療設備の確保に努め、ある程度の病気であれば垂水中央病院で完結できる医療を維持する地域中核的機能を残すことであり、もう一つは、在宅医療を中心とした地域包括的医療をさらに進めていくこと、そのために地域包括ケアセンターとの連携が大切であり、これを進めていくことで、垂水市に住む高齢者の方々が安心して住み続けられる可能性が広がっていくとの展望を示されております。

先ほど、申し上げました垂水市の医療、介護を取り巻く状況からしましても、目指すところはそこだろうという次第でございまして、そのような将来展望を描きながら、垂水中央病院の存続を図るべく、さまざまな事業を継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○生活環境課長（高田 総） 池之上議員の生活環境についての質問において資源化率の向上と水質保全への具体策と将来展望についてお答えいたします。

まず、資源化率の向上につきましては、梅木議員の質問において現状やその対策についてお答えしたところであり、今後一層対策を強化して取り組んでいく必要があると考えております。

その中で、先ほど、池之上議員が言われましたように、前回の産業厚生委員会において、ごみ袋の価格設定について、資源ごみの指定袋が他のごみ袋の指定袋より少し安いことは認識しているが、資源化率向上への具体策として、資源ごみの指定袋の価格をさらに値下げし、燃えるごみ等の指定袋との差別化をこれまで以上に図ったらどうかという旨の提案をいただいたところでございます。

このことにつきましては、本市の指定ごみ袋の販売事業を行っております垂水市生活環境協会との協議並びに同協会の総会において議決が必要であり、また値下げを行う場合には、減額分を補填するために、予算措置が必要となる状況も考えられることから、協会や関係課と協議をしてみたいと考えております。

続きまして、水質保全につきましては、現在合併浄化槽の普及に向けた事業や境地区の漁業集落排水処理施設の加入促進に向けた事業を重点的に行っているところでございます。

まず、合併処理浄化槽の普及促進につきましては、アクションプランにおいて設定した汚水処理人口の目標達成に向けて1月30日に市内の設置業者や関係者に集まってお話しいただき、浄化槽設置対策会議を開催したところでございます。その中で補助金制度を具体的示したチラシの作成や配布、またそのチラシを利用して市内の設置業者の皆様へ個別訪問等の営業活動を行っていただくなどの今後さらに関係者と連携を密にし、事業を進めていく旨の共通認識を図ったところでございます。

また、境地区の漁業集落排水処理施設の加入促進につきましては、加入率の向上を図る取り組みとして、3月5日に境地区下水道加入促進委員会を開催する予定としているところでございます。

また、先ほど池之上議員が言われましたのは、畜産業農家等が行う畜産環境総合整備統合補助

事業のことだと思います。この事業につきましては、農林課が所管課となり、平成19年度から平成21年度にかけて、5農家が浄化処理施設事業を実施し、水質の保全等に向けた取り組みを行ったようでございます。

しかしながら、河川の濁りや臭気については、年に数回程度、ご指摘があるのが現状でございます。その場合には、その都度、現場に足を運び水質の状況や事業者に対して状況説明や注意喚起をお願いしているところでございます。

今後も農林課を初め関係課と連携し、補助事業の活用や畜産農家並びに事業者等に指導を行っていくことで、水質保全に努めてまいりたいと考えております。

最後に、将来展望でございますが、さまざまな要因により、目標達成が困難な事業があると考えられますが、本市のさまざまな施策を展開していく中で、環境保全に向けた取り組みを進めていくことは、その基盤となり、また、必要不可欠なことであると考えております。

今後、新たな施策を展開していくなど積極的に取り組んでいくことで、安心安全で住んでよかった、また、訪れてよかったと思えるまちづくりの実現に向かって進んでいくのではないかと考えております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 6番目の土木行政について、住宅関連支援策の実績と将来展望及び道路行政についてお答えいたします。

まず、住宅リフォーム促進事業でございますが、この事業は快適な住環境の整備と地域経済の活性化を図り、定住促進につなげるために住宅リフォームに要する工事費の一部を助成する事業で、平成25年度から開始しております。これまでの実績でございますが、年度別にご説明いたしますと、平成25年度は45件実施、助成額488万3,000円です。経済効果は工事費6,312万3,000円で、助成額の12.9倍になっております。

平成26年度は57件で助成額610万1,000円、工事費7,380万7,000円で、経済効果は12.1倍。平成27年度からは子育て世帯の定住促進を目的に子育て世帯向けの枠を創設いたしました。平成27年度の実績は一般65件の助成額684万3,000円、子育て14件の助成額388万1,000円、合計79件で1,072万4,000円の助成額で、工事費1億1,733万9,000円で、経済効果は10.9倍。平成28年度は一般55件の助成額700万7,000円、子育て9件の341万4,000円、合計64件の1,042万1,000円の助成額で、工事費1億1,350万6,000円で、経済効果は10.9倍。平成29年度は一般64件の助成額775万6,000円、子育て11件の助成額371万2,000円、合計75件の1,146万8,000円の助成額で、工事費1億887万6,000円で、経済効果は9.5倍となっております。5年間の合計で申しますと、319件、助成額4,359万7,000円で、工事費4億7,665万1,000円で、経済効果は10.9倍でございます。

次に、空き家解体撤去助成事業でございますが、この事業は平成28年度から開始しており、市内の景観及び住環境の向上並びに安心安全の確保を図るとともに、地域経済の活性化を図り、今後、特定空き家をふやさないためにも、危険空き家に限らず、空き家解体、撤去をしない業者が行う場合に費用の一部を助成するものです。

これまでの実績ですが、平成28年度は33件で918万2,000円の助成額で、工事費3,737万1,000円で、経済効果は4.1倍。平成29年度は、33件で936万2,000円の助成額で、工事費が3,789万9,000円で、経済効果は4.1倍となっております。2年間の合計でございますが、66件、助成額1,854万4,000円、工事費7,527万円で、経済効果は4.1倍でございます。

また、建築物耐震化促進補助金につきまして、平成29年度から計上しており、地震防災対策の支援で、耐震診断及び耐震改修を行う建物所有者の負担軽減を図るものでございますが、これ

まで実績はございません。

以上のように、住宅関連支援策の事業につきましては、市民の快適な住環境の整備と地域経済の活性化にも効果も出ていますことから、今後も継続して実施していきたいと考えております。また、手続上、煩雑なものは随時改善していきたいと考えております。

最後に、道路行政でございますが、道路改良工事は社会資本整備総合交付金事業と辺地債を活用し、内ノ野線や元垂水原田線の1級市道の改良工事を推進しているところでございます。内ノ野線の道路改良計画は県道との交点から上之宮の瀬戸山線との交点までの1,750メートルとしておりますが、交付金の割当率が年々減少しており、今年度までの改良済み延長は約1,000メートルで、改良率は約60%となるようです。残りの延長は約750メートルとなりますので、地域の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、少しでも早く完了できるように努力したいと考えております。

また、道路維持工事は、橋梁長寿命化に伴う橋梁補修工事や垂水1号線の修繕工事、城山2号線の道路のり面防災工事などを実施しておりますが、平成30年度から中洲線を追加する予定で、本年度は実施設計を委託し、計画を進めているところでございます。そのほかの市道や集落道につきましても、振興会等からの要望がありますが昨年の要望箇所につきましては、ほとんど新年度予算に要求しており、環境整備班で対応できる箇所につきましては、早急に実施しているところでございます。

今後の市道整備工事の推進につきましては、総合計画や過疎計画に基づきまして、補助事業や有利な起債事業を活用し、計画的に取り組んでまいりたいと考えておりますが、市内全域の道路河川、公園などの社会資本の老朽化が進んでおりますので、長寿命化計画に基づき事業費の平準化を図りながら、緊急性、公共性を考慮

して維持管理をしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（池山節夫） いいですか。

○社会教育課長（野嶋正人） 池之上議員のご質問についてお答えいたします。

まず、各地区公民館主事の置かれている現状についてでございますが、各地域での公民館活動の重要性が高まる中で、少子高齢化や人口減等の社会問題が生じており、これに関連して公民館を取り巻く状況も複雑化しておりますことから、時代を担う主事の育成や業務改善は重要な課題であると認識しているところでございます。

次に、今後のあり方についてでございますが、現在働き方改革や男女共同参画並びに女性の活躍推進が提唱されておりますことから、主事の方への社会保険等の福利厚生を充実させることで、業務環境の改善となり、幅広い人材の任用につながらないかなど、社会教育課といたしましても、他市の状況を踏まえながら調査研究を進めているところでございます。今後もさまざまな課題等につきまして、地区公民館連絡協議会や関係課と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） まず、土木行政につきまして、お答えいたします。

市道浜平大都線と瀬戸山線が交差する田畑後交差点での平成29年度中の交通事故は6月に人身重症事故が1件発生しています。以前から交通事故が多い交差点であることから、信号機の設置につきまして、平成24年度に市長、地区公民館長、地区振興連会長の3連名で要望書を提出していますが、その後、進展が見られないことから、平成29年7月、鹿屋警察署長宛て、状況を照会したところ、9月21日付の文書にて、信号機の設置につきましては、交通事故の発生

状況、交通量及び道路状況等を総合的に判断して、地域住民等の方々の要望や意見を踏まえつつ、その必要性、緊急性を検討しているところで、ご要望の交差点につきましては、交通量調査を実施しましたところ、交通量は比較的少ない状況です。また、両道路ともに直線道路で見通しがよく、かつ、市道瀬戸山線には一時停止規制が実施されています。交通規制に従って通行することにより安全確認ができる場所ですので、現時点での信号機設置の必要性は低いものと判断しますとの回答をいただいております。現在でも信号機設置は、なかなか困難な状況にあります。市としましては、応急対策として、旧ゴルフ場の案内看板を活用した交通安全啓発用看板を作成中ではありますが、安心安全の確保のために地区住民と連携を図って、市長及び地区と連名で、再度要望書を提出するなど、警察への要請を継続してまいります。

続きまして、人事評価制度の果たす役割についてお答えいたします。

人事評価制度とは人事育成の仕組みです。人事評価制度を導入することで、人の成長を通じて組織を成長させることが本来の目的になります。評価内容は能力評価と業績評価に分かれ、能力評価は目標達成するプロセスを職責に応じて評価し、業績評価は職員が業務を遂行するに当たり、目標を定め、職務の達成度を把握するものです。努力した者は報われるということが組織内に行き渡ることによって、職員の士気が高揚し、職務遂行能力が向上するとともに、より高い能力を持った職員の育成につながり、組織が職員の業務内容を詳細に把握し、また、職員一人一人の能力や業務への適正を把握することで、職員の個性や特徴を尊重した人員配置や適材適所への人材活用につながります。

以上でございます。

○池之上誠議員 はかったような時間の答弁でして、それじゃあ、少々残っておりますので、

一問一答でお願いをしようと思いますが、後ろからいろいろ聞こえてきます。予算委員会がありますので、その予算委員会でいろいろやりたいと思います。私も初めての予算委員会の委員となりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

本日は、結構な答弁ありがとうございました。終わります。

○議長（池山節夫） 本日は、以上で終了いたします。

△日程報告

○議長（池山節夫） 次は、明日、午前9時30分から本会議を開き、総括質疑及び一般質問を続行いたします。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日は、これもちまして、散会いたします。

午後4時43分散会

平成 3 0 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 3 0 年 2 月 2 8 日

本会議第3号(2月28日)(水曜)

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	二川 隆志
総務課長	中谷大潤	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	森山 博之
財政課長	野妻正美	観光課長	
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫 章二
市民課長	和泉洋一	水道課長	萩原 竹和
併任		会計課長	川畑 千歳
選挙管理		消防長	後迫 浩一郎
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江 嘉誉
福祉課長	保久上 光昭	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村 宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成30年2月28日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△平成30年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問

○議長（池山節夫） 日程第1、昨日に引き続き平成30年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を続行いたします。

それでは、通告に従って順次質疑及び質問を許可いたします。

最初に、8番持留良一議員の質疑及び質問を許可いたします。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。それでは、総括質疑・一般質問に入っていきたいと思っております。

東アジアを舞台に競技者たちが交流と友好を重ねた冬季オリンピックは平和と友情に明かりをともし、結束の架け橋をもたらしました。まさに世界は一つになるという証明をしたと思っております。五輪が掲げる理念は、共に高みを目指す、互いをたたえ合う、喜び悲しみも分かち合うというふうになっています。この成果は東京オリンピックに引き継がれていくと確信もしております。さらに、パラリンピックにも期待もしたいというふうに思っております。

3月をもって退職される職員の方々には、長年にわたり市民に寄り添い、市民本位の推進にご尽力いただいたことに感謝を申し上げます。今後とも健康に留意され、それぞれの場で活躍いただきますよう祈念をいたします。

さて、今回の質疑で質したい点は、1つは、

今回示された予算の与える影響と今後の財政運営についてです。2点目は、負担増と給付減の中、高齢者の生活をどう守っていくのか、自治体の役割、責任が問われてる、この問題で高齢者対策とは何か、答えているのかという点で1点目は質していきたいと思っております。

そこで、予算の規模と今後の財政について伺います。自治体の予算は直接住民の生活を左右し、その福祉、いわゆる幸せいかんを決めるものであり、編成する市長も、それを審議する議会も、住民全体の福祉を念頭において考えるべきものであり、いやしくも一部の利益のために奉仕するようなことがあってはならないのは当然のことであり、全体の共通の認識と考えます。

さらに、予算が堅実なものでなければ、住民の福祉をと叫んでも不健全な財政状態が続けば、財政自体が硬直化し、計画的で活発な行政運営はできなくなります。

よって、今回の予算はさらに一層、堅実な編成が求められていたと考えます。平成28年度決算では、経常収支比率が対前年度と比較して悪化したとみる中、今後、人件費や扶助費の増、公債費や債務負担支払いなどで財政運営での財政の硬直化等の懸念が心配されます。財政運用を健全に保たれるか、懸念材料はあるのか、そして対策はあるのか、伺いたいと思っております。

2点目は、負担増と給付減の中、高齢者の命と暮らしを自治体の役割と責任が問われています。その対策の必要性がさらに重要になってきています。政府予算案は高齢者にさらなる社会福祉関係でサービス等の給付減と支払いの負担増を求めています。今回、ことし4月から本市でも介護保険料の値上げ案の提案や後期高齢者医療広域連合も保険料の値上げを決めるなど、命と暮らしへの影響が心配されます。

さらに、肝心の高齢期に受け取る年金は、物価・賃金の低迷を理由に年々減り続け、この4月からは、いわゆる年金カット法による新たな

仕組みも施行されると収入の点からも生活を脅かします。

そこで、高齢者の施策はどのように検討されたのか、伺います。1つは生活実態、どのように捉えているのか、改めて年金受給額はどのくらいか、3点目には高齢者の貧困率はどのくらいか、4点目に、最後のセーフティーネットである生活保護との関係で、生活保護の不足率の調査はあるのか、5点目に生活との必要性の乖離、いわゆるスティグマ等や自分が利用できることを知らない周知不足等は何か、生活保護を利用しやすくするための手立てをどのように考え、具体化しているか、また検討する必要があるかどうか。6点目に高齢者福祉政策で検討すべき課題はどのように考えているのか、以上、お伺いいたします。

3点目は、高齢者対策の観点から、介護保険料の値上げ案の提案について伺います。第7期を迎える介護保険事業計画は、保険料の値上げ案が提案されました。1つは基金を活用し、保険料の値上げを抑制されたのは大変評価をいたしますが、高齢者への生活の影響は大きく、どのような影響を与えるのか、伺います。

2点目は、一般会計からの繰り入れの検討はされたのか、伺います。全国には事例があるのか。

3点目には、高齢者の生活を守る点から、低所得者対策として保険料負担の市独自の減免施策を検討する必要はないか、伺います。

全国の事例数はどのくらいあるのか、そして、またお隣の都城市や沖縄等での事例をどう見るのか、これらを参考に、高齢者の生活を守るためにも検討すべきじゃないか、伺います。

次に、就農支援対策について伺います。

今、国民の命を支える農林漁業と農山漁村の危機が広がっています。本市でも基幹的農業従事者の約45%が70歳以上と極端な高齢化が進み、農林漁業従事者の減少に拍車がかかっています。

これらを打開するために、本市でも新規就農支援の取り組みでは国の制度の活用や市独自の生活支援や機械等の導入等で補助などを取り組んでいます。これらの評価とともに、期待しているところでもあります。

そこで、1点目は農業次世代人材投資事業の運用と対策について伺います。1つは、制度は変更されましたが、運用上の問題はないか。変更により自治体の支援義務、いわゆる経営・技術・資金・農地等にこの支援等に問題はないのか、国は自治体に過大な支援を求めない、JAや農業委員会、普及センターとの連携を強調しています。

3番目に、給付金の返還については極端なケースが対象で、普通に努力していれば返還対象にならないと説明していますが、問題はないのか、伺います。

4点目には、3年目を迎える市独自の支援金の引き上げの必要性はないか、以上についての見解を伺いたいと思います。

2点目は、農村への移住、就農対策の必要性について伺います。

先般、水産関係では体験が移住・就労・就職につながったと市報にも記事が掲載されました。近年、若者や定年退職者、都市住民の中で就農・農山村への移住希望が増え、農林業への関心が高まっていることはご存じのことと思います。昨年、9月議会でも対策の提案をいたしました。いわゆる田園回帰と言われるこの動きを本格的な就農に結びつけ、定着をさせるために思い切った対策をとり、次代の担い手を飛躍的にふやすことが求められておるとは思いますが、見解を伺います。

次に、性的マイノリティーの問題について質問いたします。

性的マイノリティーの人たちの人権と生活向上のために、この質問を機に今後、理解と権利保障を広げていく取組に取り組んでいきたいと

思います。

マイノリティー、いわゆる少数者の人たちが肩身の狭い思いで生活をせざるを得なかったり、あるいは差別や偏見のためにありのままの自分を肯定できなかつたりすれば、それは健全な社会とは言えません。逆にマイノリティーと言われる人たちが暮らしやすいほど、その社会の全ての構成にとっても暮らしやすい社会であると言えます。今、映画「ナチュラルウーマン」という性的マイノリティーが主人公の映画が上映をされています。主演者は、多様性というのは人類を豊かにし、自由にすることです。性的少数者の権利が認められる社会になってほしいと訴えています。この問題を巡っては、行政的にも社会的にも大きな変化・発展がありました。施策の前進や社会的認知を踏まえ、さらに性的マイノリティーに対する差別や偏見の除去、そして生活向上と権利の拡大のために尽くすことが求められています。

そこで、1つ目には性的マイノリティーについて行政の理解と取り組み状況、必要な対策の検討はあるのか、伺います。

2点目は、学校での取り組みについて。文科省は性同一性障害にかかわる児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等についての通知を出しています。それを受けて取り決めはどうなっているのか、伺います。

最後に、滞納処分問題について伺います。市民の命と暮らしを守り、再出発の生活支援であるという観点から伺いたいというふうに思います。

地方税の滞納処分に対しては全国的にも実態を無視し、強権的な徴収は行われている自治体が報告もされています。この点について問題を投げかけ、解決方向を示しているのが鳥取県児童手当差押さえ控訴判決と総務省の事務連絡です。これらを踏まえ、預金等の一方的な差押えをさせないための徴収行政のあり方が問われてま

す。

それで、1点目は生活困窮に陥り国保税が払えない場合、いわゆる徴収法、国税徴収法の要件に合致すれば執行停止できると理解していますが、見解を伺います。もし対応ができなければ、市民に対して必要な取組をしなければならないのではありますけども、この点についての考え方もお聞かせいただきたいというふうに思います。

2点目は、預金等の一方的な差押えを防ぐために、徴収行政の見直しが必要と考えます。滞納マニュアルの参考として高岡市、滞納マニュアルも紹介していますので、見解を伺いたいというふうに思います。

以上で、質問を終わりますけども、不十分な点については再質問をさせていただきます。

以上で終わります。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。

持留議員の予算案の規模と今後の財政運営についてのご質問にお答えいたします。

まず、経常収支比率でございますが、財政構造の弾力性を判断するための指標でございます。平成28年度決算で91.5%と平成27年度決算と比較して3.8%高くなっております。

しかし、現在、継続中である第2次財政改革プログラムの経常収支比率の目標値は95.4%で、平成28年度決算においても目標は達成しているところでございます。その他、財政状況を示す数値につきましても、平成28年度で申しますと実質公債費率9.8%、将来負担比率13.7%、地方債残高で91億5,000万円余りと全体的に改善されており、現在のところ本市の財政状況は健全に保たれていると考えております。

しかしながら、今後につきましては市役所新庁舎建設事業や各公民館の耐震事業などの計画も予定され、さらに他の施設においても老朽化が進んでいることから、普通建設事業費の増加が見込まれます。

財政課としましては、将来の負担が増加しないよう、国の状況を注視し、財源確保に努め、地方債につきましても交付税措置がある有利な起債を借りることで、将来の負担を軽減できるよう努力してまいります。

以上でございます。

○市民課長（和泉洋一） おはようございます。持留議員の高齢者の施策はどのように検討されたのかのご質問の、年金受給額の平均額についてお答えします。

厚生労働省年金局の平成27年度厚生年金保険国民年金事業の概況によると、平成27年度の1人当たりの平均年金月額が国民年金が5万5,157円、厚生年金が14万5,305円となっております。本市の国民年金の1人当たりの平均年金月額は鹿屋年金事務所の平成28年度国民年金事業概要によると、月額5万4,599円でございます。なお、本市の厚生年金の1人当たりの平均年金月額につきましては市では把握しておりません。

以上でございます。

○福祉課長（保久上光昭） おはようございます。持留議員のご質問でございます。高齢者の施策はどのように検討されたかにつきまして、お答えをいたします。

まず、1点目の、本市の高齢者の生活実態につきましては、市内在住の65歳以上の一般高齢者から無作為で抽出した500人を対象に、平成28年に実施された高齢者実態調査結果を見ますと、現在の経済的な暮らしの状況についての問いに対し、普通が73.5%と最も多くなっておりますが、大変苦しいが4.7%、やや苦しいが14.8%と回答されており、あわせて19.5%、2割近くの方が生活状況が苦しいと感じておられます。

また、将来の生活の不安の中で、生活費や老後の蓄えのことが32.6%と、自分や配偶者の健康や病気のことや、自分や配偶者が介護を必要

とする状態になることに次いで高くなっております。

2点目のご質問の、高齢者の貧困率についてでございますが、本市における高齢者の貧困率につきましては、そのような調査をいたしておりませんので把握できておりません。なお、国全体では厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査の概況によりますと、貧困率の状況としまして、平成27年の相対的貧困率122万円に満たない世帯の割合が15.6%となっておりますが、こと高齢者に限定した貧困率そのものは示されていないようでございます。

このほかに、この調査結果に基づく立命館大学唐鎌教授の独自分析による高齢者の貧困率が公表されておまして、高齢者世帯のうち、男性1人世帯では36.3%、女性1人世帯は56.2%、夫婦のみ世帯が21.2%、高齢者のいる世帯全体では27.0%となっております。

3点目のご質問の、生活保護の補足率に関する調査はあるのかとのことですが、ことし1月末の本市の生活保護受給世帯109世帯のうち、高齢者世帯は71世帯65.1%といった状況ですが、補足率についてはそういった調査はいたしておりませんので、把握できておりません。

なお、平成22年度に出された厚生労働省の生活保護基準未満の低所得世帯数推計において、平成19年国民生活基礎調査に基づき、低所得世帯数に対する非保護世帯数の割合として、所得のみで見ると15.3%という数字が示されておりますが、留意点に生活保護は申請に基づく開始を原則としており、この数値が申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている、要保護世帯の数を表すものではないと記されておりますことから、今のところ正確な意味での補足率は把握されていないものと考えます。

生活と生活保護の必要性との乖離と解消の手立てについてでございますが、本市におきましては生活保護受給は恥ずかしいことといった

ことから、申請をためらうことなどをいうステイグマや、制度に対する認識不足や誤認等から生じる乖離の解消には、生活の困難な状況等を十分にお聞きしながら、わかりやすく十分な説明が必要と考え、生活保護を必要とする方には生活保護を受給していただけるよう、適正な対応に努めてきております。

また、要保護者の把握につきましては、民生委員の皆様や地域包括支援センター等関係機関の協力を得ながら進めてきておりますが、今後も連携を図り対処してまいりますとともに、窓口での相談業務の充実にも努めてまいります。

4点目のご質問の、高齢者施策で検討すべき課題をどのように考えているか、負担の軽減や補助等、生活の支援についてでございますが、現在、本市では訪問給食事業などといった高齢者福祉施策を実施いたしており、これらの事業につきましては平成30年度も引き続き実施することといたしております。

このような現状にあって、先ほども申し上げました高齢者実態調査結果において、希望する生活の場所についての調査項目では87.9%と9割近くの高齢者の皆さんが現在の住居での生活を希望され、その対策に力を入れるべき取組として、今後の生活への不安も相まって、在宅での生活を続けられるような、多様な福祉サービスや介護サービスの整備との回答が45.4%と最も多くなっております。

また、高齢者福祉に限らず、各福祉施策に関する要望等については、声が届きにくいという側面がございますので、声なき声の把握に努め、反映させることが必要と考えております。

このようなことを踏まえながら、今後も既存サービスの上乗せ、横出しの検討や本市高齢者に有効でかつニーズが見込まれる事業導入に向けて、自主財源が乏しい本市としましては、国や県と連携した施策に取り組むこととし、総合的に可能な限りの対応をしてまいりたいと考え

ております。

以上でございます。

○保健課長（鹿屋 勉） 持留議員のご質問でございます。介護保険特別会計に関する総括質疑につきましてお答えいたします。

介護保険料の値上げの影響でございますが、今回の改定は基準月額を5,100円から5,700円にするもので600円の負担増となるものでございます。本市の現在の基準介護保険料は、県内19市では下から4番目、大隅地域振興局管内では一番低い保険料となっておりまして、来年度以降3年間負担をお願いする第7期の保険料につきましても、各市町の議会で審議中ではございますが、県内19市で下から4番目、大隅地域振興局管内では一番低い保険料となる見込みでございます。

委員ご質問の、高齢者への影響でございますが、今回の介護保険料の値上げによりまして現保険料と比較いたしますと、各所得段階で月額270円から1,020円、年額にしますと3,240円から1万2,240円の負担増となります。

年金額支給額が平成30年度は据え置きとのことですので、この負担増が大変であることは十分認識しておりますが、介護保険制度を維持するにはやむを得ない措置であり、県内及び管内順位では下位の保険料ということをご理解いただきたいと思います。

次に、保険料値上げへの対策の検討、一般会計からの繰り入れを検討しなかったのかということについてでございますが、介護保険制度では介護給付費等の費用を法定負担割合により保険者である市が負担しており、この負担分に加えてさらに一般会計から繰り入れを行うことは、費用負担の公平性を損なう恐れがあることから、制度創設時から一貫して適当ではないとされております。

したがって、今回も一般会計からの繰り入れの検討はしておりません。

なお、全国の事例としては、会計検査院の報告資料によりますと、第5期中に10保険者あると報告されております。

また、保険料値上げへの対策としては、介護保険財政安定化基金の利用が想定されます。これは、鹿児島県の管理する基金から借入れを行うということで、返済金を次期保険料に上乗せすることとなり後年度の負担を増やす結果となることから、好ましい方法ではないと考えるところでございます。

なお、先の本会議において、介護保険条例の一部を改正する条例案の上程時に申し上げまして、議員にも評価をいただいておりますが、介護保険準備基金約1億2,000万円のうち9,150万円の取り崩しを行い、介護保険料の増額抑制を図っております。この基金を活用しない場合、保険料基準月額が6,196円との試算が出ておりました。今回、9,150万円の取り崩しにより、保険料基準月額を5,700円としましたので、この基金取り崩しによる抑制額は496円となっております。

次に、市独自の減免施策の検討ということでいくつかの事例をご紹介いただきました。平成28年度介護保険事務調査の集計結果によりますと、低所得者への単独減免を実施している保険者数は全国で497ございます。このうち453の保険者は一般財源の繰り入れは行わない範囲で独自策を行っております。

議員が例として上げられた都城市でございしますが、所得段階第2段階または第3段階の方が軽減対象で前年の年収、扶養状況、預貯金等資産状況など6つの条件全ての該当する人を対象としており、第1段階と同じ負担率まで軽減されるようでございます。都城市は65歳以上人口が約5万人いらっしゃいますが、対象者は平成29年度で10名となっているようでございます。

なお、先ほど説明申し上げたとおり、保険料の軽減分に対する一般財源の投入は認められて

いないため、軽減策を実施する場合はその他の1号被保険者の方の保険料で軽減分をカバーすることになります。被保険者間の公平性の確保の観点と本人非課税の所得段階である第5段階までの被保険者の割合が約77%を占めている本市の状況を考慮した場合、本市における独自軽減策の実施は難しいと考えるところでございます。

なお、保険料負担への市独自の減免施策ではありませんが、別枠公費投入による低所得者の保険料軽減強化策が国から示され、平成27年度保険料から施行されております。介護保険料の負担金とは別枠で低所得者の軽減を行うもので、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1負担するものでございます。この低所得者対策は平成30年度からも継続され、第1段階の方が対象となります。本来、保険料基準月額の0.5倍となるところを0.45倍に軽減され、新保険料年額3万4,200円が年間で3,420円軽減されます。

なお、第6期計画期間中に予定されていて延期になった消費税率10%への引き上げ対策として、第1段階、第2段階、第3段階の低所得者の軽減措置の予定もでございます。仮に、前回示された水準での軽減が実施されるとなると、第1段階で0.45から0.30へ、第2段階で0.75から0.50へ、第3段階で0.75から0.70への軽減となり、月額で285円から1,425円、年間で3,420円から1万7,100円軽減されることが期待されます。

このように、別枠公費投入により第1段階から第3段階の方への低所得者対策が予定されていることから、それ以外の市独自減免については検討しておりません。

以上でございます。

○農林課長（二川隆志） おはようございます。持留議員の就農支援対策、農業次世代人材投資事業のご質問にお答えいたします。昨日からの答弁内容と重複する部分もございますが、ご了

承ください。

農業次世代人材投資事業につきましては、平成24年度から青年就農給付金事業として制度化されておりますが、これまでも何度も見直しが行われており、平成29年度には次世代を担う意欲ある新規就農者への支援制度であることを明確化するため、名称につきましても改正されたところでございます。

制度内容の主な変更につきましては、新規就農者が抱える各課題に対応できるよう、大隅地域振興局農政普及課・鹿児島きもつき農協・農業委員会等の関係機関から交付対象者一人一人に経営・栽培技術・営農資金・農地、それぞれに関する専属の担当者を定め、交付期間中に経営確立に向けた指導・相談等のサポートを実施するよう義務化され、また交付3年目を迎える時点には中間評価を行い、対象者への以降の支援方針を決定することが規定されたところでございます。

支援体制の強化が義務化されたことで、訪問・指導・相談・評価会などの業務が増えることが想定されますが、関係者間での情報共有を密に行うことができ、これまで以上に新規就農者に寄り添う形で支援を行うことができますので、新規就農者はより経営が確立しやすくなり、よりよいサポート体制が構築できるものと考えております。

交付期間終了後も営農を継続することができるよう、互いに進めてまいりたいと考えております。

農業次世代人材投資事業の要件に合致しない新規就農者に対しましては、市単独事業を設け支援を行っているところでございます。これまで4名の新規就農者に活用いただき、経営の安定につながっているものだと考えております。

また、鹿児島きもつき農協におきましても、就農支援課を設立し、新規就農者の支援体制に力を入れているところでございます。農協独自

の助成制度や融資制度もございまして、新規就農者の営農契約に即した支援制度を活用いただくよう連携してまいりたいと考えております。

なお、農業次世代人材投資資金の返還に至る要件に関しましては、虚偽の申請等を行った場合、親族から貸借した農地で経営している対象者が交付期間中に当該農地の所有権移転をしなかった場合等に加え、今回の改正によりまして、新たに交付終了後に交付期間と同期間営農を継続しなかった場合に、営農しなかった期間に交付された金額を返納しなければならないという事項が追加されております。これまで本市におきましては、返還に至ったケースはございませんが、改正により追加された営農継続の要件は、さきに述べました支援体制の強化に大きく左右されることと認識しております。

改正後の制度につきましても、適正な運用が図られるよう、関係機関と連携しまして、新規就農者の育成・定着・経営発展の支援に努めてまいりたいと考えております。

また、就農支援対策における市単独の支援金の引き上げの必要性はないのかについてのお尋ねでございますが、現在、財源確保はもとよりですが、市が行っておりますさまざまな支援の優先順位や平等性なども含めまして、検討しなければならない課題も多く、早急な対応は難しいと考えております。

現在、市単独の支援制度を受けておられる方より支援額の引き上げ、上乘せ等の要望はいただいております。平成29年度より始まりました取り組みなので、実態の把握を含めまして就農者の方々の思いやニーズについて意見交換等も行い、まずは現行の支援制度がよりよく運用できますよう努めてまいりたいと考えております。

また、県内、周辺自治体の支援体制のあり方などの情報収集を初め、課題や問題点などについて研修等を行いまして、就農者の方々への支

援につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、農村への移住、就農対策の検討はのご質問についてお答えいたします。

移住や就農を狙いとした農林課独自の取組や受入体制につきましては、現在のところ未整備でございますので、市内で行われている民間主体の取組についていくつかご説明させていただきます。

市内では農業者やNPO法人の方などで民間による体験型宿泊の取組を行っている方々がおられます。このうち、水之上地区で体験民宿を展開されておられる農業者の方にお尋ねしたところ、季節に応じた農作業体験やおもてなしなどのサービスを展開しておられるようでございます。しかしながら、一昨年台風16号災害で民泊施設の部分を含めて被災されましたことから、現在は受入れを休止しておられますが、環境が整えば再開したいとの意向を示しておられました。

また、大野地区に活動拠点を置くNPO法人が地域住民とともに活動隊を組織し、この春、体験型イベントを企画されまして、現在、参加者を募集しておられます。体験メニューの内容としましては、1泊2日の日程で農地周辺を含む散策やそば打ち体験等を通じ、参加された方々に農村ならではの魅力を感じていただくような組み立てとなっており、多くの方々に楽しんでいただけるのではないかと期待しております。

農林課としましては、こうした取組を行っている体験民宿を初め、農業者・地域住民・NPO法人等を主体とする積極的な取組の把握に努め、またご相談がありましたら今後に対応してまいりたいと考えております。

なお、各主体の取組を一過性ではなく持続可能なものにするためには、取組自体で経営を成り立たせることが重要であり、今後の課題であ

ると認識しております。

さまざまな受入れやもてなしを提供する側が、常に活動的に関する持続可能性を追求する視点を持ち、必要な見直しを行うなど、改善を積み重ねていただくことにより、農村の魅力を発信すべき本市の好事例として位置づけ、相互に連携してPRと普及を図っていきまして、多くの方々に取り組んでいただける環境の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民課長（和泉洋一） 持留議員の性的マイノリティーの人たちの人権と生活向上のために行政の取組状況と必要な対策の検討についてのご質問にお答えします。

本市では、平成26年3月に垂水市人権教育啓発基本計画を策定し、住民一人一人の努力によって人権が尊重される社会をつくっていくために、人権教育啓発に関する施策の総合的かつ計画的な取組を推進するとしております。

基本計画の中で、性的マイノリティーの人たちの人権に関しては、第三章人権問題の課題と政策の11、その他の人権の項目で性的少数者の人権についても記載し、重要な問題の一つであると認識しているところでございます。

これまでの取組としましては、社会教育課が担当している事業で、毎年2回、市や教育委員会の職員・教職員などを対象に人権教育研修会を開催しておりますが、平成25年12月の研修会では、性同一性障害に悩む人々とその家族を支援する活動を行っているNPO法人の理事長からご講演いただき、性的マイノリティーの人たちの人権について理解を深めたところでございます。

本市においては、これまで具体的な相談等はありませんが、市内には法務大臣が委嘱しました人権擁護委員が4名いらっしゃいますので、人権擁護委員と連携しながら、必要に応じて対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（下江嘉誉） 持留議員の性的マイノリティー、少数者の人権保障のための学校での取組についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等についての文書は、性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律の制定と、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心の高まりを受けて、平成27年4月30日に文部科学省から出されております。

この通知文を受けて、各学校では性同一性障害だけでなく、全ての方に対して、不安や心配事を抱えた児童生徒及び保護者が相談しやすい環境づくりと、相談があった場合、相談者の意向に寄り添って学校全体の組織で対応する体制づくりを整えております。

議員ご指摘の性的マイノリティーの課題に対する対応策としましては、各学校において、どの子にあってもおかしくないという認識のもとに、相談者や保護者の思いや願いを十分に汲み取って、服装や更衣室、トイレや体育等の学習時のきめ細かな配慮など、必要な対応策を具体的に検討し、実施するように確認しております。

そして、施設設備など、教育委員会としての対応が必要であれば、関係課とも協議をして可能な対応を行うこととしております。

また、性同一性障害の課題を含めた人権課題に対する研修会について、各学校では年間3回以上実施することとしており、研修会ごとに具体的な人権課題について教職員の認識を深めるとともに、対応策についても共通理解・共通実践を行う必要性を再確認しております。

県教育委員会は、人権教育は全ての教育の基本であるという認識のもと、子供たちのありのままを見つめる、気になった子供の背景に思いを巡らす、見えてきた課題と向き合うことの大

事を強調しており、各種研修会においても繰り返し指導がされております。

本市教育委員会としましても、全ての子供たちがお互いを尊重し合い、協力し合って差別や偏見のない豊かな社会を築いていけるように、校長研修会や教頭研修会を初め、教職員の研修会においても人権教育の充実を図っているところでございます。

また、指導主事が各学校を訪問して、人権教育研修会で諸課題に対する具体的な指導をしたり、教科等の授業において人権教育に関する視点から一人一人を大事にした指導をしたりしているところでございます。

このように、学校教育・学校生活の基盤は子供たち同士、また子供と教職員の深い信頼に基づく確かな人間関係でございます。今後も性同一性障害などのある性的少数者を含めた人権課題への対応は、子供たちの成長にとって大事な視点であるとの認識を深め、直接子供たちに接する一人一人の教職員の対応のあり方を充実していくよう指導してまいります。

以上でございます。

○税務課長（楠木雅己） 持留議員の生活困窮者の救済対策の、生活困窮に陥り国保税が払えない場合、国税徴収法の要件に合致すれば執行停止にできるとなっているが、見解と必要な対策があるのではないかのご質問につきまして、お答えします。

滞納処分の執行停止の要件につきましては、滞納処分することができる財産がないとき、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときとなっており、国税徴収法及び地方税法ともに同じ内容であり、要件を満たせば執行停止は可能でございます。

生活困窮者につきましては、関係課と連携し支援いたしておりますが、執行停止につきまし

ては公平・公正の税負担、滞納者の生活困窮、双方の観点から審査等には慎重を期し、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

必要な対策といたしましては、納税のしおり、広報紙等を通じ、制度や納税相談の周知を図るとともに、滞納者への催告書発送時に滞納処分制度や納税相談についての説明書を同封するなど、税を納付しやすい環境整備を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、預金等の一方的な差押さえを防ぐための徴収行政の見直しが必要ではないかのご質問につきまして、お答えいたします。

当市では現在、徴収マニュアルは作成いたしておりませんが、法令に基づき管理収納係で共通認識のもと、徴収事務に当たっております。滞納者の差押さえにつきましては、督促状・催告書の発送後、一定期間経過し、納付もなく、納税相談もない場合は財産調査の上、給与・金融機関の預貯金・生命保険等を差押さえしているところでございます。給与の差押禁止金額及び事業の継続のための差押禁止財産等についてはこれまでも調査の上、差押さえから除いておりますが、預金等については督促状及び催告書発送後、納付及び納税相談がない場合、滞納金額を差押さえしております。

ただし、児童手当・児童扶養手当の差押禁止財産は、鳥取県児童手当差押違法判決を受け、預金とはいえ、調査の上、その属性が判明した場合は、その金額については除き差押さえることといたしております。

なお、差押さえ後、生活困窮者につきましては納税相談にみえた場合、生活状況等を考慮し、分納計画を作成していただいた上で、差押金額の一部または全額の返還に応じております。

また、係員によって取扱いが異なることがないよう、共通認識のさらなる向上を図るため、

他市等を参考に徴収マニュアル作成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 一問一答でお願いしたいと思います。

最初、予算のこの問題については、改めて予算委員会等を含めて歳入等のところで詳細な点は議論していきたいというふうに思いますが、市長に1点お聞きしたいと思うんですけど、今回、こういう予算規模が将来等への不安も当然、懸念材料もある中、今回、予算に対して、市民からはいろいろと批判・意見も私はあるかと。また、私のほうにもいろいろと寄せられているんです。例えば、箱モノ行政があまりにも中心的ではないかというような意見だったりとか、それからもっと市民の暮らし・生活応援の点での対策というのはとれないのかと、こういう意見もあるんですけども、こういう意見に対して、市長は今回、予算を組まれましたけども、そういう点についての市長の簡単にご意見いただければと思います。

○市長（尾脇雅弥） 今、持留議員がおっしゃったように、持留議員のところにもいろんなご意見あると思いますし、私のところにもいろんな意見が、さまざまな立場において、さまざまなご意見があるということは承知をしております。

私の財政に対しての考え方としては、私自身が議員に就任をしたとき、ちょうど平成の大合併があるころでございますけれども、当時、先ほど数字がありました、経常収支比率が確か100.2%で96市町村の中で笠沙町に次いで悪いという状況がございました。その他諸々の指数も悪い中で、合併の議論があるころに、その財政のことも一つの理由として離脱という状況がございましたので、その後、行革等もやりながら、行財政改革をやりながら、先ほどの数字に対しては、しっかりとクリアをしていると。

ただ、右肩上がりの高度経済ではなくて、人口減少社会の中で、いろんな、先ほどおっしゃる箱物云々という話もあると思いますけれども、将来10年、20年先を考えたときに、しっかりと、このオリンピック、国体のこの時期までに、ある程度投資をして、その財をもって、持留さんが常々言われる医療や介護福祉の礎にしたいという考え方もございますので、いろんな災害等は、国等の補助をいただきながら、あるいはふるさと応援基金等の財源を活用しながら、財政の安定を保っていくというふうに考えているところでございます。

○持留良一議員 この問題、非常に重要な問題で、財政運営の問題というのは、やっぱり市民の暮らしをどう守っていくのかというの、非常に重要な観点でもありますし、やっぱり今の状況の中でも、先ほど延べたとおり高齢者の負担増、給付減、そういう中で年金も減らされる、じゃあ、どうして生活していくのかというのは、高齢者の今の生活の実態だろうと思います。

市長が、幸せが本当に具現化できるとか、いいことを言われていますので、やっぱりそういう意味では、やっぱりそういうささやかな点であっても、やっぱりそういう市民に寄り添った形での生活の支援対策というのにも必要だというふうに思いますので、ぜひ今後、そういうことも従前に置きながら、ぜひ財政運営との兼ね合いもありますけれども、ご検討いただきたいというふうに思います。

そういう中で、2点目に私が出したのは高齢者の問題だったわけです。

これ、一つの問題は、いわゆるセーフティネットとしての生活保護の機能はどうなんだと、本当にその機能を果たしているのかという問題と、もう一方では高齢者の施策というのは、本当に十分なのかという形で高齢者の政策というのを支える、そういう点で、行政の役割というのは本当に大丈夫なのかということを行ったん

ですが、まず1点、市長にお聞きしたいんですけども、先ほど、国民年金が5万4,000円何がしと出ましたけれども、これで市民の皆さんの、高齢者の皆さんの生活を想像すると、どんな想像をされますか。

○市長（尾脇雅弥） 金額としては、それが生活のあり方によって、いろいろ違うと思いますけれども、例えば東京あたりと比べると、物価的には安いので、比較的生活はしやすいというふうには思っておりますけれども、財源に関しては、もっとあるに越したことはないので、その5万の中で、それぞれ、それで先ほど結果がありましたけれども、8割近い方々は何とかできているけれども、2割ぐらいの皆さんが厳しい状況にあるというのは、そのとおりではあると思いますので、何とかそこは、いろんな状況を考えた上で、できる対策は講じたいというふうに思っております。

○持留良一議員 そういう中で、私が、ある接した高齢者の方は、毎年よく冬になると、いつも布団に入っていらっしゃる。電気も消されている。どうしていつもこうされているんですかと言ったら、3万何がしの年金では電気代も出せない、食事も、もう1食にしていると。本当ですかと、これじゃあ体も参ってしまうんじゃないですかとお聞きして、こういうときに、例えば冬だから、当然1日ずっと布団の中に入っていらっしゃいますので、やっぱりそれを、逆にきちっと衛生を保つためには、布団を乾燥したりしなきゃならない点も出てくるわけですよ。それさえなかなか難しいと。

私も調べた矢巾町というところは、そういう高齢者に対して、布団の乾燥機の助成も行ってると。そういうことで高齢者の生活を少しでも支えられる、そういう取り組みをしているわけなんです。

だから、そういう実態や行為、年金のもとで高齢者の皆さんは生活をせざるを得ないと。そ

の一方では、そういうやりくりしているけれども、実際ではやりくりしているのはどっかを減らして、我慢しなきゃならないという実態があるんだということも、ぜひ市長は認識をしていただきたいと思います。

そこで生活保護という問題が出てくるわけなんですけれども、先ほど課長から、るる説明がありましたけれども、このしおりというのが、垂水市もあるんですが、このしおりの中において、本当にこれが市民の皆さんの権利ですよと、大事な市民の皆さんの権利なんですよと、堂々と手続をしていいですよというふうには、なかなかないんです。

中身を見ると、何か全てが抑制されるような、そういう中身で構成されているということなんです。

そこで、前、この生活保護の改正があったときに、国のほうから厚労省や監査指導方針、自治体向け文書の中で、誤った説明や申請権を侵害することのないように、こういう形できちっと文言は整理をして、そういうしおり等も作成をなささいというようなこともあります。

例えばこの中で、扶養の問題で、保護の要件は、じゃあ前提ではないんですけども、何か前提であるかのような書き方もされています。

だから、本当にこれが国民の、市民の皆さんの権利であるならば、堂々と主張できるような、申請できるような環境をつくっていく。あなたたちが、生活保護は申請権ですよというのであれば、その申請できる環境をつくっていく。

申請しやすい環境をつくっていくというのが本来の憲法25条にうたわれている、そして、この生活保護の目的ではないかなというふうに思うんです。やっぱりそのところを、私は本当にやっていかないとだめだなと思います。

そして、先ほど高齢者の紹介をしましたがけれども、この高齢者が言われるのは、周りから見られるのが嫌だと。先ほど言いました、恥だと

ということと、家を持っているから、家を持っている人は生活保護の申請はできないんですよと、いや、違いますよと説明をするんだけど、なかなかそういうところが市民の中には理解できていないと。

先ほど言ったとおり、国もそういう自治体向けの文書の中で、そういうことをきちっと明記しなさいということを行っているわけなんです。この点について、きちっとそういう立場での改善をしていく考えがあるのかどうなのか、お聞きをしたいと思います。これは、課長にお願いします。

○福祉課長（保久上光昭） まず、生活保護のしおり、これの表現につきましては、関係条文を説明する形の表現になっております。

ですので、いささか硬い表現でありまして、理解しづらい部分もあるというふうなところはあろうかと思っておりますので、先ほど答弁いたしましたように、窓口業務とあわせて、ちょっと改善できる部分は改善していきたいというふうに考えております。

ですので、そういった形でご紹介いただいた方で、本当に生活保護を受給される必要がある方というのが受給できるような形に持っていければというふうなことでは考えておりますので、またいろいろ工夫してまいりたいと思います。

○持留良一議員 先ほど貧困率とか捕捉率も、なかなかわからん、私たちも調べていましたけれど、なかなか難しい算出になりますので、これは実際、国のそういう実態調査もありますので、自治体としては、やっぱりそういう捕捉率も低くて、そういう方がいっぱいいらっしゃるんだということも、ぜひお聞きしたいと思います。

それと、先ほど法改正のことを言いましたけれども、ここで、参議院で附帯決議が出されていまして、国民の権利であることを明らかに広報周知徹底を義務づけるということも、法の改

正の附帯決議にもなっていますので、ぜひこれを、きちっと運用していただきたいというふうに思います。

また高齢者の支援策についてあった、先ほど矢巾町の紹介もいたしましたけれども、ぜひこれは子育て支援関係でも、そういう具体的な施策についてアンケート調査も実施されていますので、ぜひそういう細かな高齢者に配慮した形で、高齢者の皆さんって、やっぱり皆さん、本当に正直な方々が圧倒的で、なかなか自分の意見を述べられないということもありますので、やっぱりそれを引っ張り出すことの工夫、施策へ生かす大事な材料だと思いますので、そういう点をぜひ活用のほうでも努力していただいて、そこに反映できるように、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

次に介護保険料の問題についてお聞きをしたいと思いますが、また詳細については、あちらの予算委員会のほうでもお聞きしますが、その前に条例が通ってしまうんで致し方ないんですが、問題はこの事業計画の需要見通しの中で、国が言っている問題があるんですけれども、要するに、在宅医療の追加需要を機械的に試算し、これを公表しているということが、厚生労働省が言っているんです。

要するに、国は病院、施設から自宅へ返すと、そういう中で相当数のことを追加需要という形で機械的に試算をしていますよというのが明らかになっているんですけれども、本当にその検証というか、今後3年間にわたっての需要見通しというのは、そこも反映された中身なのか、それともやっぱり、きちんと検証した中身で反映されて、それで保険料が上がったということになるのか、その点についてだけお聞きしたいと思います。

○保健課長（鹿屋 勉） 議員がおっしゃられたように、国の示すものというのはございます。確かにございますけれども、今回、3年間にお

けるサービス予想額というものは、本年度の介護サービス給付費を基礎といたしまして、3年間の給付費用見込みを出しているものでございます。

ですので、この試算につきましては、市独自の今の現状をもとにして試算しているということでございますのでご了解いただきたいと思います。

○持留良一議員 じゃあ改めて、その点については委員会で質していきたいというふうに思います。

次に、就農支援の問題についてお聞きをしたいと思います。

いろいろ、この制度の問題もいっぱいありまして、農林水産省がとったアンケートの中でも、28年9月2日にアンケートをとっているんですが、この中に、それぞれ経営型、準備型も含めて共通しているのが要件を緩和してほしいと、親の経営に従事して5年以上に経営を継承することに要件を緩和してほしいということがあるんです。

というのは、やっぱりそれだけ厳しいということで、せっかくこの制度を活用しても、その後、就農、いわゆる継続的に農業に従事していくことが困難、その制度によって、結果的に就農が絶たれるというケースもあるというふうに思います。

そういう意味で、こういう問題に対して、市として、国に対してどういう要望を出していきたいというお考えがあるのか。それともやっぱり、この制度自体に対してもそういう意見はないよと、声もないよという形で、この問題についてはそのまま運用されていくというか、そういう点での問題意識、課題についてお聞きしたいと思いますが。

○農林課長（二川隆志） 実際のところ、この制度を活用されていらっしゃる就農の方々に、またそのあたりの実質的なニーズ、また課題、

そういったところをお聞きした上で、また県ないし国には意見を上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 国のほうも、いろいろ意見をとって、今回、次世代の新しい形へ去年変更したんですけれども、そういう中で自治体の義務も非常に義務づけていくということで、自治体の大変仕事量も増えて大変かと思っておりますけれども、やっぱりしっかりと就農者の方々の支援という点で努力をしていただきたいなと思っております。

その中で、市独自の問題があるんですけれども、平成31年3月31日限り、この効力を失うということを言っているんですが、効力を失うと、要綱で、この独自の支援策について、これは先ほど、中ではそのことはなかったんですが、もうこの3年間で打ち切る中身なのかどうなのか、この点について31年で打ち切るのかどうなのか、この点だけお聞きしたいと思っております。

○農林課長（二川隆志） 現行では、一応31年度で打ち切る、時限措置でございますので、まだそれを延長するかどうかというところの検討は入っていないところでございます。

○持留良一議員 ぜひこの制度は、今度は霧島市も独自の支援策を金額も示しながらやっておりますので、ぜひ他市との差別化も図られていく可能性も高いですので、やっぱり市として独自の、この国の制度に乗っからない人たちを支援していくと、多くの方々がこの制度によって運用できるように、ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

あと、時間が迫ってきたんですけれども、性的マイノリティーについて、特に、私は細かな点でありますけれども、例えば市民課の問題では、こういう交付用紙に、まだ男女という問題も書かれています。

だから、細かな点ですけれども、こういう点での配慮も、ぜひお願いしたいなというふうに

思います。

男女共同参画の問題もあつたんですけれども、これはまた後でしたいというふうに思います。

こういう点があるんだということで、いろいろやっているけれども、検証をやっているけれども、実際以上、細かなところではそういう配慮が十分なされていない点があるんじゃないかなと思いますので、ぜひこれは見直しをされて、調査し見直しをさせていただいて、整理をしていただきたいなというふうに思います。

学校の問題では、やっぱり私はいじめの問題が、非常に重要な問題になってくるなというふうに思います。

国のほうでもこの問題では、教職員の理解を促進するという形で、この問題で、自殺総合対策、この問題で書かれていますので、ぜひこのあたりも、再度そういう観点で十分対策はとられているのかどうなのか、この点については、また委員会等でもくわしく議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

いよいよ最後の、時間が来ましたけれども、滞納マニュアル、滞納処分の問題について、先ほど課長のほうでもありましたので、この滞納マニュアル、皆さんのお手元に滞納マニュアルをお示ししてはいますけれども、ぜひこういう形でしっかりと取り組みをしていただきたいというふうに思います。

大事な点は、こういう方々の生活再建、ただ単に税金が払えないというのは、その方が生活が苦しいというのが第一にあると思うんですが、好きでそういう状況になったわけではないというふうに思います。

その方々が、やっぱり生活再編をしていくために、使つてはいけないということで、そういう再建が決められているわけですので、それがきちっと運用できて、その方が新たな生活空間ができて、そして、その後、税のほうも進ん

でいくという、そういう観点に立った形で……。

○議長（池山節夫） 持留議員、時間です。

○持留良一議員 マニュアルがありますので、ぜひそういう立場に立って、この運用をしていただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩します。

次は、10時45分から再開いたします。

午前10時32分休憩

午前10時45分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、村山芳秀議員の質疑及び質問を許可いたします。

[村山芳秀議員登壇]

○村山芳秀議員 おはようございます。昨日から、尾脇市政2期目、最終年度となる平成30年度予算及び施政方針に対する、さまざまな角度からの総括質疑が続いております。

水迫市政の継承をうたわれて、若い力を武器に登場されて7年、この7年間、市長が目指された公約が、どれほど実現し、どのように街が変わったか、あるいは地域がどう変わったか、平成23年から29年がどのようなものであったのか、過去7年間の歩みも振り返りながら、今後、1年間の市政運営に対し、今後もしは是非々でチェックしなければならないと感じております。

まずは人口問題、きのうも池之上議員から出ていましたが、南日本新聞の一面の人口記事でございます。

垂水市の置かれた状況は、昨年10月の人口が1万4,735人、高齢化率40.8%、県内4位、年少人口割合は9.6%と、後ろから2位でございます。確実に人口が減り続け、平成28年1年間で387人の市民が減っております。

一昨年の平成28年と言えば、多額な定住促進施策を始めた年ですが、結果は、過去7年間で

最も減少する数が多い結果になっております。

本当に人口減に歯止めがかかって、定住策が身を結んでいるのか、29年分がどうなっているのか、県のホームページをのぞいてみますと、ことし1月1日現在の人口が1万4,649人、対前年比、1年間で419人マイナスとなっております。

かつては200人台でしたが、この数字というのは、本当に危機的な状況だと思います。

7年前、1期目初年度掲げられました人口3万人のまちづくり、このことは、池山議長も当時指摘をされておりましたが、目標数の1万8,000人でいいのではないかと、それに対し、横断道路で鹿児島市まで30分で結ぶ道路実現は、垂水の未来をさらに明るくするという思いを切実に語られ、今年度の市政方針の中でも、錦江湾横断道路の件、公約で上げられております。

3年前の人口減少対策プログラム、1万8,000人を掲げてスタートしましたが、1年ほどで人口ビジョンへと数字が変わっていきました。

定住促進策をあの手この手と財源を突っ込んでおりますけれど、結果は思いとは裏腹に減少の一途をたどり、むしろ今年度予算編成に将来への不安すら覚えております。

昨日、提出されましたグラウンドゴルフ専用のグラウンド整備の陳情者、前水迫市長から提出をされておりました。今は新城の専用グラウンドまで行って、行っておられるそうです。

水迫市長時代、単独の市での運営を余儀なくされ、財政改革プログラムを断行されました。住民との対話を重視され、月1回の庁内の勉強会、講演会や市職員のボランティア作業、朝市の開催、そして、何といたっても市民と職員の手づくりによる第4次総合計画策定に取り組む市政でございました。

それから10年が経過しましたが、垂水市が目指す真の住民福祉、後世に残すべきものは何な

のか、いま一度考える必要があります。

それともう一つ、市民の方々から二、三本、お電話いただきましたけれど、市長が今月号の市報のコラムで触れていられたましたが、南の拠点事業が全員の参加で決定されたというふうに書いていらっしゃいます。これについては、大きな誤解があると思います。

常任委員会では、全体の開発許可も出ていない中で時期尚早ということで反対をさせていただきました。これまでも、ホテルA Zと垂水絹糸跡との土地の交換の等積による、同じ面積による土地交換、P F I事業の妥当性、債務負担行為、今回の開発許可にかかわる一連の流れなど、市民への説明不足は、今も続いていると感じております。

地方創生交付金、ふるさと応援基金、こういうのがマリン施設や公園整備に使われるとしております。目指す地方創生とは何なのか、これでいいのかという思いでございます。

企業誘致の話がきのうもございましたけど、どちらかと言えばゴルフ場であったり、県の果樹試験場であったり、徳洲会病院であったり、それから牛根の介護事業者であったりと、相次ぐ撤退のほうは私の中には印象として残っております。

それでは、通告に従って質問をしてみますので、明快なご回答をお願いいたします。

なお、再質問ができなかった点などは、再度、予算委員会の中で質問をしてみます。

第1点目は新庁舎建設計画でございます。

この計画は、市長は任期中はないとしていた計画を、一昨年の熊本地震を契機に、一挙に市政の重要課題として浮上したものでございます。新庁舎建設計画は、以前からも庁内では語られておまして、それを否定するものではございません。

しかしながら、新庁舎建設は垂水市政にとって、単に場所選定だけの問題ではなく、100年

の計でございます。この庁舎が、現在あるこの庁舎ができたときの人口は3万4,700人余りでございました。職員数は違うでしょうが、これまで60年間やってきました。

現在、パブリックコメント中ですが、将来人口の1万4,374人、これは来年にはこの数字になりそうな状況でございます。

敷地面積の1万平米、床平米の6,000平米、規模設定がこのままでいいのか、高齢者が急速に増えていく時代は終わり、むしろ、人口減少がスピードを増していく中で、商店街のあり方や中心市街地の活性化策、さらには第5次総合計画で標語にありますように「九つの地域の彩り」、この地域を結ぶ地域交通、公共交通計画等も念頭に議論を深めていくべきと考えますが、市長のご見解を求めます。

2点目は、今後の財政見通しについて、財政課長にお尋ねします。

先ほどの持留議員の答弁でもあったように、これからが不安でございます。過去最大の予算規模になっております。

市税の減少、地方交付税の減額が続く中で、一般会計からの他の特別会計の繰出金が増え続ける中で、唯一、ふるさと応援基金に頼っている実情が垣間見える状況です。

ふるさと応援基金から事業主として3億円余りを予算化し、加えて財調から1億8,000万円が計上されております。苦しい台所事情の中で、伸びた予算になってはいないのか、5年近くにわたって市の財政を預かってきた財政課長に、本年度予算編成のあり方から、今後5年間の見通しについてご見解を伺います。

3点目はふるさと納税コールセンターの業務委託についてです。

ふるさと納税は、全国的な関心の高まりや返礼品への期待度の大きさから、一部、過熱とも思える市町村の取組も問題視されていましたが、確実に地域経済に及ぼす影響と活性化に向けた

取組がなされております。

本市でも商工会や企画政策課の熱心な取り組みによって、本年度は10億円を超す歳入を見込み、実質3億円を超す事業費の計上を行えたことが施政方針でもうたわれています。

そのふるさとコールセンターの業務委託、4,000万円計上していらっしゃいます。その委託先が株式会社垂水未来創造商社、発足間もないこの地域商社と呼ばれる民間会社でございます。今度の南の拠点事業の運営会社でございます。

これから、11月と市長のほうで言われましたが、事業開始に向けてさまざまな立ち上げ作業が待っております。今月中旬には出店説明会もされたそうですけど、その仕事量は、私も道の駅たるみず、携わっていましたが相当なものでございます。

それよりも、返礼品に関係の深い物産協会を統合した観光協会あるいは商工会等へ業務委託するというお考えはないか、市長の見解を伺います。

第4点目に、南の拠点整備事業でございます。先月から今月にかけて、先輩議員の皆さんと、商工会、垂水市漁協との議会報告会を行いました。その中で、南の拠点については質問が出されましたけど、誰も詳細にわたって説明ができない状況です。

ある理事からは内容が不明瞭だと言われました。現在も海側の公園予定地であった土地の同意が得られず、また、この部分、いわゆる赤迫川から南の土地の一部が虫食いで何筆か残っており、名義変更までは至っていないとお聞きしますが、このような状況の中で、全体計画に及ぼす影響についてお尋ねをします。

雇用計画は80人程度と答弁されておりましたが、詳しい雇用計画がわかれば教えてください。あと、昨日もエリア開発に関する質疑がありましたが、市長、市民に全容が明らかになるのは

いつなのか、これもお尋ねします。

空き家対策です。

昨年11月に空き家対策が策定されました。これから24年度に実施した職員による、目視による調査の後の再調査が本格的に始まるかと思っております。予算計上はされておられません。

活動状況と今後の計画、あわせて特定空き家の現状をお伺いします。

新水道ビジョンの基本的な考え方について。

これは、27年の第3回のほうでも質問させていただきました。上水道の恩恵を受けていない牛根地区は、たびたび水源地等で災害が、被害が発生しております。そのたびに集落単位による復旧作業が行われております。

水道法の第2項、水道は原則として市町村が経営するものとし、市町村以外のものは給水しようとする区域を、その区域に含む市町村の同意を得た場合に限り水道事業を営営することができるとなっております。

きのうも森議員のほうからございましたけど、水源地の問題、牛根地区は国道沿いの上ノ原、大中野の2振興会が各家庭から井戸を掘っており、未普及地区となっております。

現在の水道ビジョン、本年度までですが、基本的な考え方をお尋ねします。

最後に敬老バス事業です。

昨年6月も提案させていただきましたけど、70歳以上、近隣の3市の状況を初め、都城の市内区間では100円の路線バス、このお話もさせていただきます。調査研究はどうだったのか、福祉課長にお尋ねします。

引き続き、公共交通計画についての部分は、予算的に見ますと、地域交通公共交通活性化協議会負担金、これは乗り合いタクシーの負担金分だと思います。路線バスについては廃止路線、代替バス運行費の負担金が計上されております。

10年後はどうするのか、通院、通学、買い物と、住民の足を確保できないと、住みなれた地

域で暮らしたいという地域包括ケア体制にも大きな影響があるほか、地域社会の活力の維持向上が図れません。

国においては、平成25年に交通政策基本法が制定されるとともに、26年には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正されています。本市の地域公共交通ビジョンの策定についての考えについてお尋ねをいたします。

これで、第1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（角野 毅） 村山議員のご質問でございます。新庁舎建設関連につきましてお答えをいたします。

今回、基本計画案に示されております新庁舎の建設規模設定でございますが、将来人口を1万4,374人、新庁舎への配置職員数250人、議員数14人とし、新庁舎の規模の算定の基礎指標として設定をいたしておるところでございます。

将来人口は上位計画でございます垂水市人口ビジョンと整合性を図り、職員数及び議員数については現有数でございます。

延べ床面積は上限値の目安として6,000平米といたしておりますが、これは、行政及び議会機能のための事務スペース、防災対策や市民サービス等に資するオープンスペースの確保を考慮したもので、算出に当たっては、類似自治体の職員数及び人口規模で算出する方法、総務省や国土交通省の算定基準に基づく方式で算出をされた面積を参考としているところでございます。

敷地面積は庁舎の建設面積、駐車場面積、そのほか災害時における防災拠点としての機能空間、また、市民イベント等の広場としてのオープンスペースを考慮し、上限値として1万平米としております。

村山議員の、議論を深めるべきではないかのご指摘でございますが、これまで、庁内の検討委員会、学識経験者や市内関係団体の代表で組織されました新庁舎建設検討委員会、そして

経営会議等で議論された結果として、基本指標の設定と延べ床面積、敷地面積の設定は上限値の目安という形で設定をいたしているところでございます。

今後、設計段階におきまして市民ニーズを把握いたしながら、必要な機能確保のためのスペースが積み上げられていくものと考えております。

以上でございます。

○財政課長（野妻正美） 村山議員の本年度の予算のあり方と、今後5年間の財政見通しについてのご質問にお答えいたします。

今回の予算編成においては、121億円余りの予算と、これまでにない大きさとなっております。

財政課としましては、一般財源をどれだけ財源としているかが重要と考えており、平成30年度当初予算では予算書にもありますとおり、62億7,000円余りが一般財源となっております。

過去10年間の当初予算で財源として計上した一般財源の金額は、58億円から62億円で推移しており、平成30年度の当初予算では一般財源の使用をおおむね平年並みとし、予算額が増加した部分は特定財源で補っておりますので、歳入に見合った予算編成で必要な事業を予算化できたと考えております。

次に、今後5年間の財政見通しについてですが、本市におきましては、現在第2次財政改革プログラムを継続し、財政改革を推進しております。

その結果、財政状況は改善され、平成28年度決算においては、財政状況を示す数値は地方債残高を除き、計上収支比率や実質公債比率などの目標値を達成するなど、相対的には良好な財政運営となっております。

ご質問の、今後5年間の財政の見通しでございますが、本市の財政構造は平成30年度の当初予算で申し上げますと、市税等の自主財源が乏

しく、歳入の66.7%を国庫支出金や県支出金等の依存財源に頼っております。

そのため、国の方針、施策によって、国県支出金の額は大きく左右されることから、見通しが立てにくい部分もございます。

本市の重要な財源であります地方交付税については、平成30年度も地方財政計画の中で2%の減額が見込まれるなど減少傾向にあり、今後人口減少などの影響により交付額は減少していくものと考えております。

また歳出につきましても人員削減を行うなど行政改革により経費削減を行ってまいりましたが、今後は市役所の新庁舎建設や施設の老朽化により普通建設事業費の増加も見込まれるなど、年度によっては歳出額が今以上に増加することも想定されます。

このようなことから将来の負担増に備えるため、国の状況を注視して財源を確保し、ふるさと応援寄附金など有効に活用させていただき、健全な財政状況を維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 村山議員の、ふるさと納税コールセンターについて、随意契約の経過と経緯、事務内容についてお答えをいたします。

随意契約の経緯につきましては、ふるさと納税のさらなる寄附実績増加を目指すために、民間事業者の経営的視点を取り入れた事業展開を行うために、次の選定理由に基づき随意契約を行ったところでございます。

昨年の委員会並びに一般質問でもご説明を申し上げましたとおり、1つ目は業務委託先でございます株式会社垂水未来創造商社は、地域活性化を目的に設立した会社であること。

2つ目は同社の定款に主な事業として、道の駅の企画運営及び管理や特産品の開発販売、卸売及び輸出入業等を行うことを定め、国が進め

ております、まち・ひと・しごと創生基本方針2016に記載されている地域商社機能を有していることでございます。

3つ目は、同社の事業目的に、広告や販売促進に関する調査のコンサルティングが掲げられており、本市から地方創生関連事業を受注するなど、市内に事業所を有しながら、地域密着型の事業実績も残しており、民間事業者の経営的な視点を取り入れた総合的なシティーセールスの展開が期待されているためでございます。

4つ目は本市と同社におきまして相互に連携を図り、地域の活性化や市民サービスの向上を図ることを目的に、平成29年3月に地域活性化包括連携協定を結んでおります。

以上4つの理由から、専門的な知識と性質を保有し、地域経済活動の司令塔としての役割を期待されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、経営会議での審議を経て随意契約を行ったところでございます。

次に、業務内容でございますが、寄附者への対応といたしましては、ふるさと納税の寄附受け付けや資料請求などの問い合わせ対応に加え、返礼品のお届けにつきまして、調整業務や寄附を署名する受領証明書の印刷、郵送事務などを行っており、平成29年度1月末現在、約3万6,800件の寄附に対して対応を行っております。

また、返礼品事業者への対応といたしましては、ポータルサイトへの返礼品のチェックや掲載事務に加え、返礼品の出荷依頼事務を行うとともに、返礼品に対して寄附者からの要望等があった際に、事業者と寄附者をつなぐ橋渡しの役割も担っておられます。

以上でございます。

続きまして、南の拠点整備事業につきまして、お答えをいたします。

未購入土地が全体計画に及ぼす影響ということでございますが、12月議会で答弁をいたしましたとおり、エリア内の施設配置計画を見直し、

それに伴い許認可申請関係のスケジュールに若干の影響がございました。

エリア内施設配置計画の変更内容でございますが、用地取得が困難となった3筆は、当初グランピングエリア及び子供広場エリアの一部として整備をする計画でございましたが、グランピングエリアは南の拠点整備エリア外の隣接地で再検討することとし、子供広場エリアはエリア南側に配置する設計変更を行ったところでございます。

また、川越議員のご質問にもお答えしましたが、一部用地交渉を継続している土地もありますことから、全体の事業実施の遅滞が生じないように、交渉継続中の土地を除いた都市計画法及び農地法の申請を準備しているところでございます。

以上でございます。

続きまして、南の拠点事業につきまして、雇用計画は80人程度の見通しということでございます。雇用計画80人程度の見通しについてでございますが、この数字はこれまでご説明しているとおり、基本構想段階で積み上げられた数字でございます。実際の雇用につきましては、道の駅、地域振興施設でございますPFI施設や民間開発エリアのテナント等に発生するものでございますが、先日、川越議員の質問にお答えをしていたとおり、現在、PFI施設収益サービス事業者でございます垂水未来創造商社がテナント募集や開発計画づくりを行っている状況でございます。開発計画等が提出された後、雇用数について確認をしてみたいと考えております。（発言する者あり）

続きまして、エリア計画、市民に全容が明らかになるのはいつかということでございますが、エリア計画につきましては、垂水未来創造商社から提出がございました市や土地開発公社の審査等の手続があります。手続の状況や機密保持といった関係がありますので、遅くとも6月ま

では公表できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民課長（和泉洋一） 村山議員の空き家等対策協議会の活動状況と空き家等対策計画についてのご質問にお答えいたします。

垂水市空き家等対策協議会につきましては、空き家等対策計画の作成や空き家の適切な管理について協議するため設置され、平成29年5月23日に第1回協議会を開催しております。第2回を7月31日に開催し、空き家等対策計画案について協議され、計画案につきましては承認していただきました。計画案については、9月22日の市議会全員協議会で議員の皆様へ説明をし、パブリックコメント実施後の11月15日付で策定いたしました。なお計画についてはホームページに掲載し、公表しているところでございます。

今後は、計画実施に当たって疑義や慎重な対応が必要となった場合は、随時協議会を開催し協議していく予定としております。

次に、空き家調査につきましては、平成24年11月に市職員が振興会長さんのご協力を得て、市内全域の基礎調査を実施したところですが、議員ご指摘のように、調査から5年を経過して再調査が必要な時期に来ていることは認識をしております。

市内全域を対象に本格的な調査を実施しますと多額な経費がかかることから、平成30年度は今のところ予定をしておりませんが、今後調査の実施時期や方法を検討していかなければならないと考えているところでございます。

また、特定空き家の取り組みについてでございますが、空き家対策の実務につきましては、垂水市空き家等対策委員会ワーキンググループを設置し調査研究を進めており、最近では1月31日に、第7回ワーキンググループ会議を開催し、特定空き家の指定に向けた協議、調査を行っております。市街地で目立つ場所にあり、苦

情・相談が寄せられている2件の空き家について調査しており、現在、空き家の法的な所有者の確認のために必要な相続関係等の調査、公道からの一次調査までを終えております。

今後、所有者等に写真を同封した情報提供、助言を行い、改善が見られない場合は、敷地内への立ち入り調査を通知を行った後、調査を実施し、特定空き家と判断されれば法に基づき助言、指導等を行うこととしております。

以上でございます。

○水道課長（萩原竹和） 村山議員のご質問でございます。

新水道ビジョンの基本的な考え方についてお答えいたします。

平成16年6月に厚生労働省より水道ビジョンが公表され、垂水市でも平成20年度に水道事業の現在の状況と将来見通しを分析・評価した上で目指すべき将来像を描き、その実現のための方策等を示し、それをもとに改善、改革するための取組を計画的に実行し、市民のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に引き継いでいこうと、平成29年度を目標年度として、垂水市水道ビジョンを策定しております。

その後、厚生労働省は策定から約9年が経過し、水道を取り巻く環境が大きく変化していることから、平成25年3月末に新水道ビジョンを策定し、公表しました。垂水市でも平成29年度終了後の新たなビジョンの策定を行う必要がありましたので、平成27年9月議会の村山議員の新水道ビジョンに関する質問において、平成29年度の策定を計画している旨の答弁を行っております。

ビジョン策定から10年を経過し、水道を取り巻く環境が大きく変化し、人口減による水事業の減少や施設の老朽化、耐震化、水道事業を支える職員数の減少など、さまざまな課題に直面しており、安定的な経営が大変難しくなることが懸念され、水道の基盤強化が喫緊の課題とな

っております。

計画では、新水道ビジョンを平成29年度に策定し、30年度をスタート年度とすることとしておりましたが、目標年度と設定してある平成29年度までの状況等の検証を行うことと、水道におけるアセットマネジメント、資産管理が、水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために水道施設の特性を踏まえつつ、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動を指すものであることや、ビジョンの重要項目として記してあることから、新水道ビジョンとあわせて策定する必要がありましたので、平成30年度を策定年度とし、平成31年度からの10年を計画期間とする新水道ビジョンを策定することとしたものです。

この中で、計画対象区域は垂水市全域としますが、特に上水道事業を主な計画対象とし、簡易水道事業及び水道未普及事業に関しましても、今後の方針、対応について示すこととなりますので、関係課と協議しながら策定してまいります。

なお、非公営の水道事業等につきましては、生活環境課と協議、検討を行うことを確認しております。

以上でございます。

○福祉課長（保久上光昭） 村山議員のご質問でございます。

敬老パス事業の検討結果についてお答えをいたします。

平成29年6月議会において村山議員からご提案のございました70歳以上の高齢者に対する交通弱者対策としての敬老パス創設につきましては、廃止代替バスの利用促進や引きこもりがちな高齢者の社会参加への促進といったメリットが挙げられます。

その反面、創設することにより多額の一般財

源が必要となってくることが予測されますことや、対象路線、対象者、バス事業者等との調整等の問題もございますので、関係課等の協議を踏まえつつ、調査研究の必要がある旨、答弁をいたしたところでございます。

その後の進捗状況はということでございますが、平成29年7月、鹿児島大学病院大石充副院長に垂水市スーパーバイザーにご就任いただき、健康長寿、子育て支援の新しいモデルケースの構築を目的に、鹿児島大学と連携を図り、医療介護福祉産業及び教育と、多方面からの推進策を策定し、総合的かつ計画的に推進するため、5月に垂水市健康長寿子育て支援対策委員会が庁内に設置されております。

そのワーキンググループにおいて交通関連施策についても調査研究をスタートすることとしておりましたことから、その項目の一つに敬老パスを追加することといたしました。

その第1回目のワーキンググループ会議において、関係各課が所管する事業の確認及び今後の事業展開につなげるために、まずは必要な資料やデータ等の収集に努めることとし、継続して取り組みを進めていくこととなりました。

このように、事業実施の可否判断に向けての作業を進めていく体制が整ってまいりましたので、今しばらく調査研究の時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 村山議員の公共交通計画策定につきましてお答えをいたします。

現在、本市の公共交通につきましては、路線バス、事前予約型乗り合いタクシーで運行しているところでございます。市内管内を含む路線バスにつきましては、赤字路線のため、事業所に対し国や県外沿線の市町により補助金を交付し、路線の維持を図っているところでございます。

また、路線バスの運行のない区域である市木、

大野、水之上地区の4路線を運航している事前予約型乗り合いタクシーの運行につきましても国の補助制度を活用し、市内事業者に運行いただいておりますが、運行条件として、半径1キロ以内にバスの停留所のない集落であること、国への運行計画を策定し、路線の認定を受けても利用率が3割を下回ると補助対象外となるなど厳しい状況がございます。

地域公共交通計画につきましては、計画策定には住民はもとより、周辺自治体、事業者等、関係機関との合意形成などさまざまな条件が必要となってまいります。

現状、本市につきましては、南北に長い地理的要因により新たな公共交通の導入が困難なこと、現行制度につきましても、国や県の制度についても変更の予定がないため計画策定の予定はございませんが、制度改正が行われた際には計画策定について前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村山芳秀議員 ご回答のほうありがとうございます。

まず、新庁舎建設のほうから入っていきたいと思います。街の声では、あんな大きなものは要らんよちゅうような声もございます。本当に日々の暮らしというか、そういう苦しくなる中で、市や市議会に対する厳しい意見もございます。コンセプト、それから庁舎建設だけの問題ではないような気がします。

やはり、そのまちづくりの中でやって、やはりこれから30年、50年後に残る品ですので、その中で、検討委員会の中でもう十分話し合ってきたというようなお話がございましたけど、議会としては今始まったばかりとっております。市長の基本的な考えを、この庁舎建設に関して基本的な考えをちょっとお伺いしたいと思えます。

○市長（尾脇雅弥） 庁舎建設に関しては、こ

れまでも市議会の先生方からも早急に建て替えるべきというようなご意見も何件もいただいたところでございます。

背景にありますのは、この建物自体が60年近くたっているという状況がございまして、加えて熊本震災等々で、テレビなんかでも大変な状況があったという状況等々も加えて、やはりそこは私自身もやっぱり急がなければいけないというふうに考えたところでございます。

一番よくないのは、この状況が続くことというふうに思います。それは、ここに多く交流される市民の皆様、あるいはここで働く市役所職員のそういう安全面を考えても、皆さんも共通認識をしていただける部分だというふうに思います。

そこを踏まえて、庁内での検討委員会ということで議論を何度も何度も深めてまいりまして、先ほど担当課長が申し上げたような、それだけではなく学識経験者とか、あるいは市内各団体の組織の皆さんで新庁舎検討委員会を設立して、そういう協議を踏まえてきたということでございます。

今のパブリックコメントということで、市民の皆さんにご意見を賜っておりますので、先ほど村山議員がおっしゃったような意見もあると思いますし、逆に早く移転をしてほしいという意見もございますので、そのへんのところをしっかりと精査して、これから協議をしていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○村山芳秀議員 建設に関して、こう否定的に言うわけではないんですけど、その中身について知りたいという部分なんですけど、先ほど、人口が去年1年間で419人減ったと。400人台を記録するというのは初めてだと思います。

それで、この将来人口ちゅうのが1万4,374人、1月の人口から275人ということは、もう来年の途中では、ことしか、この将来人口ちゅ

うのに到達するわけです。もう75歳以上は急激に亡くなる。

年寄りが今まで増えていた時代もございましたけれども、ずっとこの状況が続くということは、まだ加速的に続くということでございます。この将来人口の設定に関しては、市長はどう思いますか。

○市長（尾脇雅弥） 基本的には、先ほど担当課長が答弁したような考え方に従って設定をしているということでございます。ただ、村山議員がおっしゃるとおり人口減少が加速をしているのでということの考え方も理解をできます。

そういった中で、きのうの答弁でもありましたけれども、子育て支援とかいろんな手を講じて、その政策によって、ざっくりとした数字ですけれども、政策的に100名子育て世代が増えているとかいう現状もございます。

ただ、それを上回るペースで高齢者の皆さんが亡くなられたりとかっていう現状があるということでもありますので、人口は今おっしゃったような形で推移をしていくとなかなか厳しいものもございますけれども、それに対してしっかりと少しでもそうならないような対策を講じながらやっていくというのが基本的な考え方でございます。

○村山芳秀議員 先ほど、1年間419人ということは、もう1,000人ずつ減るのが3年かからないというような状況になって、本当に急速な減り方でございます。街の声としてはそういう、大きいのは要らんよという部分については十分わかるような気がします。この人口で結局規模とかそういうのが算定をされていくわけです。

先ほど公共交通の部分も出ましたけども、市街地に人を集める方法、そういう部分、いろんな病院をめぐったり、買い物を一人暮らしの方なんかを運ぶ手段、このへんがもう5年後にはもう本当に見えているような状態、それから各地域の農業にしても然りです。

この庁舎建設につきまして、いろいろこれからパブリックコメントやら出てきて、またいろいろな議論があると思います。町の声も商店街なんかを含めてあると思いますので、ぜひいろいろな意見も踏まえながら、いい方向に考えていっていただきたいと思います。

それから、次の財政見直しについて、昨年からこのふるさと応援基金が一般財源として自由に、そのことについては、やはり使いなれがして、それまでの部分とやはり使い勝手が悪いという部分がわかりました。その中で、今はある意味で言えば右肩上がりであるさと応援基金、いただいております。

しかし、体力的な部分、地方交付税、それから人口減少、先ほど示した人口の状況を見ても、決して厳しい状況が待っているわけですので、箱物行政という言葉も先ほど持留議員のほうからもございましたけど、住民がやっぱりこう不安に思っているところがございます。

今回勇退されるわけなんですけど、財政課長に、5年、10年の見直しというような、なかなか分からないかもしれませんが、本市が一番この単独市でやっていくための最も肝心なこと、財政的な運営のもので感想があればお聞かせください。

○財政課長（野妻正美） 予算編成をする上では大前提がございます。歳入に見合った歳出の編成です。これを大前提に考えたときに、今現状でご説明いたしますと、この財源確保には、市税についてもなかなか伸びる要素がない、人口減や土地の価格の低下により減少傾向にあると。

その中で、税務課においては徴収率を上げてくれている。あるいは各事業課においても有利な国庫補助金はないか、あるいは歳出削減についてもです。また、ふるさと応援基金についても企画政策課、今できることを全庁的に取り組んでくれていると私は考えています。

こういう中で、今後どのように変わっていくか、ここが一番難しいところです。先ほど答弁しましたが、国の施策によって大きく左右されます。脆弱な財政状況ですので、それによって変わるものですから、そこについてもアンテナを張り、情報収集をし、しっかり対応していかなければならないと。また、単独市でいくということその感覚といいますか、その意識が十分高いと私は考えております、職員の質がです。

ですので、今後どうなっていくかということの心配はありますが、それに対する体制というのは、私の視点では本市はとれていると、職員の意識は高いというふうに考えております。

ちゃんと答弁になっているかわかりませんが、以上でございます。

○村山芳秀議員 ありがとうございます。

これは、今の財政課長の答弁で、まあ、納得というわけではないんですけど、終わりたいと思います。

それから、ふるさと納税コールセンター、未来創造社、いろいろな随契理由があってされているということですけど、市長どうですか、観光協会、母体になっておりましたNPOのまちづくりたるみず、これも解散をしたと。事務局のほうは観光協会のほうにありますけど、物産協会、昔は物産協会とかありましたけど、垂水市民、そういう組織を育てるというお考えはございませんか。

○市長（尾脇雅弥） 観光協会とかそういう組織を育てるという気持ちはいろんな意味でございますけれども、この件に関しては、先ほど担当課長が申しあげましたとおり、これまでも昨年の委員会とか一般質問等でも説明をして、そのような形で進んでおりますし、その成果としてたいへん多くのふるさと応援基金、しっかりと対応していただいておりますので、そういう状況です。

○村山芳秀議員 今回その南の拠点で問題点と

というのが、市民の関わり、いろいろな部分で漁協さんそれから商工会も含めて、そういうところを言われるわけですよね。多くの市民を巻き込むような体制がとれなかったのか。

ふるさと納税につきましては別口かもしれませんが、ふるさと納税を送っている方々、会員さん、その中で一つの、例えばそういう観光協会が脆弱であれば、そういうのを育てていくというのも一つの方向であったと思っております。

また、この未来創造社ができて1年半ぐらいですか、一昨年の7月ぐらいでしたか、ですから我々としては、何も言えない。その事業自体は企画政策課の応援やら、やはりその踏ん張りがあって、こういう形でやられていると思っております。

ここは市長に、もし、そういうお考えがあれば、やはりそういう地域、例えばNPOであったり、地域の団体なんかを育てる、そういう部分が何かこう私のほうから見ると、今一步だなというふうな気がしております。

南の拠点についてです。これは未購入土地、最大の部分が海岸線のほうを外して、それからあと、せっかくそこが3筆と言われましたけれども、そのほかに何筆ぐらいあるのでしょうか。

○企画政策課長（角野 毅） 今、交渉の中で申請を除いているところは1筆でございます。

○議長（池山節夫） もう一度、大きな声で。

○企画政策課長（角野 毅） 現在、全体の事業実施に遅滞が生じないように、交渉継続中の土地を除いたということで、1筆が現在、（「3筆」と呼ぶ者あり）1筆、（「1筆」と呼ぶ者あり）申しわけございません、滑舌が悪いようでございます、1筆でございます。

○村山芳秀議員 じゃあ、その1筆だけを残して、全体の開発行為というか、開発許可を出されるということでよろしいですか。

○企画政策課長（角野 毅） そういうことで

ございます。

○村山芳秀議員 あわせて、当初、国による駐車場買収エリアというような、1万9000でしたかね、1万平米余りでしたけど、国土交通省、これが幾らに縮小をされているんですか、最終的には。

○企画政策課長（角野 毅） 国の道路事業エリアとしましては、駐車場として設定されている基準がございまして、道の駅の前に通っております220号の通行量によりまして、道路事業といたしまして、普通車、それから大型車両、それから障害者用車両ということで、選定をされた基準の中では、今細かい数字が私の手元にはございませんけれども、50台程度の駐車場スペースを確保することが国としては最大であるというふうに計画をされてございまして、そのほか大型車両の通行に支障を来さないような道路形状の形をとるということで、余剰地もとっていただくということでございまして、今、事業設計を国としてされているということでございまして、正式な設計が終わり次第、我々のほうにも平米数が届くというふうに考えております。

○村山芳秀議員 じゃあ、開発公社で当初買収する面積は1万3,000平米余りちゅう、もう変わってきている、当然変わってきているわけですね、増えているわけです。それで、もういいです、ここについてはまた予算特別委員会の中でお聞きをしていきたいと思っております。

あとの2つ、3つですけど、空き家対策、これについても、これはペースを急ぐべきじゃないでしょうか。地域は非常にやっぱり困った状況に陥っております。24年、私も調査をしました。もう5、6年前ですね、それからもまた増えておりますし、その調査というのがやはりベースになっていくと思います。ここもまた予算特別委員会の中で質問したいと思います。

新水道ビジョン、これは今の答弁によりまして、上水道だけをあれしている、今までと一緒

の回答で、生活環境課とあれするというのですが、水道というのは公の水道です。

やはり、その牛根地区がやはり今住民の手によって管理運営をされている、その部分をどうするかというビジョンを一緒になって当然水道課、生活環境、本当はやっぱり一体となったような中でビジョンをつくっていただきたいと思います。それで管理をする住民側も含めてですね、大いにことし議論して行ってほしいと思います。

敬老パスにつきましても、公共交通計画についても、今後の垂水のあり方については非常に大事な施策となっていくと思います。ひとつあと以ってお尋ねをしていきたいと思っております。

最後に、私ごとではありますけど、本議会で定年を、退職を迎える課長さん、ここ6人いらっしゃいます。会計課長さん、それから福祉課長さん、昭和55年に入省した同期生でございました。また、42年間にわたって奉職をされたり、現在、総務企画で要職をされた課長さん方、本当にご苦労さまでございました。4月からは重責も解き放たれるわけですけど……。

○議長（池山節夫） 村山議員、時間です。

○村山秀芳議員 たいへん長い間ご苦労さまでございました。終わります。

○議長（池山節夫） 次に、12番、川尻達志議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔川尻達志議員登壇〕

○川尻達志議員 前語りをやろうと思ったんですけど、政策には必ず陰と陽があります。30年度の施政方針に対して主に質問をするわけでありまして、今皆さん方の説明というのは、これもひっくるめて全部陽の部分だけなんです。私たち議会議員の仕事というのは、陰の部分はどうやって追求していくか。不備はないのか、新しくつけ加えることはないのか、そのことに対して誠心誠意答えているか、このことが今あなたたちに問われている。

先ほど愕然としましたけれども、村山議員の南の拠点の人員の部分、これ私、何回も質問した。80人と明確におっしゃった。ところがきょうの答弁では、垂水創造、ここに丸投げじゃないですか。こういう答弁をされるから、我々はどうしてもこのことについては不信をぬぐえないということをまず申し上げて、私の質問に入ります。

まず、1点目ですけれども、繰越明許についてであります。

本来、繰越明許というのは、公的にあくまで特例措置として、これは認められている。

ことしの場合、非常に件数も多いし、その間にまた我々議会にも丁寧な説明もないまま、あれだけの繰越明許が出ておること、私は非常に腑に落ちない。なぜかという、我々議会も1回この予算は認めている。私たちが認めたんだけど、あんなにたくさん繰越明許をするということは、あなた方がこの1年間予算の執行に漫然と取り組まれたんじゃないか。財政課長、答弁をお願いします。

それから、これは市長、3問目ですけれども、これは9月議会でちゃんと指摘をしました。垂水中央病院、それからコスモス苑、これと10年間の委託指定管理を決めました。これについては何ら問題ないと。ただ、その中でどういう議論が行われたか。例えば、今、村山議員おっしゃいましたけど、垂水の人口は激減している。垂水の人口問題について、病院とか介護施設は非常に密接な関係がある。

そこへんについて議論があったか、ありませんでしたと。ここから先は市長、あなたが委員会に気持ちよく出席をしてくれれば、この問題はそこで完結をしているんです。完結をしていないから、ここでまた新たに聞かざるを得ない。多分、結果については課長のほうからあなたにレクチャーがあったはずですよ。その意見について、あなたの見解をお伺いしたいと思います。

それから施政方針ですけれども、たいへん、17項目上げております。これだけ時間内でやるかどうか自信はないんですけれども、全てというわけにはいきませんから割愛をする部分もありますけど、まず大きく3点だけ質問をさせていただきます。

まず、架橋の話です。これはもともと20年ぐらい前、水迫前市長が県議選に出られるときに政策として訴えられております。その後、全然動いていない。鹿児島市がうんともすんとも言わん。一時期、県が、伊藤知事が少し動かしたようなことで期待はしておるんですけれども、そのときも鹿児島市は何のコメントも出していない、情報として入っていない。全然動いていないやつが、また、ことしも施政方針に載っている。堀添議員が質問されましたけども、施政方針に載っている以上、これは当然のことです。

市長は諸般の報告の中で、さまざまな会議に出て、審議をして交流を深めてまいりました、いつもです。私たちはそういうことは聞きたくない。会議に出てどういう発言をされたか、それに対してどういう反応があったか、そのことを聞きたいんだ。ついでに、私たちが知り得る、知っていることを諸般の報告で言わないでいただきたい。本当に報告すべきことを、大人の報告をしていただきたいと思います。余計なことを申し上げましたけれども、まずこの問題について、市長はさまざまな会議の中でどういう発言をして、どのようなアクション、反応があったか、そのことをお伺いをします。できれば、どこかのいつの会議ということも言っていただければありがたいと思います。

それから、働き方改革が今国会で問題になっています。これね、私も自民党員なんですけど、自民党、大変非常におかしいと思うんです。何でかという、このとおりになるデータが残業時間幾らだと、45時間だと、1日24時間しかな

いんだと。こういったずさんなデータで出してくるという自民党っておかしいなとそう思います。

働き方改革というのは、多分通っていくんですよこれは、数が多いから。その中で垂水市でも絶対やらなきゃいけないことになる。ここを晩に通りますと、2階は全部電気がついてるんです、ほとんど。残業が非常に多いんじゃないか。

前も私は質問をしましたがけれども、企画に非常に大きい仕事はずっとたまって、心の病気も起きている。役所で仕事を一生懸命して、ここで人間が倒れていくとするならば、一つの事業をすることによって振り返ってみると死屍累々、ということになりそうな気がする、今の現状では。市長、前も言いましたけれども、人事のことで詳しくは言えないと思うが、企画の作業量の平準化、もしくはマンパワーを大いに増加をする、そういったことは考えられないのかということ。

それと、さっきの村山議員の質問のふるさと応援基金にも通ずるんですが、青少年を香港に派遣したいということです。見てみますと60周年の記念事業である。それと、ふるさと応援基金からだということで、私は単年度の事業だと理解をしました。ところが学校教育課長が、来年度以降もという答弁をされました。そうしたときに、財政課長、本当に単年度ということでこれは理解をしていいのか。

ということになると村山議員の質問と被るんですが、このふるさと応援基金を一般財源に繰り入れて、しかも、ここを恒久財源として使うとするならば、これは本末転倒である。あくまでも、ふるさと応援基金というのは限定的なものなんです。

市民にいつも言われている、垂水市は金がない、金がないと。私はいつもこう言います、ないのが当たり前ですと。使える金というのは、

一般財源というのは、全部当てはめてあります。皆さん方の人件費から議会費から固定費なんです、一般財源というのは。その中にふるさと応援基金を組み込むとするならば、これは大変な不祥事だと言ってもいいのではないだろうか。そうしないと後の人たちが大変な苦勞をします。継続事業をやめるということは、市長の首が飛ぶぐらいの話なんです。そこまで慎重に考えて、この青少年の派遣というものを書かれたかということ質問をして、1回目を終わります。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩します。

次は、13時15分から再開をいたします。

午前11時56分休憩

午後1時15分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

川尻達志議員の質疑及び質問を続行いたします。

○財政課長（野妻正美） 川尻議員の過去5年間の繰越明許の件数、事業費、主な内容の件にお答えいたします。

まず、地方公共団体の会計年度につきましては、地方自治法で毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるとされており、原則、各事業においては一会計年度内に完了することになります。

その中で繰越明許費とは、会計年度内にその支出を終わらない見込みのある予算について、予算の定めるところに翌年度に繰り越して使用することができる限度額として規定されております。

ご質問の過去5年間の件数と事業費、主な内容でございますが、年度ごとに申し上げますと、平成25年度が7事業で、繰越明許額4億9,000万円程度、理由としましては、国の補正予算に伴うものが4事業、子ども子育て支援制度に係るものが1事業、その他、事業完了が見込めず、

繰り越したものが2事業でございます。

平成26年度が14事業、繰越明許額が4億7,000万円程度、理由としましては、国の補正予算に伴うものが13事業、県営事業にかかわるものが1事業でございます。

平成27年度が6事業、繰越明許額が1億6,000万円程度、理由としましては、国の補正予算に伴うものが4事業、災害によるものが2事業でございます。

平成28年度が13事業、繰越明許額28億6,000万円程度でございます。理由としましては、平成28年度、台風16号災害によるものが8事業、国の補正予算に伴うものが2事業、その他、年度末で事業完了が見込めず繰り越したものが3事業でございます。

平成29年度が11事業、繰越明許額9億円程度、理由としましては、国の補正予算に伴うものが2事業、国の繰越手続に伴うものが1事業、その他年度末で事業完了が見込めず繰り越したものが8事業でございます。

以上、繰越明許費につきましては増加しておりますが、災害など予期しない事由や、国の補正予算など、歳入確保を行う上でやむを得ない事業として予算編成したものでございます。財政課といたしましては、今後も各課と情報共有を図り、連携をとりながら、適正に事業完了ができるよう努力してまいります。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 川尻議員のご質問であります垂水中央病院、コスモス苑の、10年先の展望、垂水市としての対応をどう考えるかにつきましてお答えをいたします。

議員の申されたとおり、垂水市立医療センター垂水中央病院及び垂水市立介護老人保健施設コスモス苑の管理運営につきましては、本年4月から指定管理の期間を10年としたところでございます。

期間を10年としたことにつきましては、第一

に今後とも両施設を管理運営される指定管理者が、公益社団法人肝属郡医師会のみであり、両者の信頼醸成につながることで、第二に肝属郡医師会の職員であって、垂水中央病院、コスモス苑に従事する職員の身分の保証が長期に図れること、第三に病院経営、介護保健施設経営という特殊な事業において、これまでの3年間という期間が、指定管理者制度を導入している市町村の平均協定期間の12年をはるかに下回っておりまして、安定した経営を続けていくためには長期にわたる協定期間が必要であると判断したからでございます。

今後も指定管理者である公益社団法人肝属郡医師会の役割と、開設者である垂水市の責任のもとで、指定管理者制度の有効性を生かしながら、健全な経営を目指してまいりたいと考えております。

なお、議員が危惧されるように、これからの10年間は少子高齢化の進展に伴う多死社会の到来によりまして、人口減少問題は少なからず本市のあり方に影響を及ぼしてくる、その認識においては私も同じでございます。ただ、その認識に立った上で、何とか人口の減少を抑え、交流人口の増大を図っていく、そのような施策を講じていく所存でございます。

病院の将来展望につきましては以上でございます。

続きまして、錦江湾横断道路に関してでございますが、水迫前市長の時代からということでございます。続きまして、継続と挑戦ということで、私自身もバトンタッチをさせていただいて、同時に私自身、垂水市の発展ということ、また大隅鹿兒島の未来を考えたときに、大変重要であると認識をしております。市議の時代にも勉強を重ね、また、経済同友クラブにも所属をして、連携して運動を進めた事業でございます。伊藤前知事のときに、可能性調査等予算をつけていただいて、3つのルートを評価し、現桜島フェリ

ー近くの家が、さまざまな観点からベスト案として、具現化に向けて大きく前進した状況で。

(発言する者あり) そうですね、そのような形で、そのような考え方に従って地元代議士の先生方、あるいは国土交通省、あるいは県知事、あるいは県議会の先生方、そして大隅開発、大隅のいろんな会、あるいは民間のいろんなお招きをいただいた会等々でも、そのことは機会あるごとに発言はしております。

○総務課長(中谷大潤) 働き方改革に関連しまして、企画政策課の業務量が多い業務の平準化、職員の増員についてということについてお答えをいたします。

企画政策課においては、地方創生、南の拠点整備事業を初め、庁舎建設、地域振興計画、定住促進、ふるさと納税等、多岐にわたりさまざまな業務を抱えて多忙をきわめ、職員に過多の負担をかけていることから、増員につきましては常に検討課題としていただいております。

現在、総務課では4月1日付の定期人事異動に着手しておりますが、平成28年4月に企画政策課の職員を2名増員し、職員への負担軽減を図っております。

業務の平準化につきましては、29年度、新地域振興計画の策定業務が終了しております。また、企画政策課内においても、アウトソーシングを行うなど、負担軽減を図っているところでございますが、現在担当している業務の移管も検討しているところでございます。

しかしながら、現在の人員、業務は企画政策課職員にかなりの負担をかけているとの認識ではあります。しかしながら、財政効果を目的とした定員適正化による職員数、住民サービスの維持、鹿兒島国体に向けた職員配置増等の関連があり、企画政策課の職員を増員することは困難でありますので、まずは業務の平準化に取り組んでまいりたいと考えております。

○財政課長(野妻正美) 青少年海外派遣事業

夢の翼のご質問にお答えいたします。

青少年海外派遣事業夢の翼につきましては、平成30年度当初予算ヒアリング時に、教育委員会としての継続事業の意向があるということを知っております。財政課としましては、新規事業であることから、事業を実施した後、まずは海外での安全性の確保や効果などをしっかりと検証していただき、その結果を踏まえ、再協議をし、継続するかどうかの判断をしたいと考えております。きのうの学校教育課長の答弁は、協議結果を踏まえての答弁だったと思います。

なお、その予算につきましては、ふるさと応援基金の目的、意向に沿うものとして、選択肢の一つと考えております。

以上でございます。

○川尻達志議員 まず、この繰越明許であります。ここにこういう項があるんですよ。確かに、これは特例措置で認められていることは事実です。皆さん方が法律違反をするようなことをするはずがない。ただ、そこに甘えすぎておりませんかという話。一番最後に、歳出予算の創出及び会計年度独立の原則に対して、特例をなすものですから、これを無制限に見ていることは適当ではないということ。私が言いたいのはここなんです。ここを皆さん方が努力をして出されたものなのかなという疑問がある。

特に、南の拠点の公園費の繰越明許ですよ。委員会の中で土木課長には質問したけど、県の許可がおりてないから、工事がストップしている。県の許可がおりてない事業を、そこいらをきちっと話をしないで土木課に持っていったっちゃうことになるかな。それか、土木課はそれが県の許可がおりないとできないということを知っていて予算計上したのかな。副市長、ここはどうですか。

○副市長（長濱重光） 南の拠点の公園費、まさに今ご質問ありましたけれども、ご案内のとおり6月議会に上程し、可決をしていただきま

した。私どもはその4月に入りまして、私もすぐ、副市長に就任したときでしたけれども、企画政策課のほうから公園の整備費を6月議会に上程したいということがありました。その案を市長に伝え、そのことで一番大切な（「僕が言っとるのは、僕が言っとるのは間違いなかつちゅうことを言っとる。今言ったことが」と呼ぶ者あり）もう1回すみません、反問権をお願いします。

○川尻達志議員 企画政策課から土木課に仕事が行ったわけですよ。そうしたときに、企画政策課から土木課に対して、これは許可が得られないと、おりないと、仕事が最後までできませんという申し入れがあったのかどうかですよ。あって予算計上したのか。

○副市長（長濱重光） わかりました。要するに、その今の流れがあるんですけれども、企画政策課のほうで、その開発許可申請をすることが、どの時点でできるかということが一つの問題でありました。これは、そうしますと8月中には全体の開発申請ができるということが大前提でありました。そのことを踏まえて、企画政策課と土木課と、どれぐらいの規模でどういうものをつくるかということをして協議をして、その上で市長に上げて、そして納得をして、年内に公園が整備できると、そういう見通しのもとで予算を上程したところであります。

したがいまして、企画政策課と土木課、これ協議がなされて、我々もそこを理解した上での予算計上だったということで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○川尻達志議員 ということは、県の許可がおりるとということが前提やたつちゅうことですね。だから、私も言ってるのはそこなんです。そういうことをきちっとして、やっぱり出すべきでしょう。そこが前提で予算を出して、我々に、我々も了解したんだから。ところがそこが

見えてないっっちゃうことは、ここがおかしいんです、どう考えても。あなたたちはどうして、いつも言っている、法律に基づいてやってるんだよと。ところが、議会に対して誠意が何も見えない、そこは言わないで。企画政策課長、許可がおりることが前提ということで、あなた説明されましたか。

○企画政策課長（角野 毅） この予算につきましては……

○川尻達志議員 いや、それだけでいいんだよ。前提で説明したかっちゃうの。

○企画政策課長（角野 毅） 我々のほうとしましては、8月に開発許可の申請を提出できるということで、予算措置をお願いをしております。ということは、我々としまして、その開発許可の許可がおりるようにその間に努力をできるものと想定して、予算措置をお願いしたところでございます。

○川尻達志議員 議長、しっかり答えさせて。

○議長（池山節夫） どこを。

○川尻達志議員 そのことをわかった上で、議会に説明があったかっちゃうことを聞いている。こういう前提であります。見込みだつたかっちゃうことでしょうか。そのことを言ったかっちゃうの、我々に。

○企画政策課長（角野 毅） 開発許可申請を出します事業計画に伴う予算措置でございますので、当然その段階の取り組みの中で予算を出すものでございます。予算措置につきましては、全ての事業が、許可がおりた後で予算措置をしていきますと、どうしてもその取り組みというのは遅れてくるということでございますので、その予算書の性質上、上程をさせていただいております。

○川尻達志議員 ここが問題なんです。なぜそこまで急ぐ必要があるかっちゃうこと。なぜそこまで、見込みで予算を、これ間違っていない、いつも言うように。私が言ってるのは、言いた

いのは、なぜそこまで急ぐかっちゃうこと。急ぐ理由が、これはいろいろな理由が、皆さん方もいろいろあるよ。ただ、私から言わすと、これは最後ありきなんじゃないかと、そう思われてもしょうがないことなんです。南の拠点そのものが。いつまでに開業しなきゃいかん。だからみんなが納得しないまま、商工会でもありましたよ。何回も出てる、これ。そのことを私は気にしてる。だから、そういうことをやるから繰越明許になったんじゃないの、ということです。

これについては、いろいろ意見があるんだろうから。ただ、そういう目でみんなが見てるっっちゃう、人もいるっっちゃうことをしっかり頭に置いていただきたい。これを、市長に聞いてもしょうがないんだろうけど、まさか市長のレガシーづくりじゃないかなという声もあることも事実です。政治家は常にそういう目で見られているということを心しながら、慎重にやっていくべきだと思います。

それから、中央病院の件ですけど、これ、課長がどう伝えたかはわからないんだけど、私のずっと言いたいことは、10年間の指定管理者を決めるわけですよ。そうしたときに、10年、そのときどうなっていますかという議論をしたかっちゃうことなんだよ。課長が、多分市長にそういう説明してないだろう、私がそう言ったんだから。市長が答えないうちゅうことはね。私は10年後の垂水の人口動態を踏まえた、ここについて議論をしましたかっちゃうことですよ。

何でかという、これきのうも出たかな、中央病院の院長先生が、医療機械の話をして、高額、どんどん高くなっていくんですよ、これ。機械で病気を探す時代、治す時代ですよ、ダビンチとか。そうしたときに、10年後、こういう管理の仕方をしてると、垂水市、本当に一般会計から繰り出しをしなきゃいけない。そこまで考えた指定管理者の決め方をしましたかっちゃう

うこと。

政策は必ず短期、中期、長期がある。長期の部分の視点が全然見えてこないっちゃうことが言いたかったんです、課長、そういうことでしたよね、私の委員会での質問は。副市長でもいい、副市長もいらっしゃったから。

○副市長（長濱重光） 委員会でご質問されたのは、そういう趣旨でございました。

○川尻達志議員 だから、市長が委員会に出てくればその時点で終わった。今後、また、全くこういう質問のないように、議会から要請が出てるのは、委員会にも出席をとるようにしたらという意見。そのために控えてる人、この時間で、これだけの膨大な、そういうの、無駄なんですよ、市長が出ないっちゃうことは。

それでは、本丸に入ります。まず、市長の答弁が桜島架橋の答弁になってないです、いろんなこと。私は個別具体的に聞いとる、どこの場所で、どういう発言をされましたか。だって、毎年上げている中で、全然動かないもの。それと、一番の問題が、鹿児島市が全然動いてないっちゃうこと。両方とも鹿児島市。伊藤知事がどう言ったか、何を言ったかわからんけれども。森山先生が何を言ったかわからんけれども、肝心の地元が全然反応してない。これは商工会でも八木さんがちょっとぼろっとこぼしていた、森市長何の関心もありません。それに市長も考えて、袴腰港の大改修、あれでまたつくるっちゃうの。しかも隣の小さい弱小市が。大隅半島全部でもいいですよ。ここの戦略が、この方針に出てますよね、ここの戦略がどうも不安なの。あれだけの改修をして、橋を架けたら鹿児島市民怒りますよ、これは。どうでしょうか、やるかどうか。

○市長（尾脇雅弥） いつもこれ申し上げておりますけれども、将来の垂水、あるいは大隅、鹿児島県のことを考えたときに、あったほうがいいか悪いかというそもそもの議論をしたとき

に、あったほうがいいというふうに思うのは、皆さん共通理解だと思います。

ただ、具現化するために、財源の問題だとか、いろいろありますので、これをどう精査して前向きに進めていくかと。先ほどおっしゃったような形で、前知事のときに、当時の水迫市長がお招きして知事と語る会があったとき、最初は認識がございませんでした。そんなものということでしたけれども、ただ、その後、知事もよく勉強されて、トンネルという中で、B/Cも1.0を超えると、公共事業としても有効ということでもありますので、1.5から2.0という数字、あるいはその経済性とか利便性だけじゃなくて、1年間に今でもやっぱり300台緊急車両が通る安心安全の観点からも、それは必要だろうという視点に立たれて、4期目のその選挙のときには、皆さんもご承知のとおり、垂水市文化会館でもそういう話をされて、地元の代議士もそういう話をされた。機運はかなり高まっております。

ただ、県民の結果として変わってしまいましたので、そのことは三反園知事も来ていただいたとき、あるいは機会を捉えてお話はしております。ただ、プロジェクト自体が大きいわけですので、簡単にきょうのあしたというわけにはいきませんので、そのことは理解をしながら、三反園知事の中でも公約の優先順位とか、いろいろありますので、よく例に申し上げますけれども、東九州自動車道もスタートから40年です。今その全体の流れの中では、大隅縦貫道ということで、佐多岬へ向かっての、これもやっと決起大会を数カ月前にやりました。そこも整理しながら、志布志港湾をにらみながら、アジアをにらみながらの大隅横断道、横軸、あるいはその錦江湾横断道路ですね、これがあることによって、冒頭申し上げたような、皆さんにプラスの効果があるというふうに思っておりますので、その旗をしっかりと上げながら、ただ、いろいろ

ろ私だけでできる問題ではありませんので、垂水市民にとっては非常に恩恵の多いことだと思いますけれども、県全体、あるいは鹿児島市との連携の中でという。いろいろ話はします、森市長とも。そういうようなことをやっていかなきゃいかんというふうには思っております。

○川尻達志議員 そんなことは全部わかってるのよ、もう。私が聞きたいのは、あなたが直接森市長と話をされたかと、そのときに森市長は反応はどうだったかちゅうこと。あなたがここで森市長に切り込んで、その話ができ、企画政策課行けよと、話したやつを。これが政治ですよ、あなたの。

今おっしゃったことは、言い訳をしているにすぎないの。私はそういう質問をしてるつもりはない。動かすために、あなたが森市長と直接語ったか、語らなかったか、それだけ、まず。余計なことはいいです。

○市長（尾脇雅弥） 公的、あるいは私的な場面で、何度もその話はしております。

○川尻達志議員 それでどういう答弁でしたか。

○市長（尾脇雅弥） 申し上げられることと申し上げられないこともあろうと思いますので、（「これは申し上げてええことだよ」と呼ぶ者あり）ただ、森市長の状況もございますので、軽々に発言はできないというふうなことでございます。

○川尻達志議員 そういう答弁になるんですよ。そういう答弁をすると中身がないちゅうことなんです。これだけうたっている。ここにうたっているの。ここに、あなたが書いてる。だから、堀添さんも具体的な質問、まさに、看板設置したらどうか。だったらそのことも、ちゃんと堀添さんにも議員にも伝えなきゃ。こういう質問出るから。ここについて、これ以上は出てこない、そういう答弁をされれば。秘密事項だって。せっかく市民の代表としてあなたが立ってることですので、できれば応援もした

いんですよ。そのことをする、できる環境にない、今の答弁では。残念至極であります。そういう答弁があるということ自体。政治的判断とか何とかおっしゃるけど。外交防衛の話ならまだいいわ。ちゃんちゃらと、あえて申し上げます。

それから、この働き方改革に移りますけれども、企画政策課長、あなたのところで、月、残業はどのくらいありますか。

○企画政策課長（角野 毅） 残業という形で出ているものにつきましては、秘書広報係の公務にてごきます公用車の送迎に伴います残業が多少ある程度で、今月でいきますと、事務職担当者レベルの残業は出ております。

○川尻達志議員 ということは、残業はないということでもいいのかな。ちょっとわからなかったけど。何時間ぐらいしてるの。

○企画政策課長（角野 毅） 基本的に、私を含めまして、庁舎から出ていく時間というのは、タイムカードのほうで記載されておりますけれども、だいたい7時でありますとか、そういった時間。

○川尻達志議員 何時間なの。そこはあなた、把握してなきゃいけないんだよ、直属の上司として。

○企画政策課長（角野 毅） 申し訳ありません、その時間帯を詳しく積み上げをしているものを今、持ってきておりません。

○川尻達志議員 そういうことだから、あなたが職員を管理してないちゅうことなの。だって、通れば電気ついてるんだもん。総務課長、この事態をあなたはどうか考える。これ、各皆さんにも言えることなんだよ。

○総務課長（中谷大潤） 企画政策課を初めとする庁舎2階が、夜遅くまで電気がついて、遅くまで仕事をしていることは十分認識しております。

○川尻達志議員 で、総務課長もここについて、

そういう答弁。ずれているのわかるでしょう。私の質問と。これで本当に働き方改革ができるかという話なんだよ。だから心の病気になるんだよと。何回もこのことを私言ってる。総務課長の答弁でもなかなか、いろいろしちよるけれども、具体的には人がいないと出てこない。平準化を図るとおっしゃるけれど。市長、総務課長の答弁でいいんですか。もうそのことだけ、余計なこと言わないで。

○市長（尾脇雅弥） 少し、前語りをさせてください。いいですか。

今、やっぱり人口減少の中で仕事量が増えて、いろんなニーズが増えていることは事実です。職員もかなり無理がいつていることは事実であります。ただ、行き過ぎた無理はいけないというふうに思いますので、そこは先ほど総務課長が言ったみたいに、仕事を分散化するか、人員を強化するか、そういうことは、川尻議員がおっしゃったような、今も国のテーマでもありますけれども、働き方、持続可能な形で環境整備していくというのは、そういう厳しい背景があってもやらなきゃいけないことなので、その部分は、30年度の人事も含めて、できるかぎり対応はしたいというふうには思っております。

○川尻達志議員 市長さ、直属の上司が自分の課の残業時間も押さえてないゆゆしき問題、このことについて、やっぱり市長、あなたもしっかりしなさいよ。現実に、垂水市役所で、心の病気でリタイアされた方、現在いらっしゃる、いるんだよ。国がせっかく働き方改革提唱しとる中で、曖昧模糊とした答弁じゃ、ずっと心配だ。幾らいい事業をしよう、何をなそうと、被害者が出たらだめ。そういう思いやりのある予算執行していかなくやだめなの。いろいろ事業があるっちゃうけれども、そういう事業はカットしてでも、人を守ってくださいよ。これが今、日本国の風潮ですよ。当たり前の話。だから、こういうの質問しても、確たる答弁出てこ

ないんだよな。ぞっとします、本当ですよ。笑いごとじゃない。何でかという、あえて申し上げる、私も二、三十年前、鬱になったんですよ。大学病院に39日入院してました。一旦鬱になると、トラウマは消えないんですよ。ここまで言わせるの。何回言っても響かない。要らないこと言いましたけれど、私の思いはそういうことなのです。

それと、この青少年の派遣事業で、財政課長、単年度という捉え方じゃだめだっちゃうことやね。明快に、時間がない。

○財政課長（野妻正美） 会計年度については、単年度事業をとっております。ですので、原則は先ほど申しましたように、翌年の3月31日までに完了することが原則でございますが、この繰越明許費というのは地方自治法の中で繰り越すことができる手順の一つでございます、そこにつきましては、各課それぞれの理由がございます。その手続きで繰り越したものでございます。

○川尻達志議員 それと、この派遣事業のことなんだけれども、さっき言ったとおり、これ、恒久財源にしちゃうとちょっとまずいと思うよ。だいたい200万円ぐらいでしょう。200万円を新たに恒久財源としてつくっていいのかな。これを単年度で終わらせなきゃ。

もう一つ、こういう政策、よく考えてみて。今の対象とする学年はいいですよ。これがもし単年度で終わったとするならば、次の人たちはどうなる。ああ、なくなった、あの人ばっかやったって、こういう政策が普通ありますか。これをやるとするならば、修学旅行で香港にどんと行かせて、1回。全員ですよ。補助金を出してやればいい。公平という意味からも。本当に、こういう政策っちゃうのは本当に議論した後が見えないんですよ。行けなかった人、そして来年度中止になったとする、そこまで考えて、あなたたちは予算をつくるべきじゃないのかな。

財政課長、どうですか。

○**財政課長（野妻正美）** この事業につきましても、実際、このふるさと応援基金をその目的、意向に沿うものとして現在考えております。ですが、ふるさと応援基金自体も、必ず入るという確証はございません。努力はしていただいておりますが。この事業自体を検証し、この市としてこれが必要という事業として、大きな政策の一つの事業として位置づけられれば、このふるさと応援基金ということにはこだわらず、一般財源を投入してでも予算編成する、財政課としてはするつもりでおります。

○**川尻達志議員** 財政課長として、精いっぱいのお返事をいただいたと思います。それ以上言えないよな。教育長、私が言ったその単年度でやめた場合の弊害について、議論されましたか。

○**教育長（坂元裕人）** そもそも学校教育課長がきのうお返事しましたとおり、「趣旨はわかるんだよ。そういう議論をしたかっちゅうこと」と呼ぶ者あり）継続のことは、特段は議論しておりませんが、お互いにこういう方向でやりましょうと、財源等の話は具体的にはしておりません。

○**川尻達志議員** 教育長、そういうお返事でいいですから。財源の話はしていない。私は新たに財源のことが一番問題だと思っている。事業それ自体については何もありません。財源まで考えて事業執行されますかっちゅう話なんだから。財源問題を考えたときに、今の素直な気持ちを。

○**教育長（坂元裕人）** 議員ご指摘の、このふるさと応援基金に頼っての、いわゆる恒久財源というのは非常に私もまずいと思います。したがって、先ほど財政課長のお返事がございましたけれども、市の事業としてきちっと確立できたならば、継続したいというところではございます。

○**川尻達志議員** 教育長、さすがに切れのいいお返事でした。それなら私も納得するんです。さ

つきみたいなお返事では納得しないけれども。ここが本当の議論の場ですよ。感謝します。そのことを受けて、副市長。

○**副市長（長濱重光）** 今ありましたように、初年度の検証をして、そして2年目からはふるさと応援基金を充当することは避けて、一般財源で、もし必要であれば一般財源で、私は継続して中学生の期待に、また保護者の期待に応えたいというように考えております。

以上です。

○**川尻達志議員** 了解です。

次に、残した分がありますので、まず元気プロジェクトで、ここに鹿大と病院が出てくる。地元医師会が全然出てきてないですね。きのうの川越議員のご質問の中でも、2つは出たけども、用語が出てない、市の医師会が。市の医師会が足元なのに、何でここに入れてないのかな。それとも医師会と何かありますか、牛根の病院のことでも、ちょろっと聞いたんだけど。うまくいってますか、市の医師会と。

○**保健課長（鹿屋 勉）** 垂水市独自の医師会というのはございません。肝属郡医師会に所属されて、垂水医師班という形であるのが垂水市の開業医の皆様のお立場でございます。改めまして、垂水医師会と連携というふうに表記してないのは、そういった事情があるからでありまして、こういった元気プロジェクト、この推進のためには、市内の開業医の皆様の協力というのは不可欠であります。そのことだけは申し上げておきたいと思っております。

○**川尻達志議員** ちょっと言いましたけど、この間、ちらっと、よそに医師を派遣するということで、地元の方と議論があったように聞いてるものですから、もしや、ガセネタならいいんだけども、そういったことでトラブルがないように、とりあえず、垂水で先生方、数少ない先生方です。うまくやってください。これはもう、私もわかりましたので。垂水市に医師会がない

っちゅうことは私の勉強不足でした。ここは素直に認めます、ありがとうございます。

それから、どれにしようかな。とりあえず、6次産業のことなんだけれども、もう過去のことをずっと言い過ぎなんですよ、大野のことを。あれは済んだ事業なの。ここにあなたたちが出したのは、30年度の活動方針案に伴う予算なの。もうこういった、ごくごく低レベルのことは言わないで。そうでしょう、農林課長。

○農林課長（二川隆志） ご指摘のとおり、これまでの実績という形では、ほとんどの市の単独事業につきましては、大野の方々におきまして、サツマイモの加工にかかわる機器の購入という形でご利用いただいております。

○川尻達志議員 それでいいよ、ありがとう。ぜひ気をつけて。

それと、もう1つどれやったかな、いっぱいあったんですよ、これをしっかり何回も読みましたから。各課にあるんですよ。一つ一つやっても時間がないのでやめますけども。

水産商工観光課長、したいよね。川畑先輩きのうカンパチの種苗の話をされましたけれども、ちょっと突っ込んだ話をさせていただきます。今、年間100万円補助金を出している。私も出してくれというお願いをした件がある。というのは、稚魚が余りにも状態が悪くて、魚価が、漁師の皆さん方が赤字を出してやってる。その中で、出してくださいっっちゅうお願いをしてる。

ところがここに来て、どうも情報が錯綜している。一部ではこれはだめだと、持たないと言ってるの。ところが一部では、この前でテレビ出たように、ある一件の業者は頑張っていっちゃる。そうしたときに、垂水の市として、このカンパチのこの状態をどのように捉えているのか、まず現状だけちょっと教えてください。

○水産商工観光課長（森山博之） 答弁が長くなったときには。

カンパチの人工種苗につきましては、平成8

年度から県の水産試験場で研究がなされて、平成22年度から供給がなされております。平成23年度から平成27年度まで、垂水市漁業協同組合におきまして、8業者約平均で9万匹を購入をいたしております。議員ご指摘のとおり、購入に際して養殖をしたところ、生存率、それから成長率が、天然種苗と比べて若干悪いという状況があるのは承知をいたしているところでございます。

以上です。

○川尻達志議員 私が何を言いたいかという、この100万円、市が予算の一つでしとることですから、一業者だけというところちょっと問題があるのかなど。確かに、やらない方にはやる必要はないんだけど、しっかりとここいら、例えば、これ育て方、企業秘密だと思うの。だから、ここを公表してみんな同じようにっっちゅうようにはいかないんですよ、これは。ここを十分わかった上で、一方ではそういう業者には補助金もくれてやったほうがいいのかなという複雑な思いですよ。

ところが、あそこに厳然としてあるんです、県の施設として。ということは、ほかの人が使わないということは、いかに欠陥があるかっっちゅうことなんですよ。あの施設そのものが。1件だけは何とか知恵を絞って、一生懸命頑張ってる。これは高い評価ですよ。ところが、みんなが一樣に使えなきゃいけないはず、公費を投入してるから。ここを、市長、どうされるつもり。

○市長（尾脇雅弥） この人工種苗の問題に関しては、大きな流れの中では、これまでも申し上げたように、人口減少社会の中で、海外販路の可能性を見出すということですよ。その中で、数十社ありますので、ただ、今1社、中間育成のところでも成功されておられます。ただ、大きな方向性としてはそれを目指していかないと、海外輸出に関してはなかなか難しいという

ふうに思いますので。ただ、課題は8業者さん参加をされたんだけど、なかなかうまく育たないと。中身を確認したところ、豊かな海づくりセンターが県の指導を仰ぎながらということに一つの課題があったので、当時の伊藤知事にそこは進達をして、知事、こういう課題がありますということで、また新たな対応をしていただいて、改善されつつありますけれども、やっぱりしっかりした稚魚を業者に渡すというところの確立、そこから先はある程度できるわけですから、これは国も巻き込んで、しっかりとその部分の財源的な、制度的なサポート体制をとっていくように要請をしていくということが大事だというふうに考えております。

○川尻達志議員 いろいろ厳しい話もしましたけれども、今、やっぱりこれ、金を稼ぐ産業というのをしっかりと育てていくのがあなたたちの仕事、建物業者じゃないんです。南の拠点じゃないということ。ここいらをしっかりとやりながら、ここいらが抜けていそうな気がする。農業の6次産業化にしても。カンパチのその問題にしても、また今度ブリもやるっちゅう話を聞いてますけれども。ブリについては、100%というぐらいの確率でやっていただかないと困りますよということも、申し上げておきます。

まだまだ語りたくないこと、こういっぱいあるんですけれどもね、市長。答弁もさ、わかっているし答弁も要らないけど、2回も3回もっちゅうのは。私はなるだけ1回だけでその時間内に終わらそうと苦心してるんです。わかりやすく質問もしてるわけです。お願いをしたいと思いません。

それと、終わる前ですけれども、ことし、やめられる皆さん方、数が多いので全部名前は言いませんけれども、本当に長い間ご苦労さまでした。議会の場や委員会の場でいろいろ失礼な話もしたとは思いますが、ただ一つ、垂水を思うがゆえのことであつたということで、

ご理解をいただきたいと思います。学校教育課長も多分3年目です。いろいろと勉強もされとるんだらうと思います。ぜひ、次の任地でもしっかりとここでの経験を生かしていただいて、いい子供たちを救うために、多分こういう場でまみえるの最後でしょうから、ひとつ健闘をお祈りします。やめられる皆さん方も、まだまだ、肉体的にも精神的にもこれからです。人生100年と言われる時代、垂水市役所で培った経験、ノウハウ、それから人脈、これを大いに、縦横無尽に使いこなしていただいて、実りのある人生、そしてまた、本市のためにも退職者からのご意見を賜れば幸いです、本当にご苦労さまでした。

質問を終わります。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩いたします。

次は2時10分から再開いたします。

午後1時59分休憩

午後2時10分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、北方貞明議員の質疑及び質問を許可いたします。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さんお疲れさま。最後の質問者になりました。もうしばらくお付き合いのほど、よろしく願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

施政方針について。垂水市市政60周年記念事業について。

垂水市は本年、市政60周年を迎え、各種の記念事業、記念行事が予定されていますが、どのような内容の事業、行事が取り組んでおられるかを伺います。

新庁舎について。

現本庁舎は、市政発足当時建設され、60年を

迎えようとしています。現在の耐震基準には満たさず、老朽化が進み、行政運営の面からも効率的な運営に欠け、安全面に対しても、防災拠点に必要な機能が十分とは言えず、建て替える時期に来ていると考えています。今回、執行部で3カ所の案が示されましたが、決定への手順はどのようになっているか、お伺いいたします。

南の拠点について。

去る2月11日、南日本新聞に、南の拠点の記事が掲載されていまして。その中で、オープンは、一部を除き本年の秋とのことであったが、その一部とはどこの施設に当たるのか、教えてください。また、南の拠点の正式名称はどうなっているのか。

水道行政について。

私の住んでいる城山団地は、造成されて約50年になろうとしています。民間業者の開発で、一部ずさんな工事があり、毎年のように災害が発生しております。その際、市はいち早く対応していただき、いつもありがたく感謝しちよるところでございます。今後ともこの点はよろしくお伺いいたします。

今回は、水道事業について質問いたします。

造成され50年が経ち、当時、埋め立てられたところが多く、毎年のように道路の陥没、亀裂による水道管の損傷により漏水が年2、3回発生しております。

水道管のほうでは、水道管布設、バルブの交換を年次ごとに計画するとのことであったが、どのような経過になっているか、お伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○総務課長（中谷大潤） 垂水市は、平成30年10月1日をもって市制60周年を迎えます。この記念すべき年に実施する各種の記念事業及び記念行事の準備を円滑に行うため、市長を委員長、副市長を副委員長とし、関係課長で構成する記念事業準備委員会を昨年7月に設置して、記念

式典や例年実施している既存事業、60周年限定の特別事業、職員から募集した企画等について協議検討を重ねてきております。

現在のところ、記念事業として式典及び市民表彰、記念講演の開催、テレビ公開番組として、開運！なんでも鑑定団の出張鑑定の7月22日収録、NHKのど自慢公開番組の8月19日収録放送、和太鼓を中心とした和楽エンターテインメント集団和楽団ジャパンマーベラスの9月公演が決定しているところでございます。

また、1週間にわたり垂水市の情報、話題、人が取り上げられるMBCラジオのふるさとウィークの番組放送の打診もあります。

6月開催の第20回瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクール及びふるさとコンクール、ふるさとコンサートにつきましては、60周年記念事業として位置づけておりますが、生誕150周年記念事業でもあることから、社会教育課と連携を図ってまいりたいと考えております。

そのほか、道の駅創業祭、カンパチ祭り、ふれあいフェスタ、秋の産業祭、千本イチョウ祭りなどの関連事業につきましては、主催、共催、協賛、後援事業の基準を明確にして、主催及び共催を記念事業として、協賛及び後援を応援事業としての位置づけを行い、多くの市民が参加できるような内容の充実に努め、市制60周年という節目の年を盛り上げてまいりたいと考えております。

○社会教育課長（野嶋正人） 北方議員のご質問についてお答えいたします。

平成30年度は、市制施行60周年の記念の年であり、また、郷土が生んだ偉大な先人であります瀬戸口藤吉翁の生誕150周年を迎えますことから、社会教育課といたしましては、記念事業として6つの事業を計画いたしております。

1つ目に、鹿児島神社の敷地内にあります瀬戸口藤吉翁の顕彰碑を関係者のご理解を得て、垂水市文化会館敷地内へ移転整備を行うことに

より、顕彰する機運をさらに高めたいと考えております。

2つ目に、移転整備後の顕彰碑に隣接して新たに記念モニュメントと整備し、瀬戸口藤吉翁の顔写真を添え、功績を記すとともにこれまでのグランプリ受賞団体名や貢献をいただいた個人や団体名をあわせて記すことにより、感謝の意を表したいと考えております。

3つ目に、同コンクールが20回という節目の大会でありますことから、記念大会として出場回数が多い団体の特別表彰を行う予定でございます。あわせて、同コンクール初期において開催にご尽力いただき、また、瀬戸口藤吉翁の研究者としても著名な元海上自衛隊東京音楽隊長の谷村政次郎様を審査員にお招きするなど、内容をより充実させたいと考えております。

4つ目に、6月13日に開催予定の瀬戸口藤吉翁のふるさとコンサートでは、10年ぶりに海上自衛隊東京音楽隊の皆様をお招きし、あわせて同日執り行います移転後の顕彰碑及び新たに建立したモニュメントの除幕式典においても表敬演奏を行っていただく予定であります。

5つ目に、瀬戸口藤吉翁を紹介する新しいパンフレットを作成いたします。これにより、市内小中学校生や一般の方に配布することで郷土の偉人とその功績を伝え、あわせてふるさと垂水を愛し、誇りにする子供の育成を図ってまいります。

最後に、市制施行60周年記念関連事業として、自衛隊の協力のもと、海上自衛隊掃海管制艇入港及び艦内一般公開ができないか、依頼しているところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○企画政策課長（角野 毅） 北方議員のご質問でございます。

新庁舎整備位置の決定の手順につきましてお答えをいたします。

新庁舎の位置は垂水市庁舎整備基本構想にお

いて、事業費の算定や建設スケジュール等の建設計画に多大な影響があり、また、市民の利便性や市街地形成への影響等を考慮し、十分な調査と市民目線による評価を行い、整備位置を決定することとしております。

この新庁舎整備位置の決定手順でございますが、垂水市新庁舎建設基本計画案パブリックコメント版の新庁舎の位置の項目にパブリックコメント等の市民意見を参考にしながら、市の最終意向、意思決定機関で整備位置を決定いたします。とじているところでございます。

具体的な事務の流れでございますが、パブリックコメント終了後、提出をされました意見を整理し、それぞれの意見に対して市の考え方をお示しいたします。

次に、市と基本計画策定事務委託業者でパブリックコメント意見の反映を行った基本計画案を作成いたします。この作成された基本計画案を外部委員会である庁舎検討委員会、そして、庁内の検討委員会で審議いただき、経営会議で最終決定を行うといった流れでございます。

以上でございます。

次に、南の拠点事業につきまして、2月11日の南日本新聞で、「垂水南部に新観光拠点」というタイトルで南の拠点整備事業の記事が掲載されました。

議員のご指摘のとおり、記事前文に、オープンの一部を除き、ことしの秋になる予定とあります。この一部はどこを指すかとのことですが、国が整備をいたします道の駅情報提供施設でございます。

続きまして、道の駅の登録名称につきましてお答えをいたします。

道の駅の登録名称は、国交省が道の駅として登録をした名称のことでございます。この登録名称でございますが、現在、国に対して登録申請の準備を行っておりますが、この登録申請に用いる名称でありまして、最終的に国が認定し

登録証に明記された名称でございます。

道の駅は、多くの集客力を持つ道路利用者のための施設でございますことから、道路利用者にとってわかりやすいよう、地名を基本とした名称となっていることが一般的になっているようでございます。市としても新たに整備する道の駅の位置がこの登録名称によって、ある程度、どこにあるかイメージできるようにしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○水道課長（萩原竹和） 北方議員のご質問でございます。

水道事業の城山団地の水道管布設工事の年次ごとの計画につきまして、お答えいたします。

配水管等の布設工事等につきましては、垂水市の上水道区域における全体の状況を勘案しながら、平成30年度も特に必要な工事を優先的に年次的な計画により行うこととしております。それにあわせて、バルブの更新などもしなければならぬことから、今後は漏水に伴う断水を行う際のより効率的なバルブ操作や、断水地区の縮小化、布設替え工事等の効率化を目的にバルブの点検等を行い、更新や新規導入のための検証も予定しております。特に、城山団地の配水管につきましては、平成29年中の漏水作業の際に、このバルブ関係の不具合が多く見受けられましたので、まずはバルブを点検の上、必要に応じて更新等を行い、布設替え工事を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

市制60周年でして本当いい節目にいろいろな行事を予定されております。そういう中で、市民が喜ぶような計画はなされているなど、事業が組まれているなど今は思っておるところです。だから、60周年の行事に、なお一層、準備委員会ですか、の方々が努力していただいて、市民

が本当によかったなと思える記念行事、記念事業をしてください。これはもう、これは要望で終わります。

その中で、教育委員会のほうだけはちょっと質問させてください。

先ほど市長のほうから和田さん、画伯のこととも言われましたけれども、私も和田さんのことは気になつとるんですけども。150年という、瀬戸口さんが150年ちゅうことの節目で、これも乗っかってきたと思っております。さて、和田さんのほうはあと数年後ですかね、そういう節目の年に来ると思いますが、そのときはそのときでまた和田さんの催しもよろしく願いたいと思います。

そこで、今度、瀬戸口さんのほうでお伺いいたします。

いろいろと顕彰碑の移転、そして団体表彰とか、それから一番のメインとも言えますけれども、モニュメントの作製、そして、除幕式。まあそういうこと。海上自衛隊のほうはまだ今からのことの計画と思えますけれども。この除幕式にですよ、遺族の方々に前に入れて、したら、なお一層、その大会と申しますか、遺族の感謝の気持ちを含めですよ、招待したらどうかと思うんですけども。その招待の予定があるかないか、まずお聞かせください。

○社会教育課長（野嶋正人） それでは、北方議員のご質問についてお答えいたします。

瀬戸口藤吉翁の関係者の方やこれまでもふるさとコンサート開催の際にご案内をお送りさせていただいているところでございますが、近年においては宛先不明等で返送されておりました。今回、瀬戸口藤吉翁の生誕150周年記念という貴重な機会でありますことから、新たな住所の情報によりご親族の方へ先ほどの記念事業の紹介と除幕式へのご臨席をお願いするお手紙を送付し、返信をお待ちしているところでございます。

先ほどあわせてご紹介させていただきました瀬戸口藤吉翁研究家の谷村政次郎様に、直接、今お願い申し上げ、現在、情報収集にご尽力いただいているところでございます。今後も瀬戸口藤吉翁の生誕150周年記念事業としてぜひとも除幕式典及び表敬演奏の際、瀬戸口藤吉翁の関係者の方にご臨席をいただけるよう誠意をもって取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて和田英作さんにつきましては、先ほど紹介いたしました中で、顕彰碑の移転、モニュメントの作製、パンフレットについても、このたびの瀬戸口藤吉翁と和田英作画伯のはセットだというふうに捉えてください。一緒にやるようにしております。はい。

○北方貞明議員 はい、わかりました。今答弁立ちましたけれども、連絡をしておるけど、今待っているところ、返信が来るのを。今回までですよ、20年の経過を、20年経っておるわけなんですけれども、この間、全部連絡したけれども、返事が来なかったというようなことだった。それで、今まで20年間という間、この瀬戸口さんとの関係とは、全然、接点、接触はないちゅうことですか。

○社会教育課長（野嶋正人） だいたい、12、3回目までは一応お返事とか連絡等はとれていたんですけども、その後に連絡がとれなくなっているというふうに私どもは聞いております。以上です。

○北方貞明議員 そしたら、一応はおつき合いができておったちゅうことでいいんですね。はい、わかりました。これは手前みそになるかもしれないけれども、私、横須賀の瀬戸口藤吉翁のお墓に去年も行きまして、3回目訪問したわけなんですけれども。その一環ですよ、私、前の一般質問にも市長、教育長等が東京に行かれたときはそういう大会もやっていることだし、行ったらいかがでしょうかというような提案をした記憶もあるんですけれども。これまで前の長

濱教育長の時代やったと思うんですけど、これ言うたのは。市長、長濱副市長、行かれたことはあるでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） これまでのところ、行ったことはございません。

○副市長（長濱重光） なかなか出張の機会もプライベートもないもんですから、行ったことはございません。

○北方貞明議員 お二方が行ったことないちゅうことなんですけれども、新しく就任された坂元教育長さん、ええですね、垂水はこんだけもう20年間やっておるわけですよ。それも感謝を込めて。お宅らは公的なほうじゃ、政教分離とかそういうのも頭によぎると思いますけれども、そういうんじゃないかと、こういう記念大会をやるわけですからね、それなりの誠意とか敬意をあらわしたほうがいいんじゃないかと。また、そして、遺族の方々ともやはりつながりをつくっていかなくちゃ、ちょっとこっちじゃワイワイ言うて、垂水じゃ瀬戸口翁が軍艦マーチの分、皆さんが宣伝されると思うんですよ。そのかわり、当事者は何ら接点がないというのは、ちょっと僕は寂しく思うもんですから、ぜひ、今度、新しい教育長さん、参ってください。東京から1時間ちょっとかかりますけどね、いいところですよ。行ってください。

そういうことで、私はとれないちゅうことで出したんですけども、娘さんか、子供さんに出したのか、それともお孫さんに出したのか、私、以前、瀬戸口さんの系図ですかね、家系図ですかね、もう社会教育課へは渡しておるはずですよ。それには、私が見たのには平成生まれの方々の名前がね、載っていました。だから、あたればどこかにおるわけですから。だから、そこをもうちょっと力を注いで、ぜひ、この瀬戸口藤吉翁の除幕式にはですよ、関係者の方々をお招きして除幕をしたほうがいいんじゃないかと思っています。

こないですよ、話はちょっと横にそれるかもしれないけど、今月ですかね、25日に、垂水校区のふれあい館がオープンしたとき、そのとき田中茂穂さん宅のあれをしたわけ。出席された方ももちろんご存知ですけれども、そのとき寄贈していただきました。娘さんも来ておられましたよね。そういうふうに、そういう関係者の方がやっぱり行かしてもらえば、喜ばれますよね。ほんな私も2、3お話をさせていただきましたけど、大変喜んでおられました。そして、食事会もしたわけなんですけれども。その食時の中で、イノシシの燻製を食べられましたかね。出たんですよ。そしたら、その娘さん、初めて食べたよ、こんなおいしいの食べられるなんて来たかいたと。（発言する者あり）あいさつで言われました。そういうことで。ほいで、弁当に詰めて帰られたですからね。そうして、大変その関係者の方々は、お招きすることによって大変喜んで帰られますから、是非、これだけは実現していただきたい。

それで、私がちょっと手前みそになりまかすかもしれませんが、ちょっとお話をさせてください。

この関係者の方をお招きするという言葉がありましたけれども、この大会が発足した、スタートしたのは、市長さんに言えば、矢野市長のときにスタートしたわけですけれども、その前の岩下さんのとき、この話は、南本町通りがですかね、下宮地区の方々の方でこういうふうにやろうやと、それを案に出したんですよ。そして、岩下市長は乗ってこられまして、そのときの川井田教育長も乗ってこられまして、スタートしたわけですよ。一番の功労者といったら、そういう南本町通り会の方々は、案を出したからここまで来たわけですから、その人たちの苦労も忘れないでいただきたいな。ということは、その前に、あの顕彰碑の清掃は今ではしていませんけど、当時はずっとしてきとったんですよ。

そういうこともありますから、その人たちのことも忘れないでいただきたいと思っております。

それでは、そういうことで要望としますますので、よろしく願いいたします。

新庁舎。新庁舎はまだ、パブリックコメントがまだ集約ができていないから最終決定はできないと思いますけれども。先ほども言いましたように、十分安全面を考慮していただいて整備していただきたいと思います。

私が一番心配するのは、C案が地方の中では一番評価の点数といますかね、大きかったと思うんですけれども。その中で低かったのが安全面のことやと。浸水ということで低かったと思うんですけれども。避難できる防災拠点の1つですから。やはり身障者のためには安全安心がやっぱり先に優先すると思います。そういうことで十分検討していただきますが、今のところに建てるとなれば、恐らく浸水とかでかさ上げがされると思いますけれども。道中のロータリーなんか、通常の雨でも浸水しますよね。そのとき、恐らく役所がもしそこに建てば、役所は大丈夫でしょうけど、その道中、その水はけが、今度、周囲の住宅なんかに浸水すると思いますけど、そのへんの考え方もちょっとまとまっておいたら教えてください。

○企画政策課長（角野 毅） 浸水に関する問題点につきましては、ロータリーの部分というのは、現状、浸水は改善をされてきていると考えておりますけれども、現状の中でどのような対策が必要になるのかというのは、新庁舎の位置が正式に決まりましたら、それぞれについて十分な検討が出されるものだと考えておりますので、その際にお答えできるのではないかと思います。

○北方貞明議員 それじゃ、安全面では十分考えてください。

それでは、南の拠点の一部のところを残すちゅうことは情報を発信している、牛根のほうの

ところで言いますけど、トイレのはありますよね、あそこ。その裏側が、あそこのあの情報、ああいう分が残るということですかね、イメージとしては。

○企画政策課長（角野 毅） そういうことになります。

○北方貞明議員 それはわかりました。だけど、何でそこだけです。国交省にトイレだけつくらせて、情報だけ残してせざるを得ない、急がなくてはならなかった理由は何だったんでしょうか。

○企画政策課長（角野 毅） 国交省もいろいろと工夫をされておりまして、今、道の駅を活用するに当たっては、情報発信施設への動線というものについて非常に重視をする。

○北方貞明議員 何け。情報発信。

○企画政策課長（角野 毅） 情報発信施設。今回、一部が遅れるという施設でございますけれども、そこに対する動線について非常に重視されておりまして、そのようなことがございまして、国交省としての設計、施工について、年度内の完成を目指すというふうな形でご報告をいただいているところでございます。

○北方貞明議員 そうしたら、一方は秋にオープンして、年度内といたら3月まで完成する。ここは情報発信が3月まで完成すればいいという認識で、今、秋のオープンにこぎつけるわけですか。

○企画政策課長（角野 毅） 国交省のほうより、そのような報告を受けているところでございます。

○北方貞明議員 国交省のほうから報告を受けておるちゅうこと。それ、オープンも国交省が主体になってやるわけですね。

○企画政策課長（角野 毅） 国交省と一体型の道の駅の建設を目指しておりますので、当然、国交省も一体となって進めてまいります。

○北方貞明議員 そしたら、国交省がそういう

ふうな予定を計画したところでいいですか。

○企画政策課長（角野 毅） 国交省の事業計画の中でそのように計画をされているということでございます。

○北方貞明議員 それでは、わかりました。はい。

それで、正式登録名称は国交省に届ける。そして、国交省が認定して正式に決まるちゅうことですけれども。地名がわかるようにそうなれば、今、あそこは「たるみず」でやっていますけれども、浜平地区だから、はまびら地区というふうな愛称も可能ということ。それと、もう既に、愛称は市民の方々に公募とか募集をされると思いますけれども、もうそういう時期に来ておるんじゃないかと思いますが、いつごろ、そういうの決める予定か、教えてください。

○企画政策課長（角野 毅） 今のご質問でございますと、正式名称とは別の愛称のご質問だと（発言する者あり）ということによろしいでしょうか。（発言する者あり）

愛称につきましては、道の駅は愛称ゆったり館という愛称、この名称が愛称ということになりますけれども。施設を末永く利用してもらい市民の皆様にあされる施設になるように、オープンの半年前に道の駅の場合、公募により決定をされているようでございます。

この道の駅たるみずにつきましては、九州管内でもトップクラスの魅力を持つ道の駅であると認識しておりますので、こういった愛称の公募といったものに取り組むことは非常に重要ではないかと思っておりますので、今回、北方議員のほうより、新たな道の駅に対する愛称の公募のご提案をいただいたというふうに考えますので、この公募により新たな道の駅の魅力を高め効果的なプロモーションを展開できるように、前向きにそのことについては検討してまいりたいと考えております。

○北方貞明議員 愛称を早目に募集をしていた

だきたいと思っております。

南の拠点です、きのうときょうで、川越議員、村山議員の答弁の中で、一部の用地の交渉継続中というふうなお答えをされておると思いますが、その一部の交渉継続中、何が問題になって、まだ交渉されるのか。ちょっと、ちょっとしたところでいいですから教えていただければ。

○企画政策課長（角野 毅） 用地の交渉につきましては（発言する者あり）個人情報でもございますので、回答を控えさせていただきたいと思えます。

○北方貞明議員 個人情報ということで、言いくいとところあるというそうであります。私は、このことに対して私個人もいろいろと言いたいことはあるんです。しかし、今はそのようにして個人情報等なんかで答えていただけないわけなんです。

交渉中に私のほうに、今いろんな人からの電話が来ております。言動に怒りを覚えるというふうなことも私に訴えられたご婦人もおられます。こういう交渉事は、特に、南の拠点は市民の方々の、地権者のですよ、理解を得てみんな喜んでその南の拠点がオープンできるような姿が一番いいと思っております。

私も個人的には先ほども言いましたが、いろいろ言いたいことがいっぱいあります。そうやって書いてましたけど、これは、お互い言動には注意を払って、お互い反省すべきことは反省していただきたいと思えます。

これで、この件に関しては終わります。（発言する者あり）

水道事業ですけれども、年次ごとに計画していただくと。先ほども言うたように、この間、副市長と、一遍、語る機会がありまして、うちの団地はよく水道管が破裂して漏水がするんだよと、ありますよという話をしたあくる日には水道管が、バルブがはじけて、そういうふうな

ことがあったわけですけど。本当に毎年のように2、3カ所発生しております。夜中に幸い、ないのがいいんですけど、1回、なんか昼から工事がかかって、その原因がつきとめるまで夜中までかかったことがあるんですよ。どこが破けたかわからずに。そんなときも水道課の方々は、あの雨の中、雨が当時は降っていたんですよ。びしょ濡れになって復旧工事に携わっていただいていたんですけども。そういうふうにして、もう、いつ、どこで水道管が破裂するかわからない状態です。そういうことで、造成して50年、先ほども言いましたように、民間業者がずさんな工事をした関係でこういうことも発生しておるわけですけども、水道管のほうも年次ごとに布設工事、あるいはバルブ交換を計画していただくよう要望して、これで終わります。

○議長（池山節夫） 以上で、平成30年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を終わります。

お諮りいたします。議案第22号から議案第32号までの議案11件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第32号までの議案11件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8号第1項の規定により、村山芳秀議員、梅木勇議員、堀内貴志議員、川越信男議員、感王寺耕造議員、堀添國尚議員、池之上誠議員、持留良一議員、北方貞明議員、森正勝議員、川尻達志議員、篠原静則議員、川畑三郎議員、以

上の13名を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました13名を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。ただいま選任いたしました予算特別委員会委員の方々は、次の休憩時間中に委員会を開き、正・副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時48分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算特別委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

予算特別委員会委員長川越信男議員、副委員長持留良一議員、以上でございます。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（池山節夫） 明1日から3月15日までは、議事の都合により休会といたします。次の本会議は3月16日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日はこれもちまして散会いたします。

午後2時52分散会

平成 3 0 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 3 0 年 3 月 1 6 日

本会議第4号(3月16日)(金曜)

出席議員 14名

1番	村山芳秀	8番	持留良一
2番	梅木勇	9番	池山節夫
3番	堀内貴志	10番	北方貞明
4番	川越信男	11番	森正勝
5番	感王寺耕造	12番	川尻達志
6番	堀添國尚	13番	篠原静則
7番	池之上誠	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	二川隆志
総務課長	中谷大潤	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	森山博之
財政課長	野妻正美	観光課長	
税務課長	楠木雅己	土木課長	宮迫章二
市民課長	和泉洋一	水道課長	萩原竹和
併任		会計課長	川畑千歳
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	池松 烈
保健課長	鹿屋 勉	学校教育課長	下江嘉誉
福祉課長	保久上光昭	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	野村宏治
		書記	瀬脇 恵寿

平成30年3月16日午前10時開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（池山節夫） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から平成30年1月分の出納検査結果報告及び平成29年度定期監査の結果並びに平成29年度財政援助団体の監査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第1号～議案第14号、議案第22号～議案第34号、陳情第8号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第2、議案第1号から日程第15、議案第14号までの議案及び日程第16、議案第22号から日程第28、議案第34号までの議案27件並びに日程第29、陳情第8号の陳情1件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 案

議案第2号 垂水市ポイ捨て等防止条例 案

議案第3号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第4号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市企業等立地促進条例の一部を改正する条例 案

議案第7号 災害被害者に対する市税減免条例の一部を改正する条例 案

議案第8号 垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例の一部を改正する条例 案

議案第9号 垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第10号 垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第11号 垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第12号 垂水市介護保険条例の一部を改正する条例 案

議案第13号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第14号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案

議案第22号 平成30年度垂水市一般会計予算案

議案第23号 平成30年度垂水市国民健康保険特別会計予算 案

議案第24号 平成30年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算 案

議案第25号 平成30年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案

議案第26号 平成30年度垂水市介護保険特別会計予算 案

議案第27号 平成30年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案

議案第28号 平成30年度垂水市病院事業会計

予算案

議案第29号 平成30年度垂水市漁業集落排水
処理施設特別会計予算案

議案第30号 平成30年度垂水市地方卸売市場
特別会計予算案

議案第31号 平成30年度垂水市簡易水道事業
特別会計予算案

議案第32号 平成30年度垂水市水道事業会計
予算案

議案第33号 垂水市国民健康保険税条例の一
部を改正する条例案

議案第34号 垂水市後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例案

陳情第8号 垂水地区グランドゴルフ専用練
習場の設置について

○議長（池山節夫） ここで、各委員長の審査
報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長堀添國尚議員。

[産業厚生委員長堀添國尚議員登壇]

○産業厚生委員長（堀添國尚） 去る2月16日
の本会議において、産業厚生委員会付託となり
ました各案件について、3月2日に委員会を開
き審査いたしましたので、その結果を報告いた
します。

最初に、議案第1号垂水市指定居宅介護支援
等の事業の人員及び運営に関する基準等を定め
る条例案については、第3条第2項で記録の保
存年限を国の基準が2年であるのに対し、5年
とした理由は何かとの質問があり、他の公文書
の保管、市の例規等、5年間としており、県や
他市の状況も同様に5年とされている。また、
実地指導や再請求の場合に、遡って見る可能性
があるためであるとの回答がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案
のとおり可決されました。

次に、議案第12号垂水市介護保険条例の一部
を改正する条例案については、介護保険が導入

されてからどれだけ保険料が上がっているのか
という質問があり、制度が開始された平成12年
は月額3,000円、第7期で5,700円なので2,700
円上がっているとの回答がありました。

また、所得段階ごとの分布についての質問が
あり、基準額より低いほうは結構多いが、介護
保険の運営のためにはまだ上げたい気持ちがあ
るのかとの質問があり、介護保険給付見込額
を保険者数で割って保険料を算定しているため、
見込額が増えない以上、第7期はこの金額で運
営できるものと考えているとの回答がありまし
た。

次に、本市の保険料が19市の中で下から4番
目ということだが、どういう介護保険の状況に
あるのか、十分な介護サービスを受けられてい
るのかとの質問があり、施設が多ければ保険料
は高めになる傾向になっている。本市では介護
予防事業等に力を入れており、何とか現在の施
設で賄えると判断し、今期においては新たな施
設整備は考えていないとの回答がありました。

そのほかにも介護保険事業の将来的な展望に
ついての質問や民生委員の方々と連携を取り、
きめ細かく情報収集して、本当に困っている市
民に手厚く支援できる方法を考えてほしいとの
要望や家族のあり方についての指導も必要だ
と思うとの意見もあり、活発な質疑や意見が交
わされました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案
のとおり可決されました。

次に、議案第2号垂水市ポイ捨て等防止条例
案については、ポイ捨ては誰も見ていないとき
にするはずだが、誰か監視人とかがいるのかと
の質問があり、これから美化推進員としてお願
いし、その方々にパトロールや指導をしていた
だく予定であるとの回答がありました。

また、どのように周知を図っていくのかとの
質問もあり、わかりやすいチラシを作成して周
知を図るほか、広報紙にも掲載していきたいと

の回答がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、特に質問もなく、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池山節夫） 次に、総務文教委員長持留良一議員。

[総務文教委員長持留良一議員登壇]

○総務文教委員長（持留良一） 2018年第1回定例会総務文教委員会の審査結果報告を行います。

去る2月16日及び27日の本会議において、総務文教委員会に付託となりました各案件について、3月5日に委員会を開き付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初の審査は、議案第3号垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案と議案第4号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、質疑もなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についても、質疑もなく、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第6号垂水市企業等立地促進条例の一部を改正する条例案について、説明後、質疑に移り、引き上げ金額と方法等の妥当性について質疑があり、管内及び近隣と同等の自治体の調査を行い、足並みをそろえる形で引き上げたとの回答がありました。

さらに、補助金を運転資金に活用するというのは問題ないのかの問いに、創業当時の運営に利用できるような交付金を出しているので問題ない旨の回答が示されました。

また、期間が5年から3年に変更するとの内

容から、3年間という期間が短いのではないかと質疑があり、本市で3年間事業展開していただければ返還分は発生しないとの回答がありました。

最後に、不正はこれまでなかったかの問いに、1件もなかったと回答があり、審査も終わり、採決に移った結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号災害被害者に対する市税減免条例の一部を改正する条例については質疑がありませんでした。

原案のとおり可決をされました。

次に、議案第8号垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例の一部を改正する条例案については、既存の住宅への影響等の問題について質疑があり、担当課として固定資産の減免ということでの支援であり、他の施策等で既存住宅への支援ということで何らかの支援は全庁的に考えていくものであると見解が示されました。

新城方面については、しばらく経過等を見ていく必要があると方向も示されたところであります。

さらに費用対効果についての質疑があり、21年以降は固定資産税がきちんと課税され、その他交付税や市税等の波及効果はあると考えているという答弁がありました。

その後、採決に移り、結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について審査をいたしました。

審査は質疑もなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について審査いたしました。

これも同じように、質疑もなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号垂水市後期高齢者に関する条例の一部を改正する条例案について審査を行いました。

原案のとおり可決されました。

次の審査は、議案第10号垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例案と議案第11号垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案については、質疑もなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案については、違法建物の状況や空き家対策についての質疑があり、点検や広報活動を実施している旨の回答が示され、対策を取っていることが報告されました。

審査の結果、原案のとおり可決をされました。

最後に、陳情第8号垂水地区グランドゴルフ専用練習場の設置についての審査が行われました。各委員から地元の状況や練習場についての考え方も述べていただきながら審査をいたしました。

その結果、必要性は健康への取組等の重要性はあるが、土地問題等もあるなど課題もあるとの意見も出ました。議論も出尽くしましたので、採決に移り、結果、陳情は趣旨採択となりました。

以上で、総務文教委員会所管の審査報告を終わります。

○議長（池山節夫） 次に、予算特別委員会委員長川越信男議員。

[予算特別委員長川越信男議員登壇]

○予算特別委員長（川越信男） 去る2月28日の本会議において、予算特別委員会を設置し、委員会付託となりました平成30年度各会計予算案について、3月7日、8日及び9日の議案に対する質疑、12日には市長への総括質疑の計4

日間にわたり委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第22号平成30年度垂水市一般会計予算案につきましては、教育振興費の扶助費について、市長の公約が予算案に反映されていないとする総括質疑が出されるなど異議があったため、挙手による採決を行った結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成30年度垂水市国民健康保険特別会計予算案につきましては、異議はなく原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成30年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案につきましては、異議があったため挙手による採決を行った結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成30年度垂水市交通災害共済特別会計予算案につきましては、異議はなく原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成30年度垂水市介護保険特別会計予算案につきましては、異議があったため挙手による採決を行った結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成30年度垂水市老人保健施設特別会計予算案、議案第28号平成30年度垂水市病院事業会計予算案、議案第29号平成30年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案、議案第30号平成30年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案、議案第31号平成30年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案及び議案第32号平成30年度垂水市水道事業会計予算案につきましては、いずれも異議はなく原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池山節夫） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

お2人から討論の通告がありますので、まず、持留良一議員の発言を許可いたします。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、4件について反対の討論を行っていききたいというふうに思います。

討論に入る前に、指摘しておきたいことがありますので、その点について皆さんのご了承をお願いしたいと思います。

今、国会では森友公文書改ざん問題が大きな政局になり、監督管理問題が大きな課題にもなっています。結果いかんでは内閣の存亡にかかわる問題を呈しています。

翻って本市ではどうでしょうか、先般、児童扶養手当差押問題が明らかになりました。この問題で私は2014年度の9月議会で鳥取児童手当差押判決を生かす取組が必要であると姿勢を質しています。

回答で、総務省の通知を踏まえ慎重に執行していますと申され、一方では、振り込まれることによって発生する預金債権は、原則として差押等禁止債権としての属性を承継するものではないと解されることとしておりますと、差押さえを正当化するような回答も示されていました。

しかし、総務省は、判決が出た翌年に児童手当が使えなくなる差押さえは控えるような趣旨の内容を県へ通知し、県も各市町村にその旨を説明していると報道がされています。

しかし、判決が確定した2014年以降の同様の差押さえが20件あったと報道がされています。

市として返還の義務はないのか、時効等で返還の義務が消滅していても道義的責任はあり、必要な対応が求められているのではないのでしょうか。さらに、これらの行為は判決の趣旨や児童手当の精神が生かされず、裁量逸脱が続いていると指摘されてもおかしくない問題だったと考えます。

このような経過、結果から、市長としての監

督管理及び責任は重大であると考えます。この点を指摘し、討論に入ります。

まず、議案第12号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案及び関係する議案第26号平成30年度垂水市介護保険特別会計予算案について、以下の点を理由にして反対をいたします。

1点目の理由は、介護保険料の値上げの問題です。

介護保険スタート時の標準保険料は3,000円でしたが、4月から始まる第7期は5,700円、スタート時に比べて約2倍近い値上げになります。年間保険料にすると6万8,400円となり、国民年金受給者にとっては1カ月分の年金が介護保険料でなくなるという内容になります。

年金は減額傾向の中、4月からは年金カット法による新たな仕組みも施行されることにより、際限のない形で削減されていくこととなります。天引きされる保険料はどんどん引き上げられる、納めることも困難になり、一層困窮に立たされる結果になるのではないのでしょうか。

特に、低年金、無年金、低収入の高齢者の負担の負担能力を大きく超えていると考えます。今行政に求められているのは、保険料の据え置きへの対策、この方々を守る上での責任、市独自の減免対策ではないのでしょうか。

2点目は、要支援1の人たちが昨年度から介護保険制度から総合支援事業に移ることになりました。この支援は自治体の裁量で実施されますが、事業者への報酬引き下げが大きな問題になります。また、来年度からは生活支援サービスに利用制限が設けられることにもなります。また、福祉用具貸与価格にも上限設定が設けられることにもなります。

介護保険の目的は、社会的に支え、住み慣れた地域で自立した生活を続けるためではなかったのでしょうか。市独自の取組には法との関係で限界もありますが、利用料の減免など、誰もがいつでも安心して利用できる制度への努力が一

層求められているというふうに思います。

このような点から、議案第12号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案及び関係する議案第26号平成30年度垂水市介護保険特別会計予算案について反対をいたします。

次に、議案第22号平成30年度垂水市一般会計予算案について、主な論点として3点を理由にして反対をいたします。

総括質疑の冒頭には、私は予算は直接住民の生活を左右するものであり、いわゆる福祉、市民の幸せのいかんを決するものである。ゆえに市長も議会もあくまでも住民全体の幸せを念頭において考えていくものであると述べました。よって、具体的施策が住民の利益にとってどうかということも見て、総合的に判断していくことが基本であると考えます。

では、平成30年度の一般会計予算案はどうだったか、大きな問題として1点目は、総括質疑でも質した高齢者の生活を支える支援策の問題です。

昨年も高齢者の生活をめぐる問題では、生活を支える施策の必要性を訴えました。その回答として、総合的に可能な限り対応していくというものでした。

しかし、来年度の予算については変化はありません。国の予算でも生活保護費の最大5%、平均で1.8%削減を初めとした社会保障関係費の自然減は1,300億円が削減される計画です。

このことにより、介護保険を初め、各社会保障で給付の減と負担増が今後、負担増を招くこととなります。さらに、生活を支える年金はこれまで給付減となってきましたが、4月からの先ほど言いました年金カット法の新たな仕組みも施行されることで年金が削減されている方向にも進んでいきます。これらを見ても高齢者の生活は想像しがたい生活苦に陥ることは明らかです。

そこで対策として問題視したのが、セーフテ

ィーネットとしての生活保護制度が機能しているのかという問題でした。さらに健康や衛生面で暮らしの支援、生活費、用具給付、貸与の設置も提案もいたしました。

地域で元気に生きがいを持って安心して暮らしてもらうためにも、総合的で可能な限りの対策が求められていたのではないのでしょうか。そこにこそ自治体の市民の生活を守る役割と責任があったのではないのでしょうか。予算にはそれが示されていません。

2点目は、経済的な子育て支援策で、特に貧困と給付との関係で就学援助制度が大きな役割を果たしている中、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の項目の拡充が求められていたと私は考えます。この点でも、県も県教育委員会を通し、支給金額や項目の拡充を要請していることも紹介いたしました。

市長は公約で、未来への挑戦、2つ目、子供を育てやすい環境をつくり、子育て世代を応援してまいりますと方向を示され、努力もされています。しかし、この公約が就学援助等の拡充では来年度は具体化されていません。この問題でも2013年6月議会でも取り上げています。子供たちがスティグマを感じることなく学び、成長できる内容を思っています。このようなときだからこそ制度の拡充が必要だったと考えます。これでは自治体間の格差は広がるばかりです。

3点目は、司書やスクールソーシャルワーカーなど専門性を持った非正規職員の身分が不安定のままであることです。

求められる内容は大きいですが、安定的に専門性を発揮していくには労働環境は十分でないと考えます。このままでは雇用の確保も難しくなるのは必然であり、待遇改善は必要不可欠です。

昨年の議会でも市長は、非正規職員は地方行政の重要な担い手であると言明されました。であるならば、それにふさわしい待遇改善はいよいよ避けて通れない喫緊の課題ではなかったでし

ようか。非正規の時給の引き上げは評価いたしますが、この点を理由として反対をいたします。

最後に、議案第24号平成30年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案について反対いたします。

制度発足以来、保険制度改定のたびに保険料は引き上げられてきました。来年度は平均で保険料は856円の増になります。さらに低所得者対策であった軽減措置も廃止されます。年金など収入が減る中、負担が増え、滞納者も増加傾向にあります。このことで医療を受けられない事態も生まれています。

値上げは高齢者の生活を圧迫する重大な要因になっています。安心して医療を受ける権利を保障することは広域連合の責務でもあります。負担増と差別医療を押し付けるような既存の制度は廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきと考えます。

以上の理由をもって、私は反対をいたします。

以上です。

○議長（池山節夫） これに対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 討論なしと認めます。

次に、村山芳秀議員の発言を許可いたします。

〔村山芳秀議員登壇〕

○村山芳秀議員 おはようございます。

それでは、議案第22号平成30年度垂水市一般会計予算案の企画費委託料の執行について反対の立場で討論いたします。

垂水市新庁舎建設基本計画案については、現在、パブリックコメントを既に終えて、取りまとめの段階だと思えます。

新庁舎基本計画案では規模算定の基本指標、算定根拠となる将来人口が、再来年、平成32年の人口ビジョンの人口予想1万4,374人で示されています。一方、昨年度作成された垂水市公共施設等総合管理計画は、社団法人国立社会

保障人口問題研究所、いわゆる社人研の将来推計人口を基にした10年計画を立てております。

今月1日の垂水市の人口は1万4,576人です。基本計画案に示されている将来人口としている数と今月1日の人口差はわずか202人の違いでございます。ちなみに、昨年3月中の1カ月間に減った人口は141人です。当然、高校生が市外、県外へ転出したり、転勤族など大幅な人口移動がございます。

この分でいきますと、基本計画案で将来人口の根拠にしている平成32年の数字をことしの夏から秋口には下回る事となるでしょう。予想を上回る急激な人口減です。

まずは、平成32年の推計人口1万4,374人という垂水市人口ビジョンの数を規模算定の根拠とした基本計画案の出発点そのものが誤っており、基本計画案自体の信憑性が問われます。

当然、財政課が作成した垂水市公共施設等総合管理計画に即した社人研の将来推計人口をもとにした計画で然るべきであり、50年、60年の耐用年数を考えますと、少なくともこれから10年先を見据えた新庁舎の規模が目安となるべきであり、しかも、近年建設された全国の類似の2万人程度の人口規模でも5,000平米台の延べ床面積でございます。敷地面積にしても然りです。

さらには、今後の多くの老朽化した垂水市内の公共施設の更新や維持管理費用、働く世代の人口減による税収の減少、医療、介護、福祉等の扶助費の増大や特別会計への繰出金など、財政状況がこれまで以上に厳しさを増してまいります。加えて市や市議会に対する市民感情を考慮すると、身の丈に合った新庁舎建設が自明の理と言えます。

よって、今回、垂水市新庁舎建設基本計画案に基づく規模面積で計上されている企画費の委託料1億1,162万円の執行に対しては反対であり、議案第22号平成30年度一般会計予算案につ

いて反対いたします。先輩議員の皆様の賢明なご判断をよろしくお願いいたします。

○議長（池山節夫） これに対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 討論なしと認めます。

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

ご異議がありますので、議案第12号、議案第22号、議案第24号及び議案第26号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。よって、議案第12号、議案第22号、議案第24号及び議案第26号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第12号を起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（池山節夫） 起立多数です。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第22号を起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（池山節夫） 起立多数です。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第24号を起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（池山節夫） 起立多数です。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第26号を起立により採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

それでは、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（池山節夫） 起立多数です。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、陳情をお諮りいたします。

陳情第8号を委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

△議案第35号～議案第44号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第30、議案第35号から日程第39、議案第44号までの議案10件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

議案第35号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第36号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第37号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第38号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第39号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第40号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第41号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第42号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第43号 垂水市農業委員会委員の任命について

議案第44号 垂水市農業委員会委員の任命について

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 議案第35号から議案第44号までの垂水市農業委員会委員の任命についてを一括でご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律等の改正を含む農業協同組合法等の一部を改正するなどの法律が平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日から施行されたことに伴いまして、農業委員の選任方法が公選制から市長の任命制に改正されました。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、任命同意をお願いするものでございます。

議案第35号、葛迫巧氏の住所は、垂水市浜平1949番地、生年月日は昭和30年9月13日でございます。

議案第36号、永吉浩幸氏の住所は、垂水市田神1838番地1、生年月日は昭和39年11月5日でございます。

議案第37号、瀬角初美氏の住所は、垂水市中

俣462番地2、生年月日は昭和36年7月28日でございます。

議案第38号、下瀬秀氏の住所は、垂水市中俣579番地、生年月日は昭和35年1月5日でございます。

議案第39号、小畑良之氏の住所は、垂水市高城707番地3、生年月日は昭和17年7月23日でございます。

議案第40号、村山繁稔氏の住所は、垂水市牛根麓2723番地2、生年月日は昭和41年8月12日でございます。

議案第41号、重吉伸哉氏の住所は、垂水市新城914番地1、生年月日は昭和60年12月27日でございます。

議案第42号、森千秋氏の住所は、垂水市市木279番地2、生年月日は平成2年5月12日でございます。

議案第43号、大迫和昭氏の住所は、垂水市柘原3343番地、生年月日は昭和28年1月28日でございます。

議案第44号、中間信二氏の住所は、垂水市錦江町1番地101、生年月日は昭和35年11月23日でございます。

以上10名のうち、認定農業者または認定農業者に準ずるものが9名でございまして、農業委員会等に関する法律第8条第5項で定める要件、定数の過半数を満たしております。

なお、任期につきましては、平成30年6月1日から平成33年5月31日までの3年間でございます。

以上で議案説明とさせていただきます。ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持ってご参集願います。

午前10時40分休憩

午前11時5分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議題としました議案10件に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 先ほどいろいろ説明があつて、基本的なことは聞いたんですけども、新しいこの改正法のもとで農業委員会が活動をしていくという中で、非常にちょっと二、三点不安な点があるものだから、その方々がそのことをきちんとやってくれるかも一つの大きな判断の材料になると思いますので、そのことで農林課長を含め農業委員会事務局はどういう考え方を持っているのかという点についてお聞きをしたいというふうに思うので、1つは、今回最大の目的は、農民の地位向上どころかその農地利用の最適化の促進強調という、いかに土地を集積を図って、企業等も含めて、そういう形で促進を図っていくかということに重点が、最大が置かれているというふうに思うんです。

そういう中でも、この農業委員会のそもそもの役割ってというのは変わらないと思うんですが、その中で1つは、意見の公表、建議という、このものがありましたよね。私たちも農業委員会からいろんな要望とか政策に関する提案なんかも出てきたんですが、これは基本的には今度の改正によって消されたんですけども、これがどんな形で担保されていくのか、可能なのかどうなのかです。

農業の方々、いろいろ議論して、これはきちんと提案していこうとか、建議していこうかということに、意見を出していきたいと思うんです。そうやってきたときに、この改正法ではそれはできませんよとなっているんだが、本当にそういうことができないのかどうなのかというのが1点と、あと、農地利用最適化推進

の業務が重点だと先ほど言いましたけども、その農地の利用だとか集積っていうのは、やっぱり地域農家の方々の要求、納得で進めていかなきゃならないというふうに思うんですが、今いろんな形で新しい土地改良の関係では、同意がなくても進めていけるとか、いろんなさまざまな、いわゆる推進する側にとつたら非常に環境が整ってきたというか、やりやすくなってきたというか、逆に言うと農地を利用するそういう方々、地域農家の方々は非常に問題を抱えてきてしまう、課題も出てくると思うんですね。

今後、リタイアしたりとか新規就農とかいう方々のためにも、そのあたりというのは、本当に農地がたいへん重要になってくると思うんですが、そのあたりの点について、どんなふうな形でこの問題をきちっと取り組んでいかれる考えがあるのか。

また、そういう役割担われると思うんですが、委員の方々は、そういう観点では、どんな形で今後そういうお願いをされていかれるのか、その点について。

○農業委員会事務局長（二川隆志） 1点目の疑義の件についてのお尋ねですけども、この件については、現在ちょっと私のほうも情報持ち合わせておりませんので、また県の農業会議等に問い合わせまして、情報を得て回答させていただきたいと思います。

2点目についてですけども、現在、まずは今回の新たな農業委員、そして最適化推進委員の体制で平成30年度はスタートするんですけども、その中で、まずは行わなければならないということで県からも、あと周辺自治体と一緒にやっていくんですが、まずは農家自体のどのような意向を持っていらっしゃるか、借りたのか貸したいのか、で、5年後、10年後においてもまだ農業を続けたいのかと、そういったような意向をまずは全戸についてアンケート調査を行いなさいと。

それを農業委員、農業最適化推進委員において行うということを鹿児島県としては目標に上げているところをございまして、こちらのほうに着手しまして、まずは農家の方々の意向、そういったところを集約した上で、今後の推進計画、そういったところに持っていきたいというふうに考えているところをございます。

以上でございます。

○議長（池山節夫） ほかに質疑は。

○持留良一議員 その意見の公表等、これは政府は可能だと言っているんですよ。だから、法律的にはそれがなくても可能だと言っていますので、そのあたりはぜひ農業委員会でそういう取組ができるように、それやってもう少し詳しく、詳細に調べていただいて、提案も含めて事務局長のほうでもやっていただきたいなというふうに思います。

あと、最適化推進の問題について、やっぱり農地の保全利用調整が進むように努力するというのがやっぱり重要だと思いますので、というのはなぜかという、認定農家者が過半数以上を占めます。そうなってきたときに、今までは公選制でさまざまな形で農家の方々がそこに出ているような意見も言えたんですけど、こういうふうになってくると過半数以上ですので、認定農家の力関係というのか、それがどうしても否応でも強くなっていく可能性がありますよね。そのあたりの点をやっぱりきちっと配慮しながら、そういう点の調整を図っていただいて、農地の適正な利用計画等を含めて取り組んでいたきたいと思います。

以上です。

○議長（池山節夫） 答弁は要りますか。

○持留良一議員 いえ、いいです。（発言する者あり）

○議長（池山節夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。お諮りいたします。

まず、議案第35号については、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、同意することに決定しました。

次に、議案第36号については、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、同意することに決定しました。

次に、議案第37号については、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号については、同意することに決定しました。

次に、議案第38号については、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、同意することに決定しました。

次に、議案第39号については、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については、同意することに決定しました。

次に、議案第40号については、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については、同意することに決定しました。

次に、議案第41号については、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、同意することに決定しました。

次に、議案第42号については、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、同意することに決定しました。

次に、議案第43号については、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号については、同意することに決定しました。

次に、議案第44号については、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

お諮りいたします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定いたしました。

△閉 会

○議長（池山節夫） これをもちまして、平成30年第1回垂水市議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員